

3. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について

答申にあたって

豊中市では、社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更等に対応し、新しい視点によるみどりのまちづくりを推進するため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、それらを実現するための施策などを定めた「豊中市みどりの基本計画」の改訂版となる「第2次豊中市みどりの基本計画」の策定を進めることとなりました。

こうしたことから、平成28年(2016年)6月14日、浅利市長から豊中市環境審議会に「第2次豊中市みどりの基本計画の策定について」の諮問を受け、この審議を集中的に行うため、環境審議会に「環境審議会みどりの基本計画策定部会」を設置しました。

そして、これまで「豊中市環境審議会」を8回、「豊中市環境審議会みどりの基本計画策定部会」を7回開催し、詳細な検討を行い、「第2次豊中市みどりの基本計画」を効果的かつ実効性のある計画とするため、大阪府の「みどりの大阪推進計画」をはじめ、本計画の上位計画である「第4次豊中市総合計画」「第2次豊中市都市計画マスタープラン」「第3次豊中市環境基本計画」、その他の関連計画との整合を図るとともに、平成27年度(2015年度)に実施された、衛星画像による緑被量調査及びアンケートによる市民意識調査、この10年間の施策の効果等の検証を踏まえて、新たな本市のみどりの確保目標や将来のあるべき姿、施策の展開等について審議を行いました。

また、生物多様性の保全に対する取組みの拡大や市民との協働による地域のみどりづくりの発展、防災・減災に対する意識の高まりなどの昨今の社会動向のほか、平成29年度(2017年度)に実施された市民説明会における意見なども踏まえて、「第2次豊中市みどりの基本計画策定に対する意見」及び「第2次豊中市みどりの基本計画(素案)」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

「第2次豊中市みどりの基本計画」の策定に当たっては、別紙に示す本審議会の意見及び「第2次豊中市みどりの基本計画(素案)」を十分に踏まえて検討していただくことをお願いするものです。

第2次豊中市みどりの基本計画策定に向けての環境審議会意見

■全体

- ・みどりの量を向上させることだけでなく、みどりの役割の多面的な機能の発揮や視覚的効果のあるみどりの創出、適正なみどりの維持管理や更新など、みどりの質を向上させることについて、わかりやすい具体的な考え方や取組み方針を示すこと。
- ・昨今の生物多様性保全の重要性の高まりから、生き物の生息・生育環境となるみどりの保全や育成について示すこと。
- ・豊中市は、地域により地形や土地利用の状況、みどりの現況などが異なるため、地域に見られる特性を踏まえたみどりの保全や緑化に関する取組みを示すこと。
- ・市域に占める民有地の割合が高いことを踏まえて、民有地の緑化の重要性のほか、市民参加や市民との協働による取組みの充実を図ることについて示すこと。

■第1章 はじめに

- ・計画の構成を概要で示すとともに、本計画の策定の背景や目的、これまでの主な取組みと成果、対象とするみどりなどをわかりやすく示すこと。

■第2章 豊中市のみどりの現況と課題

- ・豊中市のみどりの変遷やコミュニティ形成の事例を具体的に示すとともに、緑被量調査や市民意識調査、社会動向などから見られる現況と課題を踏まえて、豊中市のみどりのまちづくりに重要な視点を整理すること。

■第3章 みどりのまちづくりの方向性

- ・基本理念やみどりの将来像の考え方として、単なるみどりの保全や緑化だけでなく、市民などの積極的なみどりへの関わりや人と人とのつながり、防災機能の強化などのみどりの役割を十分に活かす内容についても示すこと。
- ・みどりの将来像の実現に向けた基本方針は、みどりを「守る」「つくる」「活かす」のほか、「市民参加や市民との協働」の視点を踏まえて設定すること。
- ・計画目標のみどり率や緑被率については、大阪府の「みどりの大阪推進計画」で示されている目標値以上の数値を設定するとともに、これらのみどりの量を評価する項目だけでなく、みどりに対する満足度などのみどりの質を評価する項目を示すこと。また、目標値は、豊中市のみどりの現況や課題などを踏まえて、シミュレーションに基づく適正な数値を定め、必要に応じて長期目標を示すこと。

■第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

- ・基本施策及び具体施策については、基本方針に基づき、わかりやすく体系的に示すとともに、新規施策や拡充施策を明確に示すこと。
- ・みどりに対する理解や関心を深めるため、みどりの普及啓発の充実、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成の推進などを明確に示すこと。
- ・利用者のニーズや社会背景などを踏まえた公園づくりや施設の更新を行うこと、防災機能の強化を図る公共施設の再配置に合わせた公園づくりを行うことなどを示すこ

と。

- ・公有地と比べて緑被率やみどり率が低い民有地の緑化を推進するため、空間の有効活用や多様な緑化手法、各種支援制度などの普及啓発、民有地の緑化の模範となる公共施設の緑化などの取組みについて示すこと。
- ・エコロジカル・ネットワークの形成などの生物多様性の保全を図るため、重要な取組みとなる普及啓発や特定外来生物の対策について示すこと。
- ・市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果が高い施策などを中心に、重点施策を設定すること。
- ・みどりを保全するうえで特に重要性が高い地区に対して、保全配慮地区を指定するとともに、指定要件を明確に示すこと。
- ・緑被率やみどりの満足度が低い南部地域を緑化重点地区として定め、空間の有効活用や地域住民との連携、防災機能の強化などを踏まえたみどりの保全や緑化に関する取組み方針を定めること。

■第5章 地域別の構想

- ・地域別に現況や課題を整理して、地域の特性を踏まえたみどりのまちづくりを推進するための方針を定めること。

■第6章 計画の推進方針

- ・推進体制として、国や大阪府、他の自治体をはじめ、庁内関係部局や市民団体との関わりなど、多様な主体との連携についてわかりやすく示すこと。
- ・進行管理として、環境審議会における評価などを含めた PDCA サイクルのほか、今後10年間のスケジュールを示すこと。

第2次豊中市みどりの基本計画

素案

平成 29 年 10 月

豊中市環境審議会

目 次

第1章 はじめに 1

1. 計画の構成	2
2. 計画の策定	3
(1) 背景と目的	3
(2) これまでの主な取組みと成果	3
3. 計画の位置付け及び目標年次	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 目標年次	5
4. 対象とするみどりと役割	6
(1) 対象とするみどり	6
(2) みどりの役割	7

第2章 豊中市のみどりの現況と課題 9

1. 豊中市の概要	10
(1) みどりの変遷	10
(2) 広域的な位置付け	11
(3) 人口	12
(4) 地形・地質	12
(5) 植生	13
(6) 土地利用	13
(7) 用途地域	14
(8) 地域区分	15
(9) 市の特徴的なみどり	16
2. みどりを取り巻く社会動向	17
(1) 良好な都市景観づくりの重要性の増大	17
(2) 地球規模の環境問題の深刻化	17
(3) 生物多様性の保全に対する取組みの拡大	18
(4) 少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まり	18
(5) 市民との協働による地域のみどりづくりの発展	19
(6) 防災・減災に対する意識の高まり	19
3. みどりの変化	20
(1) みどりの分布状況	20
(2) 公園・緑地などの整備状況	24

4. 取組みから見るみどり	27
(1) 既存のみどりの保全と育成	27
(2) 都市のみどりづくり	29
(3) 地域のみどりづくり	30
(4) 市民参加に基づくみどりのまちづくり	32
5. みどりに対する市民意識	35
(1) みどりの満足度について	35
(2) みどりの地域差について	36
(3) 住環境の質を高めるみどりについて	37
(4) 民有地の緑化について	38
(5) みどりに関する活動について	39
6. 役割から見るみどり	40
(1) うるおいのある魅力的な地域をつくる（癒しや安らぎの創出・景観形成機能）	40
(2) 快適な暮らしを支える（都市環境の形成機能）	42
(3) 生き物を育み自然を身近に感じる（生物多様性保全機能）	44
(4) 子育てや健康づくりを支える（レクリエーション機能）	46
(5) 交流を深め地域に貢献する場を生み出す（コミュニティ形成・市民活動の促進機能）	48
(6) 安全な暮らしを支える（防災・減災機能）	50
7. みどりのまちづくりに重要な視点	52

第3章 みどりのまちづくりの方向性 55

1. 基本理念	56
2. みどりの将来像	59
3. 基本方針	62
4. 計画の目標	64
5. みどりの配置方針	68
(1) 景観形成システムの配置方針	68
(2) 都市環境の形成及び生物多様性保全システム	71
(3) レクリエーション及び市民交流システムの配置方針	74
(4) 防災・減災システムの配置方針	77
6. 都市公園の整備方針	80

第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策 81

1. 施策の体系	82
2. 基本施策及び具体施策	85
(1) 受け継がれてきたみどりの保全や育成	85
(2) 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出	89
(3) みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現	93
3. 重点施策	97

4. 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区	98
(1) 特別緑地保全地区	98
(2) 保全配慮地区	100
(3) 緑化重点地区	106

第5章 地域別の構想 109

1. 地域別のみどりのまちづくり	110
2. 地域別の方針	111
(1) 北部地域	111
(2) 北東部地域	116
(3) 中北部地域	121
(4) 中部地域	126
(5) 西部地域	131
(6) 東部地域	136
(7) 南部地域	141

第6章 計画の推進方針 147

1. 推進体制	148
(1) 各主体の役割	148
(2) 多様な主体との連携と協働	149
2. 進行管理	151

第1章 はじめに

1. 計画の構成

本計画は、以下に示す第1章から第6章までで構成します。

第1章 はじめに

計画策定の背景と目的、計画の位置付け、目標年次、対象とするみどりと役割について示しています。

第2章 豊中市のみどりの現況と課題

市の概要やみどりを取り巻く社会動向、みどりの変化、取組みから見るみどり、みどりに対する市民意識、役割から見るみどりについて現況と課題を取りまとめ、みどりのまちづくりに重要な視点について示しています。

第3章 みどりのまちづくりの方向性

現況と課題を踏まえた本計画の基本理念やみどりの将来像、基本方針や計画の目標など、みどりのまちづくりに関する今後の方向性について示しています。

第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

基本方針に基づく基本施策及び具体施策、重点施策、重点的に緑地の保全や緑化を推進する地区など、みどりの将来像を実現するための施策について示しています。

第5章 地域別の構想

地域ごとに現況と課題を取りまとめ、それらを踏まえたみどりの将来イメージ、主な取組み、みどりの配置方針などについて示しています。

第6章 計画の推進方針

効率的かつ効果的に本計画を推進していくための体制や進行管理の方針について示しています。

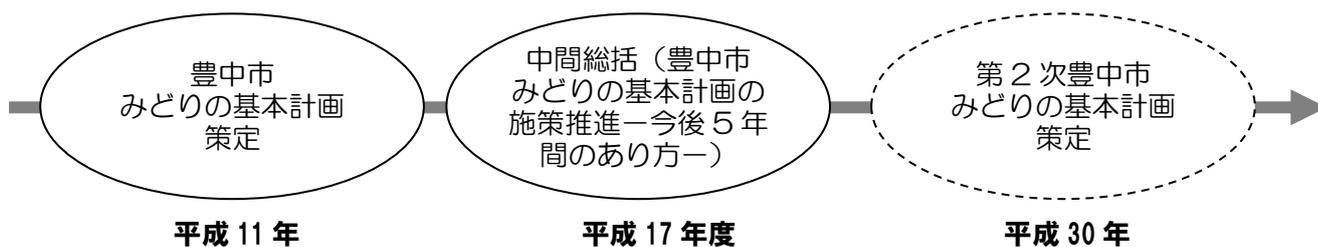
2. 計画の策定

(1) 背景と目的

本市では、平成 11 年 5 月に、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、また、それらを実現するための施策などを定めた「豊中市みどりの基本計画」を策定し、この計画に基づく様々な施策を推進してきました。

その後、平成 17 年度にみどりの現状を把握・分析し、それまでの施策に対する中間総括を行い、それ以降においては、「選択と集中」の手法も取り入れながら施策を推進してきました。

それから 10 年以上が経過し、この間の社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応し、新しい視点によるみどりのまちづくりを推進するため、この 10 年間の施策の効果の検証などを踏まえて、「豊中市みどりの基本計画」の改定版となる「第 2 次豊中市みどりの基本計画」を策定し、より効果的かつ実効性のある施策を行うものです。



(2) これまでの主な取り組みと成果

前計画に基づくこれまでの主な取り組みと成果は以下に示すとおりです。

● 主な取り組みと成果

- ・ 少子高齢化、人口減少社会、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応するため、「景観」「防災」「レクリエーション」「環境保全」などの4つのみどりの役割を踏まえて、既存のみどりの保全と育成、都市のみどりづくり、地域のみどりづくり、市民参加に基づくみどりのまちづくりを基本方針の柱とし、市民参加や市民との協働などにより、総合的にみどりの保全や緑化を推進してきました。
- ・ 緑化を推進する市民の交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを始動し、市民参加による緑化活動の基礎を築きました。

● 中間総括以降の主な取り組みと成果

- ・ 市域に占める樹林・樹木の面積の割合を示す「緑被率」に加えて、樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が、美しいまちなみの創出やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などに寄与することから、市域に占めるこれらの面積の割合を示す「みどり率」

を新たな指標に設定しました。

- 樹木など一定の定着性のあるみどりを「ストック系みどり」、草花など手軽に育成が始められ視覚的効果の高いみどりを「フロー系みどり」として増加させるため、市民など多様な主体との「関わり」を重視して緑化に取り組んできました。
- みどりの別荘づくり、水循環システムに配慮した緑化などの大規模な整備や制度設計が難しいものについては、取り組まない若しくは長期的に取り組むこととするなど、限られた財源の中での「選択と集中」により取組みを精査して行ってきましたが、その中で、必要性の高いふれあい緑地や防災機能を有する野田中央公園を整備しました。
- 緑被率やみどり率の低い民有地の緑化を推進するため、市民のつながりづくりとして、みどりに関する活動を広げる交流の場を設置するとともに、引き続き、市民参加や市民との協働などにより、みどりの保全や緑化を推進してきました。

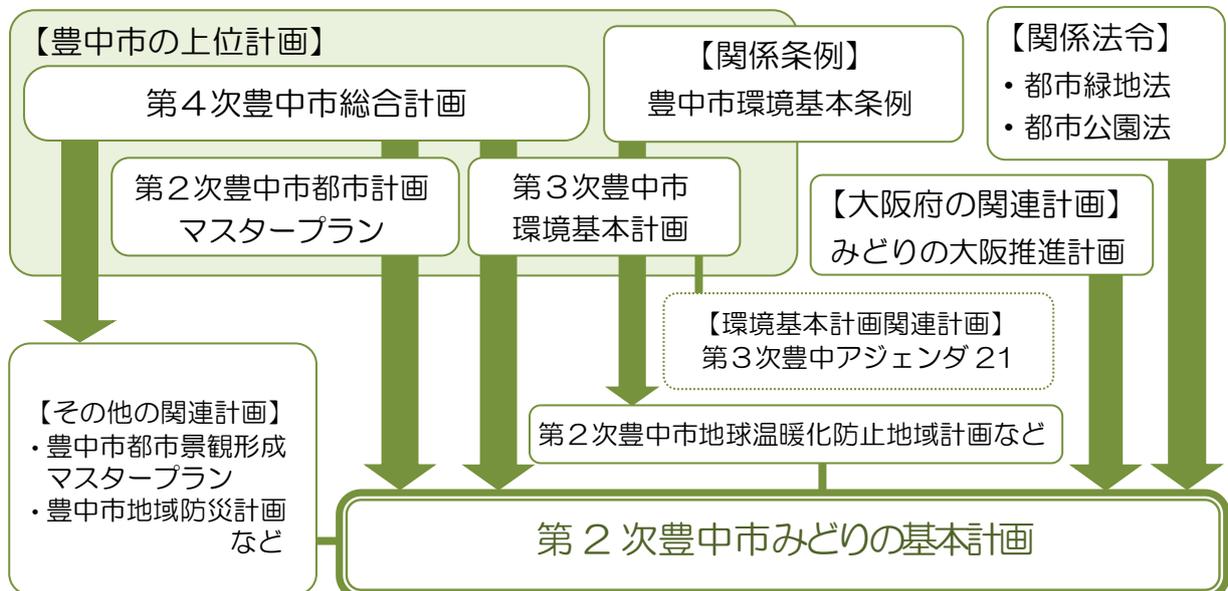
3. 計画の位置付け及び目標年次

(1) 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に行うために定める「緑のマスタープラン」となるものです。

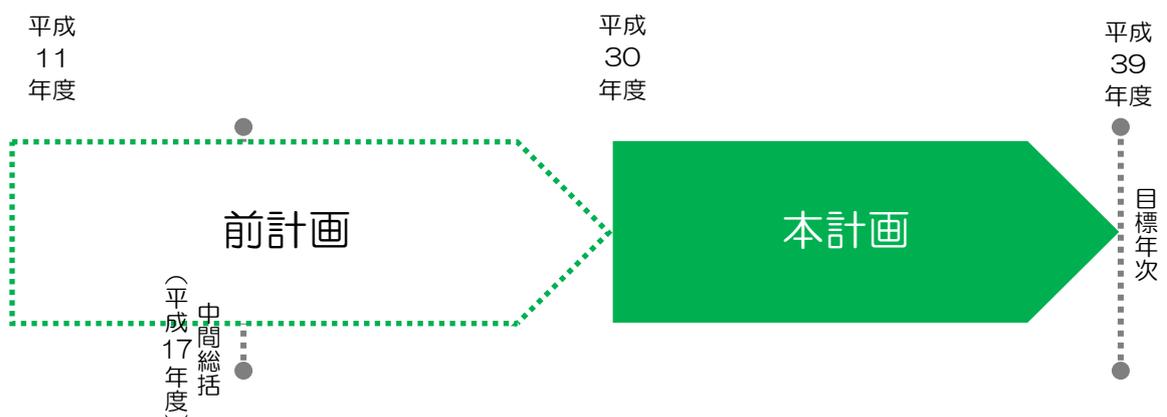
本計画の策定に当たっては、「第4次豊中市総合計画」、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」、「第3次豊中市環境基本計画」を上位計画とし、これらやその他の関連計画との整合を図っています。

◆豊中市みどりの基本計画の位置付け



(2) 目標年次

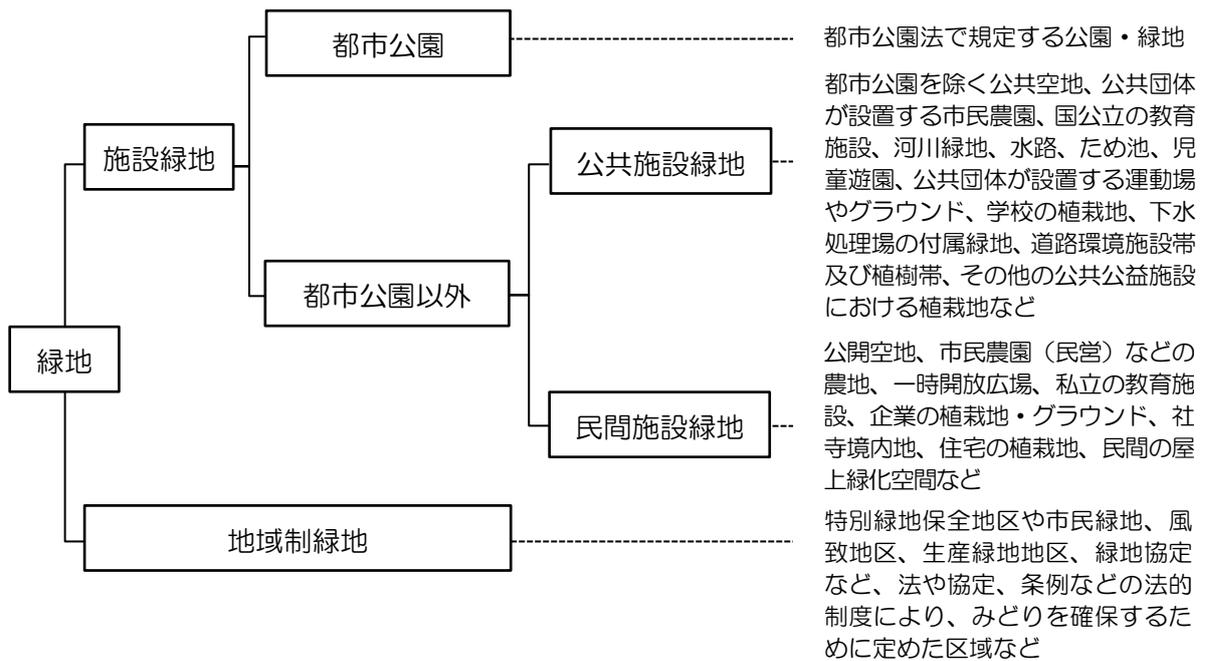
本計画の計画期間は10年間とし、目標年次は平成39年度とします。



4. 対象とするみどりと役割

(1) 対象とするみどり

本計画では、植物をはじめ、鳥獣類や魚類、昆虫などの生き物が生息する場所となり、人々の生活基盤となっている市域の樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化、これらと一体となったオープンスペースなどの緑地をみどりの対象とします。



(2)みどりの役割

「みどり」には、癒しや安らぎの創出、景観の形成、都市環境の形成（地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和）、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促進、防災・減災などの様々な役割があります。

みどりが持つ様々な役割を活かして、私たちの生活をより良くするため、みどりの保全や緑化の推進の方向性を定めていくことが求められます。

1. うるおいのある魅力的な地域をつくる(癒しや安らぎの創出・景観形成機能)

まちなかの樹木や草花のみどりは、人工的な都市空間の中で癒しや安らぎを得ることができ、うるおいや季節感を感じることができます。

また、緑地や社寺などのまとまりのあるみどりは、歴史や文化を伝える地域の特徴的な風景を形成するなど、都市部における景観資源として重要な役割を果たしています。



2. 快適な暮らしを支える(都市環境の形成機能)

まとまりのある樹林地や公園・緑地、街路樹、河川・水路などのみどりは、温室効果ガスの削減などの地球温暖化防止、排気ガスや騒音の低減などの地球環境を保全する効果があります。

また、緑陰の形成による日差しの軽減や植物の蒸散作用による冷却効果により、ヒートアイランド現象を緩和し、室内温度を快適に保つなどの省エネルギー効果が得られています。



3. 生き物を育み自然を身近に感じる(生物多様性保全機能)

まとまりのある樹林地や草地をはじめ、河川・水路やため池、農地などのみどりは、動植物の生息・生育場所となり、移動経路としても機能しています。

また、生き物や自然への興味を高める自然観察などの環境教育の場になっています。



4. 子育てや健康づくりを支える(レクリエーション機能)

運動や休息、健康づくり、子どもの遊び場などのレクリエーションの場として公園・緑地などが利用されており、緑道や河川敷などにおいても、散歩やジョギングなどに利用されています。

また、レクリエーションとしての自家用野菜などの栽培のほか、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、市民農園が利用されています。



5. 交流を深め地域に貢献する場を生み出す(コミュニティ形成・市民活動の促進機能)

公園・緑地などは、子どもの遊び場や健康づくり、休息の場となるだけではなく、祭りやイベントの会場となるなど、地域間の交流を深める場となっています。

また、緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度、自然環境の保全、公園・緑地や緑道の自主管理、地域の花壇づくりなどの活動を通して、地域のコミュニティ形成や市民活動を促進するとともに、地域への愛着を醸成する効果があります。



6. 安全な暮らしを支える(防災・減災機能)

公園・緑地や道路などのみどりは、火災の際の延焼防止効果を発揮するとともに、公園・緑地などのオープンスペースは、災害時の避難場所となるほか、防災活動拠点や仮設住宅の用地となるなどの災害復旧に重要な役割を担います。



第2章 豊中市のみどりの現況と課題

1. 豊中市の概要

(1) みどりの変遷

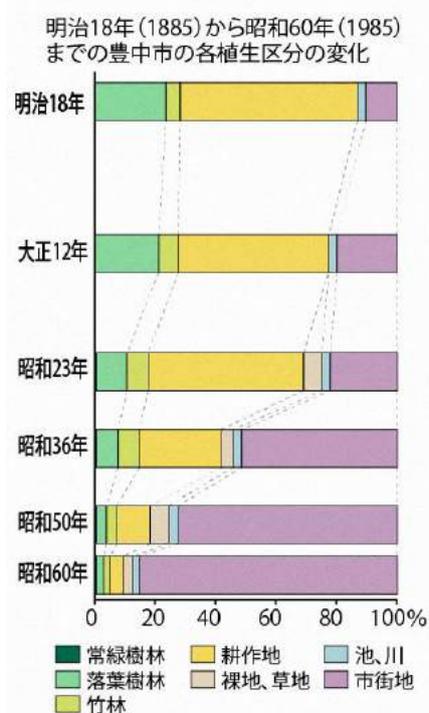
農業が盛んであった本市では、明治や大正時代までは市域の半分以上は耕作地が占め、低地部に水田地帯が形成されており、丘陵地の樹林やかんがい用の水路などが見られるみどり豊かな環境が整備されていました。

その後、昭和 23 年から昭和 50 年にかけての高度経済成長期に急激な都市化が進展し、樹林地や農地が減少していきました。

これらのみどりの減少に対して、昭和 49 年度に「第一期緑化計画」を策定し、昭和 60 年度までを目標として 105 万本の植栽に取り組みました。また、昭和 61 年度に「第二期緑化計画」を策定し、民有地の緑化を推進するための緑化用樹木の配付などにも積極的に取り組みました。

「新修豊中市史第 3 巻（自然）」では、概ね昭和 30 年から昭和 40 年に行われた調査結果から、市内に生息する植物種は約 1,033 種とありましたが、平成 15 年から平成 26 年に NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21 が行った調査では、これらの種類のうち 44 種が確認できなかったとの報告があり、生物種の減少が懸念されるどころです。

近年では、高度経済成長期のような大規模なみどりの減少は少なくなりましたが、平成 29 年度に改定されるまで、市民により豊中の良好な景観として「とよなか百景」に選ばれていた「上新田から千里中央への竹林道」や「新千里南町 2 丁目のリンゴ並木」などのみどりの景観が、土地区画整理事業や樹木の腐朽などにより失われた箇所もあります。また、積極的に緑化に取り組んだ時代から 40 年以上が経過しており、残された樹林地などのまとまりのあるみどりの保全とともに、老朽化した公園施設や緑化樹木などへの対応が求められる新たな段階を迎えています。



グラフ 1：豊中市の植生区分の変化

出典：新修豊中市史第 3 巻（自然）

(2) 広域的な位置付け

大阪府内の市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となる大阪府の「みどりの大阪推進計画」では、みどりの風を感じる大都市・大阪の将来像として「美しく季節感のあるみどりの中で、人と人、人と自然のつながりが生まれ、さわやかな風を感じる快適なまち」を設定し、周辺山系やベイエリアの豊かな自然がまちをつつみ、それらの自然が河川や道路を軸としてまちに導かれ、都市公園をはじめとするみどりの拠点を緑道や街路樹などでつなげていくみどりのネットワークの形成をめざしています。

また、みどりの風を感じる大阪を実現するため、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」「みどりの風を感じるネットワークの形成」「街の中に多様なみどりを創出」「みどりの行動の促進」の4つの基本戦略を掲げるとともに、大阪市地域、北大阪地域、東大阪地域、南河内地域、泉州地域の地域別のみどりの将来像を示しています。

本市は、このうちの北大阪地域に含まれ、海と山をつなぐみどりの風の軸の形成に向けて、骨格となるみどりとして、主要道路（大阪中央環状線）の街路樹の育成と充実や猪名川の環境整備、服部緑地の保全・整備などが位置付けられ、骨格に準ずるみどりとして、大阪国際空港周辺緑地や幹線道路沿道の緑地などの保全・整備、千里中央公園の保全・整備、神崎川の環境整備や能勢街道などの旧街道周辺環境の保全・整備が位置付けられています。また、きめ細やかなみどりとして、東豊中風致地区の風致や生産緑地地区の保全、市民農園などの整備、千里丘陵の住宅地などにおける緑化の促進、学校などの公共施設の緑化などが位置付けられています。



図1：豊中市位置図
出典：国土数値情報

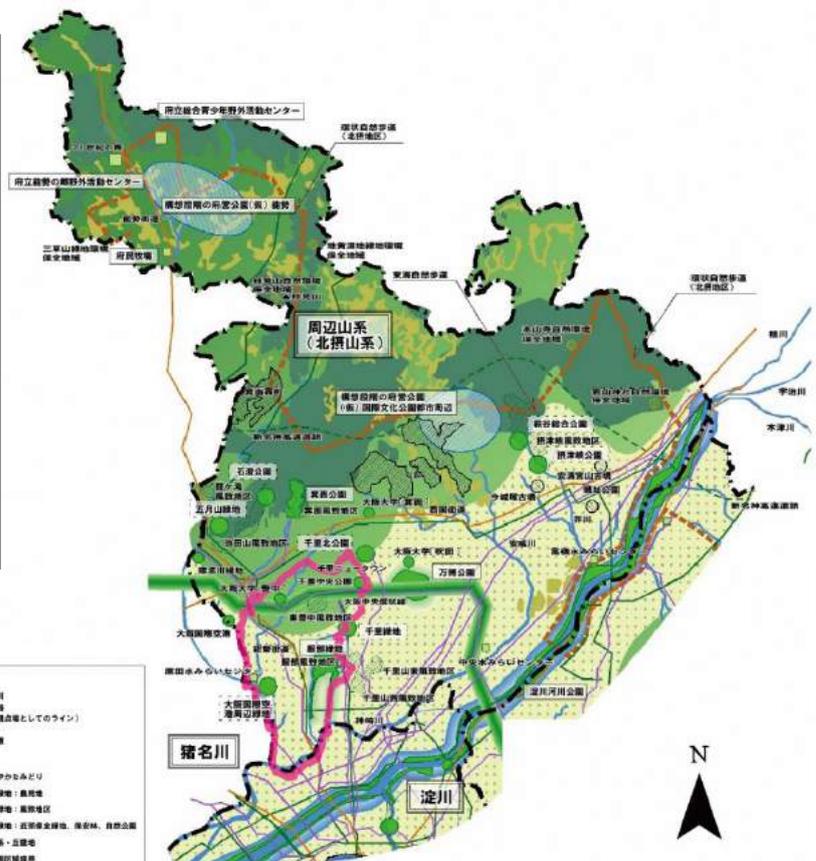
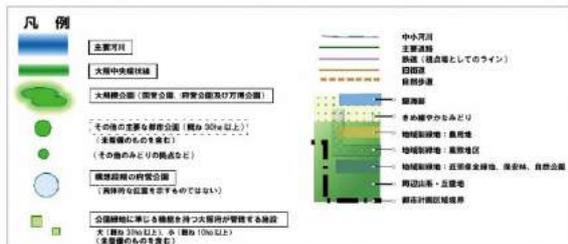


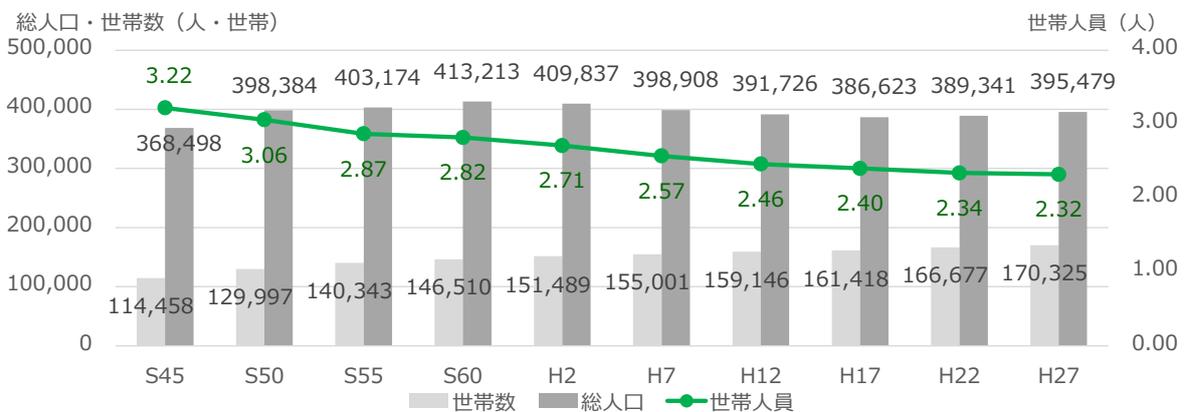
図2：みどりの大阪推進計画に示される北大阪地域
出典：みどりの大阪推進計画（平成21年）



(3)人口

本市の人口は、昭和 60 年をピークに平成 17 年まで減少傾向にありましたが、大規模共同住宅の建替えなどによる 40 歳代前半までの若年層の転入超過による増加が見られ、平成 27 年には約 39 万 5 千人となりました。

「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、平成 32 年までは増加が続いて約 39 万 8 千人となり、その後減少に転じ、目標年次に近い平成 37 年には現状と概ね同数の約 39 万 5 千人、平成 52 年には約 38 万 1 千人になることが想定されています。また、平成 22 年に 22%であった 65 歳以上の人口割合は平成 52 年に 30%を超える一方で、平成 22 年に 13.9%であった 14 歳以下の人口割合は平成 52 年に 10%台になるなど、少子高齢化の進展が想定されています。



グラフ 2：総人口・世帯数・世帯人員の推移

出典：国勢調査人口

(4)地形・地質

地形は、千里山丘陵部、豊中台地、低地部から成り、北東部から南西部にかけてなだらかに標高が低くなっています。標高は海拔 133.7m から 0m です。

千里山丘陵部は、市内でも標高が高い場所で小起伏丘陵地です。

豊中台地は、周辺河川によって形成された河岸段丘が削り残され、平坦地となった場所です。

低地部は、河川により運ばれた土砂が堆積して形成された平地で、台地や丘陵部の付近は扇状地、神崎川の周辺は三角州の低地となっています。

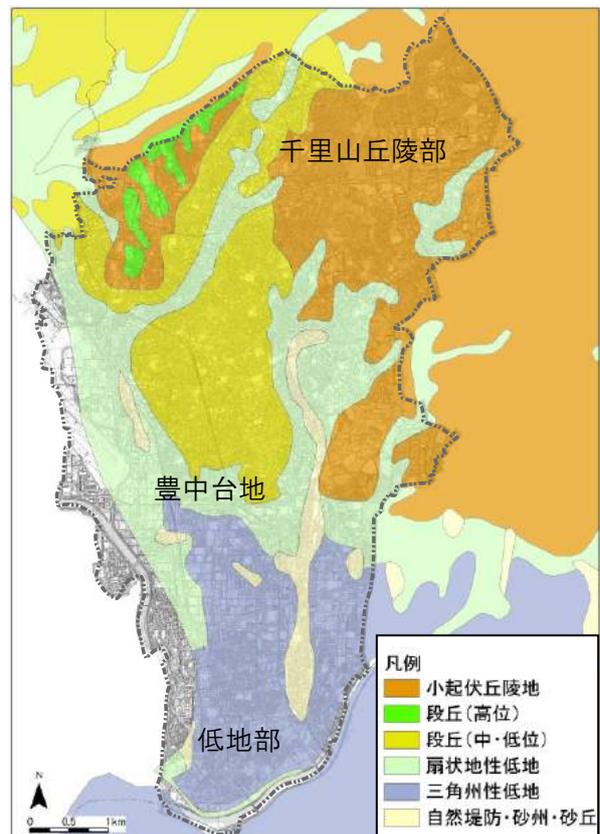


図 3：地形区分

出典：国土交通省国土調査（土地分類基本調査）

(5) 植生

本市では大半が市街地に分類されていますが、市の北部や中部の社寺林にシイ・カシ二次林、待兼山や刀根山にアベマキ・コナラ群集、服部緑地や千里緑地に竹林やアカマツなどの植林、天竺川沿いにクロマツ植林が見られます。

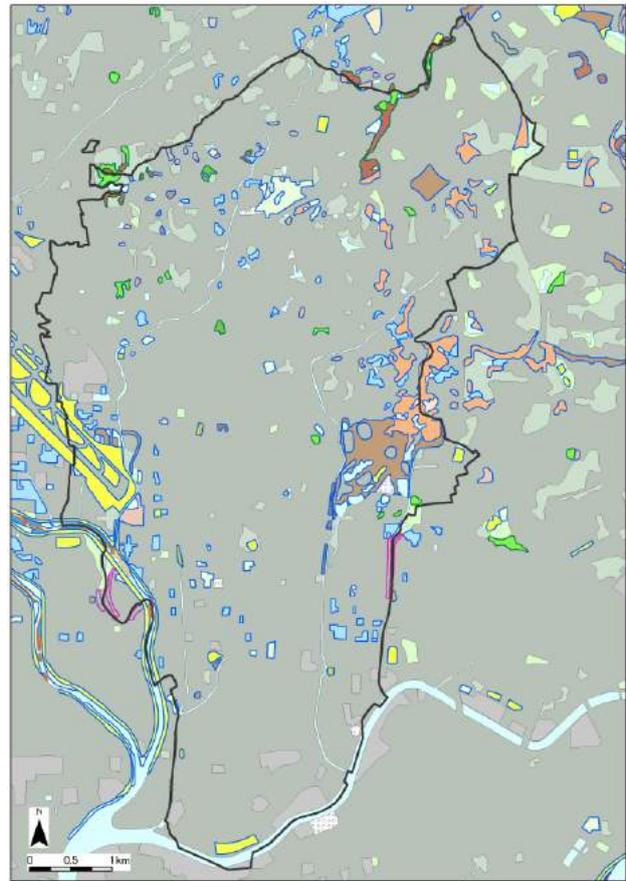


図4：植生図

出典：環境省第6・7回自然環境保全基礎調査

(6) 土地利用

本市は大阪都心部に近く、良好な住宅都市・教育文化都市として発展しており、住宅地を主とした一般市街地が市域の40%を占めています。

また、服部緑地や千里緑地などのまとまりのあるみどりや市内には多数の公園・緑地が整備されており、その占める割合が約7%となっています。

市の南西部には工業地が広がっており、千里中央駅、豊中駅、庄内駅周辺などの主要駅周辺は商業業務地になっています。

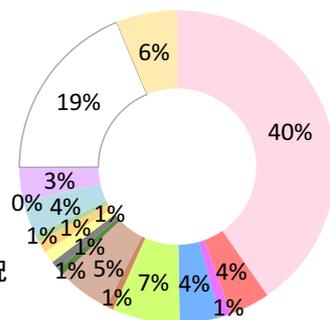
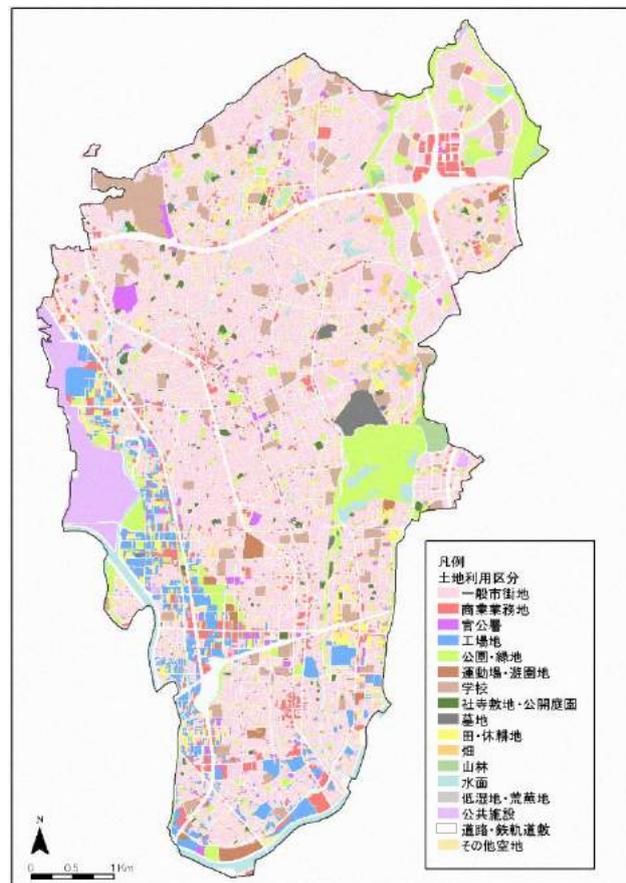


図5：土地利用状況 (平成27年度調査)



(7)用途地域

本市は「都市計画法」に基づき、全域が市街化を促進する市街化区域となっています。市街化区域では建てられる建築物の種類や規模を制限する用途地域が定められており、主に市の西部や南部は工業系、駅周辺や主要道路沿いは商業系、その他の地域は住居系の用途地域が定められています。

工業系の用途地域は主に準工業地域で、南部の一部に工業地域が定められています。

準工業地域は、主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便の増進を図る地域で、工業地域は主として工業の業務の利便の増進を図る地域です。

商業系の用途地域は、千里中央駅、豊中駅、庄内駅周辺などの主要駅周辺では商業地域が、その他の駅周辺や一部の幹線道路の沿道では近隣商業地域が定められています。

商業地域は百貨店や飲食店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域で、近隣商業地域は主に日常の買い物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域です。

住居系の用途地域は、第1種中高層住居専用地域が最も広い面積を占めており、北部、北東部、中北部などでは主に第1種低層住居専用地域が、中部、南部などでは主に第1種住居地域が定められています。

第1種中高層住居専用地域は、中高層住宅の良好な環境を守るための地域、第1種低層住居専用地域は低層住宅の良好な環境を守るための地域、第1種住居地域は住居の環境を守るための地域です。

そのほか、本市では第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域が定められています。

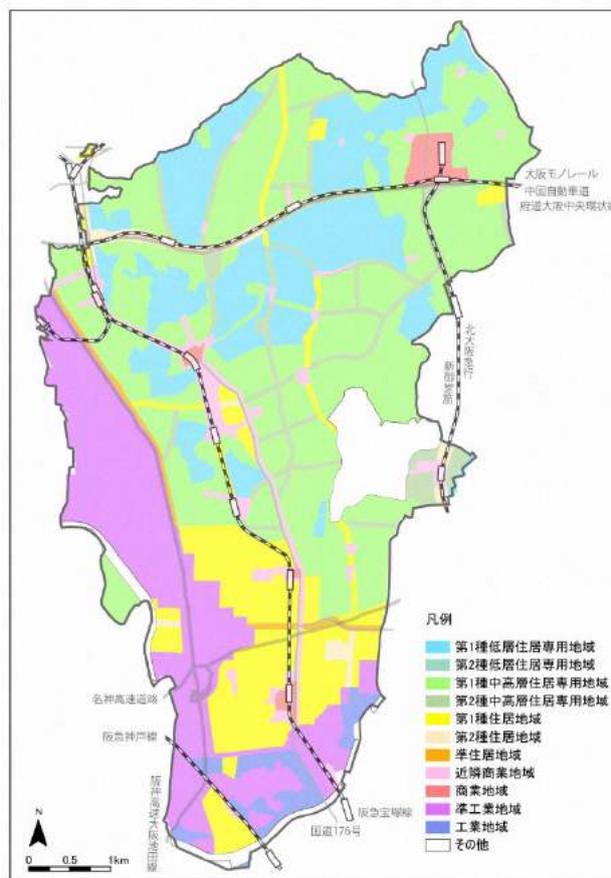
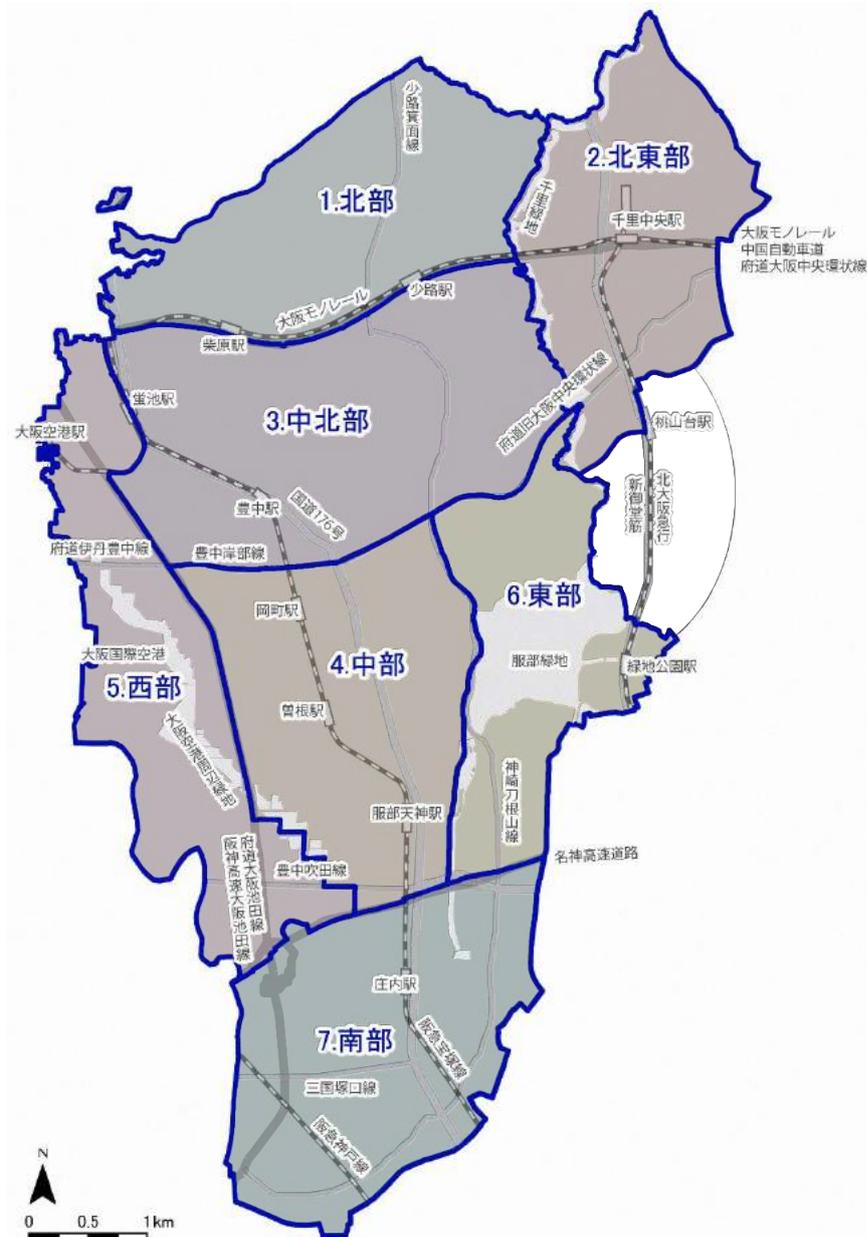


図6：用途地域

(8)地域区分

市のみどりに関する地域特性を踏まえるため、地形・地物や市街地形成履歴、市街地特性、日常生活圏などを考慮して、地域区分を以下の7地域に設定します。



地 域	地 域 区 分
北 部	府道大阪中央環状線以北の地域及び千里緑地以西の地域
北 東 部	千里ニュータウン及び上新田からなる千里緑地以東の地域
中 北 部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西及び豊中岸部線以北の地域
中 部	阪急宝塚線沿線地域で豊中岸部線以南及び名神高速道路以北の地域
西 部	阪神高速道路及び大阪国際空港周辺緑地以西の地域と阪急蛸池駅以西の地域
東 部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以東及び名神高速道路以北の地域
南 部	名神高速道路以南の地域

(9)市の特徴的なみどり

本市には多様なみどりの資源があり、様々な用途でそのみどりが利用され、市民のくらしを支えています。



北摂山系のみどり

まちの高台や建築物の間から望む北摂山系のみどりは、都市の背景となり、自然を身近に感じさせる役割を担っています。

(写真) 大阪モノレールから望む北摂山系のみどり(柴原町)



千里緑地など自然のみどり

服部緑地や千里緑地など市内の主要な樹林地には多様な生き物が生息・生育し、自然環境保全活動の場として利用されています。

(写真) 千里緑地



公園・緑地のみどり

千里中央公園や豊島公園、ふれあい緑地などの公園・緑地が整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

(写真) 千里中央公園



社寺・古墳など文化財のみどり

原田神社や豊中稲荷神社などの社寺林、桜塚古墳群などの文化財の樹林地は、古くからの豊中の歴史・文化を今に伝えています。

(写真) 豊中稲荷神社



街路樹や緑道のみどり

街路樹や庄内中央緑道などの緑道は木陰を形成し、連続性がある景観として日常生活にうるおいや季節感を提供しています。

(写真) 庄内中央緑道



河川・水路やため池など水辺のみどり

千里川や天竺川などの河川・水路やため池は、魚類や鳥類などの生息場所であり、くらしにうるおいのある景観を提供しています。

(写真) 千里川



農地のみどり

市の北部では畑、中部や南部、西部では水田が多く、市街地の景観に変化を与え、市民農園などでは、食や自然を学ぶ場になっています。

(写真) 農地のみどり(小曾根)



住宅地などのみどり

住宅の庭や庭先、事業所や工場の敷地の生垣や鉢植えなどは、日常的に目に触れることで、くらしに癒しや安らぎを提供しています。

(写真) 住宅地の庭先のみどり(新千里西町)

【課題】

- 市全域が市街化区域で、大阪都心部に近く、交通網の利便性の高さから発展してきた本市における地形・土地利用の現況を踏まえたみどりのあり方についての検討が求められます。

2. みどりを取り巻く社会動向

前計画を策定した平成 11 年以降のみどりを取り巻く社会動向の変化について、以下にまとめます。

(1) 良好な都市景観づくりの重要性の増大

平成 15 年に次世代に向けた国づくりの政策として、美しい国づくりのための取組みの基本的な考え方やその施策展開などを示した「美しい国づくり政策大綱」が策定され、平成 16 年には「景観緑三法（景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律の呼称）」が制定されました。この中で、「都市緑地保全法」については、名称を「都市緑地法」に改めるとともに、都市における緑地の保全や緑化及び都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑化地域における緑化率規制の導入や「立体都市公園制度」の創設などの措置が講じられ、景観づくりにおけるみどりの重要性が再認識されました。

本市では「景観法」制定に先駆け、平成 12 年に「豊中市都市景観条例」を制定し、都市景観の形成を推進しています。

(2) 地球規模の環境問題の深刻化

地球規模での温暖化が進行しており、平成 26 年 11 月に発表された IPCC 第 5 次評価報告書（統合報告書）では「世界の平均気温の上昇は人為起源の二酸化炭素の累積総排出量と比例関係にある」ことなどが報告され、平成 42 年度の世界の平均気温の上昇を産業革命以前から 2 度未満にすることを目標とする「パリ協定」が平成 28 年 11 月に発効されました。日本でもこの目標を達成するため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で平成 42 年度までに 26%削減する目標が定められ、これらを達成するための具体的な方策が示されました。その中には、温室効果ガスの吸収源となる森林や都市の緑化による吸収量にも具体的目標値が割り当てられており、その役割が期待されています。

また、大都市圏では、地球温暖化の傾向に都市化の影響が加わったことから、気温上昇率がより顕著となっています。そのため、国ではヒートアイランド対策を強化するため、平成 25 年 7 月に「ヒートアイランド対策大綱」を改定し、その中に「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が示されており、大阪府でも、ヒートアイランド現象の緩和につながる「みどりの風促進区域」や「クールスポット」の指定などが進められています。

本市では、急速に進む地球温暖化に対応するため、平成 19 年に「豊中市地球温暖化防止

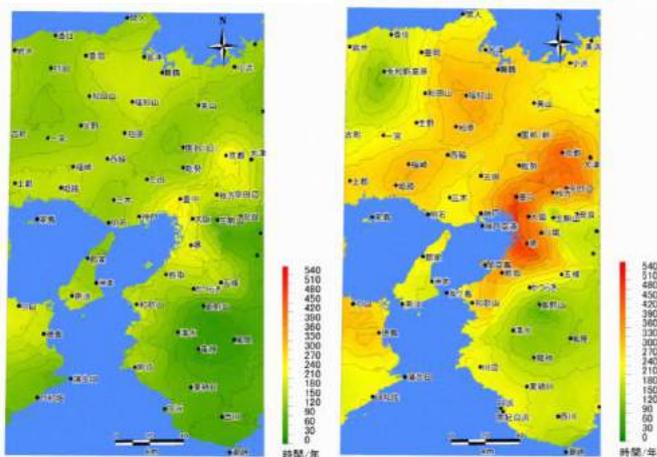


図 7：近畿地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5 年間の年間平均時間数） 左：1980-1984 右：2006-2010 年

出典：ヒートアイランド対策マニュアル（環境省・平成 24 年）

地域計画」を策定するとともに、平成 26 年には同計画を改定し、同計画に基づき、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に資する様々な施策を推進しています。

(3) 生物多様性の保全に対する取組みの拡大

平成 4 年に「生物多様性条約」が採択され、国際的に生物多様性の保全と自然資源の持続的な利用を推進していくことが示されました。国内では平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づき、平成 22 年に国において生物多様性国家戦略が定められるとともに、都道府県又は市町村の区域内における生物多様性地域戦略の規定が設けられました。また、平成 23 年には、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を推進することで、豊かな生物多様性を保全することを目的とした「生物多様性地域連携促進法」が制定されました。また、「都市緑地法」の運用指針の参考資料として、緑の基本計画の策定又は改定時に、生物多様性を確保するための緑地の配置方針、生物多様性の理解を浸透させるための普及啓発や環境教育などの施策の展開など、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました。

この運用指針では、緑地の配置方針の設定に係る配慮事項として、エコロジカル・ネットワークの形成の核となる「中核地区」「拠点地区」「回廊地区」「緩衝地区」の考え方が示されており、中核地区は、都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地、拠点地区は、市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地、回廊地区は、中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地、緩衝地区は、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯と示されています。

(4) 少子高齢化の進展と魅力的なまちづくりへの関心の高まり

全国的な少子高齢化はさらに進展しており、国においては、平成 26 年に少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、平成 26 年には、めざすべき将来の方向を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、政策目標・施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本市では、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来の方向性である「まちの魅力にひとが集い、しごとが生まれ、未来につながる」の実現に向けて、今後 5 か年に戦略的に取り組む基本目標、基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標（KPI）及び主な取組みをまとめた「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。同戦略では基本目標として、「“住みたい” “訪れたい” 魅力あふれるまちとよなか」「働く場をつくるまちとよなか」「地域でつながり支え合うまちとよなか」「安心して産み育てられるまちとよなか」「子どもが育ち・学び、社会で活躍するまちとよなか」を掲げています。

こうした中、まちの魅力づくりに重要な役割を果たすみどりへの期待もますます高まっています。

(5)市民との協働による地域のみどりづくりの発展

本市では、平成 4 年に「豊中市まちづくり条例（現・豊中市地区まちづくり条例）」を制定するなど、早くから市民主体のまちづくりを推進してきました。

平成 10 年に「特定非営利活動促進法」が制定され、全国的にNPO法人の設立が進む中、平成 15 年に「豊中市市民公益活動推進条例」を制定した以降、市内においても市民参画や市民との協働による取組みが加速し、市民や事業者、NPO法人などの多様な主体との連携によるみどりのまちづくりについても広がりを見せています。

また、小学校区単位で組織化が進む地域自治組織においても、自然環境の保全活動や緑化活動など、地域の実情に応じたきめ細かなみどりに関する取組みが展開されています。

(6)防災・減災に対する意識の高まり

平成 7 年の阪神・淡路大震災の後も、平成 19 年には新潟県中越地震、平成 23 年には東日本大震災、平成 28 年には熊本地震が発災し、多くの被害が生じました。これらの地震災害を契機として、避難場所や仮設住宅の用地としての公園・緑地などのオープンスペースの重要性が再認識され、その確保とともに、防災機能を備えた公園の整備や延焼防止対策としての沿道における街路樹の整備などが進んでいます。

本市では、「豊中市地域防災計画」において、服部緑地や野田中央公園を広域避難場所、一定の規模を有する公園を一時避難場所に位置付けており、服部緑地や大曾公園、大門公園、菰江公園を応援受入拠点に位置付けるなど、公園・緑地などは、災害時における避難場所あるいは防災活動などの拠点、仮設住宅の用地として防災上重要な役割を持つものとなっています。また、環境と共存できる安全な都市の形成を推進するため、緑地のネットワーク化や防災緑地網の形成について検討することとしています。

【課題】

- 癒しや安らぎの創出、景観の形成、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促進、防災・減災など、みどりが持つ多様な役割を活かした取組みが求められます。
- 少子高齢化や人口減少が進む中、みどりを活かした魅力的なまちづくりが求められます。
- 市民参加や市民との協働などによるみどりのまちづくりが進んでおり、これらのさらなる推進が求められます。

3. みどりの変化

(1) みどりの分布状況

調査を開始した昭和 39 年から平成 27 年までの本市の市域に占める樹林・樹木の面積の割合を示す緑被率は、概ね 11～17%の間で推移しています。最も緑被率が高かったのは昭和 39 年の 17.1%、最も低かったのは昭和 50 年の 11.5%です。

平成 17 年からは樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化の面積についても調査を開始し、市域に占めるこれらの面積の割合を示すみどり率を新たな指標に加えました。

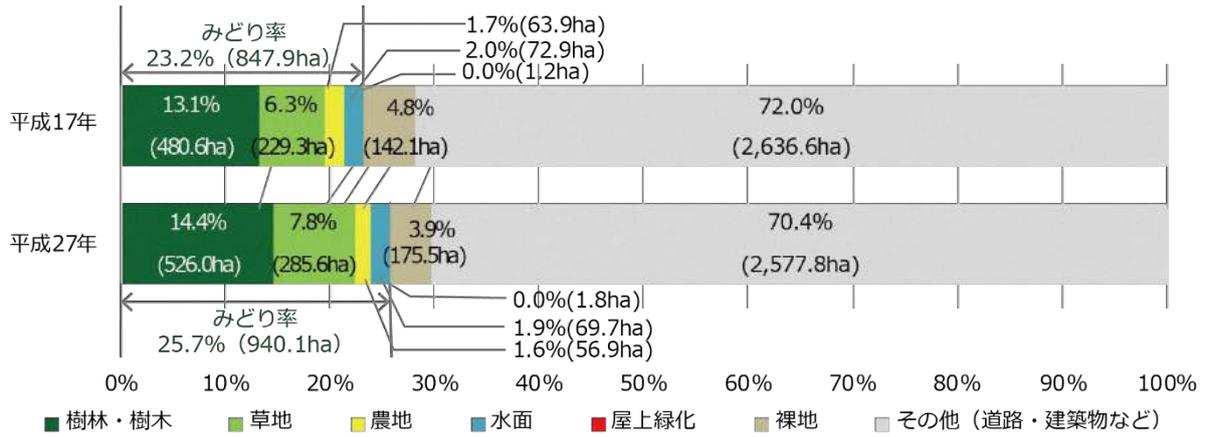
平成 27 年の緑被率の対象となる面積は 526.0ha で、緑被率は 14.4%、みどり率の対象となる面積は 940.1ha で、みどり率は 25.7%となっています。

緑被率は、前計画策定前の 15.5%（平成 7 年）に比べると減少していますが、中間総括時（平成 17 年）の 13.1%からは、開発行為などによりまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られるものの、既存の樹木の成長をはじめ、新たな公園・緑地の整備や宅地化などの開発行為に伴う「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化などにより増加しています。みどり率については、緑被率の増加要因でもある樹木の成長や裸地の草地化及び芝生化などにより中間総括時の 23.2%から増加しています。

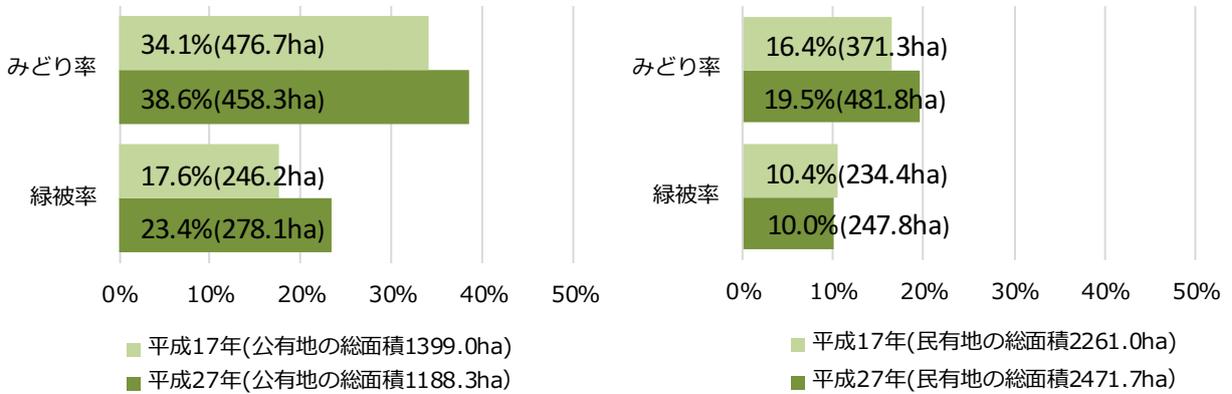
地域別の緑被率やみどり率を見た場合、主に北東部、東部に多く、南部、中部においては少ない現状で、地域差が顕著となっています。また、公有地、民有地別の緑被率やみどり率を見た場合、緑被率、みどり率ともに、公有地より市域の約 7 割を占める民有地の方が低くなっており、国有地の民営化などにより、民有地の緑被率は 10.4%（平成 17 年）から 10.0%（平成 27 年）に減少しています。



グラフ 3 : 緑被率の推移



グラフ4：市域に占めるみどりなどの割合



グラフ5：公有地の緑被率・みどり率

グラフ6：私有地の緑被率・みどり率

表1：みどりの面積の推移（近年の10年ごとの調査比較）

区分	樹林・樹木 A1 (ha)	草地 A2 (ha)	農地 A3 (ha)	水面 A4 (ha)	屋上 緑化 A5 (ha)	裸地 A6 (ha)	合計 【裸地除く】 (ha)	緑被率 A1 (%)	みどり率 A1+A2+A3 +A4+A5 (%)
平成7年	565.9	—	—	—	—	—	—	15.5	—
平成17年	480.6	229.3	63.9	72.9	1.2	175.5	847.9	13.1	23.2
平成27年	526.0	285.6	56.9	69.7	1.8	142.1	940.1	14.4	25.7
H17→27増減	45.4	56.3	-7.0	-3.2	0.6	-33.4	92.2	1.3	2.5
H17→27 増減率 (%)	9.4	24.6	-11.0	-4.4	50.0	-19.0	10.9	—	—

※市域面積は3,660haです。

※小数点第二位を四捨五入しているため、数値の合計が合わない箇所があります。

※大阪府が定義する緑被率（樹林・樹木+草地）で算出した場合、平成27年調査における豊中市域は22.2%となり、平成14年に大阪府が調査した府内における市街化区域の13.9%を大きく上回っています。

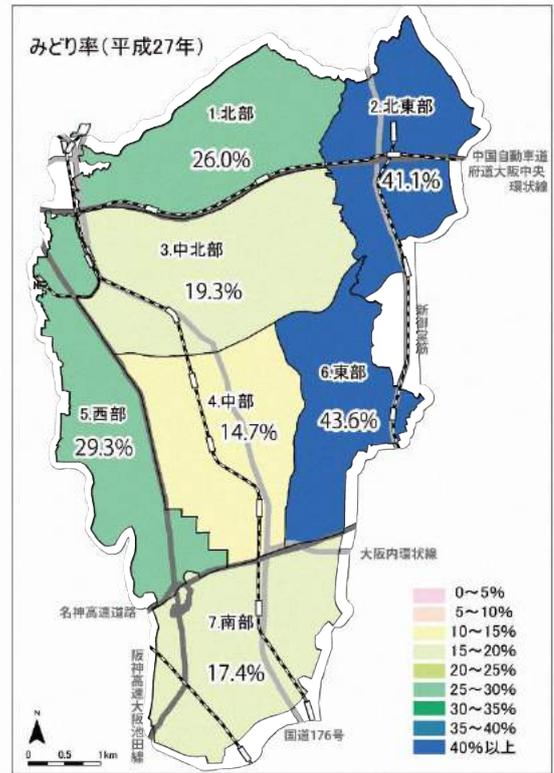
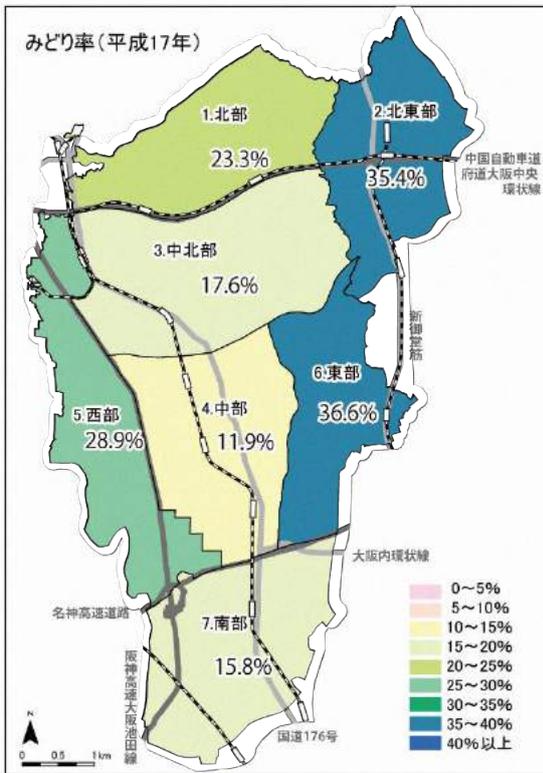
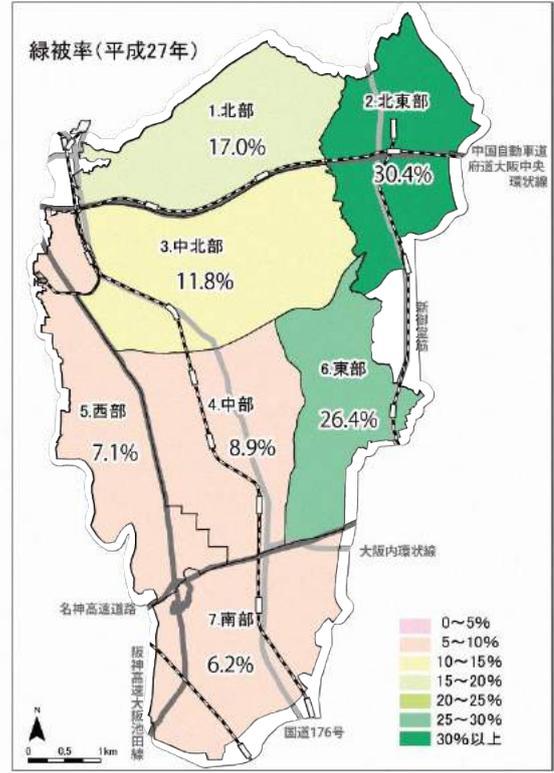
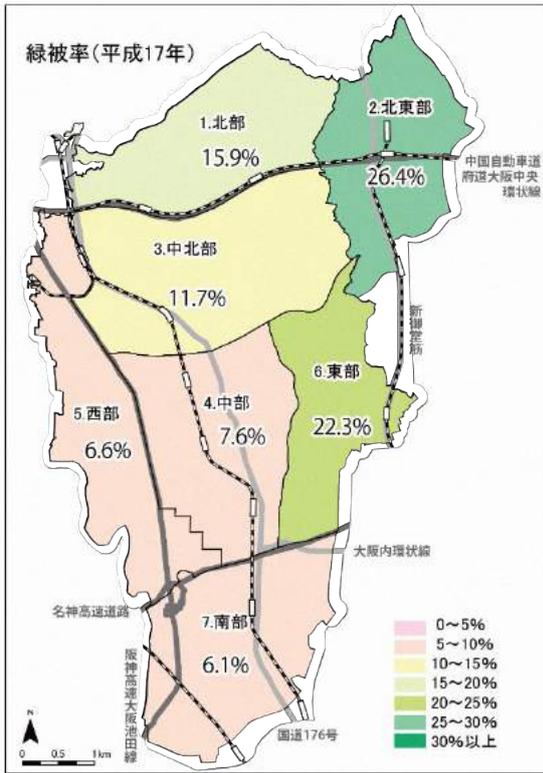


図8：地域別の緑被率・みどり率

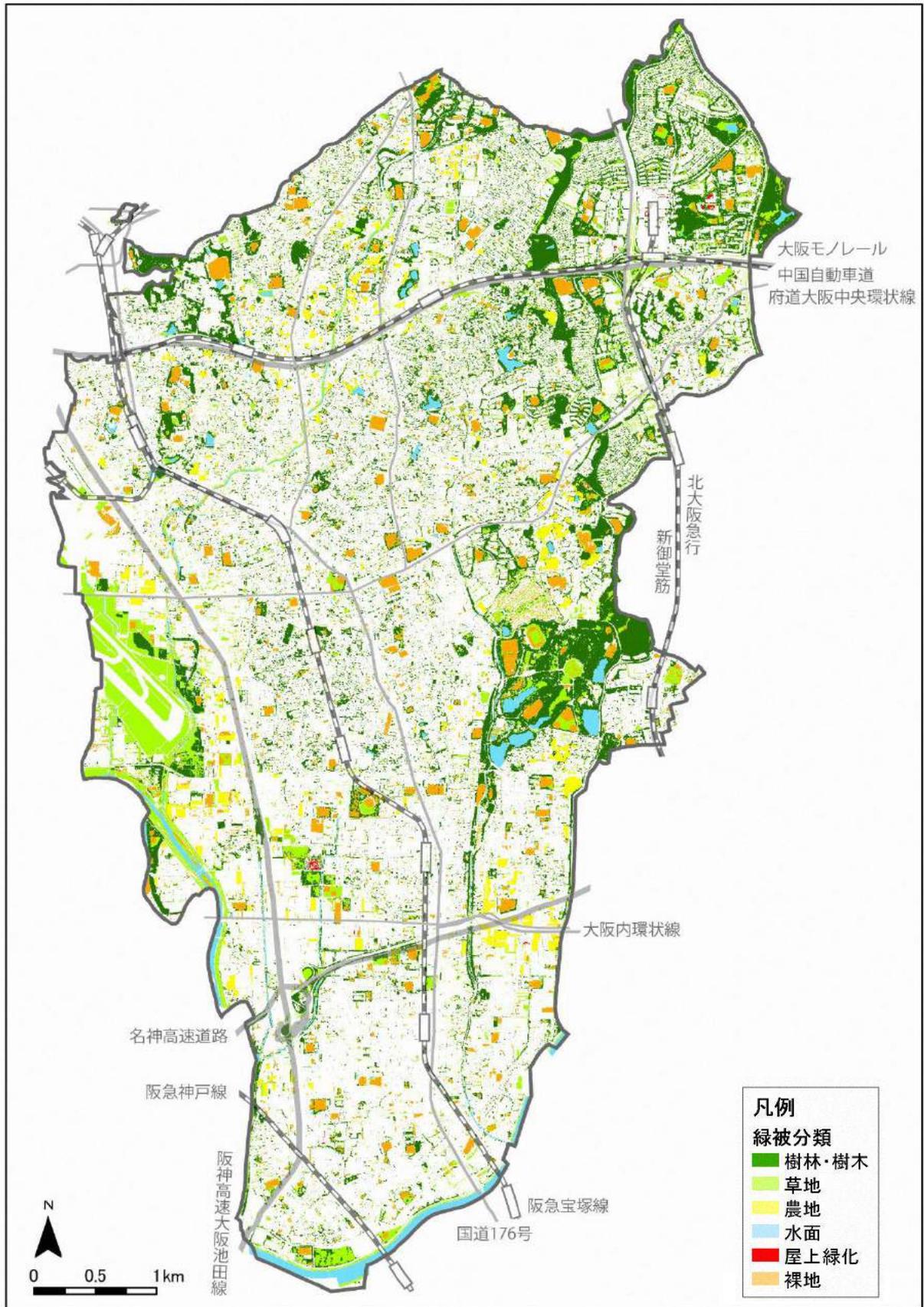


図9：みどりの現況図（平成27年調査）

(2)公園・緑地などの整備状況

平成 29 年 3 月 31 日現在で、市内には、本市が管理する都市計画公園・緑地が 116 箇所あり、都市計画公園以外の都市公園などの 365 箇所と合わせて 481 箇所の公園・緑地が開設されており、新関西国際空港株式会社が管理する都市計画緑地の一部の 15.5ha と合わせて、その面積は約 163.4ha となっています。また、兵庫県尼崎市が管理する猪名川公園の約 3.1ha、大阪府が管理する服部緑地の約 117.4ha と合わせて、483 箇所、約 283.9ha の公園・緑地が開設されています。

市内の公園・緑地は微増傾向にあり、平成 29 年 3 月 31 日現在の市民一人当たりの公園・緑地面積は 7.17 m²で、「豊中市都市公園条例」に定める市民一人当たりの公園・緑地面積の標準の 5m²よりも多く、大阪府の住民一人当たりの公園・緑地面積の 5.34 m²（平成 28 年 3 月 31 日現在）を上回っていますが、公園・緑地の誘致距離から外れている地域や一部の都市計画公園・緑地において長期未整備の箇所があります。

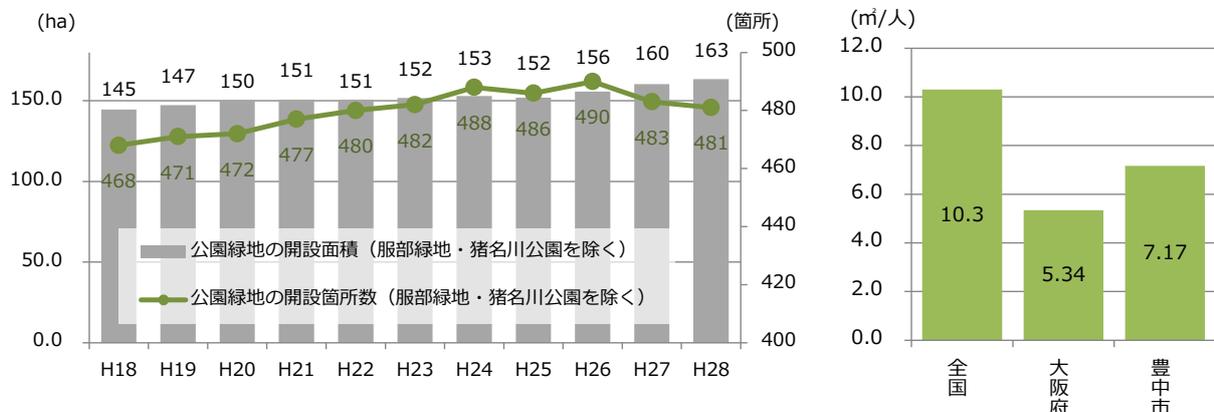
表 2：公園・緑地の面積（ha）

平成 29 年 3 月 31 日現在

			箇所数（開設/計画）	開設面積	計画面積*
都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	95/95	19.99	19.85
		近隣公園	13/14	20.23	23.00
		地区公園	4/4	20.06	24.30
	都市基幹公園	総合公園	2/2	16.50	26.20
都市計画緑地			2/2	59.88	80.00
都市計画公園以外の都市公園			298	20.68	(20.68)
児童遊園			67	6.10	(6.10)
その他広場など			10	0.31	(0.31)
開設合計（その他広場などを除く）			481	163.44	200.13
市民一人当たりの公園・緑地面積 （服部緑地・猪名川公園を除く）				4.13m ²	5.05m ²
市民一人当たりの公園・緑地面積 （服部緑地・猪名川公園を含む）				7.17m ²	8.35m ²

※（ ）内は、開設面積を示します。

- ・市民一人当たりの公園・緑地面積は、平成 29 年 4 月 1 日現在の推計人口（396,171 人）より算出
- ・服部緑地：開設面積 126.3ha、計画面積 138.4ha（うち豊中市：開設面積 117.4ha、計画面積 126.8ha）
- ・猪名川公園：開設面積約 5.5ha、計画面積約 7.3ha（うち豊中市：開設面積約 3.1ha、計画面積約 3.9ha）



グラフ 7：公園・緑地の開設箇所数・面積の推移（累計）

※平成 25 年度以降、順次、借地で開設していた児童遊園の一部を撤去し土地を返還しているため、開設箇所数が減少傾向にあります。

グラフ 8：住民一人当たりの公園・緑地面積

※公園・緑地面積は、都市公園法に基づく都市公園を算出したもの（豊中市は平成 29 年 3 月 31 日現在、全国、大阪府は平成 28 年 3 月 31 日現在）。

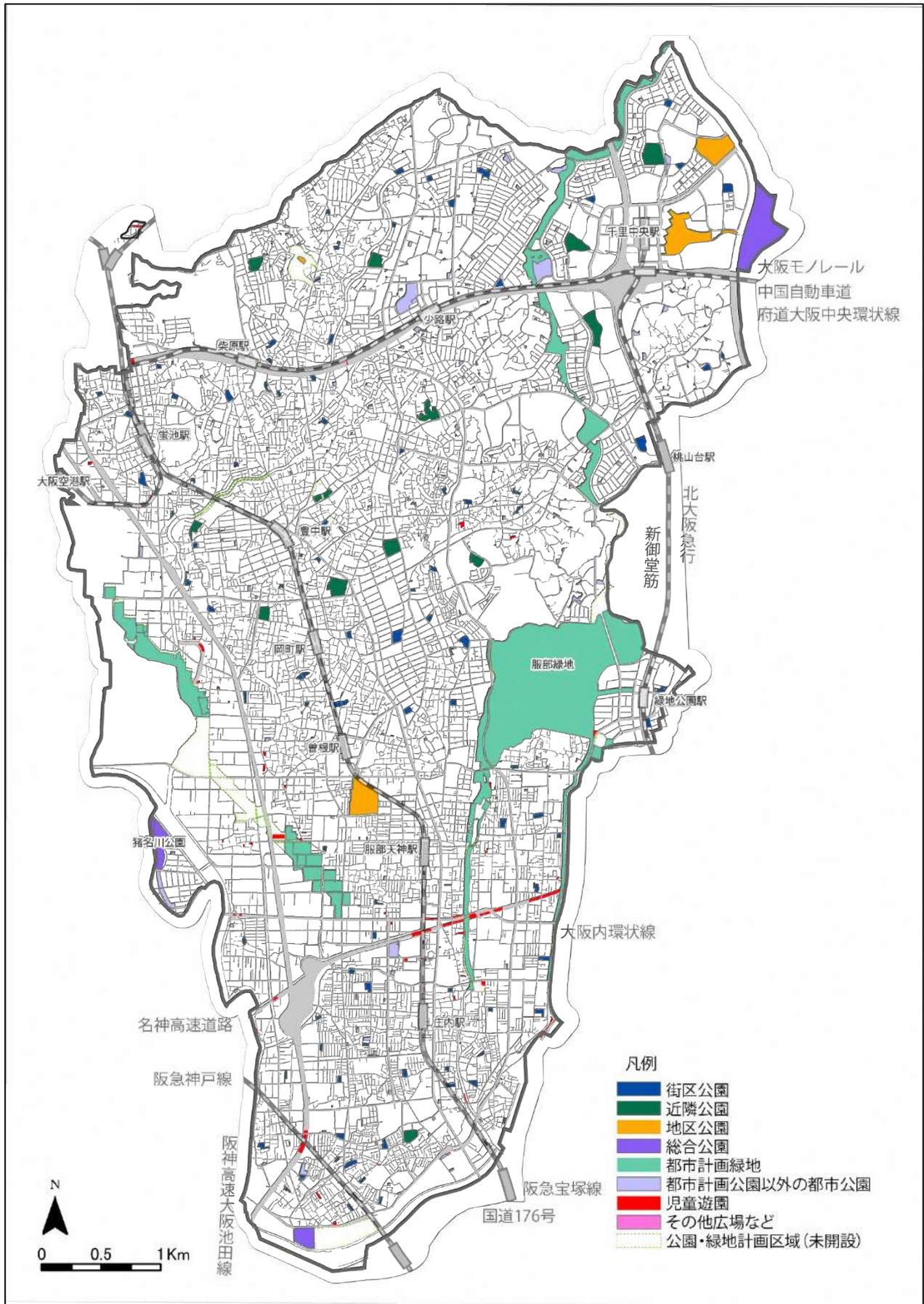


図 10 : 公園・緑地の分布図 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

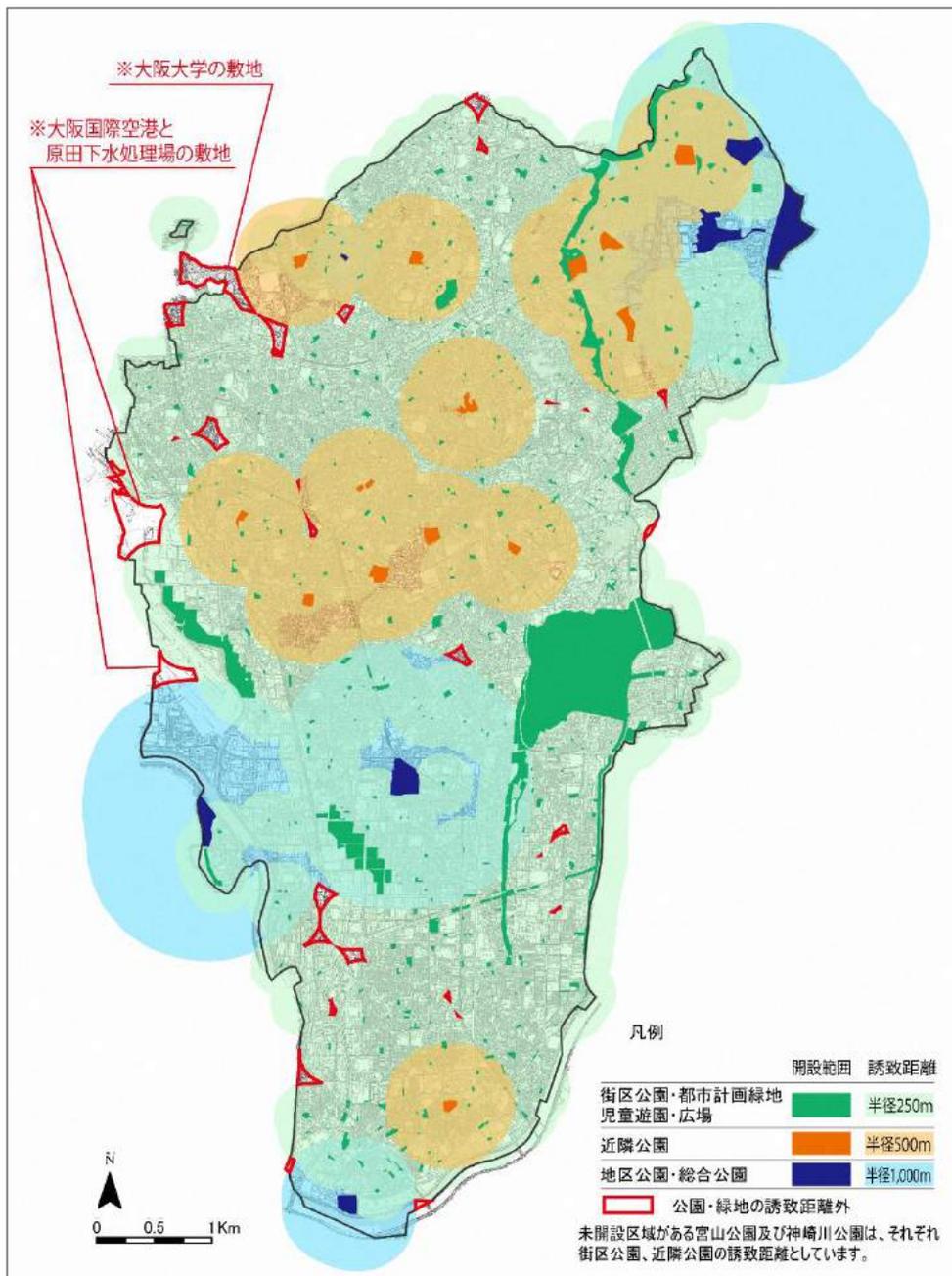


図 11 : 公園・緑地の誘致距離 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

【課題】

- 樹木の成長などによりみどりが増加していますが、まとまりのある樹林地が開発行為などで失われており、みどりの減少を防止する取組みが求められます。
- 南部や中部などのみどりの少ない地域のほか、公有地と比べて緑被率やみどり率が低い民有地の緑化を推進していくことが求められます。
- 公園・緑地の誘致距離から外れている地域があり、これらの地域における身近な公園・緑地の整備についての検討が求められます。
- 長期末整備の都市計画公園・緑地については、必要性や整備のあり方についての検討が求められます。

4. 取組みから見るみどり

(1) 既存のみどりの保全と育成

主な取組み

①みどりのルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為に伴う環境配慮指針に基づく緑化協議によるみどりの創出 風致地区・緑地協定・都市景観形成推進地区・景観形成協定・地区計画・建築協定などによる緑地の保全及び緑化の推進
②みどりの保全と育成策	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地の保全（特別緑地保全地区の指定、風致保安林の指定、文化財の指定） 保護樹等助成金交付制度による私有地の樹林・樹木の保全 農地の市民農園や学校農園への活用 ・ため池のみどりの保全

①みどりのルールづくり

「豊中市環境配慮指針」では、開発行為に対して一定の緑化基準となる緑化率を示し、緑化協議を行うことで、みどりの確保に努めています。同指針に示している緑化率は、「都市緑地法」に定める緑化地域の制度よりも厳しい基準となっています。また、風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定、地区計画、建築協定などによるみどりの確保にも努めています。



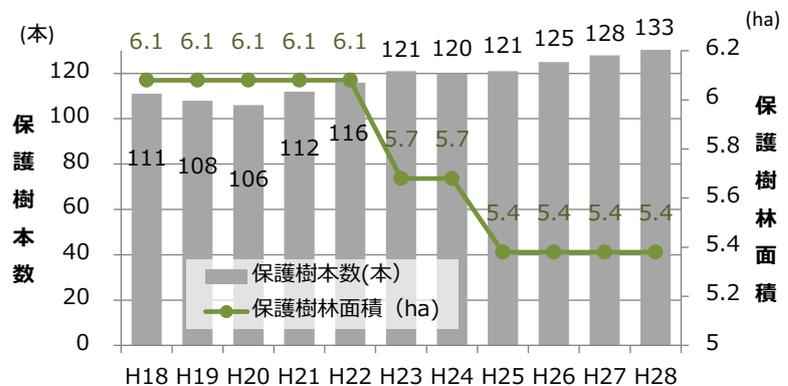
新千里東住宅地区

緑化率を定めた地区計画において、良好なみどりの景観を形成しています。

②みどりの保全と育成策

「都市緑地法」に基づく春日町ヒメボタル特別緑地保全地区（平成 28 年指定）や「森林法」に基づく風致保安林である春日神社裏山の森林（宮山つつじ園を含む）、「文化財保護法」に基づく国史跡である桜塚古墳群などの市内に残る樹林地は、法制度などを活用して保全しています。また、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区をはじめ、千里緑地や島熊山緑地、千里東町公園などにおいて、市民との協働による保全活動が行われています。

私有地の樹木や樹林地については、「保護樹等助成金交付制度」などを活用して保全に努めていますが、開発行為などにより減少傾向にあります。

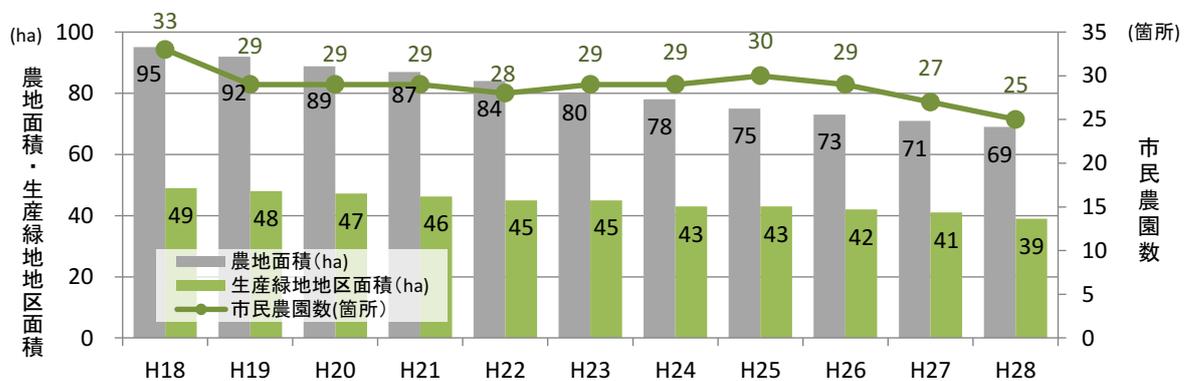


グラフ 9 : 保護樹などの推移
保護樹林は各年度面積に生垣 40m を別途追加

市内の農地面積は、平成 11 年度から平成 26 年度までの間に約 2/3 に減少しており、生産緑地地区に指定されている農地についても同様の傾向が見られます。大阪府では、平成 20 年 4 月に、都市農業の推進と農空間の保全と活用を目的とした「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を制定し、市内のすべての生産緑地地区を同条例で定める農空間保全地域に指定して、市民農園や学校における農体験の場として利用を推進するなど、農地の積極的な保全と活用に努めています。

一方、市民農園はニーズが高いものの所有者の高齢化などにより農地の確保が困難な状況となっています。また、学校農園については、活動支援をするボランティアの高齢化が深刻となっています。

農業用水の確保に利用されていたため池も、農地の減少とともに減少していますが、一部のため池については、市民の理解を得ながらため池を活用した公園整備を行ってきました。ため池は、生き物の生息場所ともなっていますが、今後も農地の減少に伴いかんがい用ため池としての用途が失われ、消失してしまう可能性があります。



グラフ 10：農地面積・生産緑地地区面積・市民農園数の推移



羽鷹池公園（平成 19 年開設）

表 3：ため池を活用して整備した公園・緑地

公園・緑地名	ため池
榎ノ木公園	榎ノ木池
千里中央公園	安場池
千里東町公園	長谷池
千里緑地	古池（千里センター池）
青池公園	青池
二ノ切池公園	二ノ切池
羽鷹池公園	羽鷹上池・下池
赤坂上池公園	赤坂上池

【課題】

- 法制度などを活用したみどりの保全や緑化の推進とともに、市民との協働によるまとまりのあるみどりの保全が求められます。
- みどりの保全や緑化に関する支援制度の活用を推進するため、積極的な普及啓発が求められます。
- 市民農園の活用や周辺環境への配慮など、農地やため池を有効に活用した効果的な保全手法の検討が求められます。

(2)都市のみどりづくり

主な取組み

①核となるみどりづくり	・大規模な公園・緑地の保全・整備　・島熊山緑地の保全
②軸となるみどりづくり	・河川軸の緑化（親水水路の整備） ・シンボルとなるみちづくり（街路樹の整備） ・避難路にも寄与する道路の緑化
③拠点となるみどりづくり	・花とみどりの相談所及び拠点となる公園の整備 ・防災に寄与する公園の整備

①核となるみどりづくり

大阪国際空港周辺緑地のうち、利用緑地部分の約 13.0ha がふれあい緑地として整備されるとともに、前計画で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として位置づける緑化重点地区に指定していた少路地区においては、羽鷹池やその周辺の自然環境の保全にも配慮した羽鷹池公園を整備するなど、まとまりのあるみどりの保全や緑化を推進してきました。

また、平成 18 年度に大阪府から移管された島熊山緑地、千里緑地や千里東町公園などでは、市民との協働により、ピオトープの維持管理や自然環境啓発活動、竹林整備やナラ枯れの被害対策などの保全活動が行われるなど、多様な主体による自然環境の保全に関する取組みが進んでいます。

②軸となるみどりづくり

河川軸の緑化として、昭和 58 年度から平成 16 年度にかけて親水水路の整備を行い、市民が水やみどりに親しめる環境づくりを行うとともに、道路の緑化については、市道において 2 万本以上の樹木を植栽し、街路樹や緑道の整備を推進してきました。現在では、整備から一定の年数が経過し、街路樹などの老木化が進んでいます。

また、「第 3 次庄内地域住環境整備計画」及び「新・豊南町地区整備計画」に基づき、平成 17 年度及び 26 年度に通り池水路跡、平成 20 年度に豊南小学校南通り線、平成 25 年度に庄内中央緑道 1 号線の各一部区間の緑道整備を行いました。

③拠点となるみどりづくり

緑化活動の拠点である花とみどりの相談所の機能を充実させるため、平成 16 年度にリニューアルを行いました。また、地域住民との協議を進めながら、神崎川公園の庄内温水プール跡地の再整備に向けた基本構想の策定などに取り組むとともに、防災にも寄与する公園として、「第 3 次庄内地域住環境整備計画」に基づき、平成 22 年度に幸町遊園、平成 24 年度に野田中央公園の整備を行いました。

【課題】

- 市民との協働による森林病虫害対策や里山保全活動などによる樹林地や河川・水路の保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成などの生物多様性の確保に向けた取組みが求められます。
- 整備から一定の年数が経過した施設のみどりの適正な維持管理や更新が求められます。
- 市民意見を取り入れるなど、みどりによる憩いの場の創出が求められます。
- 防災機能を備えた公園づくりや延焼遮断帯となる沿道緑化などの推進が求められます。

(3) 地域のみどりづくり

主な取組み

①シンボルとしてのみどりづくり	・花とみどりの名所づくり（バラ園・花しょうぶ園）
②コミュニティとしてのみどりづくり	・学校の緑化
③サブネットワークとしてのみどりづくり	・生垣緑化助成金交付制度 ・ポケットパークの緑化の推進
④まちなみとしてのみどりづくり	・公共施設の緑化 ・緑化樹等配付制度 ・花いっぱい運動や駅前などの草花の維持管理 ・とよっぴーの製造と活用

①シンボルとしてのみどりづくり

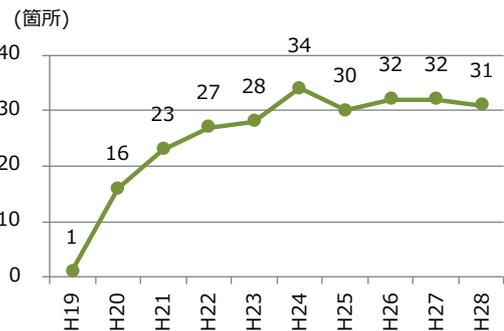
本市では、市の花であるバラを植栽したバラ園や水辺を活用した花しょうぶ園を整備しており、うるおいや季節感を感じることができる場を提供しています。



二ノ切池公園のバラ園

②コミュニティとしてのみどりづくり

学校では、みどりのカーテンづくり、緑化用樹木の配付による樹木緑化、ビオトープの設置、校庭の芝生化などの積極的な緑化や環境学習に取り組んでおり、みどりのカーテンづくりは、ほとんどの小学校で行われています。

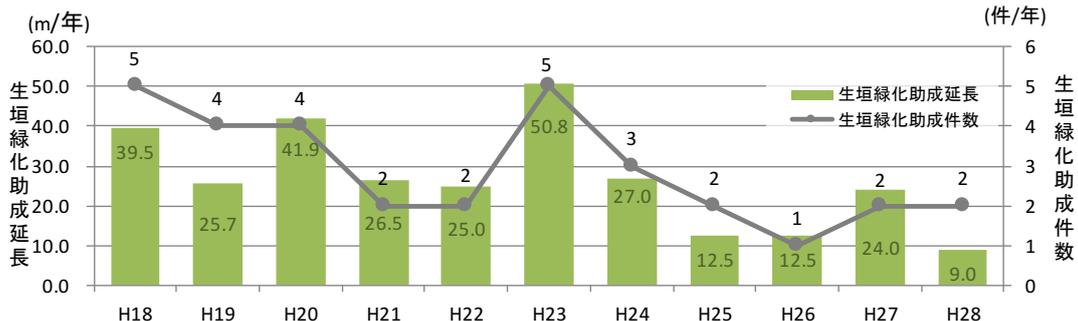


グラフ 11: 公立小学校におけるみどりのカーテン取組み箇所数の推移

学校ビオトープは、市内の 14 箇所の小・中学校で整備されていますが、維持管理技術の面から活用できていないものもあります。

③サブネットワークとしてのみどりづくり

民有地の沿道緑化を推進するため、幅員 4m 以上の道路に接し、長さ 2m 以上で高さが約 1m 以上の生垣づくりに対して費用の助成を行っており、平成 27 年度までに 325 件の助成を行ってきましたが、近年の助成件数は減少傾向にあります。また、市民との協働により、ポケットパークの緑化を推進しています。



グラフ 12: 生垣緑化助成件数などの推移

④まちなみとしてのみどりづくり

市役所や学校、運動施設などの公共施設において、「緑化樹等配付制度」を活用した樹木の補植、施設の建替え時などにおける植栽空間の整備や屋上緑化、壁面緑化などの施設の緑化を推進しています。

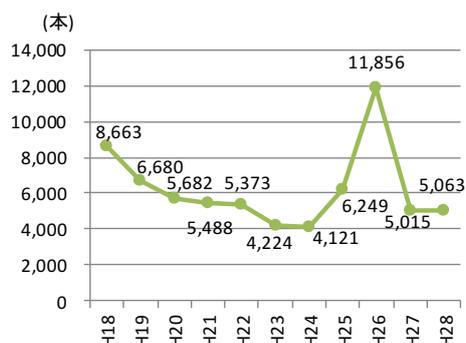
また、「緑化樹等配付制度」により、マンションの管理組合や事業者などに対して、毎年度 5 千本前後の樹木を配付しています。その緑化樹の配付数は横ばい傾向にありますが、近年、新規の団体の申込み件数も増えています。

市の顔となる一部の駅前や道路などでは、市によるフラワーポットや花壇などの草花緑化を行っています。また、市内の各所において、「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」や「花いっぱい運動」など、地域での緑化活動が行われており、その活動に対して花の種や花苗を提供し、市民参加による、草花緑化の取組みを推進しています。

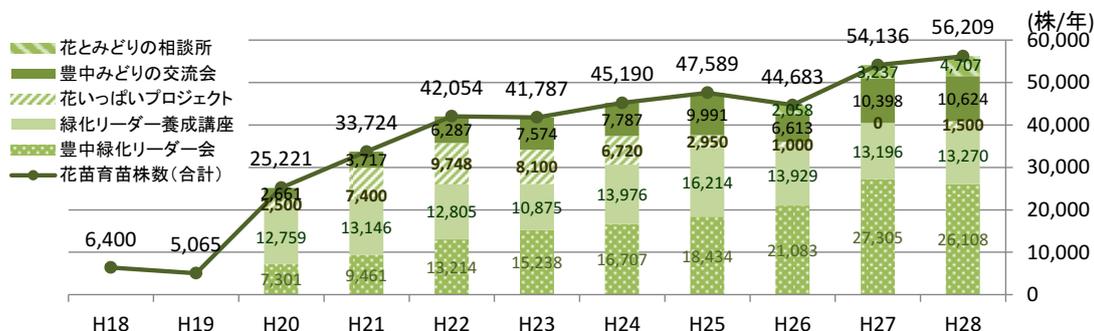
このほか、市民との協働により、給食の食べ残しなどを街路樹などの剪定枝と混合して発酵・熟成させた堆肥「とよっぴー」の製造を行い、市内の緑化活動に活用するなど、まちなかのみどりづくりを推進しています。



豊島温水プールの屋上緑化



グラフ 13：緑化樹配付本数の推移



グラフ 14：花苗育苗株数の推移

【課題】

- バラ園や花しょうぶ園などの既存施設の有効活用とともに、花とみどりの名所マップの作成など、利用を推進するための手法の検討が求められます。
- 学校などのピオトープや農園における維持管理、活用を推進するための人材の育成などの検討が求められます。
- 視覚的効果のあるみどりを増やすため、駅前や道路などにおける花壇やフラワーポットなどによる草花緑化、ヒートアイランド対策にも寄与する沿道緑化や壁面緑化など、多様な手法を用いた緑化を推進していくことが求められます。
- 利用が減少傾向にある緑化支援制度について、積極的な情報発信や内容の見直しなどの対策が求められます。

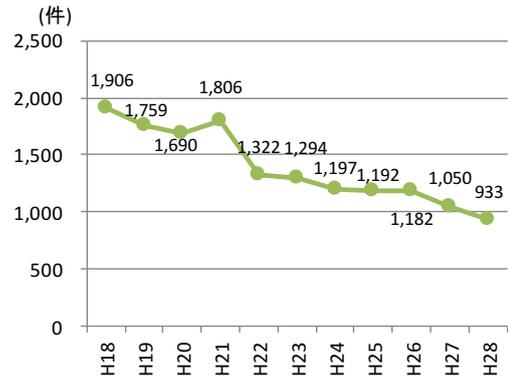
(4)市民参加に基づくみどりのまちづくり

主な取組み

①交流拠点づくり	・花とみどりの相談所の運営
②ひとづくり	・緑化リーダーの育成 ・自然観察会や自然学習講座
③しくみづくり	・自主管理協定制度や愛護活動制度 ・道路や河川などの美化及び清掃活動 ・豊中みどりの交流会
④支援体制づくり	・民有地における緑化支援
⑤普及・啓発	・情報発信

①交流拠点づくり

豊島公園内に設置している花とみどりの相談所は、緑化活動の拠点として多くの市民に利用されており、賑わいがありますが、近年の花とみどりに関する相談件数は減少傾向にあります。

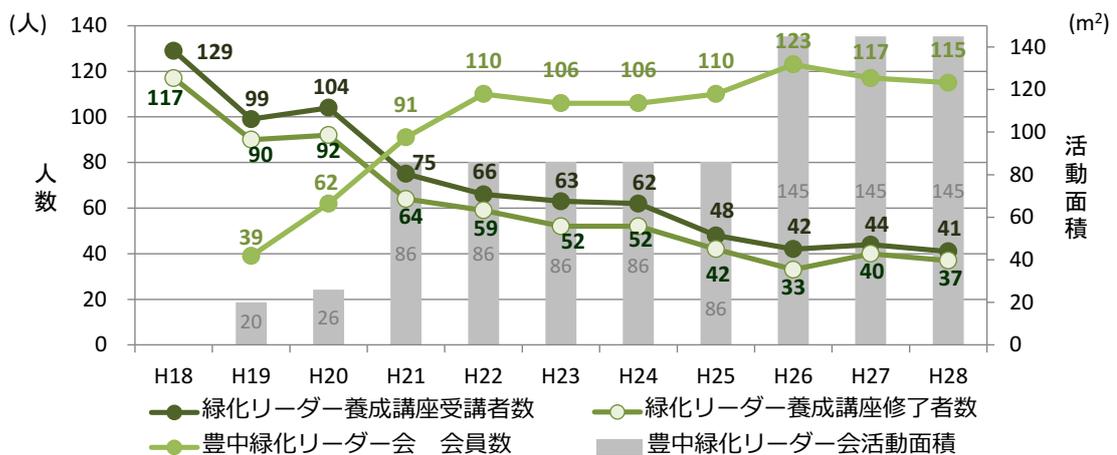


グラフ 15：花とみどりの相談所の相談件数の推移

②ひとづくり

平成 16 年度から緑化リーダー養成講座を開始し、市内の緑化に関わる人材育成を推進しています。平成 19 年度に緑化リーダー養成講座の卒業生による豊中緑化リーダー会が立ち上げられ、その後、少しずつ会員数も増加していますが、緑化リーダー養成講座の受講者と修了者数は減少傾向にあります。

また、みどりに関するイベントを通じて、それらの活動への参加を促進するための普及啓発などを行っています。



グラフ 16：緑化リーダー養成講座受講者数などの推移

③しくみづくり

地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの形成を図ることを目的とした「自主管理協定制度」、美化清掃などによる公園・緑地などの愛護精神の向上を図ることを目的とした「愛護活動制度」、道路や河川などの美化活動を支援することを目的とした「豊中市アダプトシステム」や「大阪府アダプト・ロード及びアダプト・リバープログラム」など、市民が地域のみどりの維持管理に関わる制度を通じて、地域コミュニティの形成とともに、良好なみどりの環境が維持されており、これらの取組みに参加する団体数は、近年では横ばい傾向となっています。

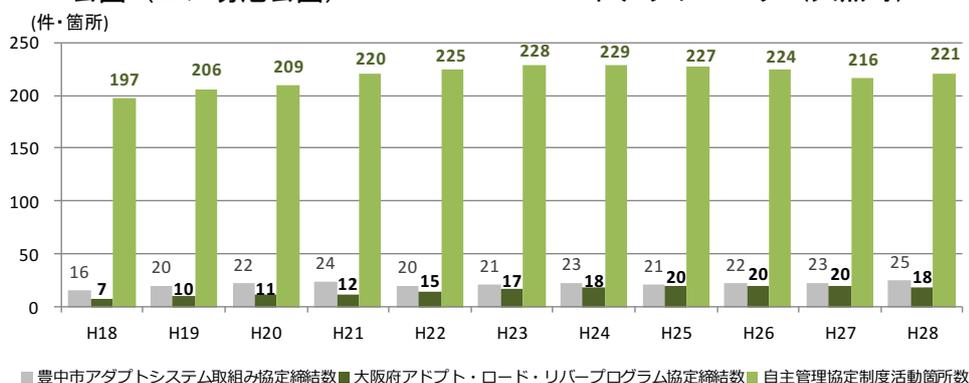
また、みどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場となる「豊中みどりの交流会」において、花苗の育苗や提供、みどりのカーテンづくりの支援、みどりに関する活動団体を紹介する「地域緑 Book」やみどりの育成に関するヒント集の作成などを行ってきており、発足当時の「豊中みどりの交流会」の活動への参加者数は増加傾向でしたが、近年は減少傾向にあります。



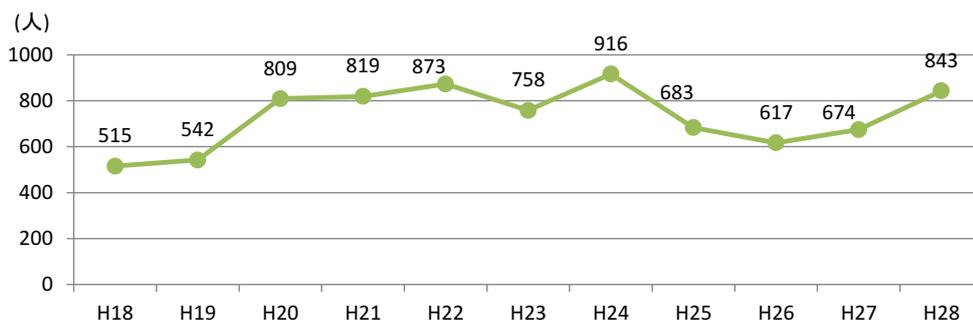
自主管理協定により管理されている公園（二ノ切池公園）



アダプト活動により管理されているポケットパーク（大黒町）



グラフ 17：自主管理協定制度活動箇所数などの推移



グラフ 18：豊中みどりの交流会参加者数の推移

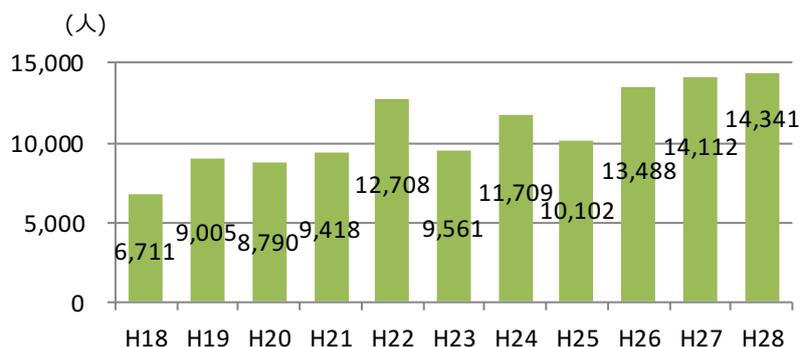
④支援体制づくり

「生垣緑化助成金交付制度」や「緑化樹等配付制度」、緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度などを活用し、市民の緑化活動を支援するとともに、緑化に関する技術的な支援として、花とみどりの相談所における相談業務をはじめ、地域に出向いての花とみどりの講習会の開催などにより、市民による緑化を推進するための支援体制を構築しています。

⑤普及・啓発

花とみどりに関する講習会や自然環境啓発イベント、「豊中みどりの交流会」における啓発イベントなど、みどりとのかかわりや学習の場を提供するイベントなどにより、みどりに関する普及啓発を行っています。

また、みどりに関する情報を広く発信する手段として、広報効果が期待される広報とよなかやマスメディアによるものがありますが、昨今は、情報化社会の進展により、スマートフォンなどのインターネットの普及が進むなど、多様な情報発信媒体が出現しています。これらの活用をはじめ、「愛護会通信」「相談所ニュース」「みどりだより」などのみどりに関する情報誌により情報発信を行っています。



グラフ 19 : みどりに関するイベント参加者数

【課題】

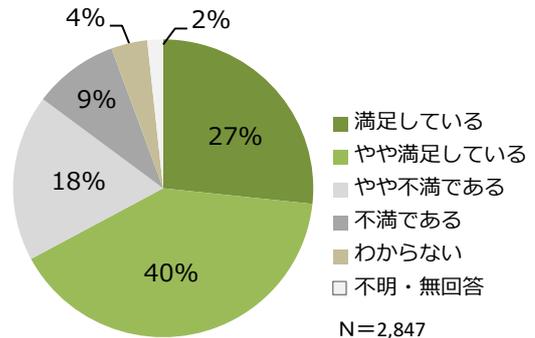
- 花とみどりの相談所を緑化活動拠点として有効に活用するため、運営の効率化や機能の充実、さらなる緑化リーダーの育成などが求められます。
- みどりに関する活動に参加する市民の高齢化が進んでおり、志や技術を継承し、活動を受け継ぐ人材の発掘が求められます。
- 市民がみどりに触れ合い、育み親しむことができる機会を増加させることが求められます。
- 民有地の緑化に対する助成や苗木の提供、技術指導など、既存の支援制度の見直しとともに、新たな民有地緑化の仕組みづくりの検討が求められます。
- 市民のみどりに対する理解や関心を深めるため、インターネットなどの効果的な手法を用いたみどりの普及啓発が求められます。

5. みどりに対する市民意識

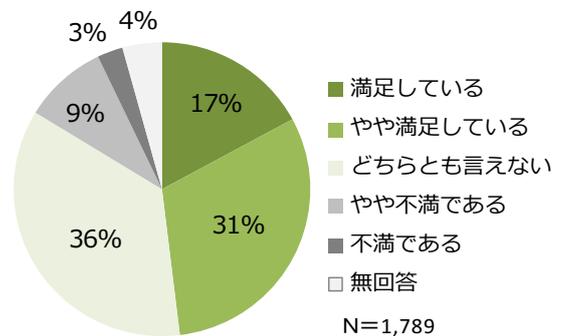
(1) みどりの満足度について

「豊中市総合計画」に位置付けられた各施策に対する市民満足度やニーズを把握するため、定期的に行っている豊中市市民意識調査（平成27年度）では、地域のみどりについて満足している人の割合は高く、本計画の策定に当たり行った豊中市みどりに対する市民意識調査（平成27年度）でも、市全体のみどりに対して、「満足」「やや満足」と答えた人が「不満」「やや不満」と答えた人を大きく上回っています。

「不満」「やや不満」と答えた人の理由については、「みどりの量が少ない」と答えた人が最も多く、印象的なみどりとしては、「公園のみどり」と答えた人が最も多くなっています。

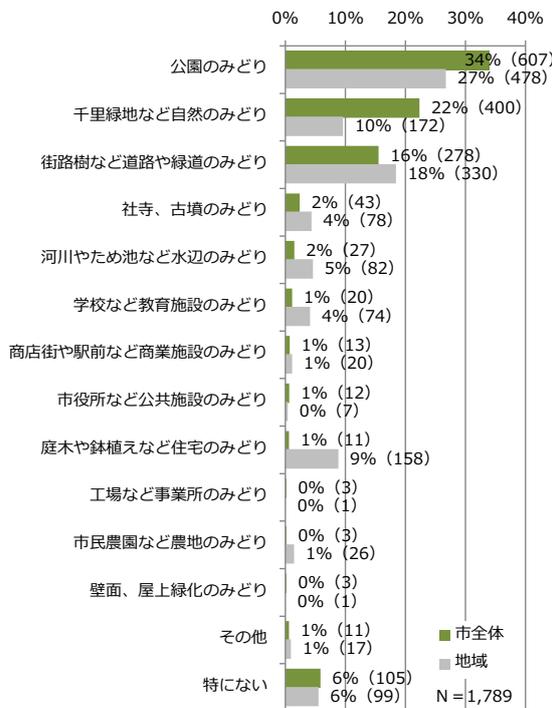


グラフ 20：地域のみどりの満足度

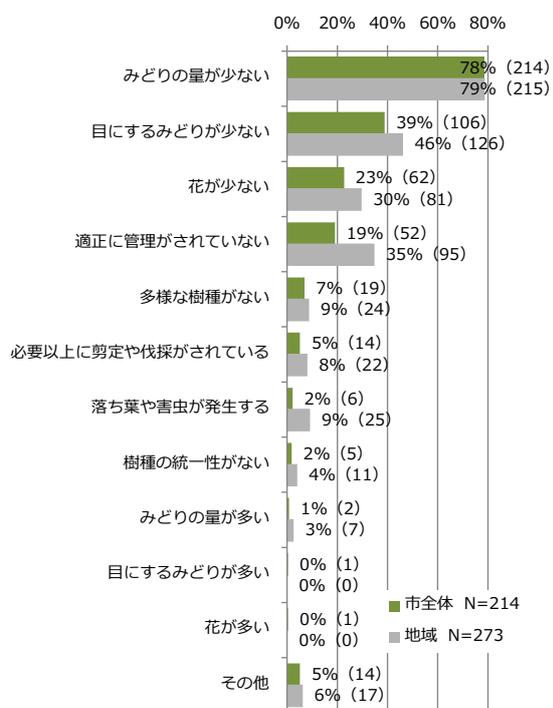


グラフ 21：市全体のみどりの満足度

グラフ 20 の「地域のみどりの満足度」については、豊中市市民意識調査の結果を用いていますが、その他のグラフについては豊中市みどりに対する市民意識調査の結果を用いています。
※グラフ中の N は回答者数の合計を示しています。



グラフ 22：市全体及び地域の印象的なみどり



グラフ 23：市のみどりに対する不満

みどりの量に対する印象や満足度を地域別で見た場合、満足度については、南部を除いた他のすべての地域で高くなっており、印象については、北部、北東部、東部で多くなっていますが、中北部、南部では少なくなっています。

「守りたいみどり」については、市全体及び地域別ともに「“公園”のみどり」(69%)と答えた人が最も多くなっており、その公園の満足度については、北部、北東部、中部、東部で高くなっています。また、「増やしたいみどり」については、市全体で見た場合、「街路樹や緑道などの“道路”のみどり」(44%)、「商店街や駅前などの“商業施設”のみどり」(31%)、「学校などの“教育施設”のみどり」(29%)、「“公園”のみどり」(28%)の順に回答が多く、公共施設のみどりに対する回答が多くなっています。地域別で見た場合、北東部を除いた他のすべての地域で「街路樹や緑道などの“道路”のみどり」と答えた人が最も多くなっています。

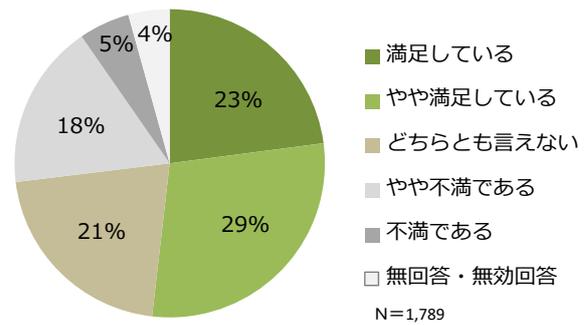
表4. 地域別のみどりの印象や満足度など

地域	緑被率 (参考)	みどり率 (参考)	みどりの 印象	みどりの 満足度	印象的な みどり	守りたい みどり	増やしたい みどり	公園の 満足度	公園への不満 (不満を持つ人の回答)
市全体	14.4 %	25.7%	普通	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.商業施設 3.教育施設	高い	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 2.花の不足
北部	17.0 %	26.0%	多い	高い	道路	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.公園 3.商業施設	高い	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 3.遊具の不足・休憩施設の不足
北東部	30.4 %	41.1 %	多い	高い	道路	1.公園 2.自然 3.道路	1.商業施設 2.道路 3.教育施設	高い	1.剪定などの管理 2.遊具の不足 3.ごみの清掃・休憩施設の不足・健康づくり施設の不足・花の不足
中北部	11.8%	19.3%	少ない	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.公園 3.商業施設	普通	1.剪定などの管理 2.みどりの量の不足 3.身近な公園の不足
中部	8.9%	14.7%	普通	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.教育施設 2.商業施設	高い	1.利用者マナー 2.休憩施設の不足 3.剪定などの管理
西部	7.1%	29.3 %	普通	高い	公園	1.公園 2.道路 3.自然	1.道路 2.教育施設 3.商業施設	普通	1.剪定などの管理 2.ごみの清掃 3.休憩施設の不足
東部	26.4 %	43.6 %	多い	高い	公園	1.公園 2.自然 3.道路	1.道路 2.教育施設 3.商業施設	高い	1.花の不足 1.利用者マナー 3.広場の不足・健康づくり施設の不足
南部	6.2%	17.4%	少ない	普通	公園	1.公園 2.自然 2.道路	1.道路 2.商業施設 3.教育施設	普通	1.みどりの量の不足 2.剪定などの管理 3.利用者マナー

※みどりの印象は、「多い」「やや多い」の合計の割合と「少ない」「やや少ない」の合計の割合を比べて「多い」「少ない」を表記しているが、「多い」とする場合で、その差が20%未満の場合には、「普通」と表記しています。

※みどりの満足度及び公園の満足度は、「満足」「やや満足」の合計の割合と「不満」「やや不満」の合計の割合を比べて「高い」「低い」を表記しているが、「高い」とする場合で、その差が20%未満の場合には、「普通」と表記しています。

「守りたいみどり」として多くの回答があった「公園」ですが、地域の公園に対して、地域差はあるものの、全体的には「満足」「やや満足」と答えた人が「不満」「やや不満」と答えた人を大きく上回っています。

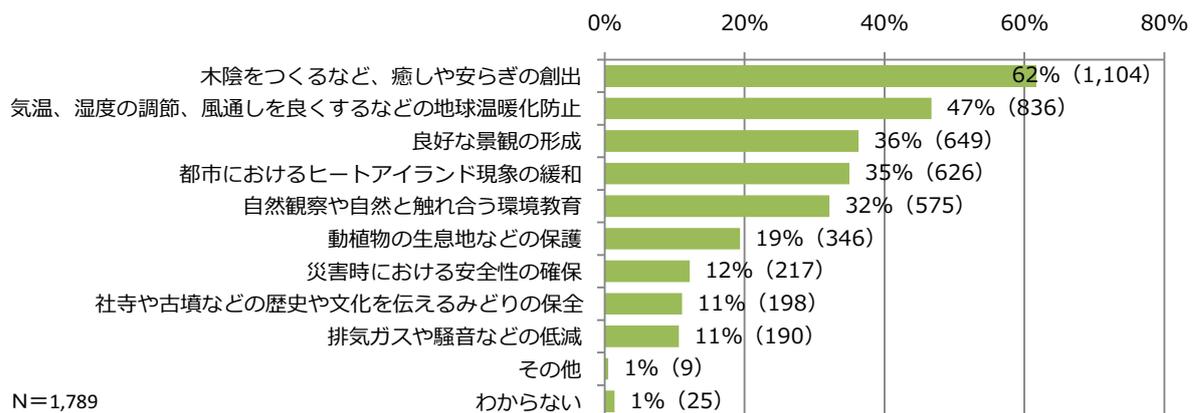


グラフ 24：地域の公園の満足度

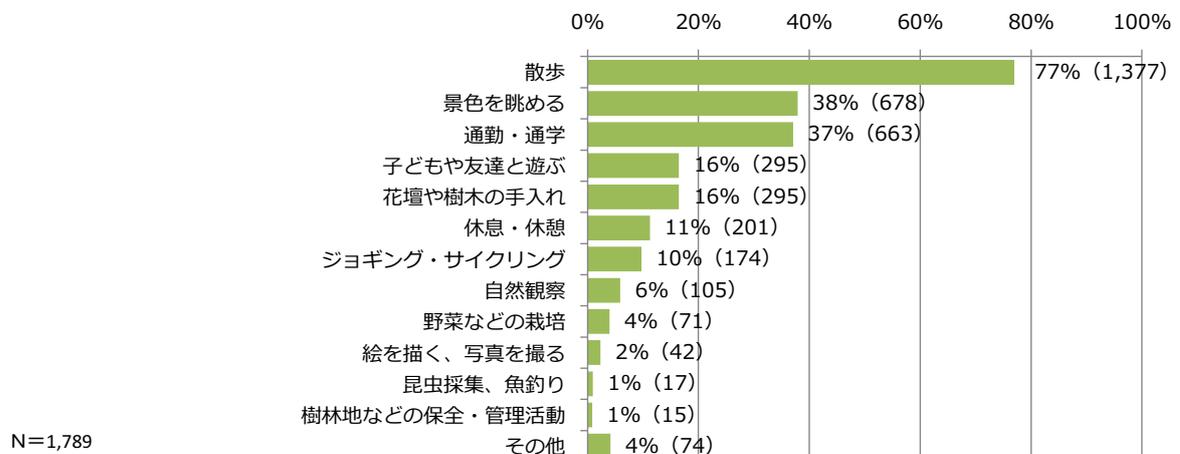
(3)住環境の質を高めるみどりについて

みどりを守り、増やす目的として重点を置くべき点については、「木陰をつくるなど、癒しや安らぎの創出」、「気温、湿度の調節、風通しを良くするなどの地球温暖化防止」、「良好な景観の形成」の順に回答が多く、住環境の質を高めるうえでみどりへの期待は高いものとなっています。

日常生活の中のみどりとの触れ合い方については、「散歩」と答えた人が最も多く、次に「景色を眺める」「通勤・通学」の順に回答が多くなっています。



グラフ 25：みどりを守り、増やす目的

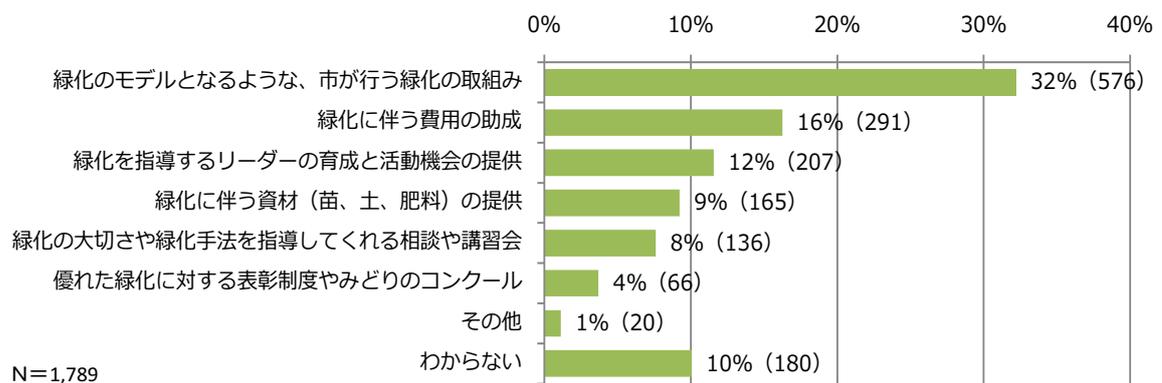


グラフ 26：みどりとの触れ合い方

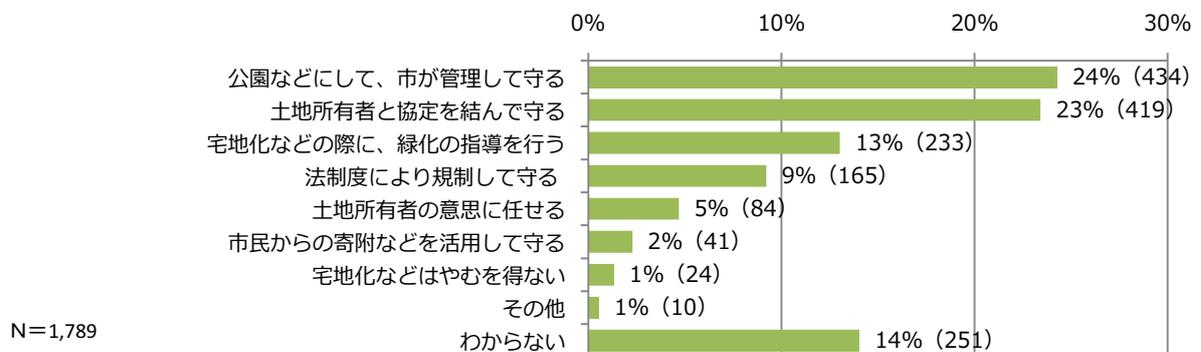
(4)民有地の緑化について

個人や民間団体の土地の緑化の推進に必要な市の取組みについては、「緑化のモデルとなるような、市が行う緑化の取組み」と答えた人が最も多く、次に「緑化に伴う費用の助成」「緑化を指導するリーダーの育成と活動機会の提供」の順に回答が多くなっています。

個人や民間団体が所有するまとまりのあるみどりに対する取組みについては、「公園などにして、市が管理して守る」「土地所有者と協定を結んで守る」と答えた人がほぼ同数で最も多く、次に「宅地化などの際に、緑化の指導を行う」「法制度により規制して守る」の順に回答が多くなっています。



グラフ 27：個人や民間団体の土地の緑化の推進に必要な市の取組み

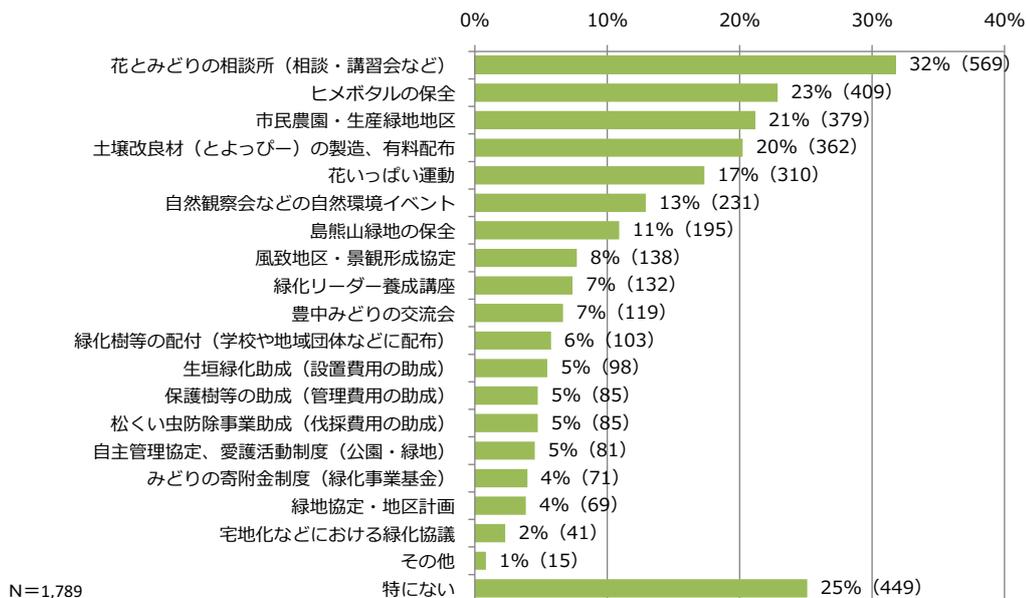


グラフ 28：個人や民間団体が所有するまとまりのあるみどりに対する取組み

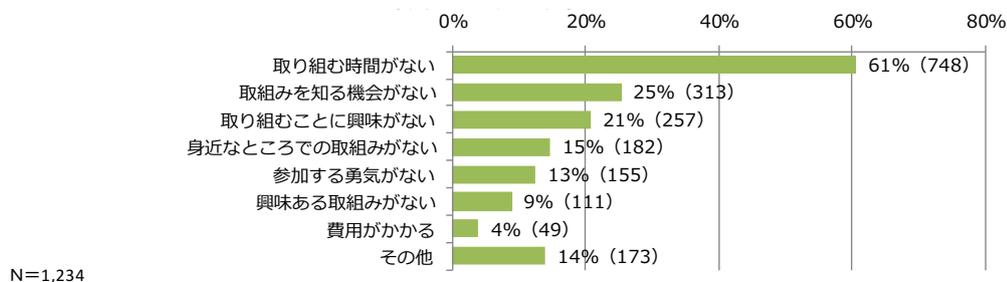
(5)みどりに関する活動について

みどりに関する市の取組みの認知度については、「花とみどりの相談所（相談・講習会）」と答えた人が最も高く、「生垣緑化助成（設置費用の助成）」などのみどりに関する支援制度に関する認知度は低い傾向にあります。

みどりに関する活動への参加については、参加しない理由として、「取り組む時間がない」と答えた人が最も多く、次に「取組みを知る機会がない」「取り組むことに興味がない」の順に回答が多くなっています。



グラフ 29：みどりに関する市の取組みの認知度



グラフ 30：みどりに関する活動に参加しない理由

【課題】

- みどりの満足度の向上とともに、みどりの満足度などの地域差や地域の特性を考慮したみどりの保全や緑化の推進が求められています。
- 今後のみどりの量のあり方の検討や適正な維持管理などによる住環境の質の向上が求められています。
- 民有地緑化の模範となるような公共施設の緑化とともに、まとまりのある民有地のみどりに対して、開発行為などによる減少を抑制する取組みが求められています。
- みどりの保全や緑化に関する支援制度や啓発イベントの案内など、みどりに関する取組みの十分な情報発信が求められています。

6. 役割から見るみどり

(1) うるおいのある魅力的な地域をつくる(癒しや安らぎの創出・景観形成機能)

「とよなか百景」では、その大半が多くの人が目にする公園や並木道、河川・水路、社寺、家並みなどのみどりが含まれる景観で占められており、住宅や事業所の多い本市において、みどりは良好な都市景観を形成するうえで、欠かせないものとなっています。これらの景観を形成するみどりは、いずれも戸建て住宅や高層マンション、道路などの人工物とともに、暮らしの中の風景を構成し、癒しや安らぎを創出するなど、まちの魅力を高めています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「木陰をつくるなど、癒しや安らぎの創出」と答えた人が最も多く、「良好な景観の形成」と答えた人も3番目に多くなっていますが、みどりの量には地域差があり、用途地域別でみどり率を見た場合、準住居地域や近隣商業地域などの様々な用途が混在する地域で低く、第1種低層住居専用地域や第1種中高層住居専用地域などの専用化を図る地域で高くなっています。また、良好なみどりの景観を形成するための風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区、景観形成協定などは主に市の中北部や北東部、東部で定められています。



住宅地のみどり



街路樹のみどり



神社のみどり (住吉神社・豊南町西)



公園のみどり (大塚公園)

【課題】

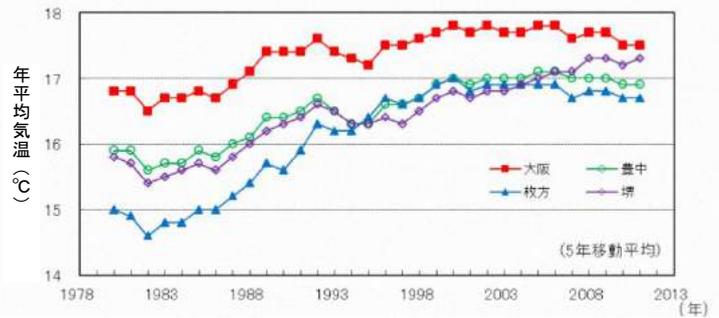
- まとまりのあるみどり、歴史や文化を伝える社寺・古墳のみどりなど、まちなかの風景の一部となっているみどりの保全が求められます。
- 多くの人が目にする場所での美しいみどりの保全や緑化が求められます。
- 緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度などを活用した地域の魅力を高めるみどりづくりの推進が求められます。



図 12：うるおいのある魅力的な地域をつくるみどりの現況図（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(2)快適なくらしを支える(都市環境の形成機能)

市の年間平均気温は、30年間で約16度から約17度へ上昇しており、「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「気温、湿度の調節、風通しを良くするなどの地球温暖化防止」と答えた人が2番目に多く、「都市におけるヒートアイランド現象の緩和」と答えた人も多くなっています。



グラフ 31: 大阪の主要都市における年間の平均気温の推移
出典:「おおさかヒートアイランド対策推進計画(平成27年3月)」
5年移動平均: その年及び前後2か年を含めた5か年の平均値

本市では、主要な河川・水路が南北に流れており、これらが、服部緑地や千里緑地などのみどりの軸と一体となって、大阪湾からの冷涼な空気を市街地に運ぶ風のみちを形成しています。さらに、公園・緑地や社寺林などのまとまりのある樹林地、街路樹、農地などが、クールスポットを形成し、気温の上昇を防ぐうえで重要な役割を担っています。

これらのみどりは、排気ガスや騒音の低減などの環境保全対策にも寄与しており、一方、駅前などの商業地や工業地などのみどりが少ない地域では、人工排熱やアスファルト舗装などのヒートアイランド現象の原因となる環境が集積しています。



人工排熱やアスファルト舗装が多い商業地(豊中駅前)



人工排熱やアスファルト舗装が多い工業地(上津島)

【課題】

- 駅前などの商業地や工業地などのみどりの少ない地域における気温の上昇を防ぐため、沿道緑化や壁面緑化などのヒートアイランド対策に資する緑化が求められます。
- 市街地に冷涼な空気を届ける河川・水路やクールスポットとなる公園・緑地、農地などのみどりの保全とともに、「みどりの風促進区域」における事業との連携が求められます。
- 温室効果ガスの削減などの地球温暖化防止、排気ガスや騒音の低減などの環境保全対策となるみどりの保全や緑化が求められます。

みどりの風促進区域

「大阪府市ヒートアイランド対策基本方針」(平成26年3月大阪府・大阪市)では、大阪府内の主要都市の気温の上昇傾向と熱帯夜の日数の増加が示されています。大阪府では、府民が実感できるみどりの創出のほか、みどりの風を感じるネットワークの形成などを目的に「みどりの風促進区域」を指定し、道路や河川を中心に一定幅(両側概ね100m)の沿線の緑化を推進しており、国道176号及び府道大阪中央環状線とその沿線が本市の区域に該当しています。



図 13: 快適な暮らしを支えるみどりの現況及び風のみちのイメージ図(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(3) 生き物を育み自然を身近に感じる(生物多様性保全機能)

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、長い歴史の中で様々な環境に適応して変化し、多様な生物が生まれてきましたが、これらの生命には一つひとつに個性があり、直接又は間接的に支え合って生きており、私たち人間もそのつながりの一員で、生物多様性から様々な恩恵を受けて生活をしています。

本計画の対象とするみどりは、鳥獣類や魚類、昆虫などの生き物が生息する場所として、生物多様性を保全するうえで重要な役割を果たしています。その中で、移動範囲が限られているシジュウカラが繁殖できる 1ha 以上の樹林地の存在が生物多様性の指標の一つになりますが、市街化の進展に伴い少しずつ減少しており、まとまりのある樹林地間のつながりが重要になっています。

このような環境の変化がある中、大阪国際空港及び周辺のみどりは、大阪の生物多様性ホットスポット（日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育する種の多様性が高い地域）に選定されており、市内にはキツネ（大阪府レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類）やタヌキ、ヒメボタル（同準絶滅危惧）が生息する樹林地、多くの水鳥の飛来やツバメのねぐらが形成される河川・水路やため池があります。また、市の北部や北東部、東部には、まとまりのある樹林地が残されており、オケラ（同絶滅危惧Ⅱ類）、アキノキリンソウなどの植物、ナニワトンボ（同絶滅危惧Ⅱ類）、クツワムシ（同準絶滅危惧）などの昆虫など、多様な生物種が確認されています。市の中北部や中部の樹林地やため池では、サンショウモ（同絶滅危惧Ⅰ類）、ツタウルシなどの植物、市の西部や南部の樹林地では、アキアカネ（同準絶滅危惧）、ゴマダラチョウなどの昆虫、河川・水路やため池では、カマツカ、コウライモロコなどの魚類、クイナ（同準絶滅危惧）、カワセミ、コサギなどの鳥類が確認されており、これらの身近な生き物を育む環境の保全やビオトープの整備などが重要視されています。

市民が自然を身近に観察することができるビオトープの整備状況については、平成 29 年 3 月 31 日時点で、小・中学校や高校などの公共施設で 22 箇所、マンションや病院、幼稚園などの民間施設で 19 箇所となっています。市内では、これらのビオトープを通じた自然環境啓発のほか、千里緑地や鳥島山緑地、千里東町公園、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区などにおいて、市民との協働による生物多様性を保全する取り組みが行われています。

自然の中で遊び、生き物と触れ合う経験は子どもの情操教育にも寄与すると言われていますが、「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「動植物の生息地などの保護」と答えた人は少なく、みどりと触れ合い方についても、「自然観察」や「昆虫採集」と答えた人はわずかでした。

【課題】

- 市内の多様なみどりの保全や緑化とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など、広域的な観点からの生物多様性の確保に向けた取り組みが求められます。
- 希少な生物種の生息地など多様な生態系を構成するまとまりのあるみどりの保全とともに、市民との協働による生き物の生息・生育環境の保全・創出が求められます。
- 自然観察会やビオトープなど、生き物と触れ合う機会や場の提供、生物多様性の保全に関する普及啓発や環境教育などの推進が求められます。

※樹林地の昆虫を捕食し、樹木間を移動するシジュウカラは、1ha 以上の緑地で 1 つがいの繁殖が可能となり、樹林地間の移動距離は 250m とされています（小河原 1992「自然環境復元の技術」）。

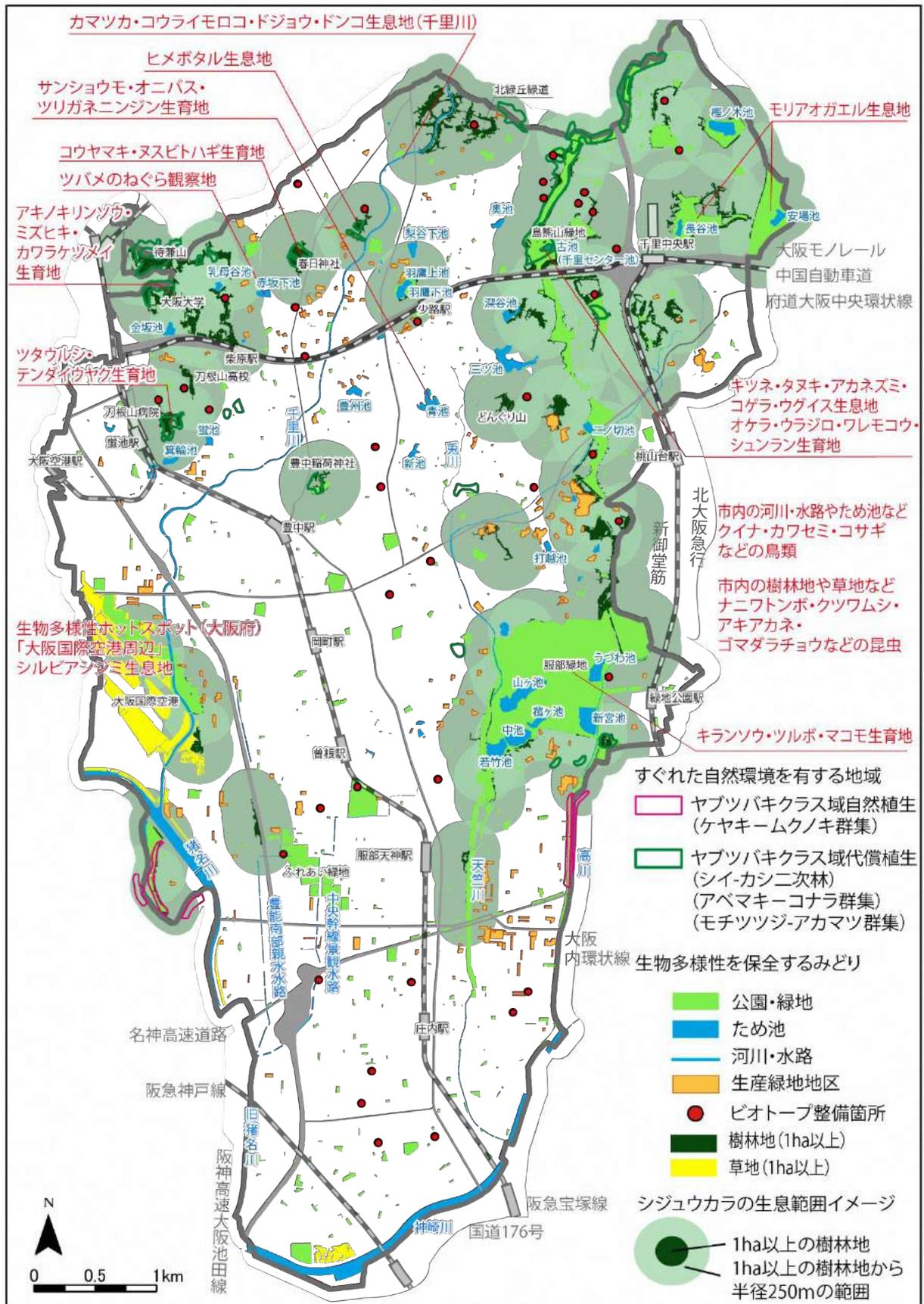


図 14 : 生き物を育み自然を身近に感じるみどりの現況図 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(4)子育てや健康づくりを支える(レクリエーション機能)

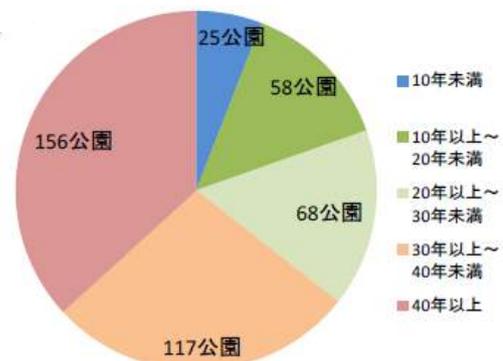
公園・緑地などは、子どもたちの遊び場やジョギング、散歩、自然観察など、運動や休憩を行うレクリエーション、健康づくりの場としての役割のほか、子どもを安心して遊ばせることのできる場となるなど、子育てに関しても重要な役割を担っています。また、市民農園などの農地は、みどりを身近に感じられるレクリエーションの場となっており、これらのみどりとの触れ合いにより、心が豊かになるほか、環境学習や地産地消の推進などの食育にもつながっています。

しかし、市内の半数以上の公園・緑地は設置から30年が経過しており、老朽化が進んでいるため、本市では「豊中市公園施設長寿命化計画」を作成し、遊具などの安全点検や市民参画などによる公園施設の更新や再整備を行うとともに、公園・緑地の利便性の向上などの観点から、子ども用の遊具の更新のほか、健康遊具の設置、トイレのバリアフリー化などの整備を行っています。

「みどりに対する市民意識」では、地域の公園に「不満」「やや不満」と答えた人の理由として、多くの回答ではありませんが、「体操やウォーキングなどの健康づくりに役立つ施設や場所が少ない」「遊具が少ない」「スポーツができるグラウンドが少ない」などの回答がありました。



複合遊具（豊南東公園）



グラフ 32：遊具などの設置経過年数

出典：豊中市公園施設長寿命化計画概要版

【課題】

- 公園施設の老朽化や利用者のニーズ、少子高齢化や健康志向などの社会背景を踏まえて、運動施設や遊具などの十分な安全点検とともに、市民参加による「自主管理協定制度」などを活用した適正な維持管理や市民参画などによる公園施設の更新や再整備、公園・緑地の有効な利活用が求められます。
- 枯損木や芝の入替えなどの必要な施設のみどりの更新が求められます。
- 市民農園の活用などによる農地の保全が求められます。
- 他の地域と比較して公園の満足度が低い地域における公園の魅力の向上が求められます。

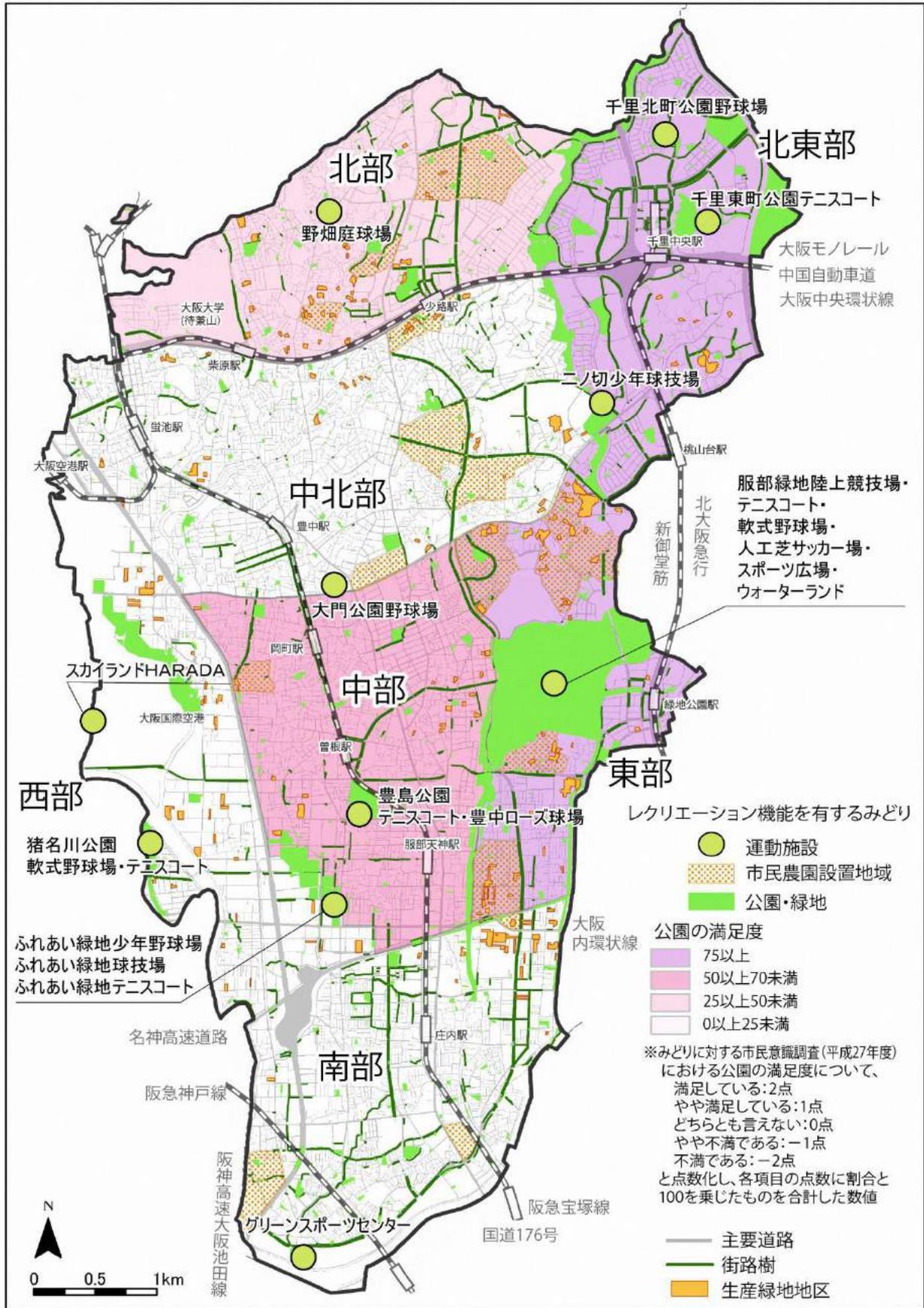


図 15 : 子育てや健康づくりを支えるみどりの現況図 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(5)交流を深め地域に貢献する場を生み出す(コミュニティ形成・市民活動の促進機能)

地域の公園・緑地などは、子どもの遊び場や健康づくり、休息の場となるだけでなく、祭りやイベントの会場となるなど、地域間の交流を深める場となるとともに、様々な場所でのみどりに関する活動を通して、地域のコミュニティ形成や市民活動が促進されています。

本市では、緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの制度の活用、自然環境の保全、公園・緑地や緑道の自主管理、地域の花壇づくりなどのみどりに関する活動が盛んに行われており、地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの形成を図ることを目的とした「自主管理協定制度」は、平成29年3月31日現在で、202箇所の公園・緑地や19箇所の緑道において協定が締結されており、市の南部において特に取組みが多い状況となっています。また、市の北部にある春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、北東部にある島熊山緑地などでは、地域住民や団体との協働により、豊かな自然環境を活かした生物多様性の保全活動に取り組んでおり、花とみどりの相談所やふれあい緑地を拠点とした市民との協働による啓発イベントの開催や緑化活動も進んでいます。



市民との協働による竹間伐作業
(島熊山緑地)

こうした活動は、治安や教育、健康、子育て、経済、幸福感などの向上につながり、地域への愛着を醸成するなどの社会の効率性が高まる効果があると言われています。

具体的には、公園・緑地に地域の人が集まり、清掃や植栽管理、お祭りの開催などの活動を行うことで、近隣住民の意思疎通が円滑になり、治安の向上、公的空間の利用マナーの向上などにつながるといった事例のほか、市民団体などがプレイパークの開催・運営などの市民活動の場として利用することで、集まった子どもたちの教育や身体の健全な育成、母親の子育て支援に寄与するといった事例、市民団体や事業者などが公園・緑地でイベントや展示会を開催することで、多くの人が集まり、地域を活性化させ経済効果をもたらすといった事例などがあり、これらの取組みが全国で注目されています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに関する活動への参加については、「参加していない」「参加しない」と答えた人が大半で、参加しない理由として、「取り組む時間がない」と答えた人が最も多くなっています。一方、市民のみどりの育成状況については、「育てている」「以前は育てていた」と回答した人が大半を占めており、市民のみどりを育てることへの関心は高いものとなっています。

【課題】

- 市民との協働による自然環境の保全や緑化などに関する活動や啓発イベントなどを広く市民へ周知するなど、みどりに関する活動の市民参加を促進することが求められます。
- 市民参加による公園・緑地などの「自主管理協定制度」の取組みが進んでいますが、地域差の縮小や活動の広がりに向けた取組みが求められます。

(6)安全な暮らしを支える(防災・減災機能)

本市では、「豊中市地域防災計画」に基づき、地震・火災時などの一時的な避難場所として、空地面積が概ね 1,500m² 以上の公園・運動場など 156 箇所を周囲の状況を勘案して指定しており、広域避難場所として、大阪大学豊中地区、服部緑地地区、野田中央公園周辺地区の 3 箇所を指定しています。

また、災害時の応援受入拠点として、服部緑地、大曽公園、大門公園、菟江公園の 4 箇所を指定しており、服部緑地は後方支援活動拠点としての位置付けもあります。

なお、野田中央公園は、マンホールトイレやかまどベンチなどを備えた防災機能を有する公園として平成 24 年度に整備しました。

大阪府が広域緊急交通路として指定する曽根服部緑地線、市が地域緊急交通路として指定する神崎刀根山線などの市道では、延焼防止効果も期待できる街路樹整備を行っています。

また、南部地域には、高度経済成長期に建てられた賃貸住宅や小規模な戸建住宅などの木造建築物が密集する「庄内・豊南町地区」があります。同地区は、平成 7 年の阪神・淡路大震災でも大きな被害を受けたことから、同地区の全域約 467ha を対象に「防災街区整備地区計画（庄内・豊南町地区）」を定め、建築物の不燃化に向けた取組みを推進しています。

「みどりに対する市民意識」では、みどりに期待する役割として、「災害時における安全性の確保」と答えた人は市全体及び南部地域ともに少なくなっています。



野田中央公園（防災機能を有する公園）



マンホールトイレ（野田中央公園）



かまどベンチ（野田中央公園）

【課題】

- 地震や火災などの災害に備え、避難場所や防災活動などの拠点、仮設住宅の用地となる公園・緑地などにおける防災施設の整備などの推進が求められます。
- 防災性の低い地域などにおいて、地域の防災拠点となるオープンスペースの確保や延焼遮断帯となる沿道緑化などの推進が求められます。

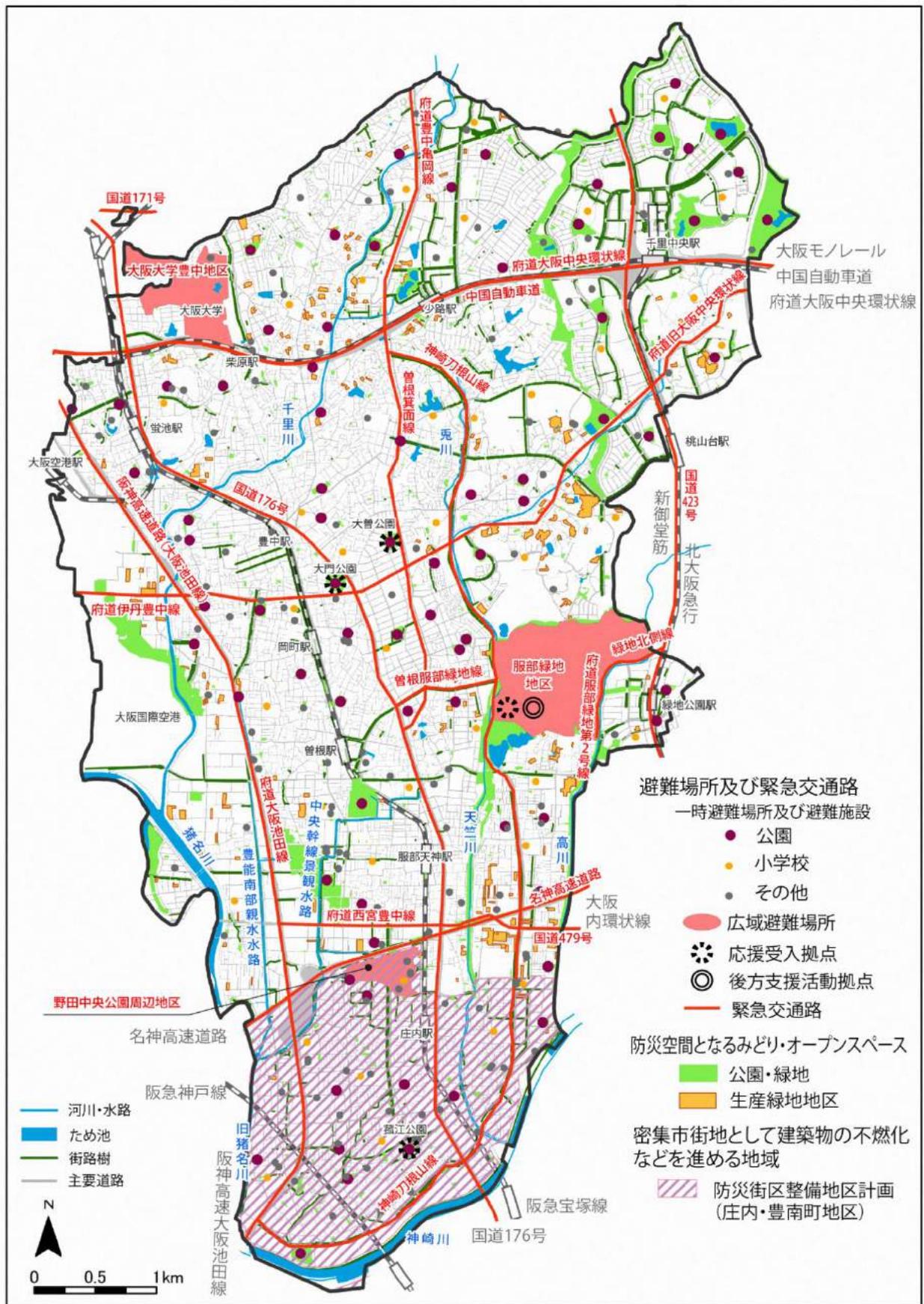


図 17：安全なくらしを支えるみどりの現況図（平成 29 年 3 月 31 日現在）

7. みどりのまちづくりに重要な視点

これまでに示した現況や課題などを踏まえて、みどりのまちづくりに重要な視点を以下のとおり示します。

■みどりの質の向上

●みどりの役割の多面的な機能の発揮

癒しや安らぎの創出、景観の形成、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供、コミュニティの形成、市民活動の促進、防災・減災など、みどりには多くの役割があります。

これらのみどりの役割が多面的に機能するため、多様な種類のみどりによる緑化、みどりの適正な配置、多様な主体によるみどりの活用などに取り組むことが重要です。

●視覚的効果のあるみどりの創出

既存施設を有効に活用した花とみどりの名所づくり、沿道緑化や壁面緑化などの多様な手法を用いた緑化、多くの人が目にする場所での美しいみどりの保全や緑化など、視覚的効果のあるみどりを創出することが重要です。

●適正なみどりの維持管理や更新

施設の老朽化や利用者のニーズ、少子高齢化や健康志向などの社会背景を踏まえて、公園・緑地などの公共施設において、民有地緑化の模範となるような緑化のほか、遊具などの安全点検や更新、適正なみどりの維持管理や更新を行うことが重要です。

■生物多様性の確保に向けたまとまりや連続性のあるみどりの保全

自然のみどりを保全する森林病虫害対策や里山保全活動のほか、希少な生物種の生息地の保全活動、歴史や文化を伝えるみどりを保全する制度、河川・水路の適正な維持管理、市民農園の活用による農地の保全、周辺環境に配慮したため池の維持管理、比較的に大きな民有地の開発行為などによるみどりの減少を抑制する取組みなど、みどりを有効に活用した効果的な手法を用いて、まとまりや連続性のあるみどりを保全する取組みが重要です。

また、これらの多様な生態系を構成するまとまりや連続性のあるみどりの保全のほか、生き物の生息環境となるビオトープの保全・創出、生物多様性の保全に関する普及啓発や環境教育、エコロジカル・ネットワークの形成などの生物多様性の確保に向けた取組みが重要です。

■地域特性を踏まえたみどりのまちづくり

駅前などの商業地や工業地などのみどりの少ない地域、公有地と比べて緑被率やみどり率が低い民有地の多い地域、比較的に大きな公園・緑地が少ない地域があるなど、みどりや公園・緑地の現況には地域差があり、その状況に概ね比例して、みどりや公園・緑地の満足度にも地域差があります。こうした地域に見られる特性を踏まえたみどりの保全や緑化に関する取組みが重要です。

■市民参加や市民との協働によるみどりのまちづくり

●市民参加や市民との協働によるみどりに関する活動

みどりに関する活動の志や技術を継承し、活動を受け継ぐ人材の発掘や育成のほか、みどりに関する活動や啓発イベントなどの普及啓発、花とみどりの相談所を拠点としたさらなる緑化リーダーの育成、「自主管理協定制度」の普及啓発、市民意見を取り入れた公園施設の更新や再整備及び公園・緑地の有効な利活用など、市民参加や市民との協働などによるみどりの保全や緑化に関する活動を推進することが重要です。

●みどりに関する制度の活用

みどりの保全や緑化に関する支援制度、緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度など、みどりに関する制度の見直しや積極的な情報発信などにより、その活用を推進することが重要です。

●みどりの普及啓発

市民がみどりに触れ合い、育み親しむことができる機会を増加させ、市民のみどりに対する理解や関心を深めるため、みどりに関する制度や啓発イベントの案内など、みどりに関する取組みの十分な情報発信のほか、インターネットなどの効果的な手法を用いたみどりの普及啓発を行うことが重要です。

第3章 みどりのまちづくりの方向性

1. 基本理念

平成 11 年 5 月に「豊中市みどりの基本計画」を策定し、みどりの役割を踏まえて、「既存のみどりの保全と育成」「都市のみどりづくり」「地域のみどりづくり」「市民参加に基づくみどりのまちづくり」を基本方針の柱とし、総合的にみどりの保全や緑化を推進してきました。

本計画の策定以降、多様化するみどりの役割を踏まえて、平成 17 年度に、それまでの施策に対する中間総括を行い、生物多様性に寄与するみどりの状況や人々のきめ細かなみどりへの関わりの成果が反映できる「みどり率」、「選択と集中」による取組みの精査などの新たな考え方を計画に取り入れ、中間総括以降の取組みを推進してきました。

その結果、みどりに関する総合的な指標である「緑被率」は、平成 27 年の調査結果では 14.4%となっており、本計画策定前の平成 7 年の調査結果 15.5%より減少しているものの、中間総括時の平成 17 年の調査結果 13.1%より増加しています。「みどり率」についても、平成 27 年の調査結果では 25.7%となっており、平成 17 年の調査結果 23.2%より地域差はあるものの全市的には増加しています。

また、都市公園の整備水準を示す住民 1 人当たりの公園・緑地面積については、市全域が市街化区域であるにもかかわらず、府内の平均値を大きく上回っています。みどりに対する市民の印象や満足度についても、地域差はあるものの全市的には「みどりの量が多い」又は「みどりの状況に満足」と答えた人が、「みどりの量が少ない」又は「みどりの状況に不満」と答えた人を上回っています。

これらのことから、これまで推進してきた施策の一定の効果が見られるため、今後のみどりのまちづくりの推進に当たっては、前計画の考え方を踏襲することを基本とし、前計画策定後の社会状況の変化や前章で整理した本市のみどりに関する現況や課題などを踏まえて、みどりのまちづくりに重要な視点を示しました。

こうした考え方などに基づき、市をはじめ、市民や事業者などが積極的にみどりに関わり、みどりに対する理解や関心を深め、適正な維持管理などによるみどりの質の向上などをめざすため、今後の市のみどりのあるべき姿やその実現に向けた基本方針などを示す「第 2 次豊中市みどりの基本計画」の基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中

市全域が市街化区域の本市において、みどりとの触れ合いやレクリエーション利用、みどりを活用した市民活動などを通じて、人と人、人と地域がつながります。

また、自然環境や都市のみどりの適正な配置や維持管理により、生物多様性が保全され、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与した生き物や環境にやさしいまちが形成されるとともに、みどりが健全で質の高い状態に保たれた良好な住環境や景観が形成され、防災機能を備えた安全で快適なまちが形成されます。

これらの豊かなみどりの中で、季節を感じ、癒しや安らぎ、うるおいを享受しながら、人とみどりがいきいきし、元気で笑顔があふれるまちになることをめざします。

基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すみどりの将来像及びその実現に向けた基本方針を設定します。

みどりの将来像及び基本方針については、次項よりその考え方などを示します。



2. みどりの将来像

基本理念に基づき、本市のみどりのあるべき姿を示すものとして、みどりの将来像及びその姿をイメージするみどりの将来像図を設定します。

【みどりの将来像】

● 都市の利便性を享受しながら、人と人、人と地域がみどりでつながるまち

大阪都心部に近く、都市基盤の整備が進み、生活利便施設が充実するなど、高い水準の都市機能を有した利便性の高い都市として発展してきた本市では、その都市の利便性が享受されています。

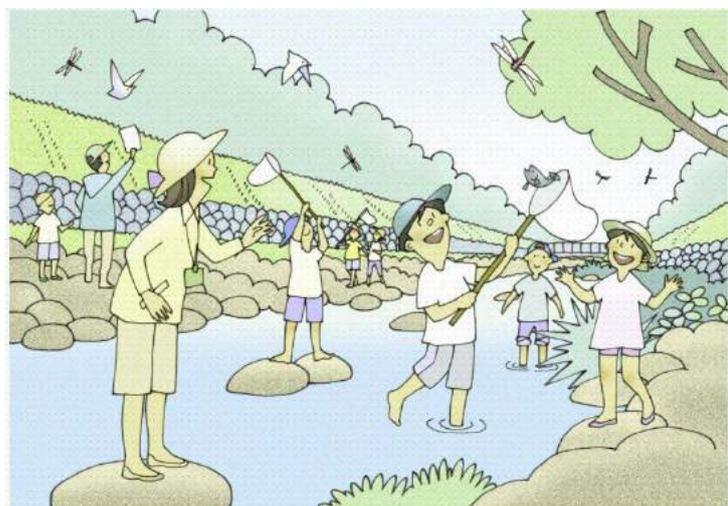
その中で、「みどりの拠点」となる公園・緑地などでのみどりとの触れ合いやレクリエーション利用、みどりを活用した市民活動などを通じて、人と人、人と地域がつながり、都市と調和したみどりのまちづくりが進んでいます。



● 自然環境が保全された生き物や環境にやさしいまち

まとまりのあるみどり、歴史や文化を伝えるみどりなどの「みどりの拠点」、千里緑地や島熊山緑地などの自然のみどり、千里川や天竺川などの河川、中央幹線景観水路などの水路、これらをつなぐ一部の街路樹など、带状に連続性のあるみどりで形成される「みどりの軸」や大阪府が定める「みどりの風促進区域」のみどりのつながりが進んでいます。

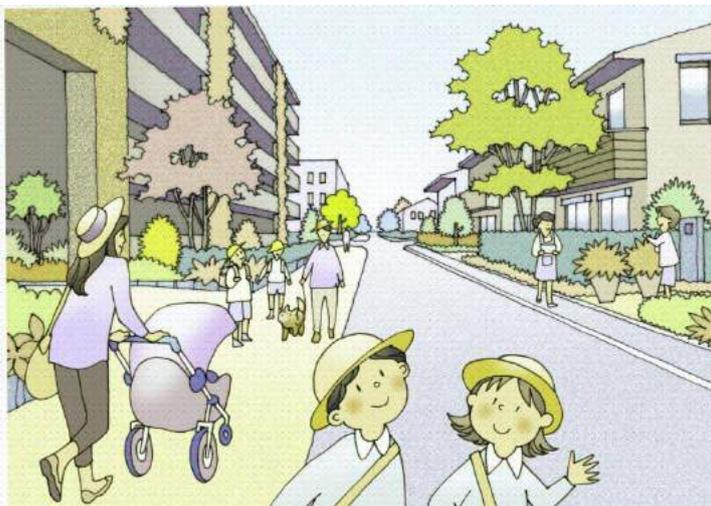
これらのみどりの適正な配置や維持管理を行うことで、生物多様性が保全され、地球温暖



化防止やヒートアイランド現象の緩和に寄与した生き物や環境にやさしいまちづくりが進んでいます。

● 都市のみどりによる良好な住環境や景観が形成されたまち

駅前や道路沿いの商業施設などでは、沿道緑化や壁面緑化、花壇やプランターなどを活用した「賑わいのみどりのまちなみ」、住宅地や公共施設などでは、沿道緑化や壁面緑化、敷地内緑化、庭木、鉢植え、農地などの身近なみどりによる「住まいのみどりのまちなみ」、工業地などでは、事業所や工場などの沿道緑化や壁面緑化、敷地内緑化、花壇や



プランターなどを活用した「くらしと調和した産業のみどりのまちなみ」が形成され、それぞれの土地利用の特性に応じた緑化により「みどりのまちなみ」が形成されています。

「みどりの拠点」や「みどりの軸」が形成された中で、これらのみどりの適正な配置や維持管理を行うことで、良好な住環境や景観が形成されたまちづくりが進んでいます。

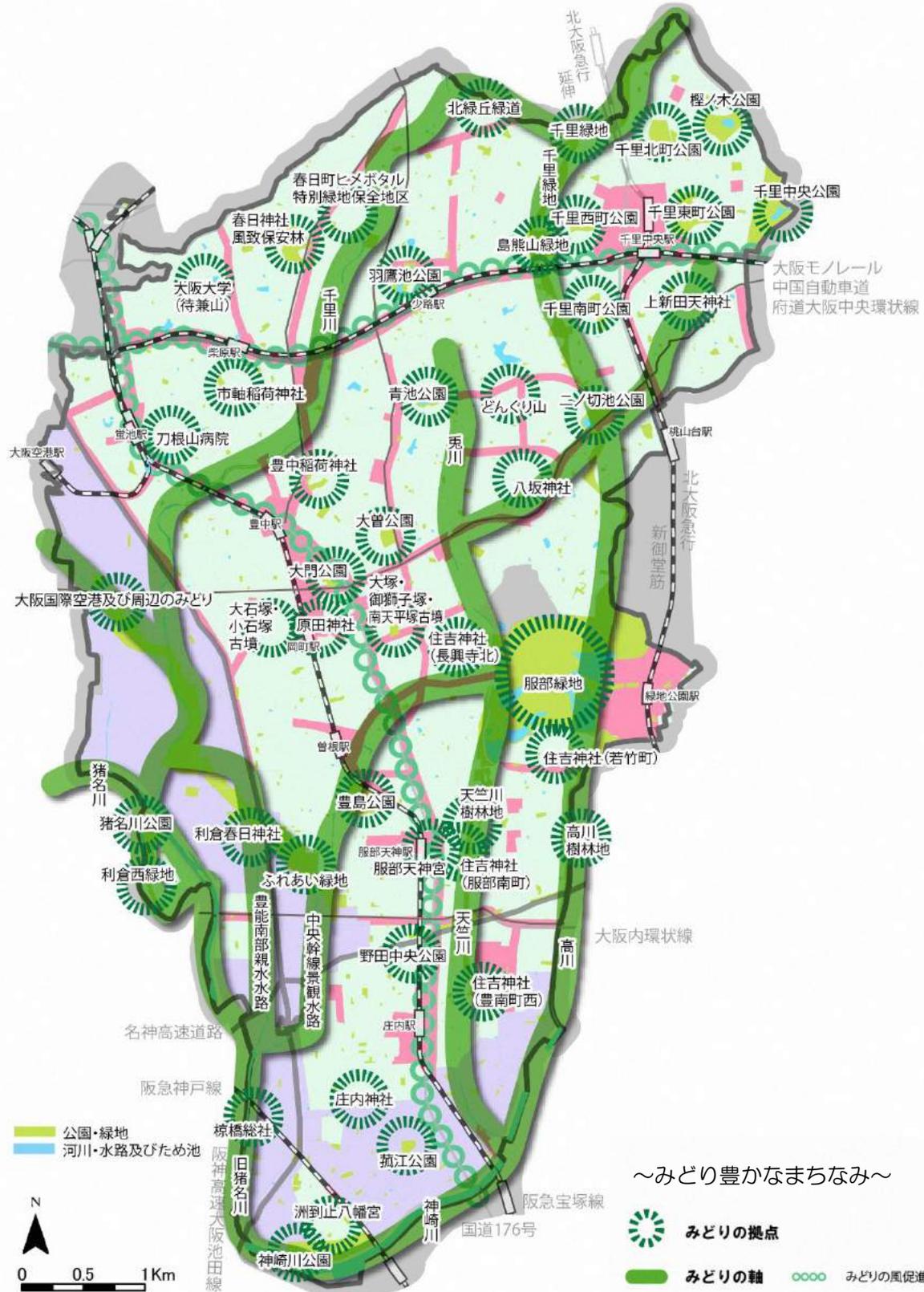
● みどりから季節を感じ、癒しや安らぎ、うるおい、安心感を享受できる安全で快適なまち

「みどりの拠点」や「みどりの軸」及び「みどりのまちなみ」が一体となることで、市内の各所で樹木や草花、農地、水面などのみどり、これらのみどりと共生する鳥獣類や魚類、昆虫などを身近に目にすることができます。

また、みどりや生き物から季節を感じ、癒しや安らぎ、うるおいを享受し、「みどりの拠点」などの防災機能を備える公園・緑地などのみどりから安心感を享受できる安全で快適なまちづくりが進んでいます。



【みどりの将来像図】



～みどり豊かなまちなみ～

- みどりの拠点
- みどりの軸
- みどりの風促進区域

- みどりのまちなみ
- 賑わいのみどりのまちなみ
 - 住まいのみどりのまちなみ
 - くらしと調和した産業のみどりのまちなみ

3. 基本方針

国土交通省国土技術政策総合研究所の研究報告※には、「これまでの都市緑地政策では、都市公園の量の確保や開発圧に対するみどりの保全が重視されてきましたが、都市公園の量が充足するなどの社会状況の変化に伴い、単にみどりを「つくる」「守る」だけではなく、みどりを「育てる」「活かす」といった視点を加えることが求められています」と示されており、昨今では「守る」「育てる」「つくる」「活かす」といった視点が重要視されています。

これらの考え方を踏まえて、みどりの将来像の実現に向けて、「みどりを守り育てる」「みどりをつくる」「みどりを活かす」の3つの視点から施策などの柱となる基本方針を設定します。

※国土交通省国土技術政策総合研究所：2016「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応したみどりの基本計画の方法論に関する研究報告書」から引用

【基本方針1】

「みどりを守り育てる」 受け継がれてきたみどりの保全や育成

市内の服部緑地や千里緑地、島熊山緑地などの自然のみどりは、多様な生き物が生息・生育し、自然環境の保全活動の場として利用されており、原田神社や春日神社、豊中稲荷神社などの社寺林、桜塚古墳群などの文化財の樹林地などは、古くからの豊中の歴史や文化を伝えるみどりとして大切に守られています。

千里中央公園や豊島公園、ふれあい緑地などの公園・緑地は、市民の憩いの場となるなど、多くの目的で利用されており、街路樹や緑道は、日常生活の中で木陰や景観を形成し、癒しや安らぎ、うるおいや季節感を提供しています。

千里川や天竺川などの河川・水路やため池のみどりは、くらしにうるおいのある景観を提供し、冷涼な空気を運ぶ風のみちとなり、魚類や鳥類などの多様な生き物が生息する場所ともなっています。

農地のみどりは、景観形成やヒートアイランド現象の緩和とともに、多様な生き物を生み出す空間でもあり、市民農園などのレクリエーションの場としても活用されています。

これらのみどりを次世代に継承していくため、北摂山系とのつながりやみどりのネットワークの形成に配慮しながら、市民との協働やみどりの適正な維持管理などにより、受け継がれてきたみどりを守り育てます。

【基本方針2】

「みどりをつくる」 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

市内では、駅前や道路などの公共施設をはじめ、学校などの教育施設、住宅地や商業施設、工場、病院などの様々な場所で、視覚的効果のある沿道緑化や壁面緑化、庭木、鉢植え、花壇やプランターなどによる緑化が行われています。

また、風致地区における都市景観づくり、緑地協定や都市景観形成推進地区、景観形成協定などの良好なみどりの景観を形成する制度、「豊中市環境配慮指針」に基づく宅地化などの開発行為に伴う緑化協議などの法的な制度により、みどりづくりが進んでいます。

これらのみどりにより、木陰や良好な景観が形成されるとともに、大気が浄化され、日常的に目に触れることで、人々は癒しや安らぎ、うるおいや季節感を感じています。また、身近に樹木や草花のみどりがあふれることで、良好な住環境が保たれ、市の魅力や地域の特性が生まれています。

これらの都市のみどりや地域の身近なみどりの重要性を踏まえて、市民との協働によるみどりのまちづくりや適切な緑化支援の取り組みなどにより、市街地や沿道、公共施設、住宅地などのみどりを創出します。

【基本方針3】

「みどりを活かす」

みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

市内では、通勤・通学や散歩、レジャー、家庭でのみどりの手入れを行う際などに、景色としてみどりを眺め、触れ合うなど、人々が日常的にみどりと深い関わりを持ちながら生活し、景観や都市環境が形成されたまちの中で、癒しや安らぎ、うるおいや季節感を享受するなど様々なみどりの恩恵を受けています。

公園・緑地などのみどりは、子どもたちの遊び場や子育て、健康づくり、お祭り、自然観察、昆虫採集などのレクリエーションの場として様々な年代の人々に活用され、公園・緑地などのみどりの中にある野球場やテニスコートなどの運動施設においては、そのみどりが運動を支える役割を果たしています。

また、学校児童の保護者などで作られる団体、地域活動やみどりの保全活動を行う団体などにも活用され、地域住民との連携による公園・緑地の維持管理も進んでおり、コミュニティの形成や市民活動を促進する場として活用されています。

そのほか、災害時における避難場所や防災活動拠点、仮設住宅の用地となるとともに、防災施設を整備したところでは、その機能を果たすなど、防災・減災の役割を持つ重要な拠点となっています。

また、学校などの教育の場のみどりは、自然観察や緑化活動などの環境学習に活用され、農地のみどりは、農体験などの環境学習や市民農園での作物栽培などが行われるなど、いろいろな場所や場面においてみどりは活用されています。

こうしたみどりの活用が、心と体の健康づくりや安全で快適なまちづくり、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成などにつながることから、公園・緑地の魅力や利便性の向上を図り、みどりを機能的に配置するなど、みどりと触れ合える環境づくりを推進するとともに、適切な情報発信や普及啓発などにより、みどりを通じた人と人、人と地域のつながりの形成を推進し、みどりを活かした安全で快適なくらしの実現を推進します。

4. 計画の目標

みどりの将来像の実現に向けた目標値を掲げるとともに、本計画の達成状況などを評価するため、目標年次である平成 39 年度の計画目標を設定します。

また、施策に基づく事業の状況把握と評価を行うため、計画目標とは別に施策に関するモニター指標を設定します。

【計画目標】

項目	平成 17 年度 (中間総括時)	平成 27 年度	前計画の 目標値	目標値 (平成 39 年度)	長期目標値
みどり率	23.2%	25.7%	27.0% (第 2 次豊中市 環境基本計画)	27.0%	28.0%
緑被率	13.1%	14.4%	17.0%	15.7%	17.0%
みどりに対する 満足度	65.3% (平成 23 年度)	67.2%	—	70.0%	—
市民一人当たりの 公園・緑地面積	6.47 m ²	7.17 m ² (平成 28 年度)	7.0 m ²	7.17 m ²	—
公園・緑地に 対する満足度	—	51.8%	—	60.0%	—
みどりに関する イベント参加者数	16,245 人 (平成 11～ 17 年度)	105,604 人 (平成 18～ 27 年度)	—	150,000 人 (平成 30～ 39 年度)	—

【目標設定の考え方】

<みどり率>

本計画の対象とするみどりである樹林・樹木、草地、農地、水面（河川・水路やため池）、屋上緑化が市域に占める割合を評価します。

<緑被率>

本計画の対象とするみどりの核となる樹林・樹木が市域に占める割合を評価します。

<みどりに対する満足度>

みどりの量だけでなく、みどりの質の観点を含めて判断される当該項目により、その双方を評価します。

<市民一人当たりの公園・緑地面積>

都市の人口規模を勘案して、市内にある公園・緑地の面積を評価します。

<公園・緑地に対する満足度>

公園・緑地の量（面積）だけでなく、公園・緑地の質の観点を含めて判断される当該項目により、その双方を評価します。

<みどりに関するイベント参加者数>

自然環境啓発イベントやヒメボタル学習会・観察会、みどりのフォーラム、花いっぱい運動写真展、花とみどりに関する講習会など、市が主催、若しくは他の団体などと連携して行うみどりに関するイベントによる普及啓発の成果やみどりに対する関心度を評価します。

【目標値の考え方】

<みどり率・緑被率>

■緑被率

- ①前計画では、当時の文献で一般的なみどり豊かな環境のめやすとして示されていた緑被率 15%を基準に、市民アンケートからは地域のみどりに対して、「満足」が「不満」を上回った 11 校区のうち 9 校区で緑被率 20%以上であったことなどを勘案し、市民が満足を得られる緑被率は 20%であると考え、長期目標を 20%、中期目標を 17%と定めています。
- ②「みどりに対する市民意識」では、市全体及び 7 地域のすべての地域で、「みどりの量が多い」「みどりの量に満足」と答える人が、「みどりの量が少ない」「みどりの量に不満」と答える人を上回っている状況です。
- ③前計画策定時に現況資料として用いた平成 7 年調査の緑被率は 15.5%で、その数値を勘案して前計画の目標値を定めましたが、平成 27 年調査の緑被率は 14.4%です（昭和 50 年以降の概ね 40 年間の緑被率は、11.3%~15.6%の間で推移しています）。
- ④前計画策定以降も宅地化などが進み、樹林・樹木を植栽する新たな空間の確保はより難しい状況となっています。

これらのことから、今後 10 年間で前計画の目標値を達成することは難しい状況ですが、大阪府内の市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となる大阪府の「みどりの大阪推進計画」において、市街化区域における「樹林・樹木を対象とする緑被率」の目標値として示されている数値が 15.0%であること、この 10 年間で樹林・樹木の面積が 480.6ha から 526.0ha になり、約 1.09 倍になっていることを踏まえて、平成 39 年度の目標値を 15.7%と設定します。

また、緑被率の調査を開始した昭和 39 年の数値がこれまでで最も高い 17.1%であったこと、前計画の中期目標が 17.0%であったことなどを踏まえて、長期目標値を 17.0%と設定します。

■みどり率

- ①樹林・樹木は、緑被率 15.7%の場合の面積となる 574.6ha をめざします。
- ②草地は、「みどりの大阪推進計画」に示されている市街化区域における草地面積の割合の目標値の 5%を上回っていますが、開発行為に伴う緑化協議や緑化啓発などにより、平成 27 年度値の 285.6ha より増加させることをめざします。
- ③農地は、この 10 年間の減少率が 11.0%で、この傾向が現行のまま推移した場合は 50.6ha となりますが、多様な制度の活用や保全啓発などによりその減少率の抑制をめざします。
- ④水面は、この 10 年間の減少率が 4.4%で、この傾向が現行のまま推移した場合は 66.6ha となりますが、適正な維持管理や保全啓発などによりその減少率の抑制をめざします。

⑤屋上緑化は、この10年間の増加面積が0.6haで、この傾向が現行のまま推移した場合は2.4haとなりますが、緑化啓発などによりさらなる増加をめざします。

これらの考え方と「第2次豊中市環境基本計画」の目標値が27.0%であったことを踏まえて、27.0%を目標値として設定します。

また、緑被率17.0%の場合における平成39年度の目標値をベースに算出したみどり率は28.3%となりますが、樹林・樹木の成長などに伴う草地や水面などの減少、減少傾向の農地や水面の推移などを勘案して、長期目標値を28.0%と設定します。

[みどり率27%の各対象の面積及び割合のイメージ]

対象	平成27年度値 面積 (ha)	割合 (%)	目標面積 (ha)	目標割合 (%)
樹林・樹木	526.0	14.4	574.6	15.7
草地	285.6	7.8	291.5	8.0
農地	56.9	1.6	51.6	1.4
水面	69.7	1.9	68.0	1.8
屋上緑化	1.8	0.0	2.5	0.1
合計	940.1	25.7	988.2	27.0

※小数点第二位を四捨五入しているため、数値の合計が合わない箇所があります。

<みどりに対する満足度>

「みどりに対する市民意識」では、概ね地域のみどりの満足度は過半数を超えていましたが、同調査の過去5年間のみどりの満足度で最も高かった数値が69.1%であることを踏まえて、過半数を満たしていなかった南部の満足度を60.0%、平均値を下回る中北部、西部の満足度を65.0%、平均値を上回る北部、北東部、中部、東部の満足度は平成27年度値の維持をめざして、70.0%を目標値として設定します。

[目標満足度70%の各地域の割合のイメージ]

地域	回答者数 (人)	平成27年度 満足度 (%)	目標満足度 (%)
北部	378	72.2	72.2
北東部	418	81.8	81.8
中北部	654	59.5	65.0
中部	585	67.5	67.5
西部	124	57.3	65.0
東部	301	83.4	83.4
南部	387	49.1	60.0
全域	2,847	67.1	約70.0

<市民一人当たりの公園・緑地面積>

「豊中市都市公園条例」に定める市民一人当たりの公園・緑地面積の標準の5㎡よりも多く、大阪府の住民一人当たりの公園・緑地面積の5.37㎡を上回っていることから、平成28年度値の7.17㎡を目標値として設定します。

<公園・緑地に対する満足度>

「みどりに対する市民意識」では、地域の公園・緑地に対する満足度の多くは過半数を超えていましたが、過半数を満たしていなかった中北部、西部、南部の満足度を50.0%、満足度を向上させる地域として、北部、中部の満足度を60.0%、北東部の満足度を70.0%、最も高い東部の満足度は平成27年度値の維持をめざして、60.0%を目標値として設定します。

【目標満足度60.0%の各地域の割合のイメージ】

地域	回答者数(人)	平成27年度満足度(%)	目標満足度(%)
北部	124	52.5	60.0
北東部	169	67.6	70.0
中北部	185	41.2	50.0
中部	195	57.7	60.0
西部	25	40.3	50.0
東部	139	71.6	71.6
南部	77	33.5	50.0
全域	927	51.8	約60.0

<みどりに関するイベント参加者数>

平成18年度から平成22年度、平成23年度から平成27年度のそれぞれ5年間の累計の参加者数の推移は、46,632人から58,972人になっており、10,000人程度の増加が見られることから、今後においても、市民ニーズを反映した魅力ある様々な内容のイベントを開催するなど、同程度の参加者数の増加をめざして、平成30年度から34年度の累計の参加者数を70,000人、平成35年度から39年度の累計の参加者数を80,000人と設定し、平成30年度から39年度の累計の目標値を150,000人と設定します。

【モニター指標の設定】

保護樹指定本数や緑化樹配付本数、公園・緑地の整備箇所数、自主管理協定制度活動箇所数、緑化リーダー養成講座修了者数、豊中みどりの交流会参加者数、緑視率など、主に経年変化を年単位で数値化できるものを取りまとめます。

5. みどりの配置方針

みどりの将来像やその実現に向けて設定した基本方針の実効性を高めるため、みどりの役割が効果的に活かされ、即地的な観点からその役割が有機的にネットワークできるように系統的にみどりを配置することが重要です。

このため、みどりの配置方針については、みどりの将来像図に示した「みどりの軸」や「みどりの拠点」とのつながりを念頭に置いて、景観形成系統、都市環境の形成及び生物多様性保全系統、レクリエーション及び市民交流系統、防災・減災系統の4つの系統別にそれぞれの配置の考え方を示します。

(1) 景観形成系統の配置方針

① 配置方針

自然環境や都市のみどりは、都市景観を形成するうえで重要な役割を果たすことから、長期的な都市景観形成の方向性を示す羅針盤である「豊中市都市景観形成マスタープラン」に位置付けられた「拠点景観」「軸景観」「地区景観」の骨格景観を踏まえて、癒しや安らぎが得られる良好な都市景観の形成に資するみどりの配置をめざします。

② 配置計画

ア. 拠点景観の形成

都市景観のアクセントやランドマークになる公園・緑地や自然のみどり、公共施設などのまちなみのみどり、歴史や文化を伝えるみどりを配置します。

《公園・緑地や自然のみどり》

服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、ふれあい緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、榎ノ木公園、羽鷹池公園、赤坂上池公園、二ノ切池公園、野田中央公園、久保公園、豊島公園、青池公園、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、北緑丘緑道、どんぐり山など

《公共施設などのまちなみのみどり》

豊中市役所、文化芸術センター、中央公民館、千里文化センター「コラボ」、原田下水処理場、庄内下水処理場、豊中市伊丹市クリーンランド、北消防署新千里出張所、豊島温水プール、高川複合施設、エトレ豊中、ルシオーレ、永寿園とよなか、市立豊中病院、とよなかハートパレット、介護老人保健施設かがやき、高校野球発祥の地記念公園、大阪国際空港、大阪音楽大学など

《歴史や文化を伝えるみどり》

春日神社、上新田天神社、豊中稲荷神社、市軸稲荷神社、八坂神社、原田神社、住吉神社（長興寺北・若竹町・服部南町・豊南町西）、服部天神宮、利倉春日神社、椋橋総社、庄内神社、洲到止八幡宮、御神山古墳、大塚古墳、御獅子塚古墳、南天平塚古墳、大石

塚古墳、小石塚古墳、原田城跡、旧新田小学校、春日大社南郷目代今西氏屋敷、蘇鉄（安楽寺）などの社寺林や文化財など

イ. 軸景観の形成

連続した特徴的な景観を有する緑地や河川・水路、道路などのみどりを配置します。

《緑地及び河川・水路並びに道路のみどり》

千里緑地、猪名川、旧猪名川、千里川、高川、天竺川、神崎川、兎川、中央幹線景観水路、豊能南部親水水路、旧能勢街道、明治以降の能勢街道、旧箕面街道、三国街道、旧吹田街道、勝尾寺街道、伊丹街道、鎌倉街道（京街道）の街路樹など

ウ. 地区景観の形成

自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性などを踏まえて、まとまりや特徴のある地区を抽出し、その地区の有する特色を活かしながら、個性豊かで、魅力あふれるみどりを配置します。

《住宅のまちなみのみどり》

千里ニュータウン地区、少路・野畑・緑丘地区、柴原・待兼山地区、上新田地区、東豊中地区、東泉丘・西泉丘地区、玉井町・末広町地区、桜塚地区、野田地区など

《都市や地域の顔のまちなみのみどり》

千里中央地区、豊中・岡町駅周辺地区、庄内駅周辺地区、少路駅周辺地区、柴原駅周辺地区、蛍池駅周辺地区、緑地公園駅周辺地区、曽根駅周辺地区、服部天神駅周辺地区など

《複合機能のまちなみのみどり》

庄内地区、豊南町地区など

《工場・倉庫のまちなみのみどり》

大阪国際空港周辺、神崎川周辺など



(2)都市環境の形成及び生物多様性保全系統

①配置方針

自然環境や都市のみどりは、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生き物の生息地や移動できる場所の確保につながるなど、環境や生物多様性を保全する重要な役割を果たしています。

このことから、まとまりのあるみどりなどの「みどりの拠点」及びこれらを結ぶ河川・水路、街路樹などの「みどりの軸」とのネットワーク化を推進することにより、多様な生き物の生息空間の保全・創出及びクールスポットや風のみちなどを形成し、快適な都市環境の形成及び生物多様性の保全に資するみどりの配置をめざします。

②配置計画

ア. エコロジカル・ネットワークの形成

「みどりの拠点」や「みどりの軸」のみどりの保全や育成を推進するとともに、「中核地区」「拠点地区」「回廊地区」「緩衝地区」といった段階ごとに生き物の生息地や移動できる場所などを分類し、それらを適正に保全するなど、エコロジカル・ネットワークの形成に資するみどりを配置します。

《中核地区》

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地です。

服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林など

《拠点地区》

市街地に存在し、動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地です。

ふれあい緑地、榎ノ木公園、千里西町公園、千里南町公園、羽鷹池公園、青池公園、高川、北緑丘緑道、どんぐり山など

《回廊地区》

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道などの緑地です。

服部緑地、千里緑地、猪名川、旧猪名川、千里川、高川、天竺川、神崎川、兔川、中央幹線景観水路、豊能南部親水水路、街路樹など

《緩衝地区》

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯です。

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接するみどり

イ. 地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和

まとまりや連続性のあるみどりを確保するとともに、大阪府と連携して「みどりの風促進区域」の緑化を推進し、クールスポットや風のみちを形成するなど、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に資するみどりを配置します。

《みどりの風促進区域》

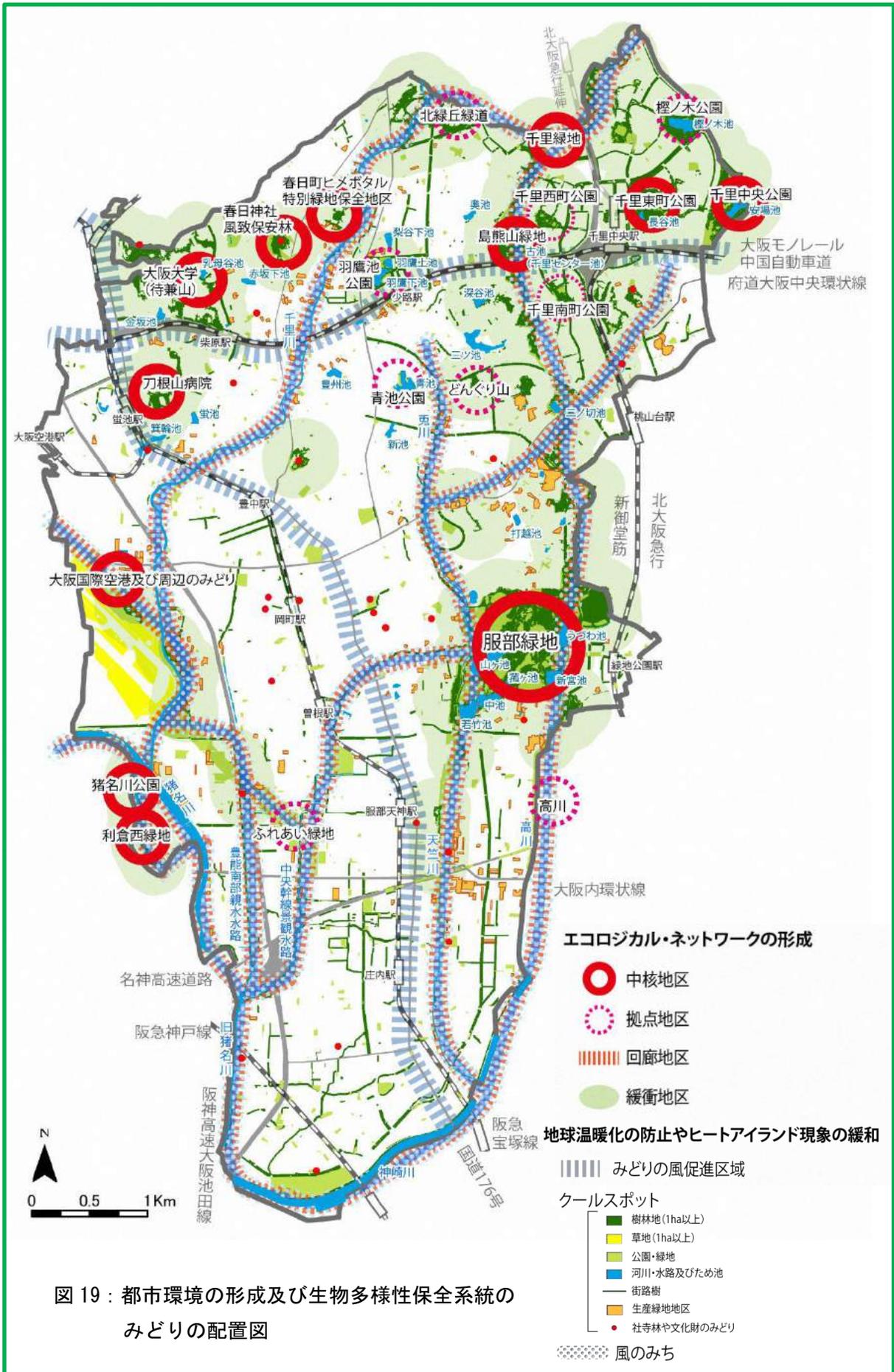
国道 176 号、府道大阪中央環状線の沿線のみどり

《クールスポット》

まとまりのあるみどりや公園・緑地、河川・水路、ため池、街路樹、生産緑地地区、社寺林や文化財のみどりなど

《風のみち》

河川・水路及び連続性のある緑地など



(3)レクリエーション及び市民交流システムの配置方針

①配置方針

公園・緑地などは、人々の休息の場となるとともに、子どもたちの遊び場や子育て、健康づくり、お祭り、自然観察や昆虫採集など、様々なレクリエーションの場としての重要な役割を果たしています。また、学校児童の保護者などでつくられる団体、地域活動やみどりの保全活動を行う団体などにも活用され、コミュニティの形成や市民活動を促進する場となっています。

その拠点となる公園・緑地などのみどりの適正な維持管理や施設の充実を図るとともに、コミュニティ形成の場の創出やみどりに関する活動の場の提供を推進し、多様化する要望を踏まえたレクリエーション及び市民交流に資するみどりの配置をめざします。

②配置計画

ア. レクリエーションの拠点づくり

野球場やテニスコートなどの運動施設を有する公園・緑地の整備、「豊中市公園施設長寿命化計画」に基づく公園・緑地における遊具の更新や「都市公園移動等円滑化基準」に基づくバリアフリー化、花とみどりの名所づくり、農地を活用した市民農園における自家用野菜などの栽培、これらを結ぶ緑地や河川・水路、街路樹の整備など、レクリエーション利用を促進するみどりを配置します。

《運動施設を有する公園・緑地及び運動施設》

服部緑地、ふれあい緑地、猪名川公園、千里東町公園、千里北町公園、神崎川公園、豊島公園、二ノ切池公園、大門公園、スカイランドHARADA、野畑庭球場

《遊具の更新やバリアフリー化を進める公園・緑地》

市が管理する公園・緑地

《花とみどりの名所》

バラ園：ふれあい緑地、豊島公園、清谷池公園、二ノ切池公園

花しょうぶ園：千里東町公園、赤坂上池公園

都市緑化植物園：服部緑地

花観賞：服部緑地、ふれあい緑地、利倉西緑地、千里中央公園、豊島公園、大曾公園、新千里4号線、新千里北町第2号線、服部天神駅利倉東線、曽根服部緑地線、宮山町第57号線、中央幹線景観水路、緑化樹木見本園、記念樹の森、宮山つつじ園、野田堤防、旧猪名川堤防、天竺川堤防、千里川堤防、さくら広場、東光院萩の寺など

並木（紅葉）：神崎刀根山線、穂積菰江線、豊中柴原線、小野原豊中線、上新田第23・24号線、上野新田線、旭丘中通り線、千里園熊野田線、曽根服部緑地線、松葉通り唐川線、勝部第3号線、庄内中央緑道、天竺川、高川など

自然が豊かなみどり：服部緑地、千里緑地、島熊山緑地、利倉西緑地、猪名川公園、千里中央公園、千里東町公園、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、

大阪国際空港及び周辺のみどり、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、どんぐり山など

《農地の活用》

市民農園

《レクリエーション拠点を結ぶみどり》

服部緑地、千里緑地、河川・水路、街路樹など

イ. 市民交流の拠点づくり

公園・緑地の占用許可や地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加する「自主管理協定制度」などを活用したコミュニティ形成の場の創出、市と協働で行うみどりに関する活動の場の提供など、コミュニティ形成及び市民活動を促進するみどりを配置します。

《コミュニティ形成の場》

公園・緑地、河川・水路、街路樹など

《市民活動の場》

服部緑地、豊島公園（花とみどりの相談所）、千里中央公園、千里東町公園、千里緑地、島熊山緑地、ふれあい緑地、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、春日神社風致保安林、環境交流センター、緑と食品のリサイクルプラザ、どんぐり山など



図 20：レクリエーション及び市民交流系統のみどりの配置図

(4)防災・減災システムの配置方針

①配置方針

公園・緑地などは、災害時に多発する可能性のある火災に対して、延焼を防止する機能を有するとともに、災害時の避難場所あるいは防災活動の拠点となり、仮設住宅の用地にもなるほか、街路樹や河川・水路などのみどりは、延焼遮断帯の形成につながるなど、防災上の重要な役割を果たしています。

このことから、「豊中市地域防災計画」を踏まえて、地域の防災拠点となる公園・緑地の防災機能の強化のほか、街路樹の整備などの沿道緑化により、防災・減災に資するみどりの配置をめざします。

②配置計画

ア. 豊中市地域防災計画で位置付ける場所での防災空間の確保

大阪府が整備する「後方支援活動拠点」の服部緑地と連携し、災害時の一時的な避難場所となる空地面積が概ね 1,500 m²以上の「一時避難場所」、大規模な火災などが発生し、その延焼火災に対して、有効な遮断ができる空地がある面積が概ね 10ha 以上の地区で、災害時の避難場所となる「広域避難場所」、災害時に応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材などを搬入し、その活動拠点となる「応援受入拠点」において、災害時に利用できるオープンスペースの確保や防災施設の整備、街路樹の整備などの沿道緑化や水面・農地の保全などにより、防災空間の確保につながるみどりを配置します。

《一時避難場所》

空地面積が概ね 1,500 m²以上の公園・緑地

《広域避難場所》

大阪大学豊中地区、服部緑地地区、野田中央公園周辺地区

《応援受入拠点》

服部緑地、大曽公園、大門公園、菰江公園

《後方支援活動拠点》

服部緑地

イ. 公園・緑地及び街路樹並びに水面・農地による防災空間の確保

公園・緑地での災害時に利用できるオープンスペースの確保や防災施設の整備、街路樹の整備などの沿道緑化や水面・農地の保全などにより、防災空間の確保につながるみどりを配置します。

《防災施設を有する公園・緑地》

耐震性貯水槽（防火水槽）や雨水貯留施設、マンホールトイレなどがある公園・緑地

《延焼遮断帯となる街路樹及び水面並びに農地》

広域緊急交通路：名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路（大阪池田線）、国道 176 号、国道 423 号、国道 479 号、国道 171 号、府道大阪中央環状線、

府道西宮豊中線、府道大阪池田線、府道服部緑地 2 号線、緑地北側線、
曾根服部緑地線

地域緊急交通路：府道豊中亀岡線、府道旧大阪中央環状線、府道伊丹豊中線、曾根箕面
線、神崎刀根山線

水面：河川・水路、ため池

農地：生産緑地地区

《防災街区整備地区計画（庄内・豊南町地区）》

街路樹や緑道整備などによるみどり

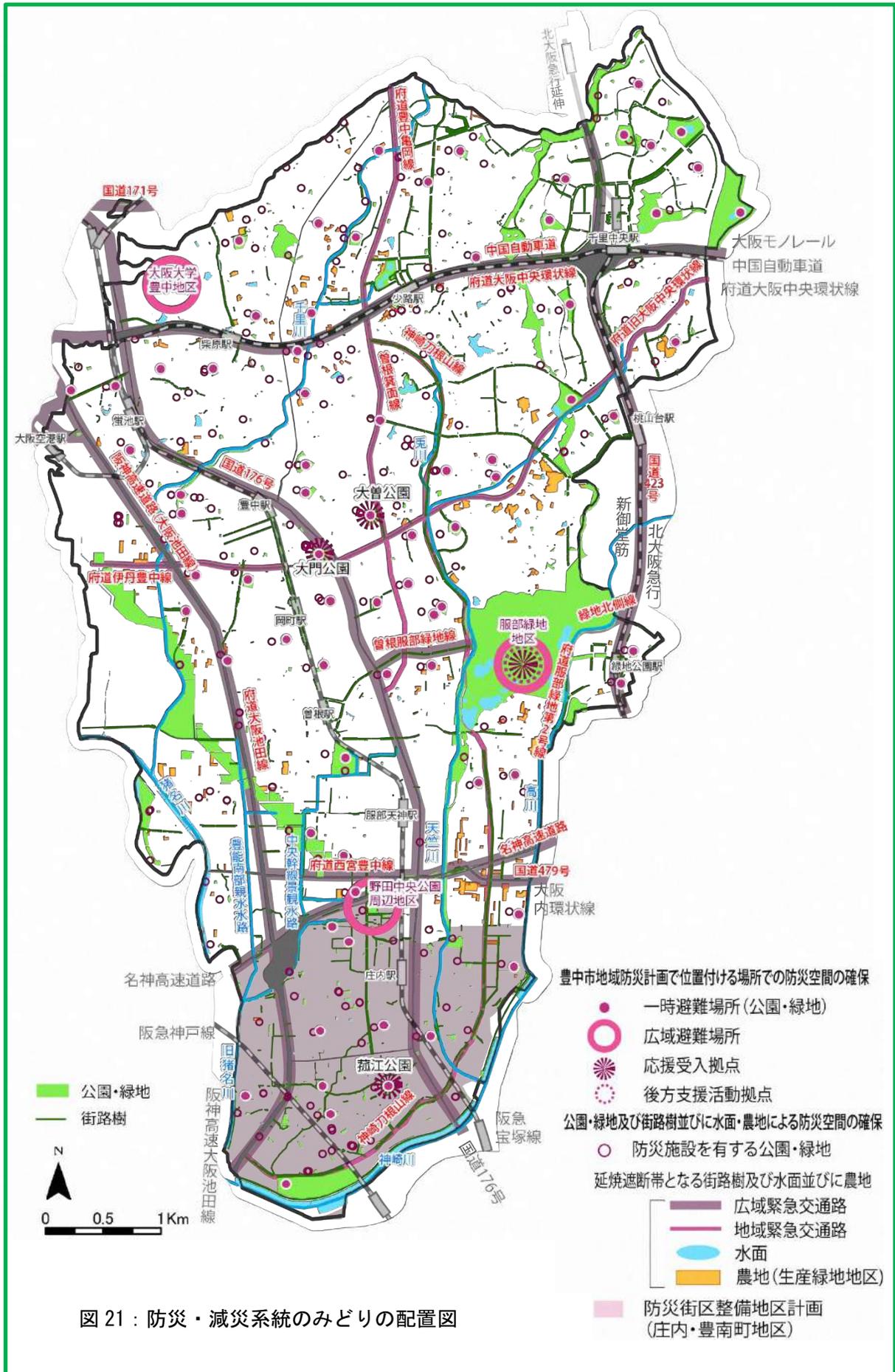


図 21 : 防災・減災系統のみどりの配置図

6. 都市公園の整備方針

みどりのネットワークを構成する要素の一つである都市公園については、その整備水準を示す市民 1 人当たりの公園・緑地面積が、「豊中市都市公園条例」に規定する標準値や大阪府内の平均値を上回る一方で、公園・緑地の誘致距離から外れている地域もあります。また、設置後 30 年以上経過する公園・緑地が半数以上を占める状況となり、公園施設の部分的な劣化や損傷が見られる状況となっているため、安全で安心して利用できる公園施設の老朽化対策やバリアフリー化などの対策が求められています。

このため、今後の都市公園の整備については、公園・緑地の誘致距離についての考え方を整理するとともに、既存施設の有効活用に重点を置き、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえて、総合的な機能の保全や向上、ライフサイクルコストの縮減、安全・安心の確保などを目的として、「長寿命化対策事業」や「安全・安心対策事業」などにより、都市公園の再整備や施設の更新を推進していきます。

また、市内には都市計画決定後、長期間整備に着手していない都市計画公園・緑地もあり、建築制限が長期化しています。このため、長期末整備となっている都市計画公園・緑地については、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方についての検討を行います。

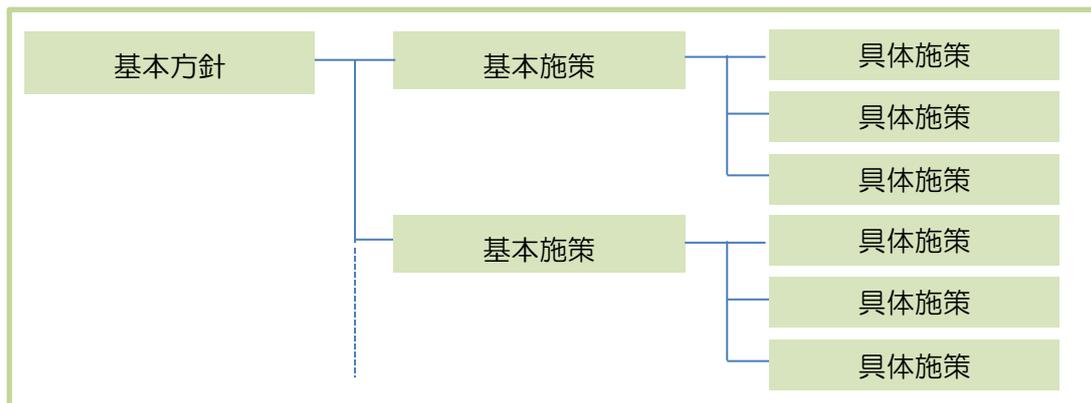
第4章 みどりの将来像の実現に向けた施策

1. 施策の体系

みどりの将来像の実現に向けて設定した3つの基本方針に基づき、基本施策及び具体施策を設定し、その施策の体系を示します。

「市民参加や市民との協働によるみどりに関する取組み」により、これらの施策を推進していきます。

【施策の体系の考え方】



【基本施策の体系】

基本方針1 みどりを守り育てる

受け継がれてきたみどりの保全や育成

●基本施策

1. まとまりのあるみどりの保全や育成
2. 生物多様性の保全
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成
4. 農地の保全

基本方針2 みどりをつくる

都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

●基本施策

5. 公有地の緑化
6. 民有地の緑化
7. 景観を形成するみどりづくり

基本方針3 みどりを活かす

みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現

●基本施策

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり
9. 防災・減災に資するみどりづくり
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援
11. みどりの普及啓発

【基本施策及び具体施策の体系】

基本方針1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

基本施策	具体施策
1. まとまりのあるみどりの保全や育成	1. 公園・緑地のみどりの保全や育成 2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 3. 風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成） 新規 4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援
2. 生物多様性の保全	5. エコロジカル・ネットワークの形成 重点 拡充 6. ヒメボタルの生息地の保全 新規 7. 島熊山緑地の保全
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	8. 街路樹の保全や育成 重点 拡充 9. 河川のみどりの保全 10. 水路のみどりの保全や育成 11. ため池のみどりの保全
4. 農地の保全	12. 生産緑地地区制度の活用 13. 市民農園の活用

市民参加や市民との協働によるみどりの保全や育成

基本方針2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

基本施策	具体施策
5. 公有地の緑化	14. 駅前や道路における特色のある緑化 15. 多様な手法による公共施設の緑化 16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化 17. 教育施設や保育施設における緑化
6. 民有地の緑化	18. 環境配慮指針に基づく緑化 拡充 19. 住宅地における緑化 重点 拡充 20. 商業地における緑化 拡充 21. 工業地における緑化 拡充 22. 道路沿線における緑化 新規
7. 景観を形成するみどりづくり	23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規 24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり 25. 花とみどりの名所づくり 重点 26. みどりを見渡す眺望点づくり 27. 草花による美しいまちなみづくり 28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり

市民参加や市民との協働によるみどりの創出

凡例	新規 新たに本計画に位置付ける具体施策
	拡充 前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける具体施策
	重点 市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策などの重要性が高いもの

基本方針3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

基本施策	具体施策
8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	29. 長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規
	30. 安全で特色のある公園づくり 重点 拡充
	31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充
	32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充
9. 防災・減災に資するみどりづくり	33. 公園・緑地における防災機能の強化
	34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規
	35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規
	36. 公共施設一体型公園づくり
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
	38. 花とみどりの相談所の活用
	39. 緑化リーダーの養成
	40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 拡充
	41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用
	42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 拡充
11. みどりの普及啓発	43. みどりに関するイベントの開催 重点
	44. みどりに関する情報発信
	45. 自然体験及び野外活動の場の活用
	46. 緑化事業基金の活用 新規

市民参加や市民との協働によるみどりの活用

凡例

- 新規 新たに本計画に位置付ける具体施策
- 拡充 前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける具体施策
- 重点 市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策などの重要性が高いもの

2. 基本施策及び具体施策

施策の体系に示した「基本施策」の考え方と「具体施策」の内容について示します。

(1) 受け継がれてきたみどりの保全や育成

基本施策1 まとまりのあるみどりの保全や育成

公園・緑地や歴史や文化を伝えるみどり、市内に残る樹林地などのみどりを保全するため、樹木の剪定や森林病害虫の防除などのみどりの適正な維持管理を推進します。また、保護樹・樹林などのみどりの保全制度により、維持管理などの支援を図ります。

1. 公園・緑地のみどりの保全や育成

- ・ 千里中央公園やふれあい緑地など、公園・緑地のみどりを良好な状態に保つため、枯損木の撤去や枯れ枝の除去、剪定、草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、千里緑地や島熊山緑地の千里丘陵などの雑木林や竹林の健全な育成を推進するため、市民との協働により、森林病害虫の防除や竹間伐などの適正な維持管理を行います。
- ・ 周辺環境や生育環境、景観、ライフサイクルコスト、生物多様性、みどりに対する愛着の形成などに配慮して、公園・緑地の整備や樹木などの植栽を行います。
- ・ 公園・緑地のみどりの充実を図るため、利用状況なども踏まえて、市民との協働などにより、裸地部分の樹木の植栽や草花緑化に努めます。

2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成

- ・ 国史跡桜塚古墳群、市史跡原田城跡、府指定文化財建築物の旧新田小学校などの文化財の敷地のみどりについて、みどりの量の確保を意識しながら剪定などの適正な維持管理を推進します。
- ・ 街道沿いのポケットパークなどにおいて、歴史や文化を伝えるみどりや石碑などを保全するとともに、緑陰を形成する樹木や草花による緑化に努めます。
- ・ 地域の財産として社寺林などの樹林・樹木を保全するため、所有者の申し出などにより、保護樹・樹林や景観重要樹木への指定を推進します。

3. 風致保安林の保全や育成(森林整備計画に基づく森林の保全や育成) 新規

- ・ 春日神社裏山にある風致保安林を計画的に保全するため、「豊中市森林整備計画」に基づき、森林病害虫の防除などの維持管理を推進します。
- ・ 風致保安林内にある「宮山つつじ園」などのコバノミツバツツジが多くの花をつける明るい林とするため、市民との協働により、剪定や枝打ちなどの適正な維持管理を推進します。

4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援

- ・住宅地などの貴重な樹林・樹木を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」による支援を行うとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。
- ・森林病害虫のまん延防止を図るため、「松くい虫防除事業助成金等交付制度」などにより、樹林・樹木の健全な保全と育成を推進するとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。

基本施策2 生物多様性の保全

竹間伐や草刈りなどの林床整備、森林病害虫の防除などにより、生物多様性を育む樹林地の保全を推進するとともに、特別緑地保全地区やビオトープの整備の推進などにより、生き物を身近に感じられる場づくりを推進します。また、これらの取り組みや自然環境啓発イベントなどを通じて、生物多様性の保全に対する理解や関心を深めます。

5. エコロジカル・ネットワークの形成 重点 拡充

- ・千里緑地などの「中核地区」や「拠点地区」において、市民との協働により、生物多様性の保全に配慮した樹林地や草地、水辺などのみどりの維持管理を推進します。
- ・「回廊地区」となる緑地や街路樹、河川・水路などのみどりを保全し、必要に応じて植栽を行うなど、みどりの連続性の形成に努めます。また、「緩衝地区」において、民有地の樹林地や住宅地の庭木、生産緑地地区などのみどりの消失を防ぐため、エコロジカル・ネットワークの形成に資する普及啓発に努めます。
- ・春日町ヒメボタル特別緑地保全地区や春日神社風致保安林、大阪大学（待兼山）、刀根山病院、千里川をつなぐ新たなエコロジカル・ネットワークの形成のため、これらのみどりの維持管理を推進します。
- ・市民との協働による市内の生き物調査を継続し、市内の自然環境の保全や公園・緑地の維持管理などに活用するとともに、在来種の保全を目的とする特定外来生物の対策に努めます。
- ・生物多様性の認知度を向上させるため、生物多様性を身近に学ぶ場として、公園・緑地や学校、民間施設におけるビオトープの整備を推進するとともに、イベントの開催や広報などの多様な手法を用いた生物多様性の保全に関する普及啓発に努めます。

6. ヒメボタルの生息地の保全 新規

- ・「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」とその周辺から形成されるヒメボタルの生息地を保全するため、市民との協働により、ヒメボタルの生息環境に配慮した竹間伐や草刈り、生息状況調査などの適正な維持管理を行います。
- ・「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」の散策路を示す案内板や解説サインの設置、散策路の整備、同地区を活用したイベントの開催などにより、自然に親しむことができる場としての利用を推進します。

7. 島熊山緑地の保全

- ・島熊山緑地の雑木林や竹林、緑地内の古池（千里センター池）を良好な状態に保つため、市民との協働により、森林病虫害の防除や竹間伐などによる適正な維持管理を行います。
- ・同緑地を活用して自然観察会などを開催し、自然環境の保全に対する意識の向上を図ります。

基本施策3 連続性や水面のあるみどりの保全や育成

街路樹や緑道、河川・水路、ため池と一体となった樹林地などのみどりを保全するため、適正な維持管理を推進するとともに、一定の年数が経過した街路樹や緑道の樹木の更新、連続性を保つためのみどりの量の確保に努めます。

8. 街路樹の保全や育成 重点 拡充

- ・緑陰やみどりの軸の形成のため、みどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進します。また、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。
- ・植栽整備から一定の年数が経過した老木が増加していることから、定期的な点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
- ・周辺環境や生育環境、景観、ライフサイクルコスト、生物多様性、みどりに対する愛着の形成などに配慮して、街路樹の整備や樹木などの植栽を行います。
- ・「回廊地区」の道路などを中心に、道路幅員や周辺環境なども踏まえて、遊休地などの街路樹整備やフラワーポットなどの設置が可能な箇所における緑化に努めます。
- ・地域住民が緑道などの維持管理に参加する「自主管理協定制」などにより、良好な緑道空間を形成するとともに、地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「豊中市アダプトシステム」や「大阪府アダプト・ロードプログラム」により、街路樹のある道路や緑道の美化活動を推進します。

9. 河川のみどりの保全

- ・河川のみどりを保全するため、景観や利活用、周辺環境、生き物の生息・生育環境に配慮した適正な維持管理を推進するとともに、河川に隣接する公園・緑地や街路樹、河川沿いのみどりの量の確保する維持管理を推進します。
- ・猪名川や旧猪名川の堤防敷や高水敷に発達したまとまりのある草地の環境を保全するため、生き物の生息・生育環境に配慮した草刈りなどの維持管理を推進します。
- ・緑道や緑地帯が整備されている神崎川の高水敷において、景観や利活用に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行います。
- ・千里川や兎川などのまちなかを流れる河川のみどりを保全するため、周辺環境に配慮した維持管理を推進するとともに、河川に隣接する公園・緑地や街路樹のみどりの量の確保に努めます。

- ・堤内地側の法面に樹林地や草地が多く見られる天竺川や高川において、河川沿いのみどりの量を確保する樹木の剪定や草刈りなどの維持管理を推進します。
- ・地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「大阪府アドプト・リバープログラム」により、河川の美化活動を推進します。

10. 水路のみどりの保全や育成

- ・中央幹線景観水路や豊能南部親水水路のみどりを保全するため、散策路の環境や良好な景観を維持する樹木の剪定などの適正な維持管理を行います。

11. ため池のみどりの保全

- ・公園・緑地のため池について、生き物の生息・生育環境、景観に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、その他のため池についても、周辺環境に配慮した適正な維持管理を推進します。

基本施策4 農地の保全

農地については、農業振興施策とも連携を図りながら、「生産緑地地区制度」などの活用により計画的な保全に努めるとともに、市民農園の利用を推進し、人と自然の触れ合いの場の提供に努めます。

12. 生産緑地地区制度の活用

- ・「生産緑地地区制度」などの活用により、農地の計画的な保全に努めるとともに、同地区を農地として維持していくため、「農空間保全地域制度」の活用により、農業者だけでなく、市民の幅広い参加による農空間の保全と活用を推進します。

13. 市民農園の活用

- ・市民農園の利用促進と充実化及び運営の効率化などを図るため、農地の貸付協定の締結を推進するとともに、市民農園の提供期間などの運営手法の見直しについて検討します。

(2)都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

基本施策5 公有地の緑化

駅前広場や道路をはじめとする公共施設などの公有地の緑化を推進するとともに、民有地の緑化の模範となるように、植栽空間の確保に努めながら、生物多様性や地域の植生、周辺環境、景観に配慮した樹種や草花の選定などの多様な手法によるみどりを創出します。

14. 駅前や道路における特色のある緑化

- ・駅前広場や道路沿いなどの多くの人が通行する場所に、花壇やフラワーポットなどを設置し、シンボルとなるみどりの形成をめざした緑化に努めるとともに、「まちづくり協議会」とも連携し、四季折々の草花による緑化を推進します。

15. 多様な手法による公共施設の緑化

- ・新規整備や大規模改修を行う施設において、「豊中市環境配慮指針」の適用を受ける場合には、同指針で示す緑化率を満たすことに努めるとともに、これ以外においても、可能な範囲で花壇などの植栽空間を確保して緑化を推進します。
- ・既存施設におけるオープンスペースや壁面などを利用するなど、施設の規模に応じて屋上緑化や壁面緑化などを推進します。
- ・施設の緑化の際には、必要に応じて生物多様性や地域の植生に配慮した樹種を取り入れるなど、周辺環境や景観との調和を図ります。
- ・民有地の緑化の模範となるように、多様な手法や工夫を取り入れながら、ライフサイクルコストを踏まえた緑化に努めます。

16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化

- ・市民との協働により、ポケットパークの緑化を推進するとともに、ポケットパークなどを新しく整備する際には、人々の憩いや休息の場ともなる緑陰の形成や遮蔽効果などを発揮する緑化を推進します。

17. 教育施設や保育施設における緑化

- ・市民との協働により、民有地を含めた学校やこども園などでの環境教育教材ともなるみどりのカーテンづくりに取り組むほか、花壇やプランター、農園の整備などによる緑化活動を推進します。
- ・民有地を含めた学校やこども園などの校庭や園庭のオープンスペースなどを活用し、樹木緑化やビオトープの整備を推進するとともに、芝生化した校庭や園庭を良好な状態に保つため、踏圧からの回復を図るための灌水や芝刈り、芝の養生などの維持管理に努めます。

基本施策6 民有地の緑化

「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議や緑化を支援する様々な制度により、民有地の緑化の取組みを推進するとともに、各種支援制度の認知度を向上させるため、積極的な普及啓発に努めます。

18. 環境配慮指針に基づく緑化 拡充

- ・宅地化などの開発行為に対して、「豊中市環境配慮指針」に示している緑化率の確保に向けた事業者などとの協議を行い、敷地内の緑地の保全及び緑化を推進します。

19. 住宅地における緑化 重点 拡充

- ・住宅地の沿道の緑化を推進するため、「生垣緑化助成金交付制度」の対象の拡大、基準の緩和などの制度の拡充、一定の緑化を達成する住宅に対する奨励金や税制優遇などを検討するとともに、積極的な制度の普及啓発に努めます。
- ・自治会やマンションの管理組合などに対して、大阪府の樹木を配付する事業と連携して「緑化樹等配付制度」により緑化用樹木を配付し、屋上緑化も含めた幅広い活用を推進するとともに、積極的な制度の普及啓発に努めます。
- ・出生などの記念として、市の木である「キンモクセイ」や市の花である「バラ」などの苗木を配付することについて検討します。

20. 商業地における緑化 拡充

- ・商業施設に対して、「生垣緑化助成金交付制度」や「緑化樹等配付制度」による緑化支援を行うとともに、「まちづくり協議会」とも連携するなど、市民との協働による育苗活動を通じた花苗提供などによる草花緑化を推進します。
- ・「中心市街地にぎわい事業助成金交付制度」により、商店街組合などの複数施設での一体的な緑化を推進します。
- ・市街地中心部や駅前などの場所で、緑化施設の整備や緑化促進活動を行う事業者などに対して、大阪府がそれらにかかる経費の一部を補助する「実感できるみどりづくり事業」と連携して緑化を推進します。

21. 工業地における緑化 拡充

- ・工場などの事業所に対して、「緑化樹等配付制度」による緑化を推進するとともに、「環境配慮奨励金交付制度」により、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。

22. 道路沿線における緑化 新規

- ・大阪府が道路及びその沿線などを指定する「みどりの風促進区域」において、地域住民や事業者などが主体となって行う緑化活動に対して、大阪府が樹木などの緑化資材の提供や経費の一部を補助する「みどりの風の道形成事業」と連携して緑化を推進します。

基本施策7 景観を形成するみどりづくり

風致地区や緑地協定、都市景観形成推進地区や景観形成協定など、みどりや景観に関する様々なルールや制度を用いて、樹木や草花による緑化を推進するとともに、花とみどりを効果的に使った良好な景観の形成を推進します。

23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 新規

- ・服部風致地区、大石塚風致地区、稲荷山風致地区、東豊中風致地区において、自然などのみどりと調和した都市景観の形成に努めます。

24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり

- ・みどり豊かなまちなみの形成を推進するため、緑地協定の制度による緑地の保全や緑化を推進します。
- ・みどりによる良好な景観の形成を推進するため、都市景観形成推進地区や景観形成協定、地区計画、建築協定など、地区の住環境や緑化に関するルールづくりの取組みを支援します。

25. 花とみどりの名所づくり 重点

- ・既存のバラ園、花しょうぶ園の魅力を高めるため、老朽化した施設の更新を行うとともに、適正な育成管理を行います。
- ・市内の花とみどりの魅力を伝えるため、市民との協働により、花や並木、自然が豊かなみどりなどの名所をまとめた「花とみどりの名所マップ」の作成について検討し、それらの名所の適正な維持管理を推進します。

26. みどりを見渡す眺望点づくり

- ・市のみどりを見渡すことができる千里緑地や島熊山緑地などの眺望点において、周辺樹木の剪定や施設改修などの眺望を確保する適正な維持管理を行います。

27. 草花による美しいまちなみづくり

- 多くの人が集まる駅前や道路沿い、公園・緑地、その他の公共施設などの魅力を高めるため、それらの場所において、市民参加による「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」や「花いっぱい運動」のほか、市民との協働による地域での草花緑化の活動を推進します。
- 農閑期の農地の景観を形成するため、農家に対して草花の種子を配布し、農地を活用した草花緑化を推進します。

28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり

- 市民との協働により、小学校をはじめ、市役所などの公共施設や民間施設などに対して、育苗した苗の提供や植付け指導を行うなど、みどりのカーテンづくりを推進するとともに、取組みを拡大するため、積極的な壁面緑化の普及啓発に努めます。
- 「豊中市環境配慮指針」の対象となる施設については、施設の規模に応じて、緑化協議による屋上緑化や壁面緑化を推進します。

(3)みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

基本施策8 魅力的で利便性の高い公園づくり

既存施設の有効活用に重点を置き、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画などによる質を重視した公園の再整備を推進するなど、誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりを推進します。また、みどりのある空間を市民交流の場として活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

29. 長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し 新規

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、都市計画決定後の社会情勢の変化を踏まえて、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方についての検討を行います。

30. 安全で特色のある公園づくり 重点 拡充

- ・「豊中市公園施設長寿命化計画」や「都市公園移動等円滑化基準」などに基づき、老朽化が進んだ公園・緑地の施設の更新やバリアフリー化などを推進します。
- ・公園・緑地の活性化を図るため、公園スペースの有効活用に努めるとともに、再整備や施設の改修の際は、地域住民の意見を取り入れるなど、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえた公園づくりを推進します。
- ・本市の魅力である高校野球発祥の地であることを広く周知するため、高校野球発祥の地記念公園の活用に努めます。
- ・体力向上や健康増進などを目的に、運動施設や植栽のみどりを充実させる神崎川公園の再整備を行うとともに、老朽化に伴う二ノ切温水プールの再整備を行います。

31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり 拡充

- ・「開発許可制度」による公園については、その公園づくりのあり方について検討するとともに、同制度や土地区画整理事業による公園づくりについては、事業者などとの協議により、まちなかのオープンスペースや憩いの場となる身近な空間づくりを推進します。
- ・大阪府の「自然環境の保全と回復に関する協定」により設置される公園・緑地については、事業者などとの協議により、まちなかで良好なみどりを感じることができる自然環境と調和した空間づくりを推進します。

32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり 拡充

- ・地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加する「自主管理協定制度」、地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「豊中市アダプトシステム」などにより、地域に根ざした良好な公園づくりを推進するとともに、参加団体の拡大をめざして積極的な制度の普及啓発に努めます。

- ・公園・緑地を活用した地域のイベントなどの交流機会の充実を促すことで、活気のある公園づくりを推進します。

基本施策9 防災・減災に資するみどりづくり

公園・緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧・活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるほか、防災施設の適正な維持管理などにより、防災機能の強化を図るとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

33. 公園・緑地における防災機能の強化

- ・広域避難場所や応援受入拠点、後方支援活動拠点となっている公園・緑地などにおいては、敷地内の安全域を確保するため、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進します。
- ・公園・緑地における防災機能を維持するため、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるとともに、耐震性貯水槽（防火水槽）や雨水貯留施設、マンホールトイレなどの防災施設の適正な維持管理を行います。

34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化 新規

- ・木造住宅などが密集する地域の「庄内・豊南町地区」における防災対策として、「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき、緑道を整備するとともに、都市計画道路の街路樹の整備を推進します。

35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化 新規

- ・延焼防止効果の期待できる広幅員の道路について、街路樹や緑道整備などの緑化による防災機能の強化を図ります。
- ・「生垣緑化助成金交付制度」による緑化を推進するなど、建築物の防火に資する緑化を推進するとともに、延焼防止効果の高い樹種や植栽方法の助言など、防災効果を高めるみどりの普及啓発に努めます。

36. 公共施設一体型公園づくり

- ・「豊中市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の再配置などが行われる際に、都市公園が隣接する、あるいは都市公園の整備が計画されている場合には、災害時に施設の相互利用が可能な導線の確保や災害時の施設間の連携を図るなど、他の公共施設と一体となった公園づくりを検討します。

基本施策 10 みどりの保全や緑化活動に対する支援

みどりの保全や緑化などの活動を推進するため、その拠点として設置された施設や場などを有効に活用し、適切な情報発信や普及啓発に努めることで、活動支援や人材の発掘、育成などを推進します。

37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用

- ・みどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場である「豊中みどりの交流会」を引き続き活用し、みどりの保全や緑化活動を推進します。

38. 花とみどりの相談所の活用

- ・緑化活動などの拠点である「花とみどりの相談所」において、市民との協働などにより、花とみどりの育成管理などに関する相談への対応や講習会の開催をはじめ、緑化を支援する制度、市民活動や多様な緑化手法などの情報を発信し、緑化に関する普及啓発に努めます。

39. 緑化リーダーの養成

- ・参加者のレベルに合わせて複数回にわたる講座を開催する「緑化リーダー養成講座」により、地域での緑化活動の先導役となる緑化リーダーを養成します。
- ・受講者の増加を図るため、市民ニーズを反映した魅力ある内容にするなど、講座内容や過程を見直し、積極的な普及啓発に努めます。

40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 拡充

- ・「緑と食品のリサイクルプラザ」において、生ごみや剪定枝のリサイクルを目的として、学校給食から排出される調理くずや食べ残しなどに街路樹などの剪定枝チップを混合し、堆肥「とよっぴー」の製造を行います。
- ・市民との協働により、農家や学校、「花いっぱい運動」に参加する団体などに堆肥「とよっぴー」を配布するとともに、定期的若しくはイベントなどで頒布することにより緑化を推進します。

41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用

- ・樹木緑化の参考となる施設として整備した緑化樹木見本園、出生などの記念として配付した記念樹を植栽して整備した記念樹の森について、緑化の啓発やみどりに親しむ場として有効に活用するため、適正な維持管理を行うとともに、施設の情報を広く発信します。

42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用 拡充

- 市民参加や市民との協働による取組みの活性化を図り、活動の認知度を高めるため、みどりのフォーラムやみどりのつどい、花いっぱい運動写真展などの活動発表の場、豊中市都市デザイン賞やとよなかエコ市民賞、大阪ランドスケープ賞などの表彰制度を有効に活用します。
- 市民の活動発表の場や表彰制度への積極的な参加を促すため、活動発表の場や表彰制度の広報、活動発表や表彰された活動の内容の情報発信などの普及啓発に努めます。

基本施策 11 みどりの普及啓発

みどりに対する理解や関心を深めるため、みどりに関するイベントを開催するとともに、みどりの保全や緑化に関する制度や活動などの情報発信を行います。

43. みどりに関するイベントの開催 重点

- 花とみどりに関する講習会やみどりのフォーラム、自然環境啓発イベントなど、市民ニーズを反映した魅力ある様々な内容のイベントを開催します。また、イベント開催時には、みどりの保全や緑化に関する制度、多様な緑化手法などの普及啓発に努めるとともに、市民活動などの情報提供により、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成を推進します。

44. みどりに関する情報発信

- 広報とよなかやホームページをはじめ、マスメディアやスマートフォンなどのインターネットなどを活用し、みどりに関するイベントや制度、みどりに関する活動などの情報を広く発信します。また、市民との協働により発行している「みどりだより」や「相談所ニュース」などの情報誌を活用して、多様な緑化手法などの普及啓発に努めるとともに、市民活動などの情報提供により、みどりに関する活動を支える人材の発掘や育成を推進します。

45. 自然体験及び野外活動の場の活用

- 野外炊さん場や竹林などがある千里中央公園、能勢町の広大な自然を有する「豊中市立青少年自然の家わっぱる」などを活用し、心の豊かさを育む自然体験や野外活動を推進するとともに、利用者のニーズに合わせた広報を行うなどの適切な普及啓発に努めます。

46. 緑化事業基金の活用 新規

- みどりに関するイベントや取組みなどを通じて緑化事業基金の意義や目的を発信し、集まった基金については、みどりの保全や緑化に関する取組み、みどりの解説サインなどのみどりに対する理解や関心を深めるための事業に有効に活用します。

3. 重点施策

3つの基本方針に基づき設定した具体施策から、市民参加や市民との協働による施策、新たに若しくは前計画から拡充した内容で本計画に位置付ける施策、本計画の目標達成に効果の高い施策など、重要性が高いものを重点施策として掲げ、市の象徴的な取組みとして推進します。

基本方針1
「みどりを守り育てる」

受け継がれてきた
みどりの保全や育成

エコロジカル・ネットワークの 形成(具体施策 5)

市内の「中核地区」や「拠点地区」などを結ぶエコロジカル・ネットワークの形成に向けた取組みとして推進します。

街路樹の保全や育成 (具体施策 8)

整備から一定の年数が経過した街路樹や緑道のみどりについて、適正な維持管理や更新などを図る取組みとして推進します。

基本方針2
「みどりをつくる」

都市のみどりや地域の
身近なみどりの創出

住宅地における緑化 (具体施策 19)

市民が主体となり、みどりを身近に感じられるまちなみの形成に向けた取組みとして推進します。

花とみどりの名所づくり (具体施策 25)

市民との協働により、地域の象徴的なみどりづくりに向けた取組みとして推進します。

基本方針3
「みどりを活かす」

みどりを活かした
快適なくらしの実現

安全で特色ある公園づくり (具体施策 30)

誰もが安全で安心して利用できる魅力的で利便性の高い公園づくりに向けた取組みとして推進します。

みどりに関するイベントの開催(具体施策 43)

みどりに関する各種イベントを開催し、多様な普及啓発やみどりに関する活動の人材育成などを図る取組みとして推進します。

市民参加や市民との協働によるみどりに関する取組み

多様な主体によるみどりのまちづくりをめざすため、市民参加や市民との協働によるそれぞれの取組みを推進します。

4. 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」の保全に関する取組みのほか、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を「保全配慮地区」、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を「緑化重点地区」に指定し、それぞれの地区の方向性や取組みの内容を示します。

(1) 特別緑地保全地区

「特別緑地保全地区」は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。

その一方で、土地所有者は市に対する土地の買入れ申出が可能になるなど、大きな財政負担を伴う制度であることから、都市における良好な自然的環境を形成する緑地のすべてに適用していくことは非常に困難です。

このため、保全を前提とした緑地については、より柔軟な対応が可能な「保全配慮地区」を指定し、多様な制度の適用を検討しながら、官民の連携による保全に取り組んでいくこととしますが、緑地の保全に緊急性を有するなど特別な配慮が必要な場合には、特別緑地保全地区の指定を検討します。

① 特別緑地保全地区の指定

本市では、平成 28 年 2 月に、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルが生息する地区（春日町 2 丁目及び 3 丁目にまたがる面積約 1.0ha の区域）を「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」として指定しています。

② 特別緑地保全地区の概要と方針

ア. 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区

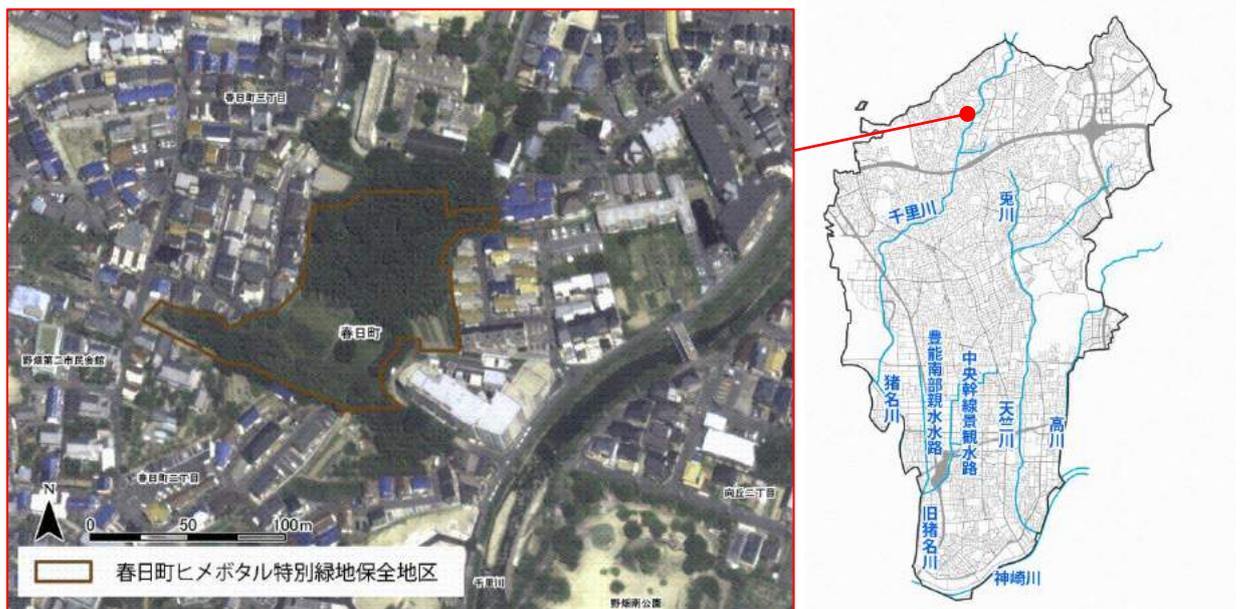


図 22：春日町ヒメボタル特別緑地保全地区位置図

本地区は、千里川が付け替えられる以前、今より河川が蛇行していた時に千里川の段丘崖に発達した樹林地で、千里川沿いのみどりを保全するうえで重要な位置にあり、大阪府で準絶滅危惧種に指定されているヒメボタルの生息地となっています。

●保全及び管理の方針

土地所有者の協力を得ながら、市民との協働により、千里川沿いのみどりとして発達した樹林地や竹林を維持するため、竹間伐や草刈りなどの林床整備、生息状況調査などの適正な維持管理を行うとともに、ヒメボタルの生息地として、ヒメボタルの生息環境及び餌となる陸生の貝類などの生息環境を保全します。

また、同地区を活用したイベントの開催や施設の整備などにより、自然と触れ合う場としての利用を推進します。

●施設の整備方針

林床保全を目的とした落ち葉の流出防止柵や立入り防止柵の設置、明かりの遮蔽効果を高める植栽整備など、ヒメボタルの生息環境の保全のための整備を行うとともに、同地区の散策路を示す案内板や解説サインの設置、散策路の整備など、市民の保全活動や利用者が安全に自然と触れ合うことができる機会を提供するための整備を行います。

●土地の買入れや買入れた土地の保全及び管理の方針

「豊中市特別緑地保全地区における制限行為の許可等に関する要綱」に基づき、土地の買入れ申出があった場合は、原則として本市が買入れを行います。

また、市が買入れを行った土地については、地区の「保全及び管理の方針」に基づき、適正な維持管理を行います。

(2)保全配慮地区

「保全配慮地区」は、「特別緑地保全地区」以外に「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として、みどりの基本計画に位置付けるものです。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しながら、緑地の保全を推進していく地区となります。そのため、「保全配慮地区」は、次の状況などを勘案して地区の指定を行います。

- ・みどりの拠点として位置付けられている地区であること
- ・「拠点景観の形成」に必要な自然のみどりがある地区であること
- ・エコロジカル・ネットワークの形成に必要な「中核地区」又は「拠点地区」であること
- ・希少生物が生息する地区であること
- ・地域住民などによるみどりに関する活動が行われている地区であること

※公園・緑地や河川、社寺林、文化財、風致保安林など、保全配慮地区の指定に拠らずとも、みどりの保全に一定の担保、配慮が考えられる地区は除きます。

①保全配慮地区の指定

「大阪大学（待兼山）」及び「刀根山病院」は、千里川から猪名川へ続くみどりのネットワークに隣接し、希少植物が生育するみどりの拠点で、「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」や「春日神社風致保安林」とつながり、新たなみどりのネットワークの形成に資する重要性が高い地区です。

「どんぐり山」は、地区計画が定められている「東豊中第一団地地区」の一部で、兎川から天竺川へ続くみどりのネットワークに隣接するみどりの拠点で、地域住民が主体となり、みどりを保全する活動が行われている重要性が高い地区です。

これらのことから、「大阪大学（待兼山）地区」、「刀根山病院地区」、「どんぐり山地区」の3地区を保全配慮地区として指定します。



図 23：保全配慮地区位置図

②保全配慮地区の概要と保全の方針

以下のとおり、3つの保全配慮地区の概要と保全の方針について示します。

ア. 大阪大学(待兼山)保全配慮地区



写真①：待兼山の樹林地



写真②：正門からの並木道



図 24：地区範囲

●地区の概要

本地区は、市域の北部に位置する大阪大学豊中キャンパスの敷地で面積は約 40ha です。

平成 19 年の希少植物調査 (NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21) において、植物の出現種数が 206 種と島熊山緑地の 296 種に次いで多い場所となっています。

構内には、標高 77m 程の小丘で、古くは清少納言の「枕草子」に記載され、和歌の枕詞として「新古今和歌集」などにも記載された待兼山のほか、校舎の周囲や乳母谷池沿いなどに樹林地が見られます。これらはかつて薪炭林として利用されていた樹林地で、アカマツを主とした林でしたが、近年は遷移が進み、コナラやクスノキなどを主とした林となっています。

待兼山をはじめとする構内の樹林地は、樹木が過密な状態となっている場所や竹林が樹林地内を侵食している場所、林床にササが茂り、林床植生が育ちにくくなっている場所も見られ、ナラ枯れの被害も見られます。

待兼山には、一般に開放された散策路も整備されており、市民の自然との触れ合いの

●地区の概要

本地区は、市域の中北部に位置する刀根山病院の敷地で面積は約8haです。

平成19年の希少植物調査（NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21）において、植物の独自種数（他の調査地では見られなかった植物種の数）が23種で、島熊山緑地の47種に次いで多い場所となっており、通路沿いに植栽されたサクラなどとともに、利用者の癒しや安らぎの空間となっています。

林縁部には、マント・ソデ群落が発達しており、水分の蒸発や風の侵入を防ぎ、樹林地内の良好な環境を保っています。林内にはアカマツがわずかに見られ、大阪大学（待兼山）と同様に、かつては薪炭林として利用されていたアカマツを主とした林が、コナラやアベマキ、クヌギを主とした林に遷移したと考えられます。

●保全の方針

現在のところ、ナラ枯れの目立つ被害はありませんが、対象となるコナラやアベマキ、クヌギが多いことから、被害への対策が必要です。

また、生物多様性を育むまとまりのある樹林地として保全するため、発達したマント・ソデ群落がある林縁部の改変を避けるとともに、林内の枯損木の除去などにより樹林の更新を図っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、本地区のみどりの保全や育成を推進するため、「保護樹等助成金交付制度」の活用のほか、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。また、樹林地の遷移の状況や希少な生物種の有無などの把握に努め、保全措置に必要な取組みを推進します。

ウ. どんぐり山保全配慮地区



写真①：どんぐり山の山頂



写真②：きのこ山の全景

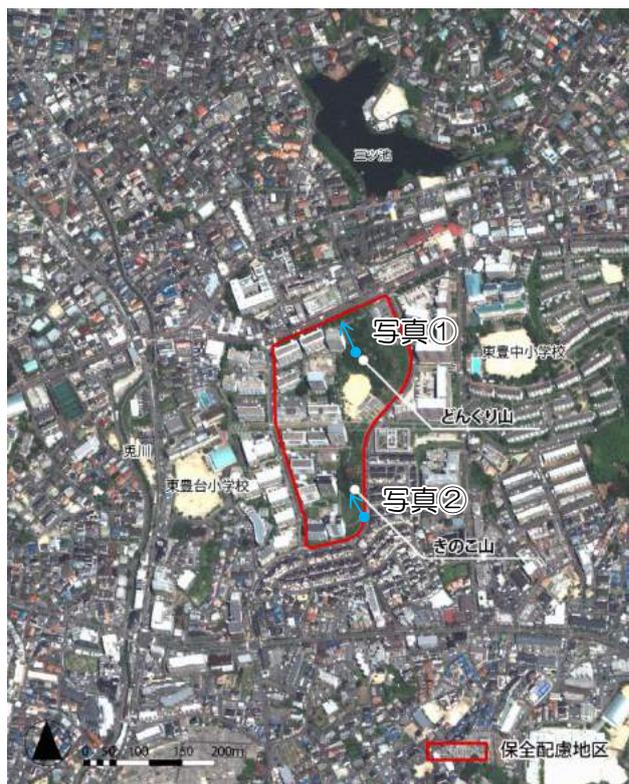


図 26：地区範囲

●地区の概要

本地区は、市域の北東部に位置するUR都市機構賃貸住宅であるシャレル東豊中の敷地で面積は約5haです。本地区を含む周辺地域は、地区計画が定められている東豊中第一団地地区の区域内です。

敷地内のどんぐり山ときのか山には、同住宅の建設時に残されたアカマツやコナラ、クヌギなどに、里山の樹木を補植して再生された樹林地があります。また、道路沿いには、樹形が優れたメタセコイアの並木が見られます。

どんぐり山やきのこ山の樹林地は、地域住民による定期的な手入れが行われており、間伐や下草刈りにより、見通しが良く、草花が生育しやすい明るい林床が広がる里山の環境が保たれています。

どんぐり山には散策路が整備されており、通常は樹林地の保全のために閉鎖されていますが、イベント時などには解放されて子どもたちの環境学習の場などとして利用されています。

樹林地ではナラ枯れの被害が多く見られており、防除や駆除の対策が必要となっていますが、これらの対策や日常の維持管理などの活動に参加する地域住民の高齢化が進んでいます。

●保全の方針

本地区では、モデル的な地域住民による都市の樹林地の保全活動が進められており、こうした活動が継続され、さらにその活動の輪が広がることにより、地区内の自然環境が保全され、自然との触れ合いの場として利用できる里山として維持していくことが重要です。

こうした状況を踏まえて、本地区における市民活動の積極的な支援と普及啓発に努めるとともに、本地区のみどりの保全や育成を推進するため、「保護樹等助成金交付制度」の活用のほか、効果的な制度の適用を検討しながら、みどりの適正な維持管理を推進します。

(3)緑化重点地区

「緑化重点地区」は、みどりの状況や地区の特性を勘案した中で、比較のみどりが少なく、緑地の確保や緑化の必要性が高い地区を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、みどりの基本計画に位置付けるものです。

緑化重点地区では、市による重点的なみどりの保全や緑化施策とともに、市民や事業者などによるみどりの保全及び緑化活動を重点的に推進することにより、みどりの確保を図ります。

①緑化重点地区の指定

前計画では、少路地区を緑化重点地区に指定していましたが、本計画では、みどりの量や満足度の地域差の縮小及び防災機能の強化を図るため、地域別で見て市内で最も緑被率が低く、みどり率も2番目に低い地域となっており、また、市民のみどりに対する満足度が最も低く、木造建築物が密集する地域として防災上の課題も有する南部地域を緑化重点地区に指定します。

②緑化重点地区のみどりづくりの方針

ア. 南部地域

●既存のみどりの保全及び空間の有効活用による緑化

木造などの建築物が密集しているため、新たな緑化空間の確保が難しい地域ですが、みどりの量やみどりに対する満足度を向上させるため、緑化支援制度や普及啓発により、既存のみどりの保全とともに、公共施設や住宅地の沿道緑化などの目にするみどりの量の増加を図ります。

なお、年代が古い建築物が市全体と比べて多いことから、「豊中市環境配慮指針」などにに基づき、建築物の更新に合わせた適切な緑化を推進します。

●地域住民との連携による賑わいのある場所での緑化

「みどりに対する市民意識」では、「道路」「商業施設」「学校」などの多くの人が集まる場所で、南部地域のみどりを増やしたいと答える人が多かったことから、公園などの自主管理協定の締結数が最も多い本地域の特色を活かすなど、地域住民との連携などにより、道路や駅前、公園などの賑わいのある場所での緑化を推進します。

●防災機能の強化

高度経済成長期に建てられた賃貸住宅や小規模な戸建住宅などの木造建築物が密集する地域で、防災面での課題があることから、緑道や街路樹の整備、避難場所などとして利用できるオープンスペースの確保などを推進します。

<重点的な施策>

項目	内容
みどりの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所である野田中央公園、応援受入拠点である菰江公園の延焼遮断帯の形成やオープンスペースの確保など、拠点となる公園の防災機能の強化を図ります。 ・「保護樹等助成金交付制度」などにより、椋橋総社や住吉神社（豊南町西）などの社寺林の保全を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・神崎川公園の再整備により、運動施設や植栽のみどりの充実を図ります。
みどりの軸	<ul style="list-style-type: none"> ・旧猪名川のまとまりのある草地、天竺川や高川の堤内地側の法面の樹林地や草地などを保全するとともに、神崎川の緑道や緑地帯では、景観や利活用に配慮した適正な維持管理を行います。 ・中央幹線景観水路や豊能南部親水水路の樹木などの適正な維持管理を行います。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の樹木などの適正な維持管理を行います。 ・「自主管理協定制度」などにより、地域住民による花壇管理などの緑化活動を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・延焼防止効果を高めるため、沿道部のみどりの保全や育成を推進するとともに、防災施設の適正な維持管理を行います。
街路樹・緑道	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次庄内地域住環境整備計画」に基づき、通り池水路などの緑道の整備を推進します。 ・都市計画道路の三国塚口線や穂積菰江線などの街路樹の整備を推進します。 ・神崎刀根山線や穂積菰江線などの街路樹や緑道の樹木などの適正な維持管理を行うとともに、老木化した樹木の更新を行います。 ・花壇やフラワーポットなどにより、沿道の草花緑化を推進します。 ・延焼防止効果を高めるため、沿道部のみどりの保全や育成を推進します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や沿道部のみどりの保全や緑化の推進、校舎の壁面を利用した緑化を推進し、目にするみどりの量の増加を図るとともに、学校の再配置が行われる場合には、みどりの確保に努めます。
駅前	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加や市民との協働によるボランティアなどを活用した草花緑化により、魅力的な駅前づくりを推進するとともに、駅前の再開発が行われる場合には、みどりの確保に努めます。
住宅地・商業地・工業地など	<ul style="list-style-type: none"> ・税制優遇などを活用して、300㎡以上の敷地において、20%以上の緑化施設が整備された住民の利用に供する市民緑地を設置し、これを管理する者が作成する計画を認定する「市民緑地認定制度」の適用を推進します。 ・「生垣緑化助成金交付制度」の制度の拡充や地区の特性に応じた助成の基準を検討し、沿道緑化を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・「環境配慮奨励金交付制度」などにより、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。 ・沿道緑化の手法や鉢植えで育てる植物などに関する情報の発信、出前による花とみどりの講習会、みどりに関するイベントの積極的な開催などにより、みどりの保全や緑化を推進します。 ・自治会やマンションの管理組合などに対して、緑化用樹木を配付する「緑化樹種等配付制度」により緑化を推進するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ・宅地化などの開発行為に伴う「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化協議により、緑化を推進します。 ・「(仮称)南部コラボセンター」の建設の際には、可能な範囲で花壇などの植栽空間を確保し、その空間の緑化を推進します。 ・延焼防止効果の高い樹種や植栽方法の助言など、防災効果を高めるみどりの普及啓発に努めます。
みどりの風促進区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府との連携により、「みどりの風促進区域」の情報を発信し、区内の緑化を推進します。

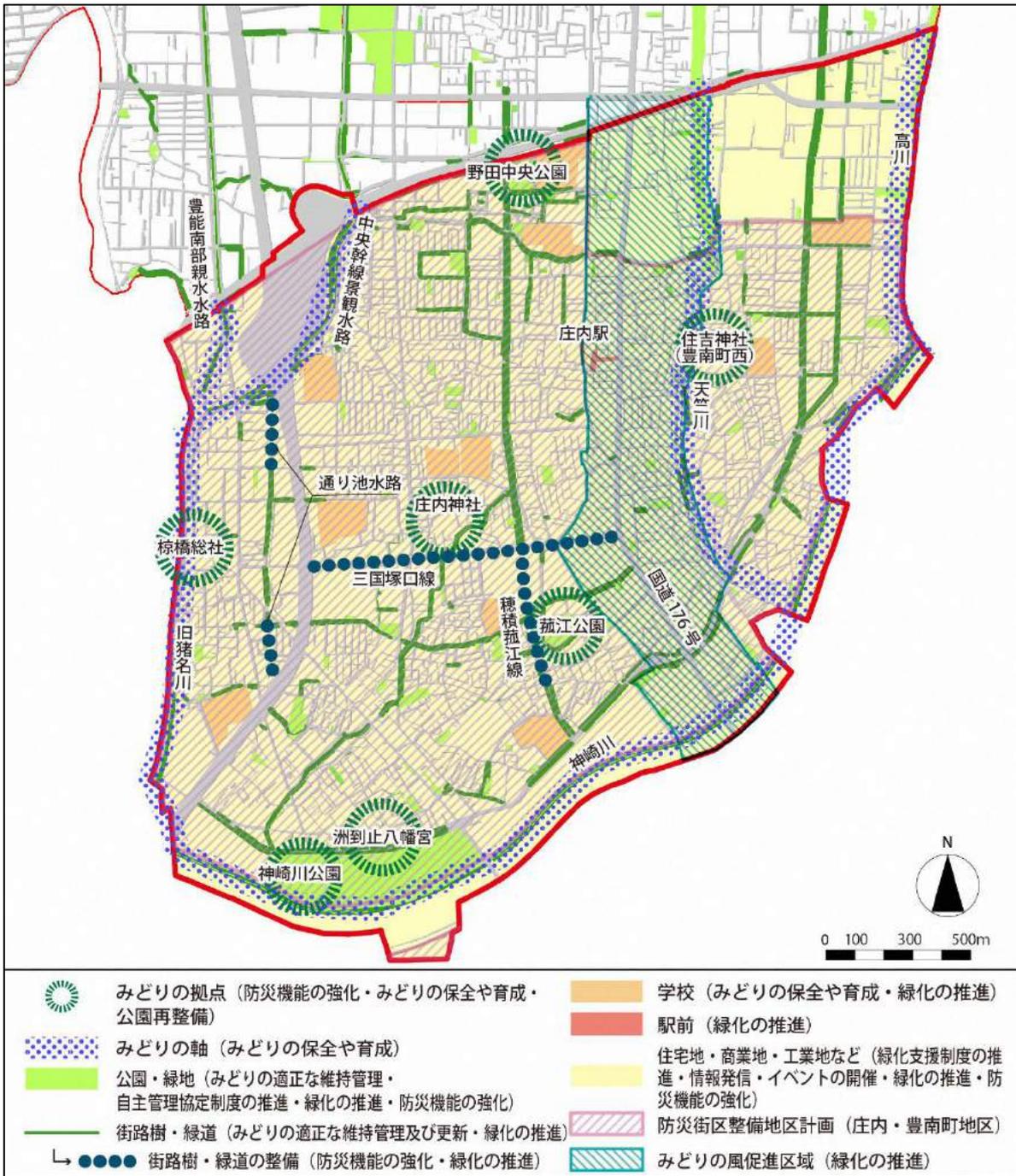


図 27 : みどりづくりの方針図

第5章 地域別の構想

1. 地域別のみどりのまちづくり

本市では、地域ごとにみどりの現況や課題、特性などに違いがあり、それらを踏まえて、基本方針に基づく具体施策などに取り組み、みどりのまちづくりを推進していくことが求められます。

このため、7 地域の区分ごとに、地域別の方針として、地域の現況と主な課題、みどりの将来イメージ、主な取組み、みどりの配置方針を示します。



図 28 : 7 地域の区分及びみどりの将来イメージ図

「④主な取組み」の見方

主な取組みの表には、以下に示した項目を示しています。

【基本方針】

○. 基本施策の名称	
	具体施策の名称
○	主な取組みの内容

具体施策番号

基本施策番号と名称

2. 地域別の方針

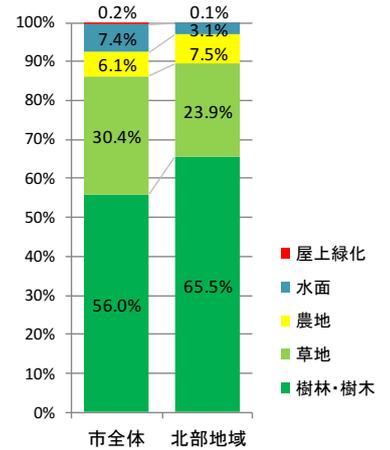
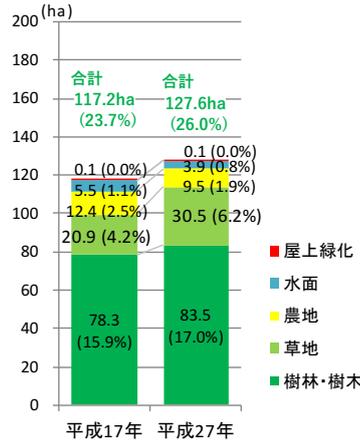
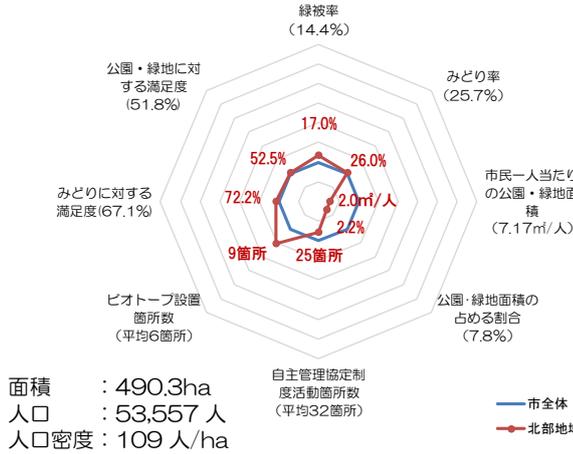
(1) 北部地域

① 地域の現況

- 本地域は、中央部に千里川を配した丘陵地に形成された市街地で、地区計画や都市景観形成推進地区を指定した地区も多く、戸建住宅を中心としたみどりの多い良好な住宅地が形成されています。また、土地区画整理事業による新たな市街地が形成された少路駅周辺では商業施設などの集積が進んでいます。
- 羽鷹池公園などの公園や北緑丘小学校周辺などの街路樹のほか、広域避難場所となっている保全配慮地区の大阪大学（待兼山）の樹林地や住宅地の庭木などの多様なみどりがあり、「みどりに対する市民意識」では、これらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。また、千里川周辺には農地が点在しており、国道 176 号及び府道大阪中央環状線の沿線には「みどりの風促進区域」があります。
- ヒメボタルが生息する春日町ヒメボタル特別緑地保全地区、生態系が豊かな春日神社の風致保安林、ツバメのねぐらがある赤坂下池、市全体と比べて設置箇所が多いビオトープなどのみどりが、多様な生き物の生息・生育環境を形成しています。
- 清谷池公園のバラ園や赤坂上池公園の花しょうぶ園、宮山公園の「宮山つつじ園」があるほか、小野原豊中線や豊中柴原線のケヤキやモミジバフウ、宮山町第 57 号線や千里川堤防のサクラなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区でのヒメボタルの保全活動や春日神社風致保安林でのナラ枯れ対策、府道豊中亀岡線沿いの「大阪府アドプト・ロードプログラム」による美化活動など、市民参加や市民との協働による取組みが盛んな地域です。
- 都市計画公園の未開設区域があり、市全体と比べて、市民一人当たりの公園・緑地面積が低くなっていますが、緑被率やみどり率は少し高く、「みどりに対する市民意識」では、公園やみどりの満足度も少し高くなっています。
- 平成 17 年度と比べて、宅地化などによりみどりが減少した箇所もありますが、羽鷹池公園などの樹木の成長や住宅地の緑化などにより、緑被率やみどり率が増加しており、構成するみどりについては、樹林・樹木の割合が市全体と比べて高くなっています。

② 主な課題

- 羽鷹池公園や春日神社の風致保安林、大阪大学（待兼山）などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区などにおける生物多様性の保全
- 北緑丘小学校周辺の街路樹や千里川などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 「みどりの風促進区域」における道路沿線における緑化
- 清谷池公園のバラ園や赤坂上池公園の花しょうぶ園、「宮山つつじ園」などの花とみどりの名所づくり
- 長期未整備の都市計画公園の見直し
- 大阪大学（待兼山）における防災・減災に資するみどりづくり



グラフ 33 : みどりに関する現況 (平成 27 年調査)

グラフ 34 : みどりの面積と割合の推移

グラフ 35 : 市全体とのみどりの構成比較 (平成 27 年調査)

※市民一人当たりの公園・緑地面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定期度活動箇所数は平成 28 年度末現在

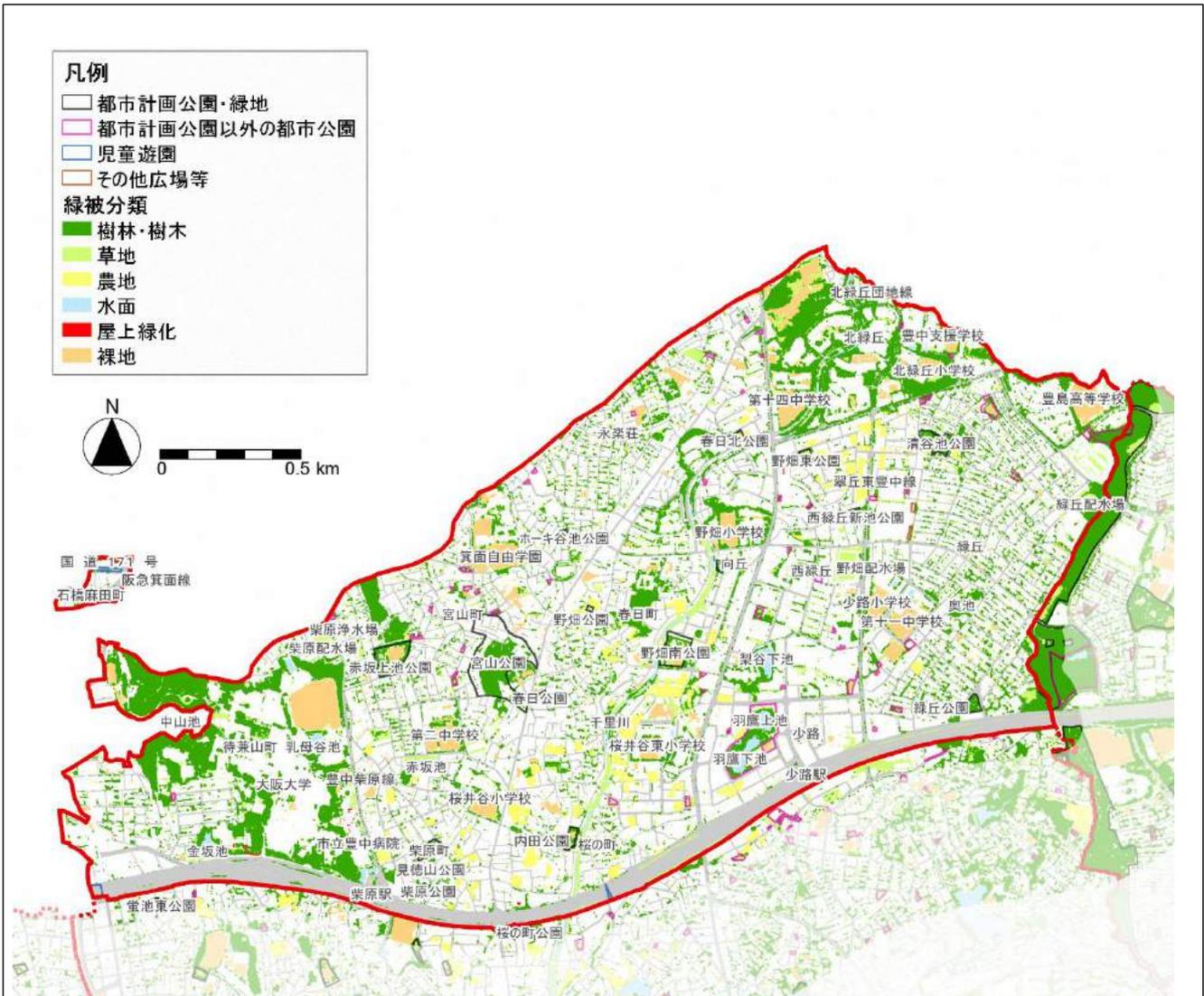


図 29 : みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

春日神社風致保安林や大阪大学（待兼山）などの豊かな自然の中で、千里川やため池のある羽鷹池公園などが配置されたみどりに親しめるまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 羽鷹池公園などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として春日神社などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行います。
3	風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成） 春日神社裏山にある風致保安林を計画的に保全するため、「豊中市森林整備計画」に基づき、森林病害虫の防除などの維持管理を推進します。また、市民との協働により、風致保安林内にある「宮山つつじ園」などのコバノミツバツツジの育成に配慮した適正な維持管理を推進します。
	民有地の樹林・樹木の保全に対する支援 保全配慮地区などの貴重な樹林・樹木を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」による支援を行うとともに、森林病害虫のまん延防止を図るため、「松くい虫防除事業助成金等交付制度」などにより、樹林・樹木の健全な保全と育成を推進し、これらの制度の積極的な普及啓発に努めます。
2. 生物多様性の保全	
6	ヒメボタルの生息地の保全 「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」とその周辺から形成されるヒメボタルの生息地を保全するため、市民との協働により、ヒメボタルの生息環境に配慮した適正な維持管理を行います。また、「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」の散策路を示す案内板や解説サインの設置、散策路の整備、同地区を活用したイベントの開催などにより、自然に親しむことができる場としての利用を推進します。
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 北緑丘団地線や翠丘東豊中線、豊中柴原線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	9

【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

6. 民有地の緑化	
22	道路沿線における緑化 「みどりの風促進区域」に指定されている国道 176 号及び府道大阪中央環状線の沿線において、大阪府と連携して緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
25	花とみどりの名所づくり 赤坂上池公園の花しょうぶ園や清谷池公園のバラ園、宮山公園の「宮山つつじ園」などの適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。

【みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
29	長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し 未開設区域がある宮山公園について、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討を行います。
9. 防災・減災に資するみどりづくり	
33	公園・緑地における防災機能の強化 広域避難場所となっている大阪大学（待兼山）において、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進します。

⑤みどりの配置方針



図 30 : みどりの配置方針図

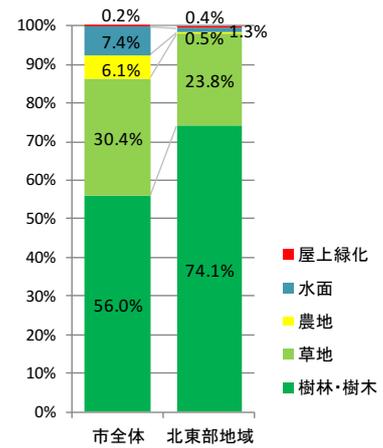
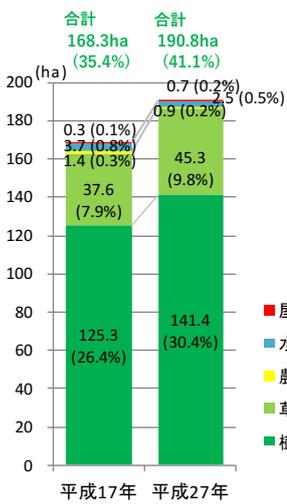
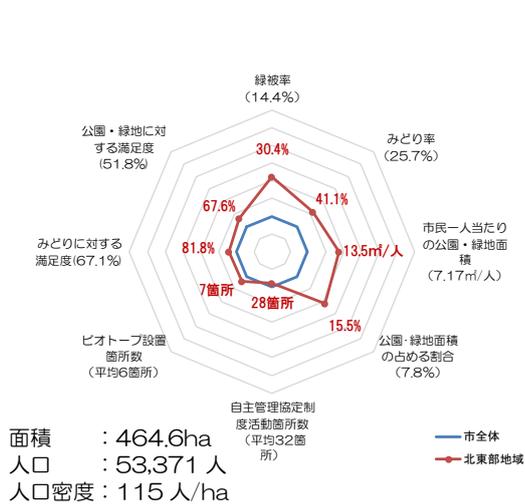
(2)北東部地域

①地域の現況

- 本地域は、国内初の本格的なニュータウンとして整備された千里ニュータウンと上新田地区で構成されており、千里ニュータウンでは、戸建住宅や共同住宅、商業施設が計画的に配置され、地区計画や都市景観形成推進地区を指定した地区も多く、周辺の千里緑地や松林のある天竺川をはじめ、公園内の樹林や竹林、ため池などの豊かな自然環境と調和したまちが形成されています。
- 千里緑地や島熊山緑地などの樹林地、千里中央公園や千里東町公園、樫ノ木公園などの規模の大きな公園、千里西町外回り線の街路樹などの多様なみどりがあり、「みどりに対する市民意識」では、これらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。
- 少年球技場や記念樹の森、温水プールなどがある二ノ切池公園や上新田天神社などの社寺林、府指定文化財建築物の旧新田小学校のみどりがあり、府道大阪中央環状線の沿線には「みどりの風促進区域」があります。
- モリアオガエルが見られる千里中央公園や千里東町公園、キツネやタヌキなどの動物、オケラやウラジロなどの植物が見られる島熊山緑地などのみどりが、多様な生き物の生息・生育環境を形成しています。
- 二ノ切池公園のバラ園や千里東町公園の花しょうぶ園、サクラやサルスベリなどが見られる千里中央公園があるほか、新千里4号線や新千里北町第2号線のサクラ、上新田第23・24号線の街路樹のケヤキなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 千里緑地や島熊山緑地、千里中央公園や千里東町公園における竹間伐などの樹林地の保全活動など、市民参加や市民との協働による取組みが盛んな地域です。また、1ha以上のまとまりのある樹林地が多く、市全体と比べて、緑被率やみどり率、市民一人当たりの公園・緑地面積が高くなっており、「みどりに対する市民意識」では、公園やみどりの満足度も高くなっています。
- 平成17年度と比べて、土地区画整理事業などによりみどりが減少した箇所もありますが、千里緑地の樹木の成長や校庭芝生化などにより、緑被率やみどり率が増加しており、構成するみどりについては、樹林・樹木の割合が市全体と比べて高くなっています。

②主な課題

- 千里緑地や千里中央公園、上新田天神社などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 多様な生き物が生息する島熊山緑地などにおける生物多様性の保全
- 千里西町外回り線の街路樹や天竺川などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 「みどりの風促進区域」における道路沿線における緑化
- 二ノ切池公園のバラ園や千里東町公園の花しょうぶ園などの花とみどりの名所づくり
- 千里緑地や島熊山緑地などのみどりを見渡す眺望点づくり
- 千里中央地区再整備との連携及び二ノ切温水プールの再整備による安全で特色のある公園づくり



グラフ 36 : みどりに関する現況 (平成 27 年調査)

グラフ 37 : みどりの面積と割合の推移

グラフ 38 : 市全体とのみどりの構成比較 (平成 27 年調査)

※市民一人当たりの公園・緑地面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定制度活動箇所数は平成 28 年度末現在



図 31 : みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

千里ニュータウンなどの都市の利便性ととともに、千里緑地や島熊山緑地、千里中央公園などの豊かな自然を享受できるまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 千里中央公園や千里東町公園、榎ノ木公園などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行うとともに、千里緑地や島熊山緑地などの雑木林や竹林の健全な育成を推進するため、市民との協働により、森林病害虫の防除や竹間伐などの適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として上新田天神社などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行うとともに、府指定文化財建築物の旧新田小学校などの文化財のみどりについて適正な維持管理を推進します。
2. 生物多様性の保全	
7	島熊山緑地の保全 島熊山緑地の雑木林や竹林、緑地内の古池（千里センター池）を良好な状態に保つため、市民との協働により、森林病害虫の防除や竹間伐などによる適正な維持管理を行うとともに、同緑地を活用して自然観察会などを開催し、自然環境の保全に対する意識の向上を図ります。
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 千里西町外回り線や新千里北町第1号線、新千里5号線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	9

【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

6. 民有地の緑化	
22	道路沿線における緑化 「みどりの風促進区域」に指定されている府道大阪中央環状線の沿線において、大阪府と連携して緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
25	花とみどりの名所づくり 二ノ切池公園のバラ園や千里東町公園の花しょうぶ園などの適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。
26	みどりを見渡す眺望点づくり 市のみどりを見渡すことができる千里緑地や島熊山緑地などの眺望点において、周辺樹木の剪定や施設改修などの眺望を確保する適正な維持管理を行います。

【みどりを活かした安全で快適なくらしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
30	安全で特色のある公園づくり 千里中央地区の再整備の取組みと連携し、千里中央公園や千里東町公園の施設の更新や歩行者ネットワークの連絡強化など、北部大阪の都市拠点にふさわしいシンボリックな地域の魅力向上につながる公園づくりを推進するとともに、老朽化に伴う二ノ切温水プールの再整備を行います。

⑤みどりの配置方針



図 32 : みどりの配置方針図

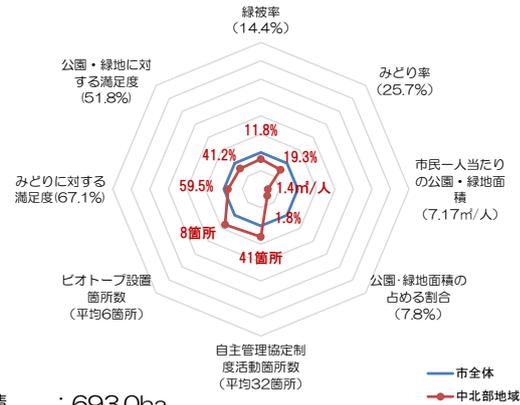
(3)中北部地域

①地域の現況

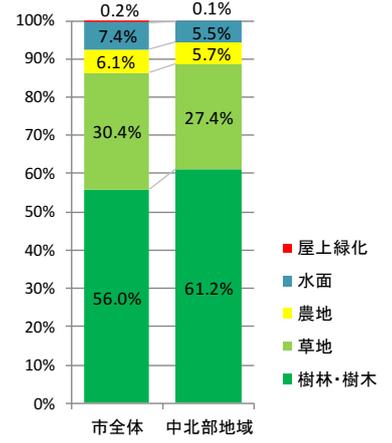
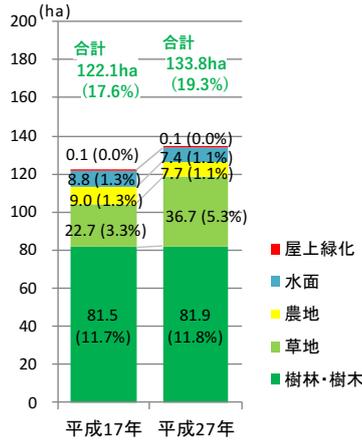
- 本地域は、台地や丘陵地の上に形成された市街地で、郊外住宅地として開発された東豊中地区や屋敷町の玉井町、末広町などの戸建住宅を中心とした良好な住宅地、大規模な住宅団地があり、旧能勢街道などの街道が多く、豊中駅周辺などは商業・業務施設が集積しています。
- 豊中稲荷神社の周辺や東豊中町では風致地区に指定されている地区、刀根山や東豊中町では緑地協定が結ばれている地区があるほか、玉井町・末広町地区では沿道に多くの植栽が見られ、これらの地区を中心に庭木や生垣のある戸建て住宅が立ち並んでいます。また、応援受入拠点となっている大門公園や大曽公園、神崎刀根山線などの街路樹があり、「みどりに対する市民意識」では、これらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。
- 都市計画公園の未開設区域があり、市民一人当たりの公園・緑地面積が市全体と比べて低い地域ですが、市の魅力を伝える高校野球発祥の地記念公園などの公園があります。また、千里川や兎川、松林のある天竺川の3本の河川を配しているほか、刀根山公園周辺の住宅地に樹林地や樹木が点在し、国道 176 号及び府道大阪中央環状線の沿線には「みどりの風促進区域」があります。
- サクラなどが見られる大曽公園、神崎刀根山線や上野新田線、千里園熊野田線のイチョウやケヤキなどの並木のほか、保全配慮地区の刀根山病院やどんぐり山、豊中稲荷神社などの1ha以上の樹林地が、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- サンショウモやオニバス、ツリガネニンジンなどが見られる青池のほか、三ツ池や深谷池、箕輪池、蛍池などのため池が多く、水辺における多様な生き物の生息・生育環境を形成しています。
- どんぐり山では、地域住民による樹林地の保全活動が行われており、豊中駅前における「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」など、市民によるプランターなどを用いた草花緑化の活動が進んでおり、自主管理協定制度活動箇所数も多い地域です。また、市全体と比べて、緑被率やみどり率が低く、「みどりに対する市民意識」では、公園やみどりに対する満足度も低くなっています。
- 平成 17 年度と比べて、宅地化などによりみどりが減少した箇所もありますが、住宅地の緑化などにより、みどり率が増加しており、構成するみどりについては、市全体と概ね同じ傾向となっています。

②主な課題

- 大門公園や豊中稲荷神社、刀根山病院やどんぐり山などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 神崎刀根山線の街路樹や千里川などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 「みどりの風促進区域」における道路沿線における緑化
- 稲荷山風致地区や東豊中風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
- 上野新田線や千里園熊野田線の街路樹などの花とみどりの名所づくり
- 長期未整備の都市計画公園の見直し
- 高校野球発祥の地記念公園を活用した安全で特色のある公園づくり
- 大門公園や大曽公園における防災・減災に資するみどりづくり



面積 : 693.0ha
人口 : 91,830人
人口密度 : 133人/ha



グラフ 39 : みどりに関する現況 (平成 27 年調査)

グラフ 40 : みどりの面積と割合 の推移

グラフ 41 : 市全体とのみどりの 構成比較 (平成 27 年調査)

※市民一人当たりの公園・緑地面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定制 度活動箇所数は平成 28 年度末現在

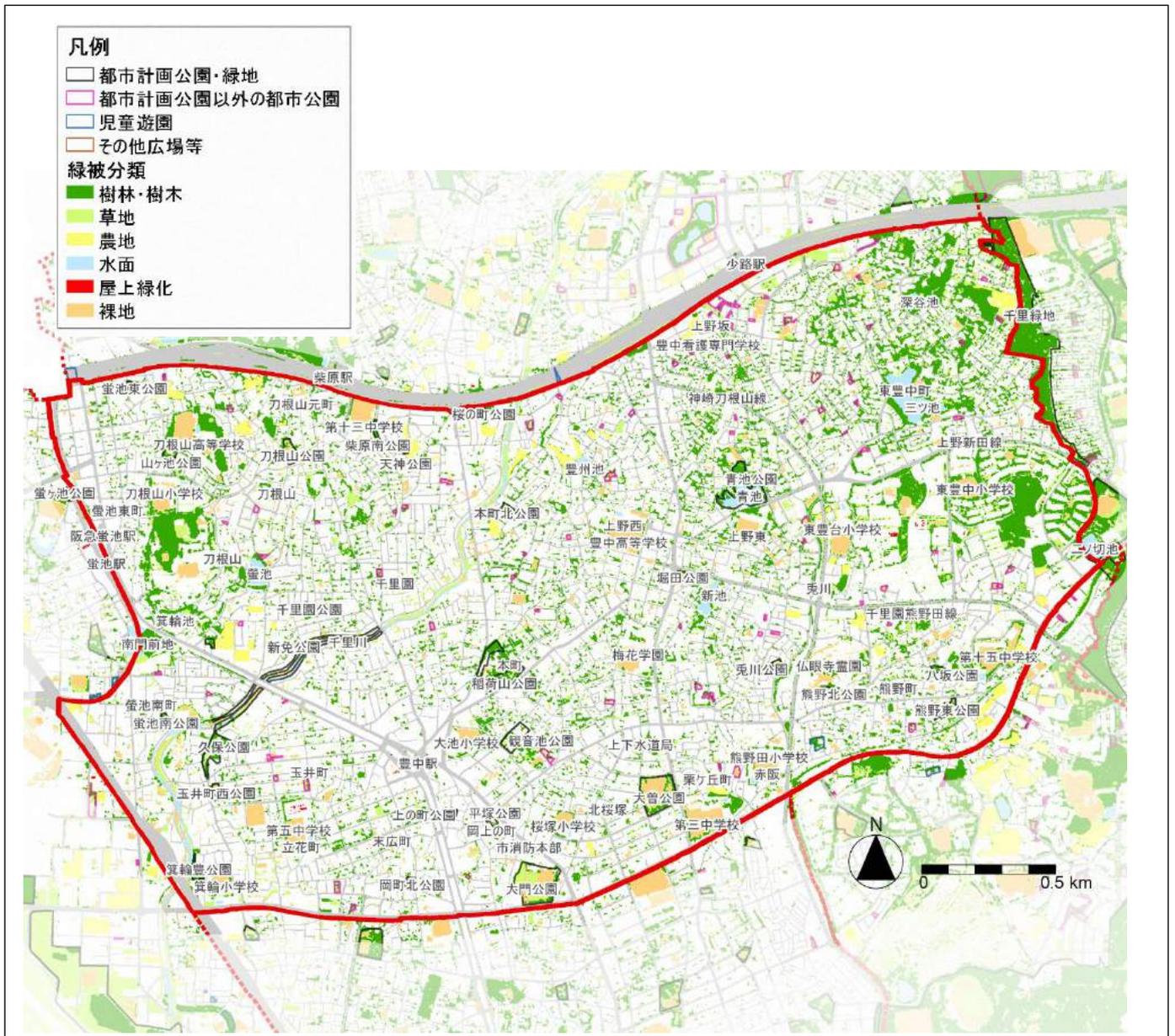


図 33 : みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

千里川などの河川やため池のある青池公園、稲荷山風致地区や東豊中風致地区などの自然的景観、賑わいのある豊中駅・岡町駅周辺地区などのみどりを身近に感じることができるまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 大門公園や大曽公園、青池公園などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として豊中稲荷神社などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行います。
4	民有地の樹林・樹木の保全に対する支援 保全配慮地区などの貴重な樹林・樹木を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」による支援を行うとともに、森林病虫害のまん延防止を図るため、「松くい虫防除事業助成金等交付制度」などにより、樹林・樹木の健全な保全と育成を推進し、これらの制度の積極的な普及啓発に努めます。
	3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成
8	街路樹の保全や育成 神崎刀根山線や上野新田線、千里園熊野田線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	9

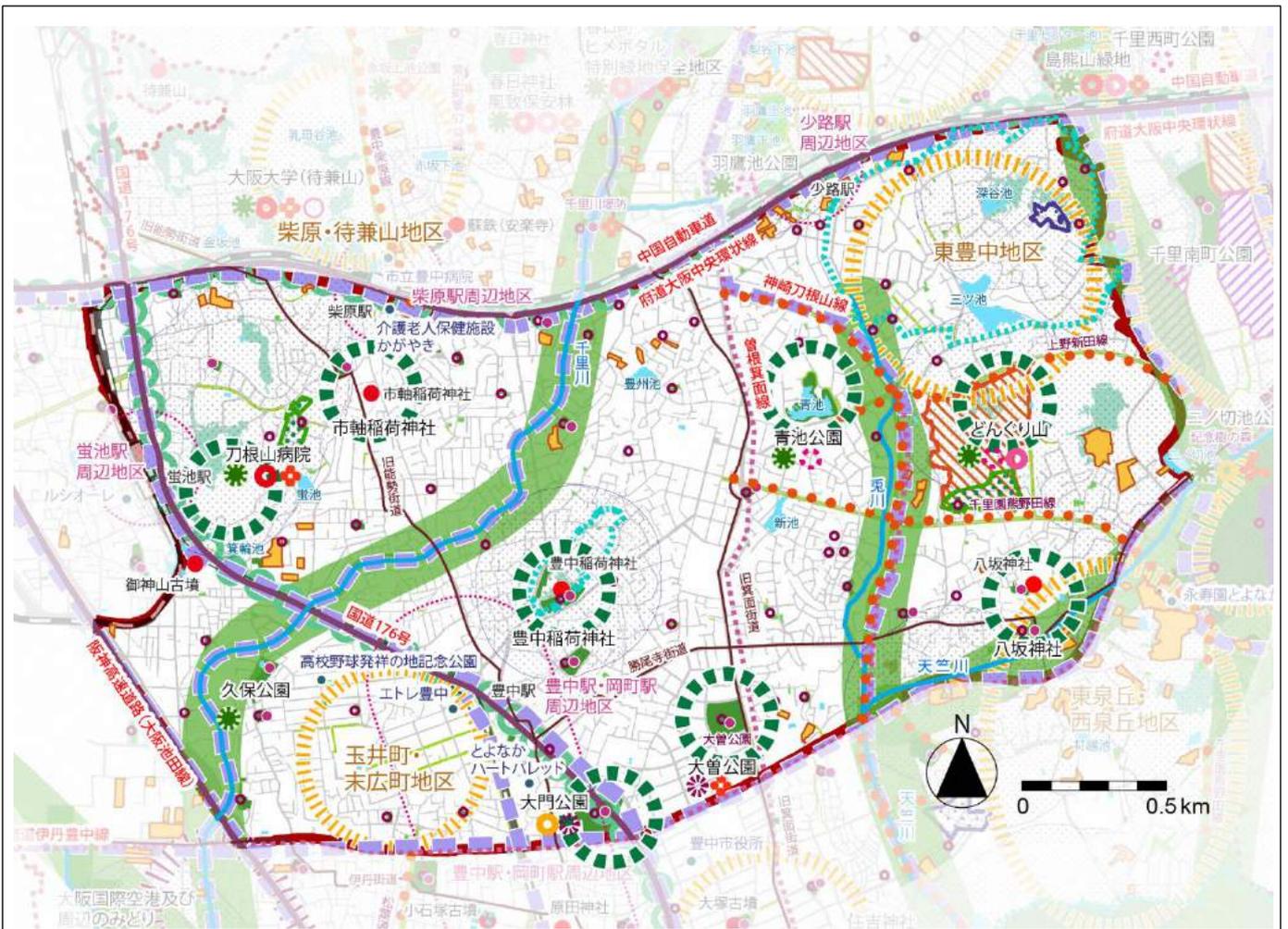
【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

6. 民有地の緑化	
22	道路沿線における緑化
	「みどりの風促進区域」に指定されている国道 176 号及び府道大阪中央環状線の沿線において、大阪府と連携して緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
23	風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
	稲荷山風致地区や東豊中風致地区において、自然などのみどりと調和した都市景観の形成に努めます。
25	花のみどりの名所づくり
	上野新田線や千里園熊野田線などの街路樹の適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。

【みどりを活かした安全で快適なくらしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
29	長期末整備の都市計画公園・緑地の見直し
	未開設区域がある稲荷山公園及び新免公園について、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討を行います。
30	安全で特色のある公園づくり
	高校野球発祥の地記念公園について、リニューアルを契機に、関係部局と連携しながら最寄駅での情報発信を行うなど、高校野球発祥の地を広く周知するための手段について調整を図るとともに、新たに設置した優勝・準優勝校の銘板を刻むウォールにより、高校球児達の栄光を称える取組みを進めていきます。
9. 防災・減災に資するみどりづくり	
33	公園・緑地における防災機能の強化
	応援受入拠点となっている大門公園や大曽公園において、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進するとともに、防災施設の適正な維持管理を行います。

⑤みどりの配置方針



<p>【みどりの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの拠点 みどりの軸 みどりの風促進区域 <p>【拠点景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地や自然のみどり 特徴的なみどり 公共施設などのまちなみのみどり 特徴的なみどり 歴史や文化を伝えるみどり 社寺林や文化財のみどり <p>【軸景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地及び河川・水路並びに道路のみどり 街道 <p>【地区景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅のまちなみのみどり 都市や地域の顔のまちなみのみどり 複合機能のまちなみのみどり 工場・倉庫のまちなみのみどり 	<p>【エコロジカル・ネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中核地区 拠点地区 緩衝地区 <p>【地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> 風のみち(みどりの軸) <p>【レクリエーションの拠点づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動施設を有する公園・緑地及び運動施設 花とみどりの名所 <p>【市民交流の拠点づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動の場 <p>【防災・減災】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所(公園・緑地) 広域避難場所 応援受入拠点 後方支援活動拠点 防災施設を有する公園・緑地 <p>延焼遮断帯となる街路樹及び水面並びに農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域緊急交通路 地域緊急交通路 水面 農地(生産緑地地区) 防災街区整備地区計画(庄内・豊南町地区) 	<p>【参考表示】</p> <p><既存のみどり></p> <ul style="list-style-type: none"> 中北部地域 都市計画公園・緑地 都市計画公園以外の都市公園 児童遊園 その他の広場 1 ha以上の樹林地 街路樹 <p><良好なみどりの景観を形成する地区></p> <ul style="list-style-type: none"> 風致地区 緑地協定 景観形成協定 地区計画(みどりに関連した計画) 建築協定(みどりに関連した協定) 都市景観形成推進地区 風致保安林
--	---	---

図 34 : みどりの配置方針

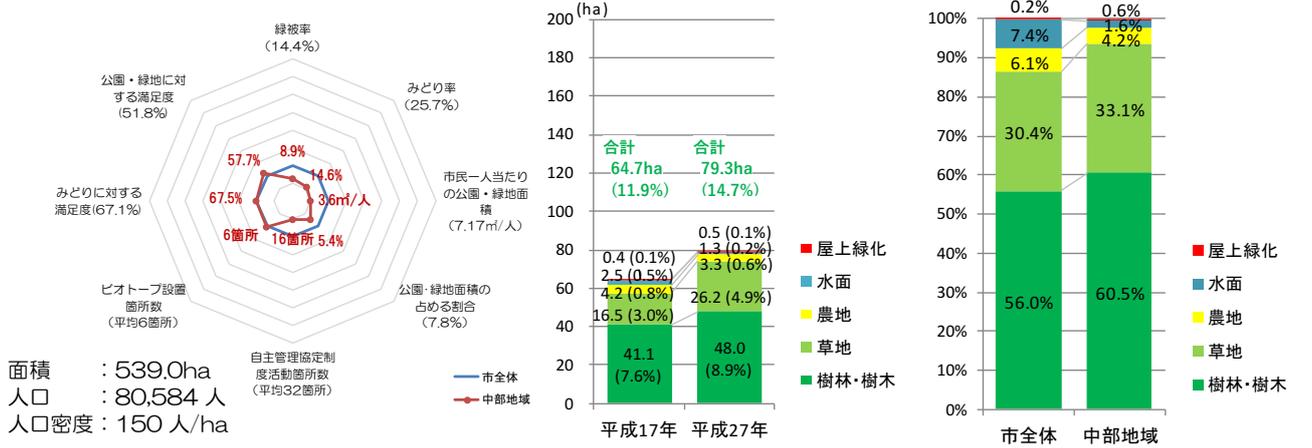
(4)中部地域

①地域の現況

- 本地域は、ほぼ平坦な台地を開けた市街地で、郊外住宅地として開発された桜塚、岡町などの良好な住宅地があり、岡町駅周辺は市役所などの公共施設、曾根駅周辺は文化芸術センターなどの文化施設、服部天神駅周辺は商業施設が集積しています。
- ふれあい緑地や豊島公園などの規模の大きな公園があり、風致地区に指定されている大石塚・小石塚古墳や原田城跡などの文化財、原田神社や服部天神宮の社寺林などの歴史や文化に関連したみどりが多く見られ、「みどりに対する市民意識」では、これらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。また、服部緑地を含む周辺は風致地区に指定されている地区もあり、国道 176 号の沿線には「みどりの風促進区域」があります。
- 豊中ローズ球場などの野球場やバラ園などが設置されているふれあい緑地や豊島公園、ハギなどが見られる東光院菝の寺、サクラやユキヤナギなどが見られる天竺川堤防があるほか、曾根服部緑地線のコブシやハナミズキ、同路線や神崎刀根山線のイチヨウ、松葉通り唐川線のトウカエデ、服部天神駅利倉東線のヤマボウシやシバザクラ、天竺川沿いの松林、中央幹線景観水路のサクラなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 自主管理協定制度活動箇所数も多い地域で、花とみどりの相談所やふれあい緑地などを拠点に、市民参加や市民との協働によるみどりの保全や緑化活動を行っており、みどりに関するイベントや講座なども開催しています。また、市全体と比べて、緑被率やみどり率が低く、「みどりに対する市民意識」では、みどりの満足度が少し低くなっているのに対して、公園の満足度は少し高くなっています。
- 平成 17 年度と比べて、宅地化などによりみどりが減少した箇所もありますが、天竺川の樹木の成長やふれあい緑地の整備などにより、緑被率やみどり率が増加しており、構成するみどりについては、水面の割合が市全体と比べて低くなっています。

②主な課題

- ふれあい緑地や豊島公園、大石塚・小石塚古墳や原田神社などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 曾根服部緑地線の街路樹や天竺川、中央幹線景観水路などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 「みどりの風促進区域」における道路沿線における緑化
- 服部風致地区や大石塚風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
- ふれあい緑地や豊島公園のバラ園などの花とみどりの名所づくり
- ふれあい緑地の利活用及び豊中ローズ球場の整備に伴う周辺整備の検討などによる安全で特色のある公園づくり
- 花とみどりの相談所の活用



グラフ 42：みどりに関する現況 (平成 27 年調査)

グラフ 43：みどりの面積と割合の推移

グラフ 44：市全体とのみどりの構成比較 (平成 27 年調査)

公園・緑地の面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定制 度活動箇所数は平成 28 年度末現在

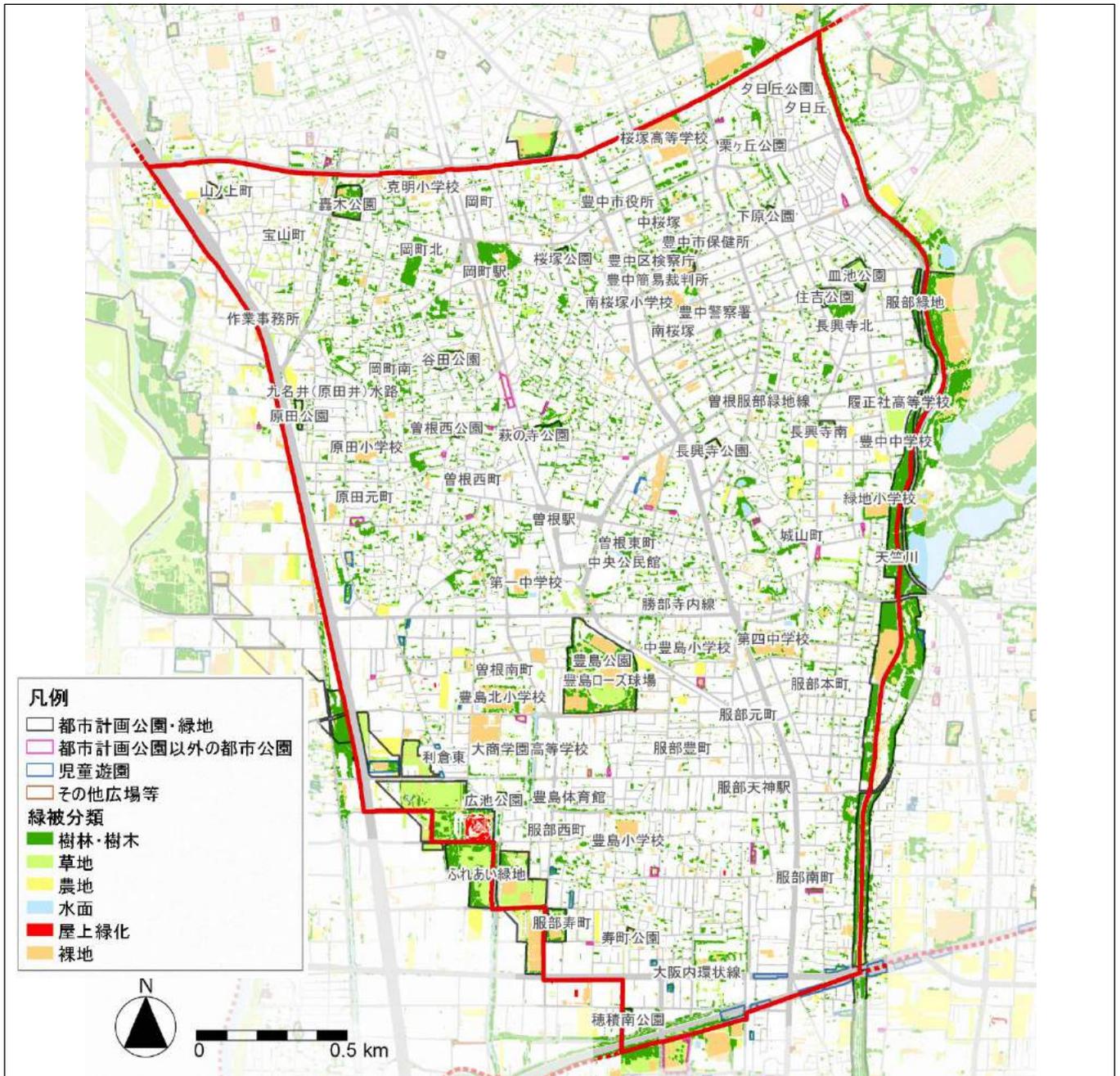


図 35：みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

天竺川や中央幹線景観水路、大石塚・小石塚古墳などの文化財、原田神社などの社寺林、活動拠点となる花とみどりの相談所やふれあい緑地などのみどりを通じて、それらとの触れ合いと歴史や文化がいきづくまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 ふれあい緑地や豊島公園などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として原田神社や服部天神宮などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行うとともに、国史跡桜塚古墳群の大石塚・小石塚、市史跡原田城跡などの文化財のみどりについて適正な維持管理を推進します。
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 曽根服部緑地線や勝部寺内線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	9
10	水路のみどりの保全や育成 中央幹線景観水路のみどりを保全するため、散策路の環境や良好な景観を維持する樹木の剪定などの適正な維持管理を行います。

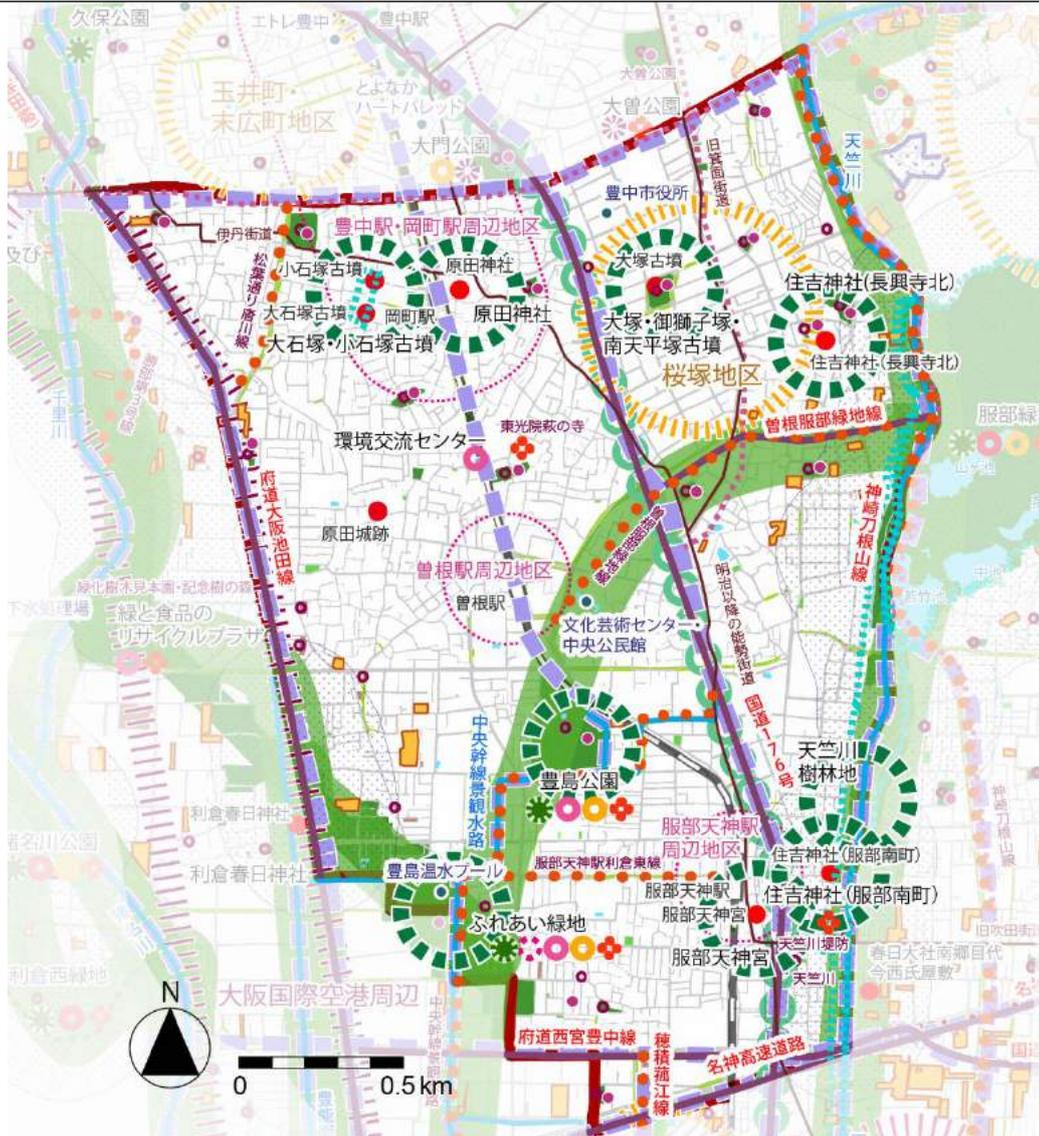
【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

6. 民有地の緑化	
22	道路沿線における緑化 「みどりの風促進区域」に指定されている国道 176 号の沿線において、大阪府と連携して緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
23	風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 服部風致地区や大石塚風致地区において、自然などのみどりと調和した都市景観の形成に努めます。
25	花とみどりの名所づくり ふれあい緑地や豊島公園のバラ園、服部天神駅利倉東線などの適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。

【みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
30	安全で特色のある公園づくり 本市の健康やスポーツ、環境ゾーンとして、より一層の利活用が期待されているふれあい緑地について、公園施設の管理者が連携して、市の魅力の創造及び発信に寄与する貴重な財産としての利活用を推進するとともに、豊中ローズ球場の整備に伴う周辺整備の検討を行います。
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	
38	花とみどりの相談所の活用 緑化活動などの拠点である「花とみどりの相談所」において、花とみどりの育成管理などに関する相談への対応や講習会の開催をはじめ、緑化を支援する制度、市民活動や多様な緑化手法などの情報を発信し、緑化に関する普及啓発に努めます。

⑤みどりの配置方針



【みどりの将来像】

- みどりの拠点
- みどりの軸
- みどりの風促進区域

【拠点景観の形成】

- 公園・緑地や自然のみどり
 - 特徴的なみどり
- 公共施設などのまちなみのみどり
 - 特徴的なみどり
- 歴史や文化を伝えるみどり
 - 社寺林や文化財のみどり

【軸景観の形成】

- 緑地及び河川・水路並びに道路のみどり
- 街道

【地区景観の形成】

- 住宅のまちなみのみどり
- 都市や地域の顔のまちなみのみどり
- 複合機能のまちなみのみどり
- 工場・倉庫のまちなみのみどり

【エコロジカル・ネットワークの形成】

- 中核地区
- 拠点地区
- 緩衝地区

【地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和】

- 風のみち(みどりの軸)

【レクリエーションの拠点づくり】

- 運動施設を有する公園・緑地及び運動施設
- 花とみどりの名所

【市民交流の拠点づくり】

- 市民活動の場

【防災・減災】

- 一時避難場所(公園・緑地)
- 広域避難場所
- 応援受入拠点
- 後方支援活動拠点
- 防災施設を有する公園・緑地

延焼遮断帯となる街路樹及び水面並びに農地

- 広域緊急交通路
- 地域緊急交通路
- 水面
- 農地(生産緑地地区)
- 防災街区整備地区計画(庄内・豊南町地区)

【参考表示】

<既存のみどり>

- 中部地域
- 都市計画公園・緑地
- 都市計画公園以外の都市公園
- 児童遊園
- その他の広場
- 1ha以上の樹林地
- 街路樹

<良好なみどりの景観を形成する地区>

- 風致地区
- 緑地協定
- 景観形成協定
- 地区計画(みどりに関連した計画)
- 建築協定(みどりに関連した協定)
- 都市景観形成推進地区
- 風致保安林

(5)西部地域

①地域の現況

- 本地域は、大阪国際空港や高速道路などの広域的な交通条件に恵まれた地域で、周辺に工場や事業所、物流倉庫などが集積した市街地が形成され、蛍池駅周辺では、大阪モノレールと阪急宝塚線との交通の結節点として商業地が形成されています。
- ふれあい緑地や猪名川公園などの規模の大きな公園、大阪国際空港線や原田伊丹線などの街路樹があり、猪名川や千里川、中央幹線景観水路、豊能南部親水水路を配していることから水面も多く、「みどりに対する市民意識」では、これらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。
- 都市計画緑地の未開設区域があり、ピオトープの設置箇所数も少ない地域ですが、ふれあい緑地などの規模の大きな公園があるほか、屋上緑化や壁面緑化などがある豊中市伊丹市クリーンランド、利倉春日神社などの社寺林、大阪府の生物多様性ホットスポットに選定された大阪国際空港及び周辺のみどり、自然植生の樹林地が残された猪名川公園や利倉西緑地があり、猪名川や千里川沿いの地区には多くの農地があります。
- 工場などが集まる阪神高速道路沿線はみどりが比較的少ない地区で、「みどりに対する市民意識」では、道路や学校のほか、工場などの事業所のみどりを増やしたいと答える人が多くなっています。
- 桜などが見られる利倉西緑地、様々な樹木の見本が見られる緑化樹木見本園、キンモクセイやサザンカなどが見られる記念樹の森があるほか、勝部第3号線ではトウネズミモチやユリノキなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 緑と食品のリサイクルプラザを拠点に、市民との協働による堆肥「とよっぴー」の配付などにより緑化を推進しています。また、市全体と比べて、緑被率が低いものの、大阪国際空港や猪名川河川敷などの草地が多いため、みどり率が高い地域ですが、「みどりに対する市民意識」では、公園やみどりの満足度がともに市全体と比べて低くなっています。
- 平成17年度と比べて、宅地化などによりみどりが減少した箇所もありますが、ふれあい緑地の樹木や草地の成長などにより、緑被率やみどり率に大きな増減は見られず、構成するみどりについては、草地の割合が市全体と比べて高くなっています。

②主な課題

- ふれあい緑地や利倉春日神社などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 大阪国際空港線の街路樹、猪名川や千里川などの河川、中央幹線景観水路や豊能南部親水水路などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 豊中市伊丹市クリーンランドにおける多様な手法による公共施設の緑化
- 工場などの事業所が進める工業地における緑化
- 猪名川公園や利倉西緑地などの花とみどりの名所づくり
- 長期未整備の都市計画緑地の見直し
- 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用

③みどりの将来イメージ

猪名川などの河川や豊能南部親水水路などの水路、大阪国際空港及び周辺のみどり、ふれあい緑地や利倉西緑地などのみどりの中で、くらしと産業が共存し、みどりが見渡しやすい空の広がりを感じるまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 ふれあい緑地や利倉西緑地などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として利倉春日神社などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行います。
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 大阪国際空港線や勝部第3号線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	河川のみどりの保全 猪名川の堤防敷や高水敷に発達したまとまりのある草地の環境を保全するため、生き物の生息・生育環境に配慮した草刈りなどの維持管理を推進するとともに、まちなかを流れる千里川のみどりを保全するため、周辺環境に配慮した維持管理を推進します。
10	水路のみどりの保全や育成 中央幹線景観水路や豊能南部親水水路のみどりを保全するため、散策路の環境や良好な景観を維持する樹木の剪定などの適正な維持管理を行います。

【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

5. 公有地の緑化	
15	多様な手法による公共施設の緑化
	大規模改修を行う豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、「豊中市環境配慮指針」で示す緑化率を満たすことに努めるとともに、可能な範囲で花壇などの植栽空間を確保して緑化を推進します。また、既存施設におけるオープンスペースや壁面などを利用するなど、屋上緑化や壁面緑化などを推進します。
6. 民有地の緑化	
21	工業地における緑化
	工場などの事業所に対して、「緑化樹等配付制度」による緑化を推進するとともに、「環境配慮奨励金交付制度」により、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
25	花のみどりの名所づくり
	猪名川公園や利倉西緑地などの適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。

【みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
29	長期末整備の都市計画公園・緑地の見直し
	未開設区域がある大阪国際空港周辺緑地について、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討を行います。
10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	
41	緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用
	緑化樹木見本園や記念樹の森について、緑化の啓発やみどりに親しむ場として有効に活用するため、適正な維持管理を行うとともに、施設の情報を広く発信します。

⑤みどりの配置方針



図 38 : みどりの配置方針図

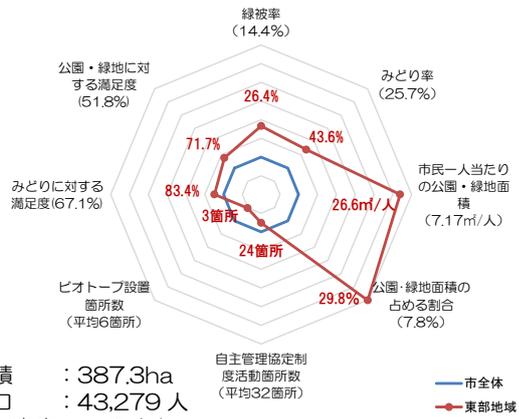
(6) 東部地域

① 地域の現況

- 本地域は、天竺川と高川を配し、服部緑地の樹林地など、自然豊かな環境と既存集落や農地が残る中で、新しい市街地が形成されています。緑地公園駅周辺には商業地が形成され、西泉丘や旭丘周辺などでは、共同住宅を中心とした市街地が形成されています。
- 市内で最大規模の公園・緑地となる服部緑地が配置されており、同緑地を含む周辺は風致地区に指定されています。また、神崎刀根山線や千里園熊野田線などの街路樹、住吉神社（若竹町）の社寺林のほか、農地が散在しているものの、市民農園として利用されている農地も多く見られ、「みどりに対する市民意識」では、それらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。
- 服部緑地は、広域公園として位置付けられている公園で、都市計画緑地の未開設区域がありますが、豊かな樹林地や草地、ため池などを有しているほか、都市緑化植物園や花壇なども設置されており、多くの水鳥の飛来やキランソウ、マコモなどの植物、ナニワトンボやクツワムシなどの昆虫など、多様な生き物の生息・生育環境を形成しています。また、広域避難場所及び応援受入拠点、後方支援活動拠点にもなっており、防災施設としての機能を有するほか、運動施設も豊富に有しており、多様な役割を担っています。
- 天竺川や高川沿いの松林のほか、神崎刀根山線のホルトノキ、旭丘中通り線のケヤキなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 服部緑地では、市民参加や市民との協働によるみどりの保全や緑化活動が行われており、市全体と比べて、緑被率やみどり率、市民一人当たりの公園・緑地面積が高く、「みどりに対する市民意識」では、公園とみどりの満足度も高くなっています。
- 平成 17 年度と比べて、土地区画整理事業などによりみどりが減少した箇所もありますが、服部緑地の樹木の成長や住宅地の緑化などにより、緑被率やみどり率が増加しており、構成するみどりについては、水面の割合が市全体と比べて高くなっています。

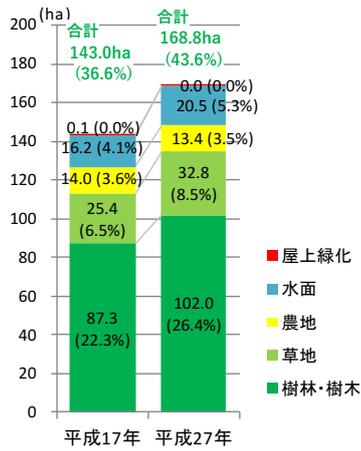
② 主な課題

- 服部緑地や住吉神社（若竹町）などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 神崎刀根山線や千里園熊野田線の街路樹、天竺川や高川などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 服部風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり
- 服部緑地及び天竺川や高川沿いの松林やサクラ並木などの花とみどりの名所づくり
- 長期末整備の都市計画緑地の見直し
- 服部緑地における防災・減災に資するみどりづくり

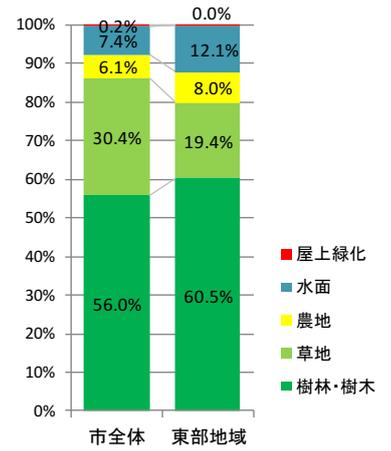


面積 : 387.3ha
 人口 : 43,279人
 人口密度 : 112人/ha

グラフ 48 : みどりに関する現況 (平成 27 年調査)



グラフ 49 : みどりの面積と割合の推移



グラフ 50 : 市全体とのみどりの構成比較 (平成 27 年調査)

※市民一人当たりの公園・緑地面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定制 度活動箇所数は平成 28 年度末現在

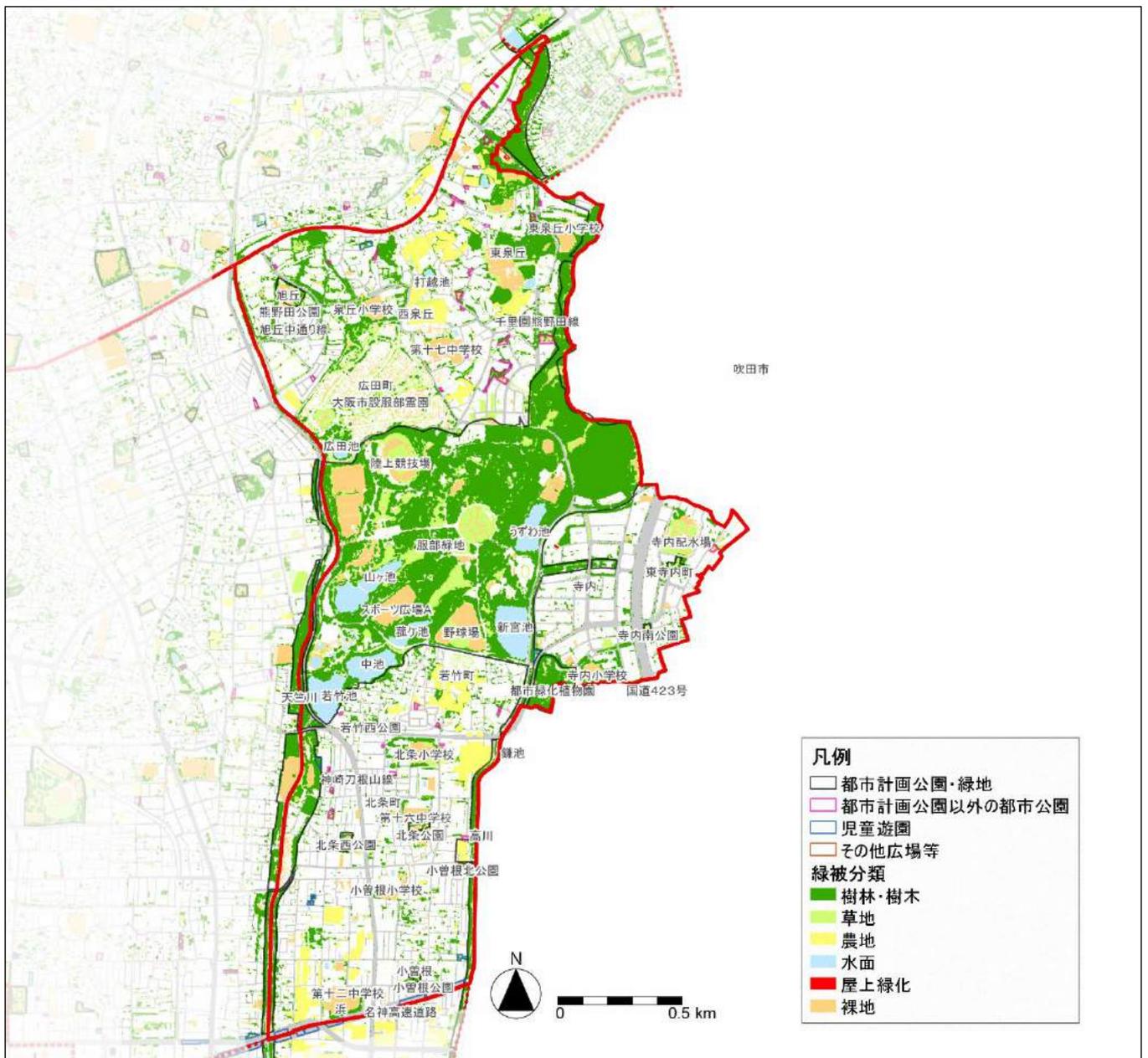


図 39 : みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

高川などの河川、ため池のある服部緑地などの豊かなみどりが、東泉丘・西泉丘地区などの新しいまちなみと調和するまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 服部緑地などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	2
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 神崎刀根山線や千里園熊野田線、旭丘中通り線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	9

【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

7. 景観を形成するみどりづくり	
23	風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり 服部風致地区において、自然などのみどりと調和した都市景観の形成に努めます。
	25

【みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
29	長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し
	未開設区域がある服部緑地について、大阪府と連携して、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討を行います。
9. 防災・減災に資するみどりづくり	
33	公園・緑地における防災機能の強化
	広域避難場所及び応援受入拠点、後方支援活動拠点となっている服部緑地において、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進します。

⑤みどりの配置方針

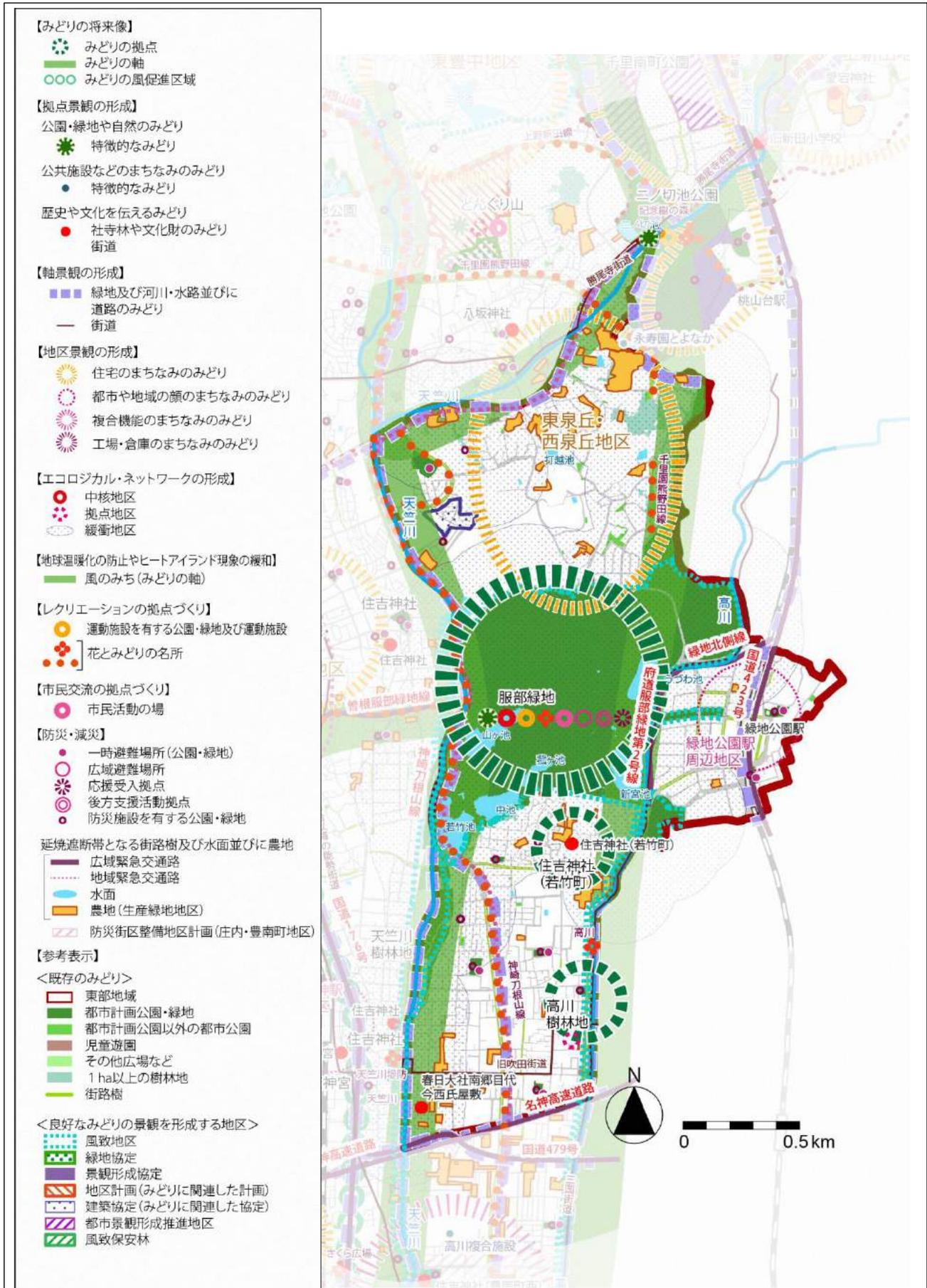


図 40 : みどりの配置方針図

(7)南部地域

①地域の現況

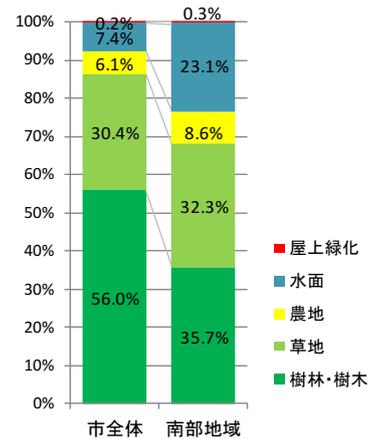
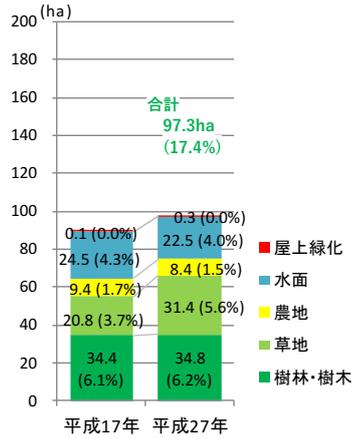
- 本地域は、高度経済成長期に都市基盤が未整備のまま、小規模な戸建住宅などが建ち並び市街地が形成され、木造建築物が密集する地域として防災上の課題を有しており、みどりが少ない地域でもあることから、本計画における緑化重点地区として位置付けています。また、鎌倉街道（京街道）などの街道が多く、神崎川に沿った地区や三国塚口線の周辺などでは、工場や事業所、住宅が混在した市街地が形成されています。
- 運動施設を有する神崎川公園、神崎刀根山線や穂積菰江線などの街路樹があるほか、神崎川や旧猪名川の堤防跡、松林のある天竺川や高川、中央幹線景観水路や豊能南部親水水路などの水面及びその周辺に多くのみどりがあり、「みどりに対する市民意識」では、それらを地域の印象的なみどりと答える人が多くなっています。
- 都市計画公園の未開設区域がありますが、広域避難場所となっている野田中央公園や応援受入拠点となっている菰江公園があり、椋橋総社や庄内神社などの社寺林のほか、国道 176 号の沿線には「みどりの風促進区域」があります。
- 野田地区は、土地区画整理事業による公園や緑道の整備が進んでおり、大阪音楽大学や野田中央公園などのみどりが多い施設もあるため、地域内のみどりが多い地区の一つとなっており、豊南町地区では多くの農地が見られます。
- 民間が開設する「さくら広場」があるほか、庄内中央緑道のトウカエデや穂積菰江線のケヤキ、旧猪名川堤防や野田堤防、中央幹線景観水路のサクラなどの並木が見られ、地域内の花とみどりの景観を形成しています。
- 自主管理協定制度活動箇所数が最も多く、自治会などの活動によりみどりを育てていく取組みが盛んな地域ですが、市全体と比べて、緑被率やみどり率が低く、「みどりに対する市民意識」では、公園やみどりの満足度も低くなっています。
- 平成 17 年度と比べて、宅地化などによりみどりが減少した箇所もありますが、芝生のある「さくら広場」の開設や校庭の芝生化などにより、みどり率が増加しており、構成するみどりのうち水面の割合が市全体と比べて高くなっています。

②主な課題

- 野田中央公園や菰江公園、椋橋総社などのまとまりのあるみどりの保全や育成
- 神崎刀根山線の街路樹や旧猪名川、神崎川などの河川、中央幹線景観水路や豊能南部親水水路などの連続性や水面のあるみどりの保全や育成
- 工場などの事業所が進める工業地における緑化
- 「みどりの風促進区域」における道路沿線における緑化
- 旧猪名川堤防や野田堤防のサクラ並木などの花とみどりの名所づくり
- 長期未整備の都市計画公園の見直し
- 神崎川公園の再整備による安全で特色のある公園づくり
- 野田中央公園や菰江公園における防災・減災に資するみどりづくり
- 「第3次庄内地域住環境整備計画」及び「新・豊南町地区整備計画」に基づく緑道の整備並びに都市計画道路の街路樹の整備



面積 : 558.4ha
人口 : 60,432人
人口密度 : 108人/ha



グラフ 51 : みどりに関する現況 (平成 27 年調査)

グラフ 52 : みどりの面積と割合の推移

グラフ 53 : 市全体とのみどりの構成比較 (平成 27 年調査)

※市民一人当たりの公園・緑地面積、公園・緑地面積の占める割合、自主管理協定制度活動箇所数は平成 28 年度末現在

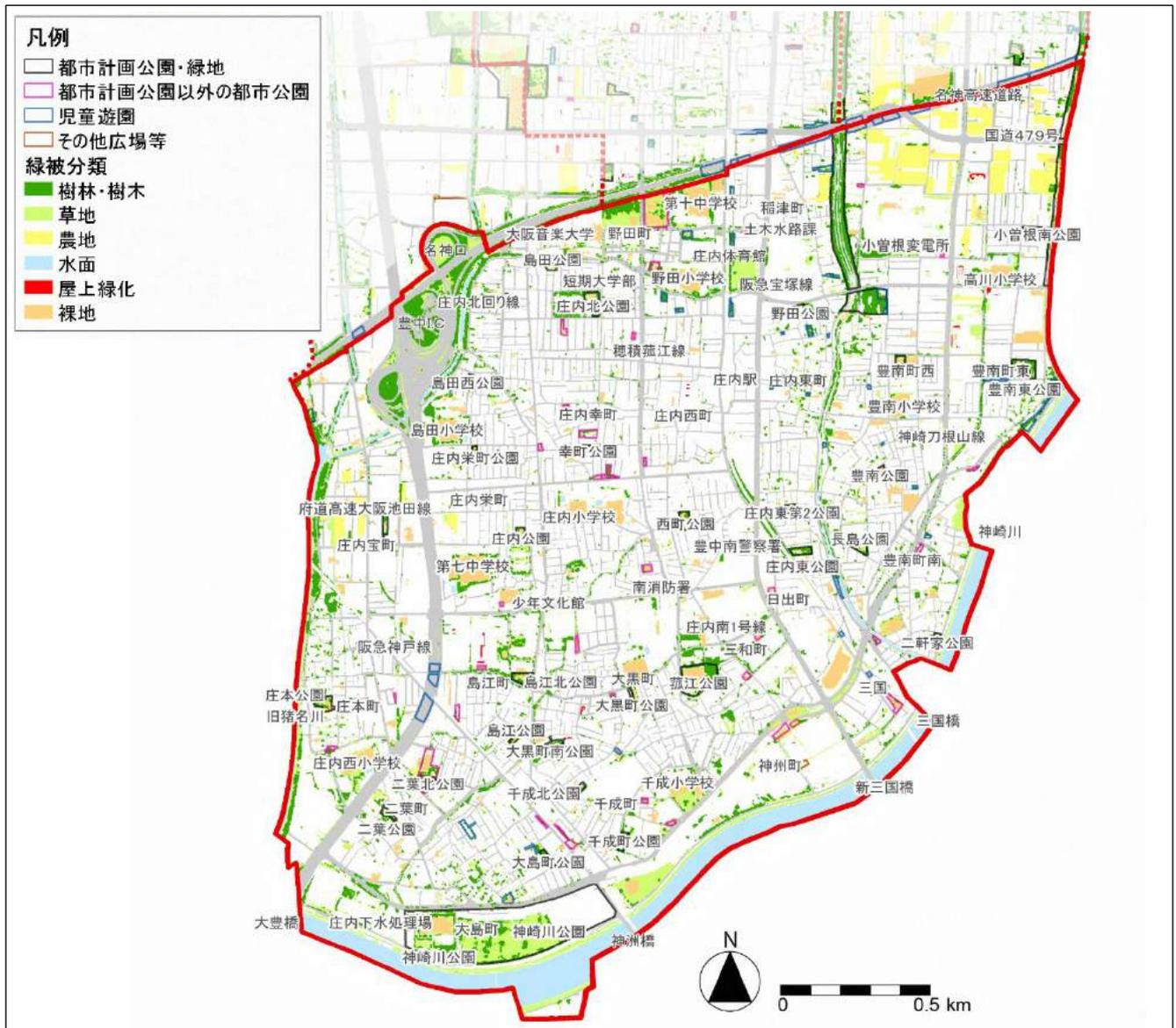


図 41 : みどりの現況図

③みどりの将来イメージ

旧猪名川や神崎川などの河川、中央幹線景観水路などの水路、椋橋総社などの社寺林などのみどりの中で、くらしと産業が共存し、防災・減災に資するみどりづくりによる災害に強い安心感の持てるまちをめざします。

④主な取組み

【受け継がれてきたみどりの保全や育成】

1. まとまりのあるみどりの保全や育成	
1	公園・緑地のみどりの保全や育成 野田中央公園や菰江公園、神崎川公園などの公園・緑地において、みどりを良好な状態に保つための適正な維持管理を行います。
	歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 地域の財産として椋橋総社や庄内神社などの社寺林を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」などによる支援を行います。
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	
8	街路樹の保全や育成 神崎刀根山線や穂積菰江線、庄内北回り線、庄内南1号線などのみどりが豊かな街路樹の保全や育成を推進するため、樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行い、まちなみと調和した街路樹景観の形成を推進します。また、定期的な樹木の点検を行うとともに、枯損木の撤去や枯れ枝を除去し、必要に応じて樹木の更新を行います。
	河川のみどりの保全 旧猪名川の堤防敷や高水敷において、生き物の生息・生育環境に配慮した草刈りなどの維持管理を推進するとともに、神崎川の高水敷において、景観や利活用に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行います。また、天竺川や高川において、河川沿いのみどりの量を確保する樹木の剪定や草刈りなどの維持管理を推進します。
10	水路のみどりの保全や育成 中央幹線景観水路や豊能南部親水水路のみどりを保全するため、散策路の環境や良好な景観を維持する樹木の剪定などの適正な維持管理を行います。

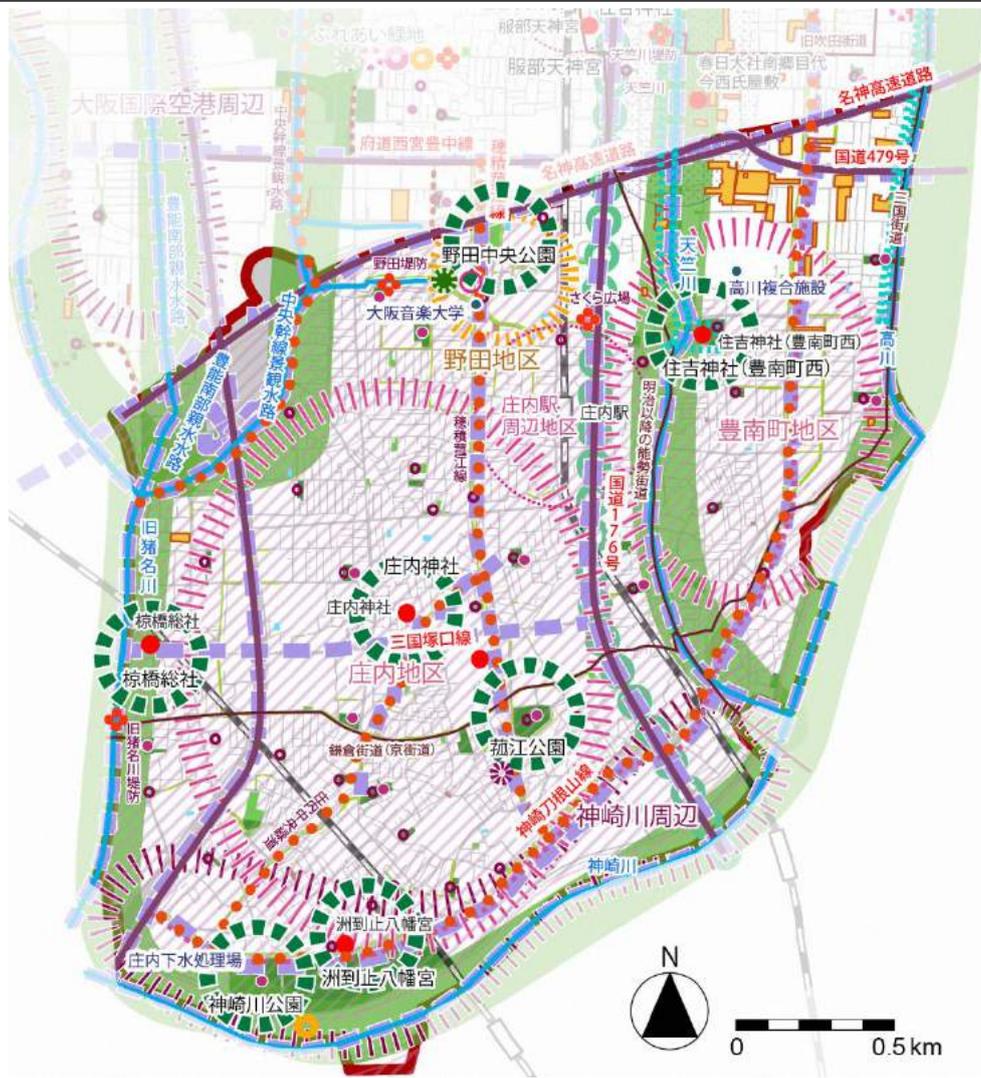
【都市のみどりや地域の身近なみどりの創出】

6. 民有地の緑化	
21	工業地における緑化
	工場などの事業所に対して、「緑化樹等配付制度」による緑化を推進するとともに、「環境配慮奨励金交付制度」により、準工業又は工業地域における事業所の新設や増設、建替えなどの際の積極的な緑化を推進します。
22	道路沿線における緑化
	「みどりの風促進区域」に指定されている国道 176 号の沿線において、大阪府と連携して緑化を推進します。
7. 景観を形成するみどりづくり	
25	花のみどりの名所づくり
	旧猪名川堤防や野田堤防のサクラ並木などの適正な維持管理を行うとともに、地域の魅力発信のための普及啓発に努めます。

【みどりを活かした安全で快適なくらしの実現】

8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	
29	長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し
	未開設区域がある神崎川公園について、必要性や実現性など、様々な観点から整備のあり方について検討を行います。
30	安全で特色ある公園づくり
	神崎川公園の再整備の取組みと連携し、公園施設の更新や歩行者ネットワークの連絡強化など、南部地域の拠点にふさわしいシンボリックな地域の魅力向上につながる公園づくりを推進します。
9. 防災・減災に資するみどりづくり	
33	公園・緑地における防災機能の強化
	広域避難場所となっている野田中央公園や応援受入拠点となっている菰江公園において、沿道のみどりによる延焼遮断帯の形成を推進するとともに、防災施設の適正な維持管理を行います。
34	庄内・豊南町地区における防災機能の強化
	三国塚口線や穂積菰江線などの道路整備にあわせて、街路樹などの整備を行い、みどりによる延焼遮断帯の形成を推進します。

⑤みどりの配置方針



【みどりの将来像】

- みどりの拠点
- みどりの軸
- みどりの風促進区域

【拠点景観の形成】

- 公園・緑地や自然のみどり
- 特徴的なみどり
- 公共施設などのまちなみのみどり
- 特徴的なみどり
- 歴史や文化を伝えるみどり
- 社寺林や文化財のみどり

【軸景観の形成】

- 緑地及び河川・水路並びに道路のみどり
- 街道

【地区景観の形成】

- 住宅のまちなみのみどり
- 都市や地域の顔のまちなみのみどり
- 複合機能のまちなみのみどり
- 工場・倉庫のまちなみのみどり

【エコロジカル・ネットワークの形成】

- 中核地区
- 拠点地区
- 緩衝地区

【地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和】

- 風のみち(みどりの軸)

【レクリエーションの拠点づくり】

- 運動施設を有する公園・緑地及び運動施設
- 花とみどりの名所

【市民交流の拠点づくり】

- 市民活動の場

【防災・減災】

- 一時避難場所(公園・緑地)
- 広域避難場所
- 応援受入拠点
- 後方支援活動拠点
- 防災施設を有する公園・緑地

延焼遮断帯となる街路樹及び水面並びに農地

- 広域緊急交通路
- 地域緊急交通路
- 水面
- 農地(生産緑地地区)
- 防災街区整備地区計画(庄内・豊南町地区)

【参考表示】

<既存のみどり>

- 南部地域
- 都市計画公園・緑地
- 都市計画公園以外の都市公園
- 児童遊園
- その他の広場
- 1 ha以上の樹林地
- 街路樹

<良好なみどりの景観を形成する地区>

- 風致地区
- 緑地協定
- 景観形成協定
- 地区計画(みどりに関連した計画)
- 建築協定(みどりに関連した協定)
- 都市景観形成推進地区
- 風致保安林

図 42 : みどりの配置方針図

第6章 計画の推進方針

1. 推進体制

(1)各主体の役割

本計画の推進に当たっては、以下に示す市民や事業者、行政の役割をそれぞれが認識し、互いに連携して基本方針に基づく具体施策などに取り組む必要があります。

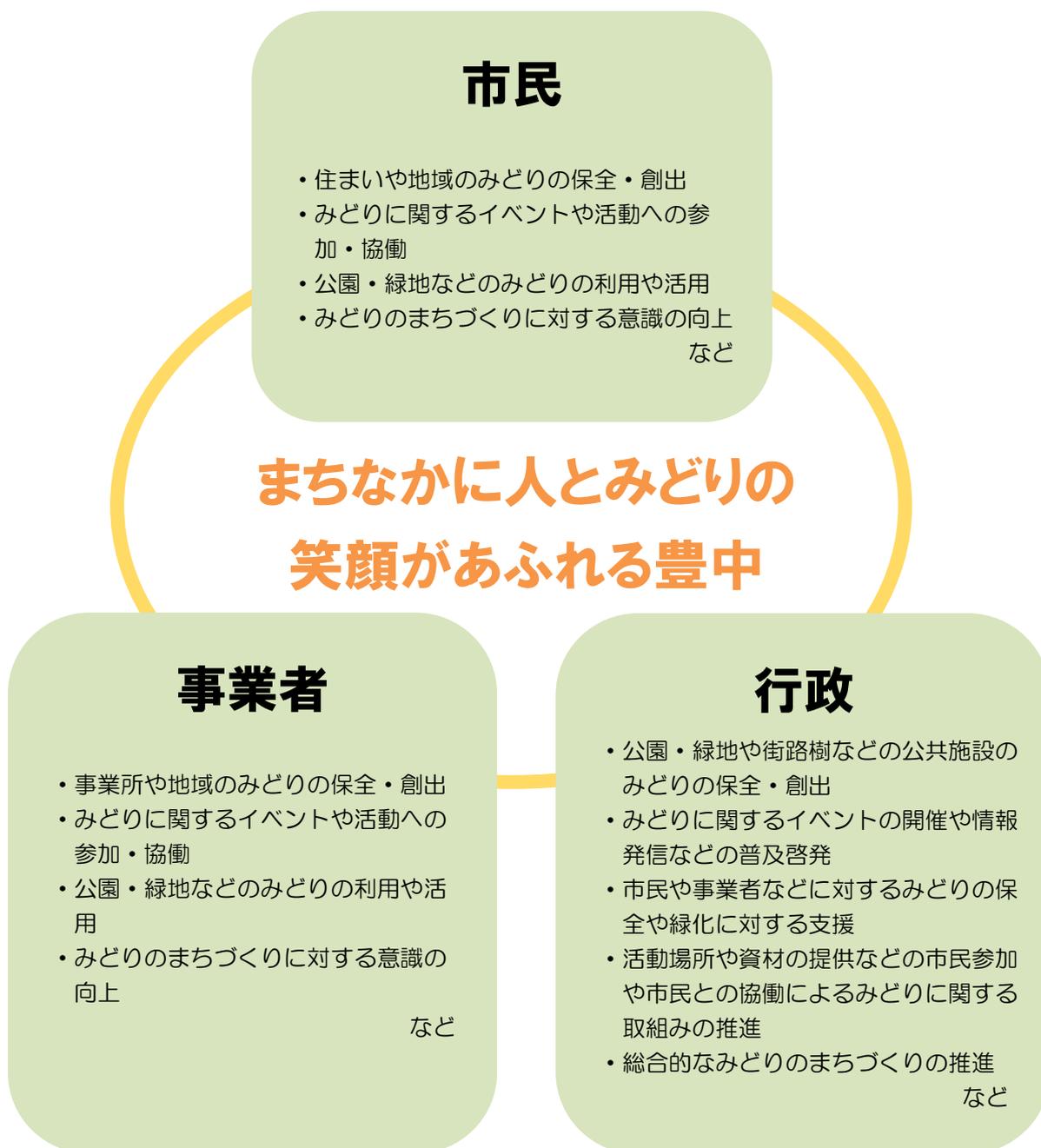


図 43 : 各主体の役割

(2)多様な主体との連携と協働

本計画の推進に当たっては、市民や事業者、行政などの多様な主体と関わりを持ち、その関わりを深めていくことが求められています。

①市民や事業者との連携と協働

市民や事業者などの多様な主体が参画する場となる環境審議会のほか、みどりに関する活動を行う市民や団体などが参加する場となる豊中みどりの交流会、とよなか市民環境会議アジェンダ 21 などの市民団体との連携と協働により本計画を推進します。

②国や他の自治体との連携

「みどりの大阪推進計画」の推進をはじめ、「みどりの風促進区域」における緑化の推進や「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」など、大阪府との連携を図りながら取り組む施策があります。また、みどりの拠点や軸を形成する服部緑地や河川、主要な道路の一部は、国や大阪府が管理する施設で、近隣自治体とも結ばれているため、広域的な観点から国や他の自治体と連携する必要があります。

このため、大阪府をはじめ、国や他の自治体とも連携を図りながら本計画を推進します。

③庁内における連携

本計画の策定に当たり、上位計画の「第4次豊中市総合計画」「第2次豊中市都市計画マスタープラン」「第3次豊中市環境基本計画」及びその他の関連計画との整合を図っており、水路やため池、農地などの保全、道路や学校などの公有地の緑化、景観を形成するみどりづくり、「開発許可制度」などによる身近な公園づくり、防災・減災に資するみどりづくりなど、各部局の取組みが不可欠な施策も多く、庁内で連携して取り組んでいく必要があります。

このため、庁内関係部局が集まり、「第3次豊中市環境基本計画」の進行管理などを行う場として設置する「環境委員会」や「環境委員会幹事会」に、必要に応じて進行状況の報告を行うなど、庁内での連携を図りながら本計画を推進します。

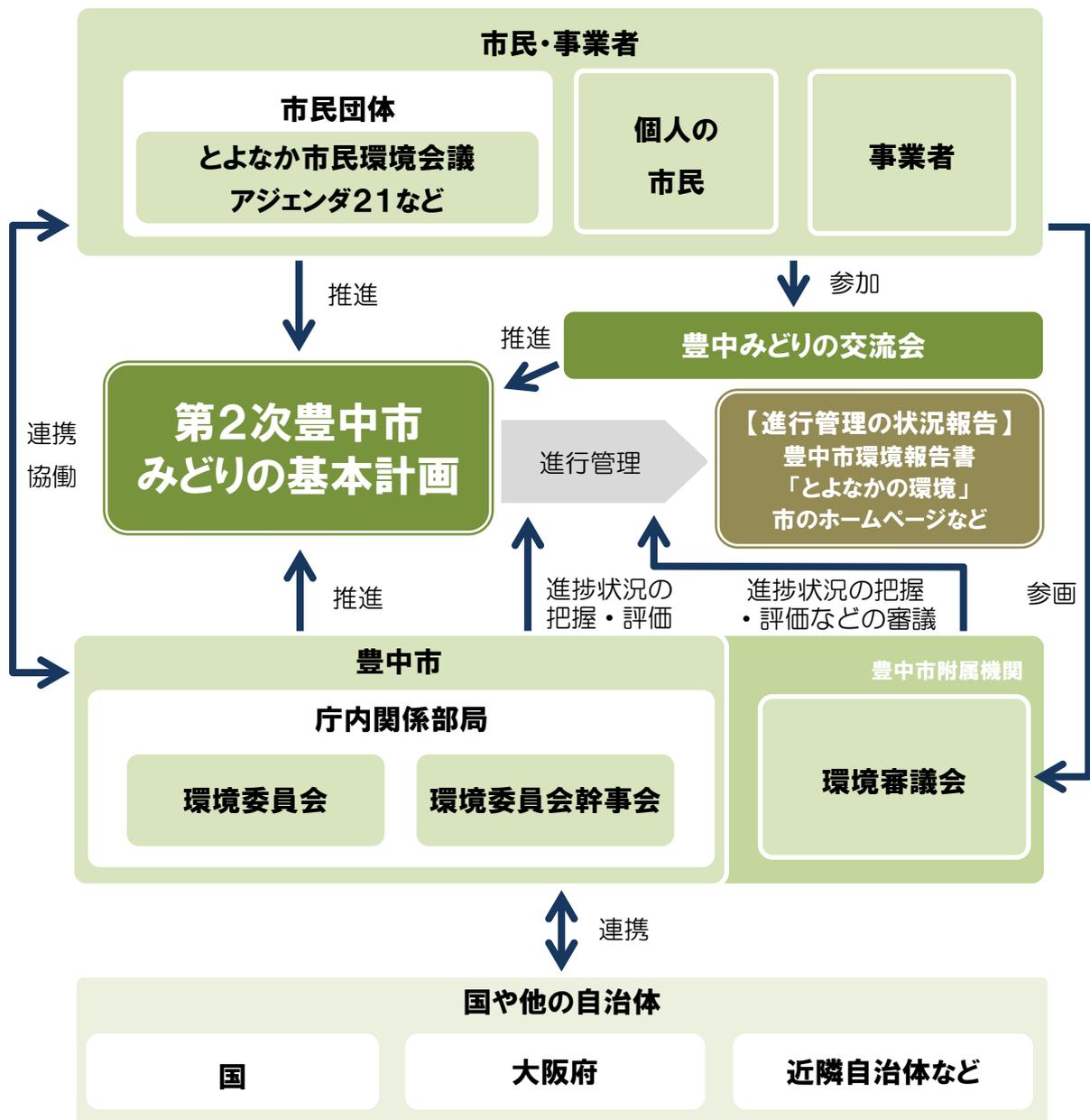


図 44 : 推進体制図

2. 進行管理

本計画に示した施策を着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返すPDCAサイクルを用いた進行管理を行います。

PDCAサイクルにおいては、計画目標及びモニター指標を用いて、毎年度施策に基づく事業の状況把握と評価を行い、平成34年度には中間総括、平成39年度には計画改定を行います。

進行管理を行う中で、みどりを取り巻く社会情勢や市の情勢の大きな変化など、施策と現状の乖離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、進行管理に関する内容は、豊中市環境報告書「とよなかの環境」や市のホームページなどで公表し、施策に基づく事業の推進に反映させていきます。

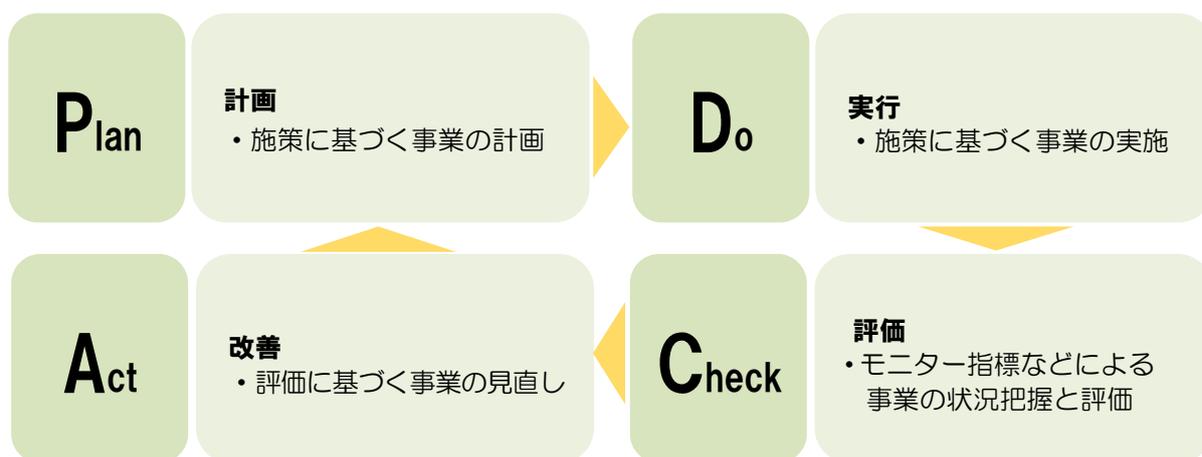


図 45 : PDCA サイクルによる進行管理

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
計画の運用・総括・改定	本計画運用開始				中間総括					計画改定	新計画運用開始
PDCA サイクル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画目標による評価	●	●◇	●	◎	●	●◇	●	●◇	◎	●◇	●
モニター指標による評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【計画目標による評価】

- ：市民一人当たりの公園・緑地面積、みどりに関するイベント参加者数（事業の実施状況から算出）
- ◇：みどりに対する満足度、公園・緑地に対する満足度（豊中市市民意識調査から参考数値として算出）
- ◎：みどり率、緑被率、みどりや公園・緑地に対する満足度などの全項目

図 46 : 進行管理スケジュール

資料編

1. 第2次豊中市みどりの基本計画策定の経過	1
(1) 策定の流れ	1
(2) 第11期豊中市環境審議会	2
(3) 第11期豊中市環境審議会みどりの基本計画策定部会	4
2. 豊中市みどりに対する市民意識調査	6
(1) 業務の目的と進め方	6
(2) 調査結果	7
3. モニター指標の一例	23
4. 環境審議会への諮問	25
5. 環境審議会からの答申	27
用語解説	28

1. 第2次豊中市みどりの基本計画策定の経過

(1) 策定の流れ

本計画の策定に当たっての主な実施内容は以下のとおりです。

実施年月	実施内容	
平成 27 年度 (2015 年度)	8 月 9 月～10 月 12 月～3 月	<ul style="list-style-type: none">衛星画像による緑被量調査豊中市みどりに対する市民意識調査現行計画の効果検証・課題整理
平成 28 年度 (2016 年度)	6 月 6 月～3 月	<ul style="list-style-type: none">環境審議会に第 2 次豊中市みどりの基本計画の策定を諮問環境審議会みどりの基本計画策定部会を設置第 2 次豊中市みどりの基本計画素案の策定
平成 29 年度 (2017 年度)	4 月～6 月 6 月～7 月 10 月 11 月 3 月	<ul style="list-style-type: none">第 2 次豊中市みどりの基本計画素案の策定第 2 次豊中市みどりの基本計画素案市民説明会環境審議会から市長への審議結果の答申第 2 次豊中市みどりの基本計画案の策定第 2 次豊中市みどりの基本計画案パブリックコメント第 2 次豊中市みどりの基本計画の策定・公表

(2)第11期豊中市環境審議会

■審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成28年(2016年) 6月14日	(1)衛星画像による緑被量調査の結果について (2)アンケートによる市民意識調査の結果について (3)第2次豊中市みどりの基本計画策定の諮問について
第5回	平成29年(2017年) 2月2日	(1)第2次豊中市みどりの基本計画素案策定の進捗状況について
第6回	平成29年(2017年) 5月26日	(1)第2次豊中市みどりの基本計画素案策定の進捗状況について
第8回	平成29年(2017年) 9月20日	(1)第2次豊中市みどりの基本計画の策定について ・みどりの基本計画策定部会報告について

■ 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職など
学識経験者	浅利 美鈴	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授
	猪井 博登	大阪大学大学院 工学研究科 助教
	大久保 規子	大阪大学大学院 法学研究科 教授
	上甫木 昭春(会長)	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
	在間 敬子	京都産業大学 経営学部 ソーシャル・マネジメント学科 教授
	下田 吉之	大阪大学大学院 工学研究科 教授
	田中 晃代	近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 環境・まちづくり系専攻 准教授
	花嶋 温子	大阪産業大学 デザイン工学部 環境理工学科 講師
事業者団体	木村 元紀	豊中青年会議所 副理事長
	小林 諭	豊中青年会議所 副理事長
	吉村 直樹	豊中商工会議所 副会頭
公募市民	窪 綾子	市民公募委員
	野村 徹	市民公募委員
市民団体	田中 伸生	日本労働組合総連合会 豊中地区協議会 事務局長
	熊本 英子	とよなか消費者協会 副会長
	廣田 学	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ21 事務局長

(3)第11期豊中市環境審議会みどりの基本計画策定部会

■審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成28年(2016年) 9月2日	(1)策定に向けての整理について (2)豊中市のみどりの現況と課題について (3)構成案(新旧対照)について (4)骨子案(第1章・第2章)について (5)策定スケジュールについて
第2回	平成28年(2016年) 10月31日	(1)構成案の修正について (2)第1回策定部会の意見を踏まえた骨子案の修正について (3)みどりのまちづくりの方向性について
第3回	平成28年(2016年) 12月1日	(1)第2回策定部会の意見を踏まえた修正について (2)基本理念や将来像及び基本方針並びに計画の目標について (3)みどりの配置方針について (4)施策の体系について
第4回	平成29年(2017年) 1月14日	(1)第3回策定部会の意見を踏まえた修正について (2)施策の体系及び具体施策並びに重点施策について (3)重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区について
第5回	平成29年(2017年) 2月28日	(1)第4回策定部会の意見を踏まえた修正について (2)重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区について (3)地域別の構想について (4)計画の推進方針について (5)巻末に掲載する資料について
第6回	平成29年(2017年) 5月12日	(1)平成29年度策定スケジュールについて (2)第5回策定部会の意見を踏まえた修正について (3)計画素案(全体)の確認について
第7回	平成29年(2017年) 8月17日	(1)大阪府との事前協議における意見を踏まえた修正について (2)第6回策定部会及び第6回環境審議会の意見を踏まえた修正について (3)市民説明会の概要及び意見を踏まえた修正について (4)意見反映後の計画素案(本編)の確認について

■委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職など
学識経験者	田中 晃代(部会長) 上甫木 昭春	近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 環境・まちづくり系専攻 准教授 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
事業者団体	吉村 直樹	豊中商工会議所 副会頭
公募市民	野村 徹	市民公募委員
市民団体	廣田 学	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ21 事務局長

2. 豊中市みどりに対する市民意識調査

(1) 業務の目的と進め方

① 調査目的

みどりに対する市民意識から課題などを整理し、第2次豊中市みどりの基本計画策定に当たっての基礎資料とすることを目的として、アンケートの郵送による市民意識調査を行いました。

② 調査の概要

調査の対象や方法、回収率などは以下のとおりです。

区分	内容
調査地域	豊中市全域
調査対象	市内在住の満15歳以上（中学生を除く）の男女（住民基本台帳より、性別・年齢別・地域別に市全体と同じ構成比で無作為に抽出）
調査方法	郵送による調査
調査期間	平成27年(2015年)9月16日～平成27年(2015年)10月2日
発送数	4,400（未達を除いた数：4,348）
回収率	41.1%（アンケート回収数 1,789）

(2) 調査結果

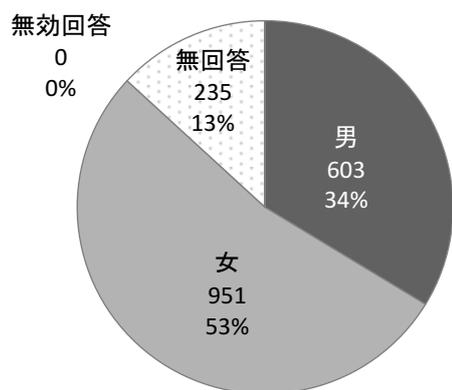
主な調査結果は以下のとおりです。

① 回答者の属性

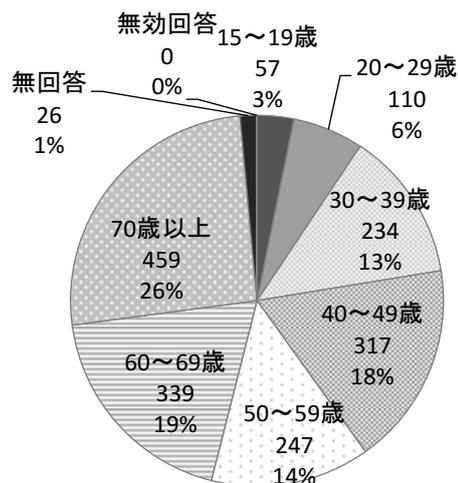
グラフ内の表示は、上から「項目」、「回答数」、「回答者数の合計（N）1,789 に対する回答数の割合」になっています。

※小数点第一位を四捨五入しているため、数値の合計が合わない箇所があります。

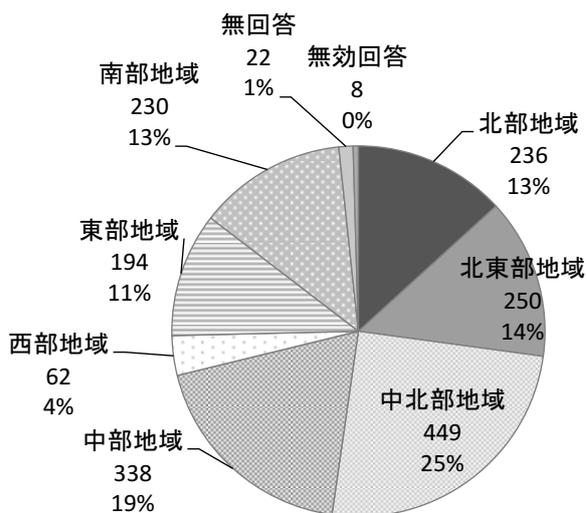
【性別】



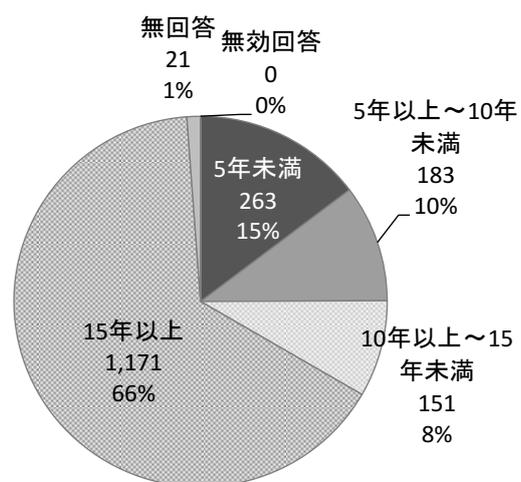
【年代】



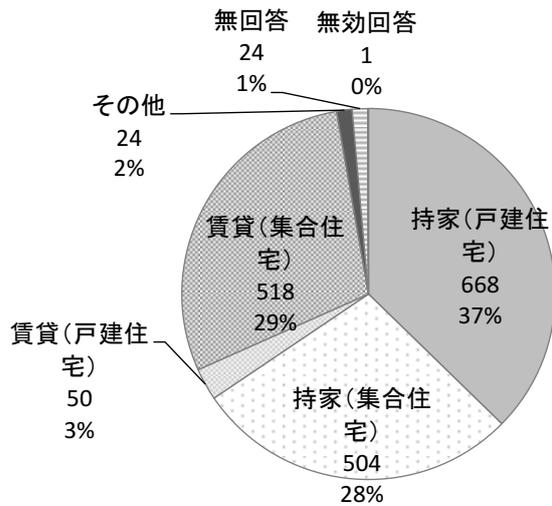
【お住まいの地域】



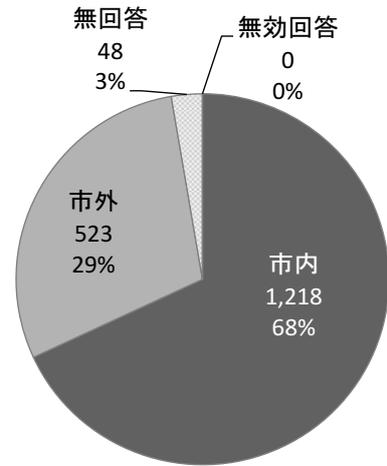
【豊中市内の居住歴】



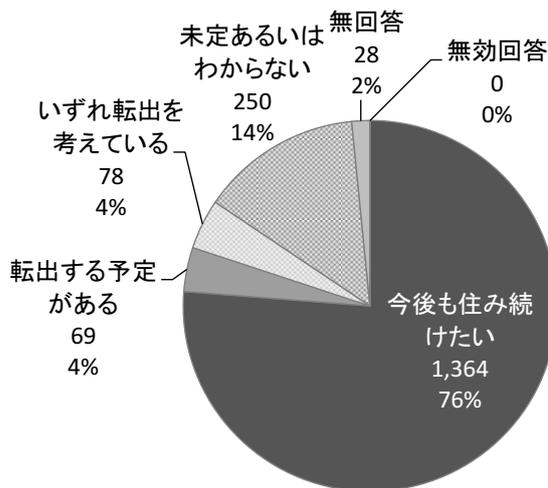
【現在の住居タイプ】



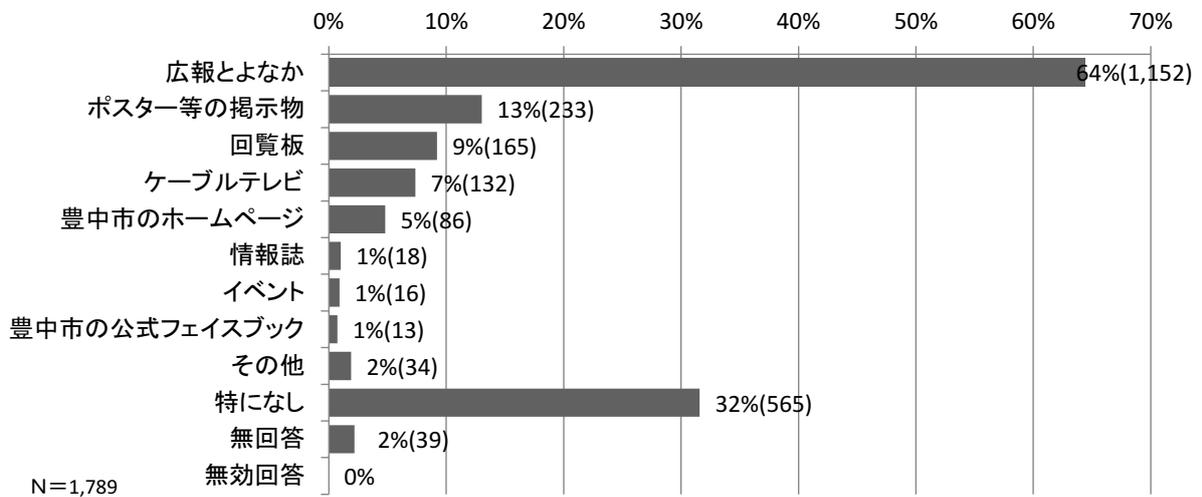
【主な活動場所】



【今後、市内に住む予定】



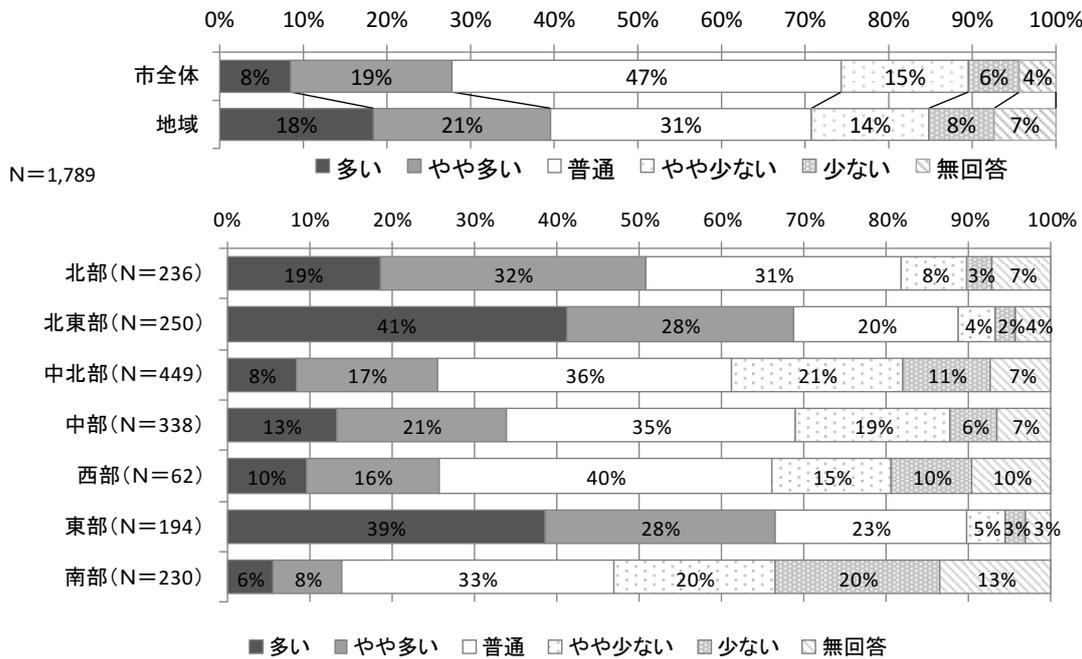
【市のみどりに関する情報の収集方法】



②豊中市のみどりについて

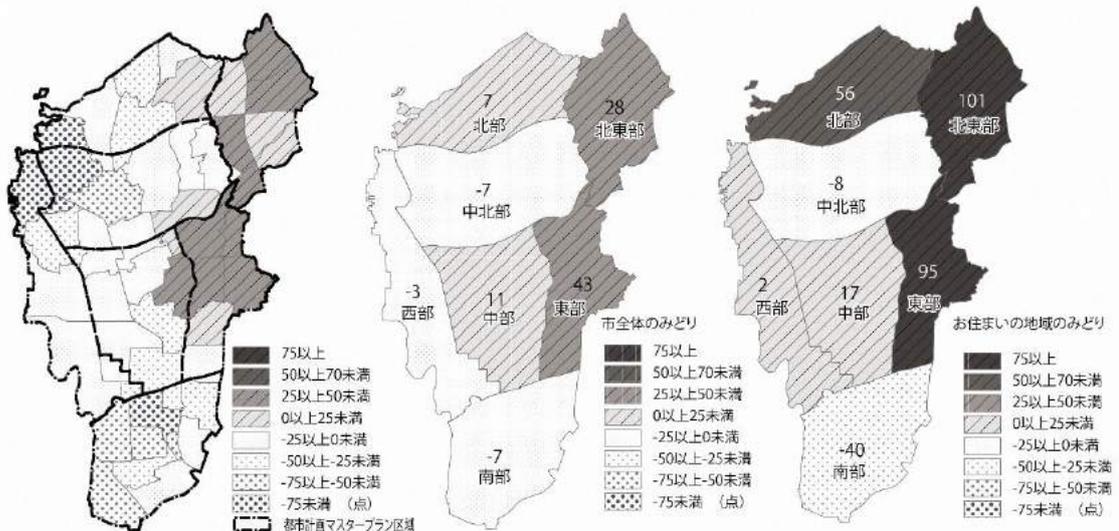
問1【市全体と地域のみどりの印象】

市全体とお住まいの地域のみどりの量について、どのように思われますか？（ひとつ選択）



【問1参考】平成8年度の調査との比較

- 平成8年度の調査との比較を下図に示します。みどりの量について、平成8年度では、「少ない」「やや少ない」と回答した人が多く、マイナス数値の地域が多く見られましたが、平成27年度では、マイナス数値の地域が見られるものの値が一桁に留まり、プラス数値の地域の方が多いため、みどりが多いと感じる人が増加したと言えます。市域の北東側と南西側で、みどりの量の感じ方の地域差が両調査ともに存在しています。



平成8年 市民アンケート結果（市全体）

みどりの量
 多い 2点
 やや多い 1点
 普通 0点
 やや少ない -1点
 少ない -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

本アンケート結果（市全体）

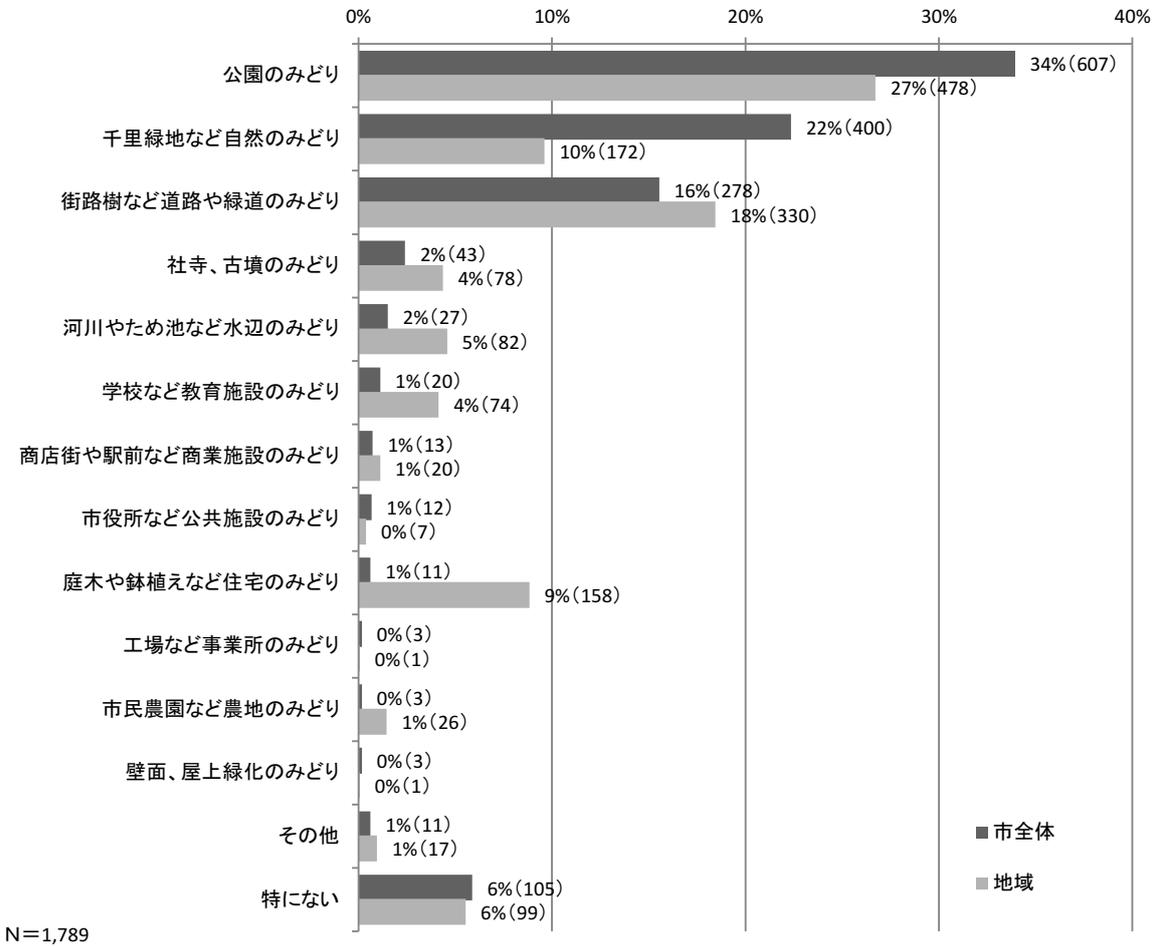
みどりに対する印象
 多い 2点
 やや多い 1点
 普通 0点
 やや少ない -1点
 少ない -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

本アンケート結果（地域）

みどりに対する印象
 多い 2点
 やや多い 1点
 普通 0点
 やや少ない -1点
 少ない -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

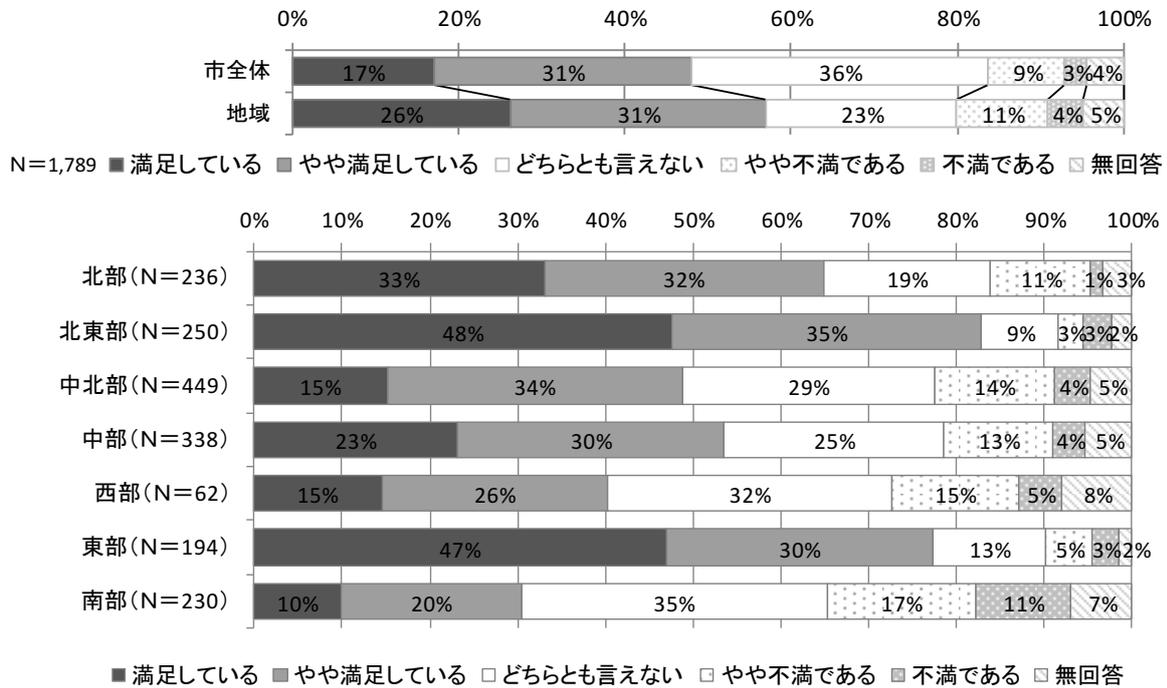
問2【市全体と地域の印象的なみどり】

市全体とお住まいの地域に印象的なみどりはありますか？「対象となるみどり」の中から、「市全体」と「地域」のそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んでください。



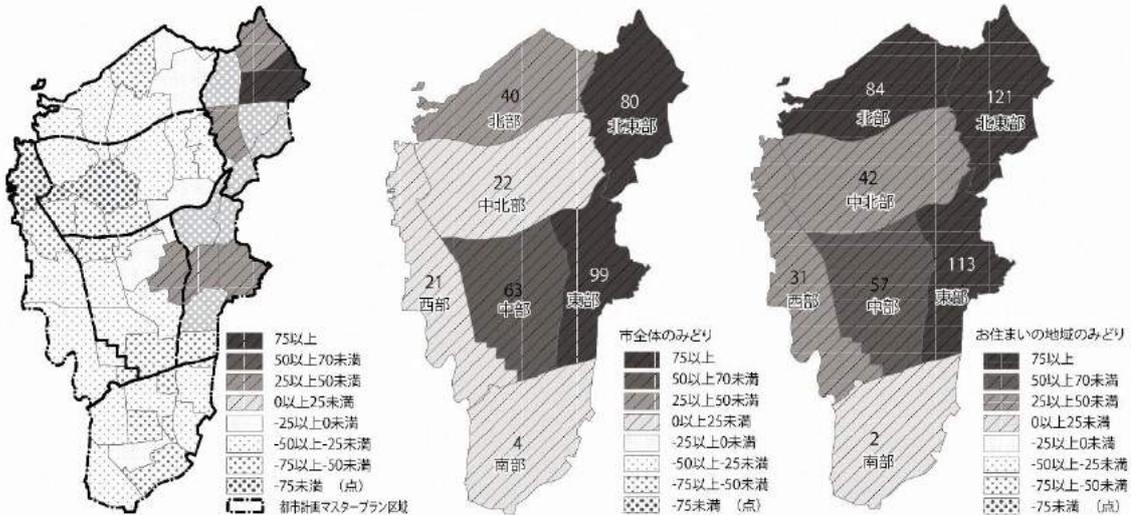
問3【市全体と地域のみどりの満足度】

市全体とお住まいの地域のみどりについて満足していますか？「市全体」と「地域」の中からあてはまるものを1つずつ選び、数字に○を付けてください。



【問3参考】平成8年度の調査との比較

・平成8年度の調査との比較を下図に示します。みどりの満足度について、平成8年度は、地域の半分以上がマイナス数値となっており、不満と感じている人が多くなっています。平成27年度では、すべての地域でプラス数値となっており、満足と感じる人が増加したと言えます。



平成8年 市民アンケート結果（市全体）

みどりに対する満足度
 非常に満足 2点
 まあ満足 1点
 どちらともいえない 0点
 やや不満 -1点
 不満 -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

本アンケート結果（市全体）

みどりに対する満足度
 満足である 2点
 やや満足 1点
 どちらともいえない 0点
 やや不満 -1点
 不満 -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

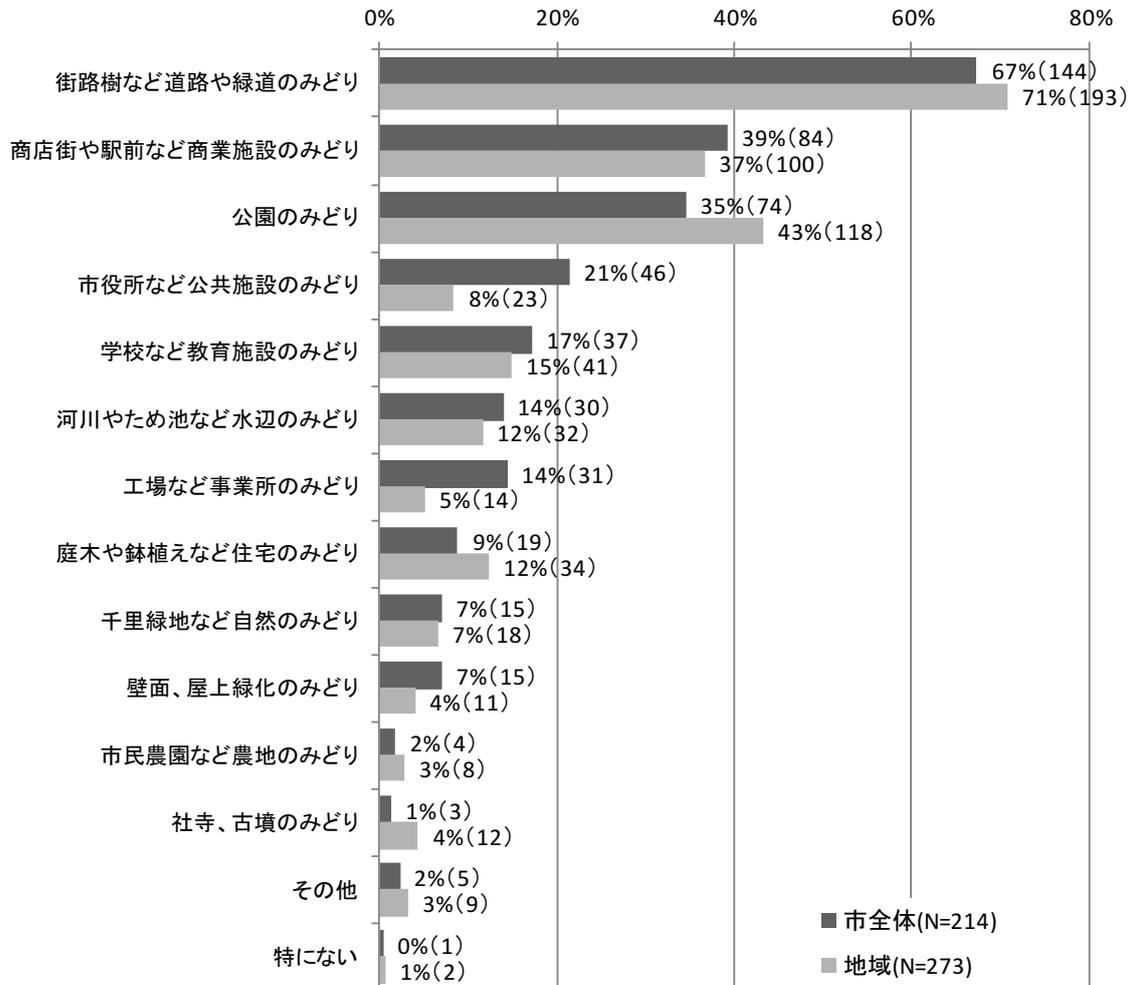
本アンケート結果（地域）

みどりに対する満足度
 満足である 2点
 やや満足 1点
 どちらともいえない 0点
 やや不満 -1点
 不満 -2点
 各項目の点数に割合と100を乗じたものを合計した数値

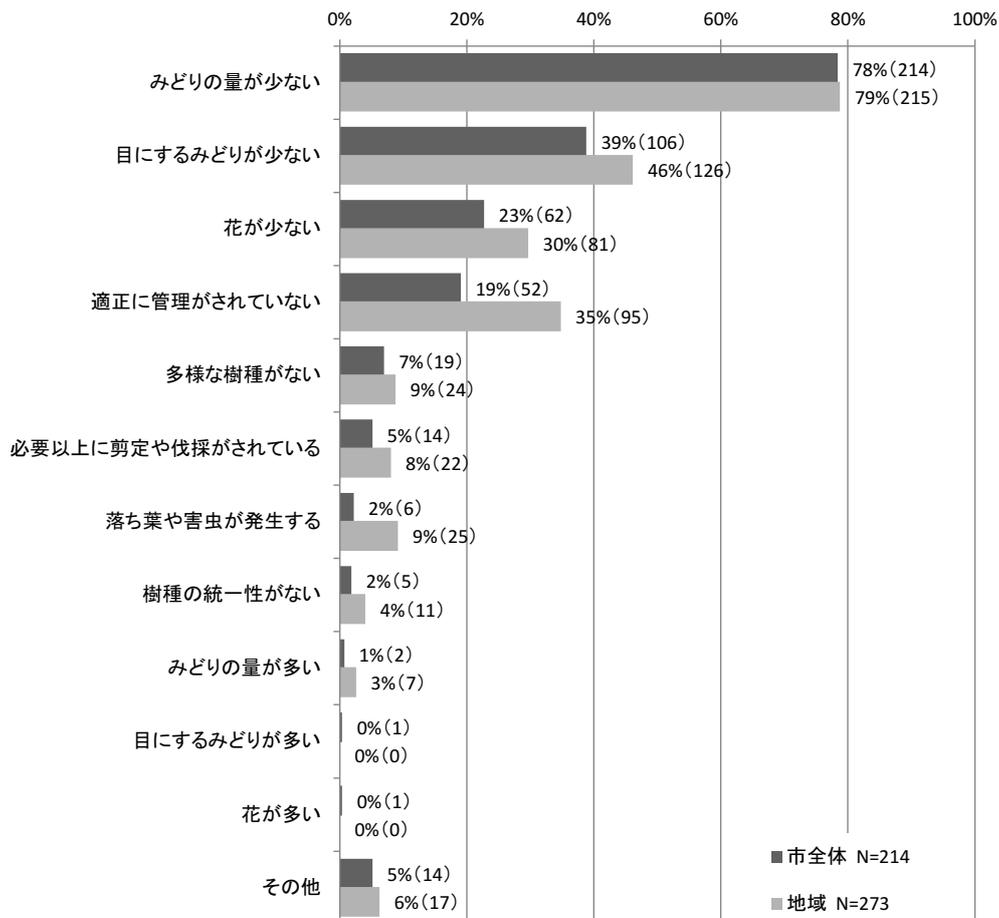
問3-1

「市全体」と「地域」のどちらかで「4. やや不満である」「5. 不満である」と回答された方は、次のどのみどりに対してのものですか？「市全体」と「地域」ごとに「対象となるみどり」の中からあてはまるものをそれぞれ3つまで選び、回答欄に数字をご記入ください。また、そのみどりに対してどのような不満がありますか？「不満とする理由」の中から「対象となるみどり」ごとに主な理由を1つ選び、回答欄にア～シの文字をご記入ください。

【みどりの不満（対象となるみどり）】



【みどりの不満（不満とする理由）】

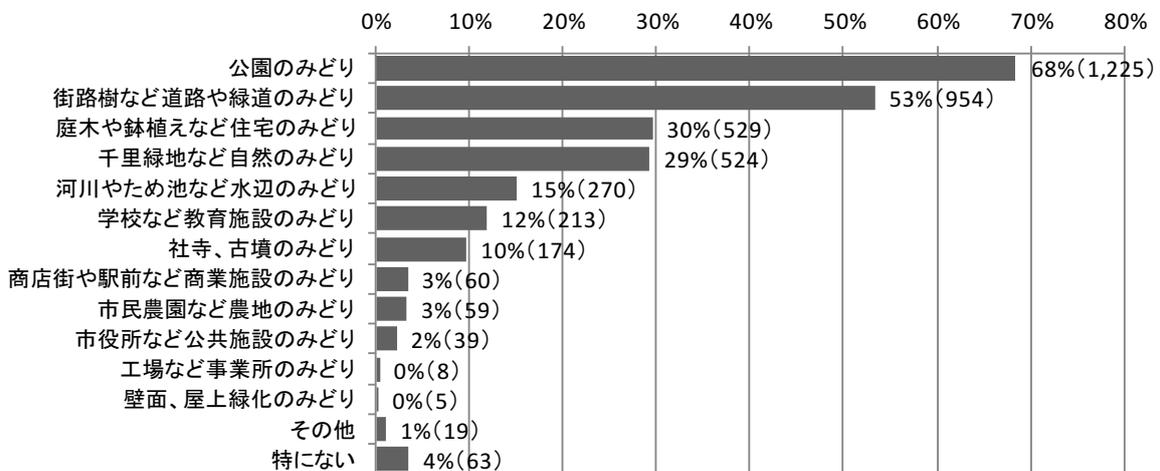


③みどりとのかかわりや利用状況について

問4 【みどりとのかかわり】

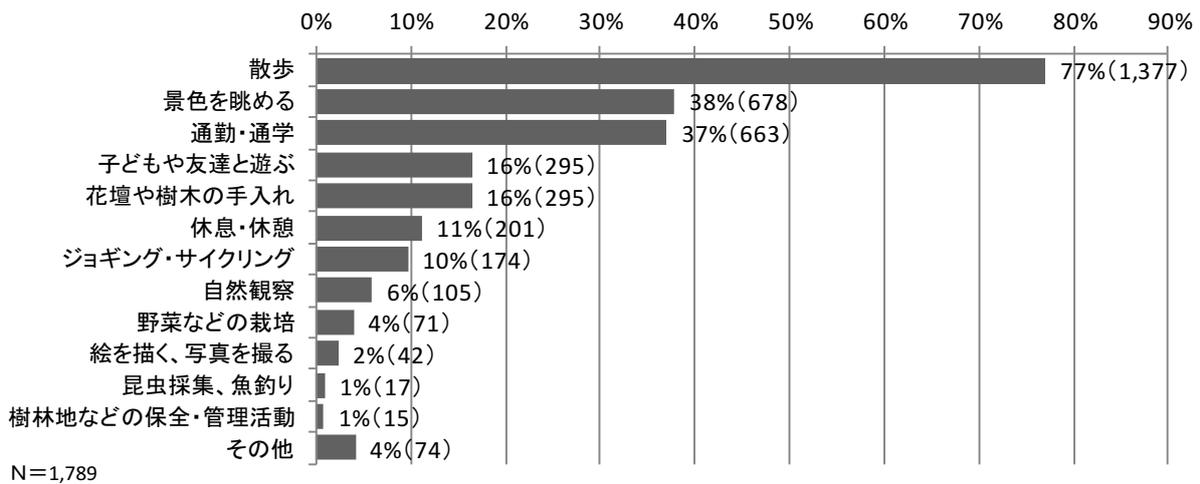
豊中市において、日常生活の中でどのようなみどりと触れ合っていますか？あてはまるものを3つまで選び、回答欄に数字をご記入ください。また、そのみどりとどのように触れ合っていますか？主な触れ合い方を1つ選び、回答欄にア～スの文字をご記入ください。

【みどりとのかかわり（対象となるみどり）】



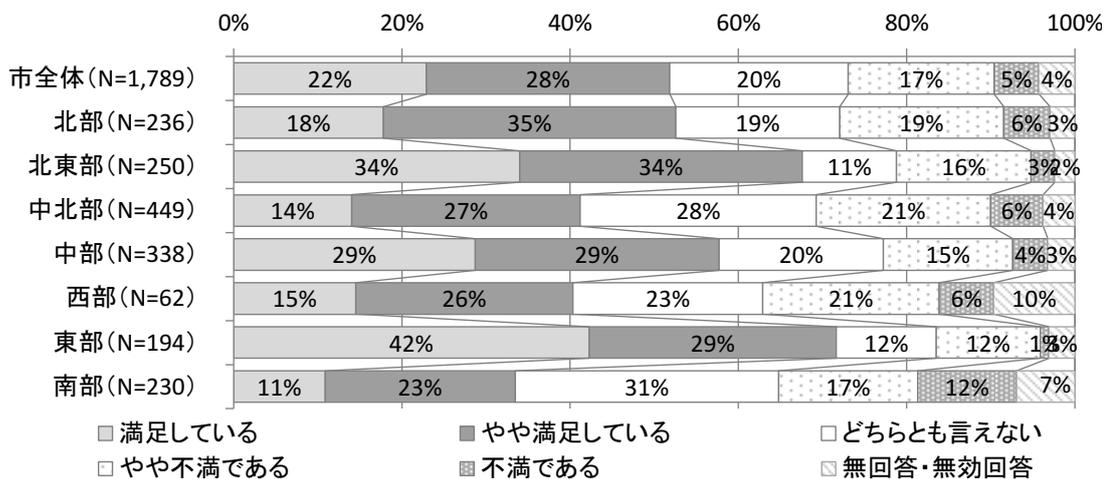
N=1,789

【みどりとのかれあひ（かれあひかた）】



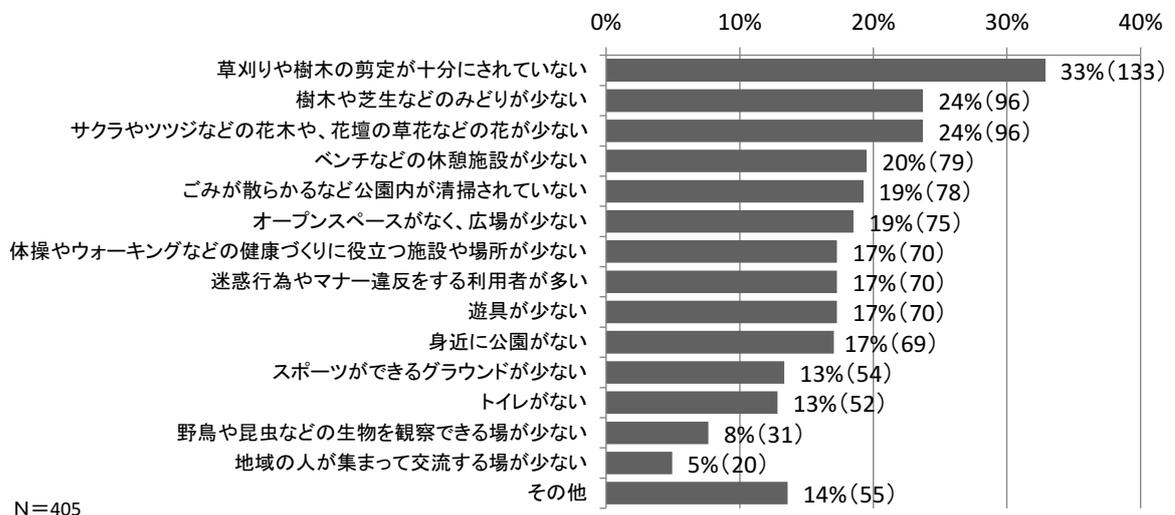
問5 【地域の公園の満足度】

お住まいの地域の公園について満足していますか？あてはまるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



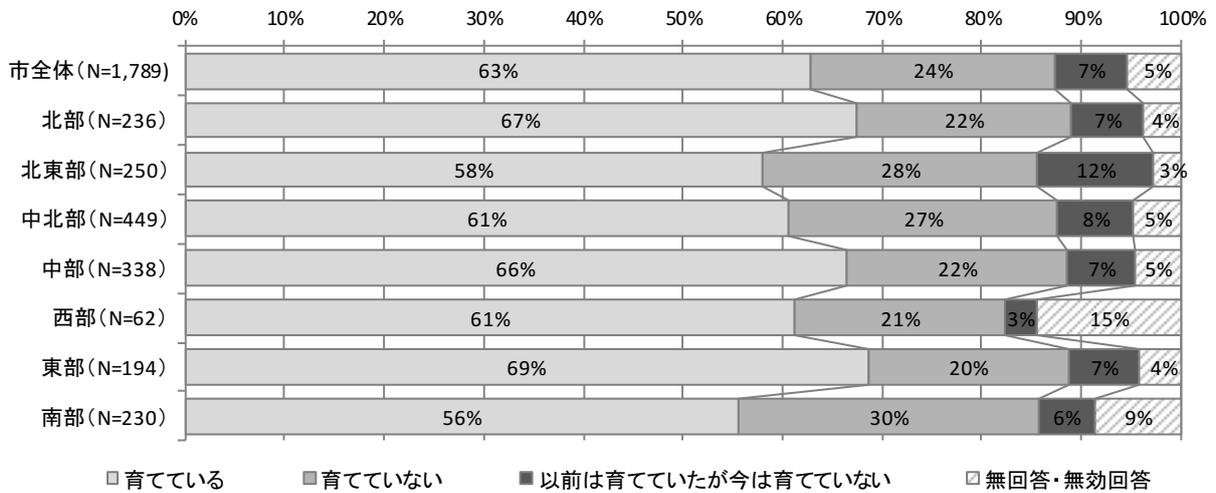
問5-1

「4. やや不満である」「5. 不満である」と回答された方は、どの理由からですか？あてはまるものを3つまで選び、数字に○を付けてください。



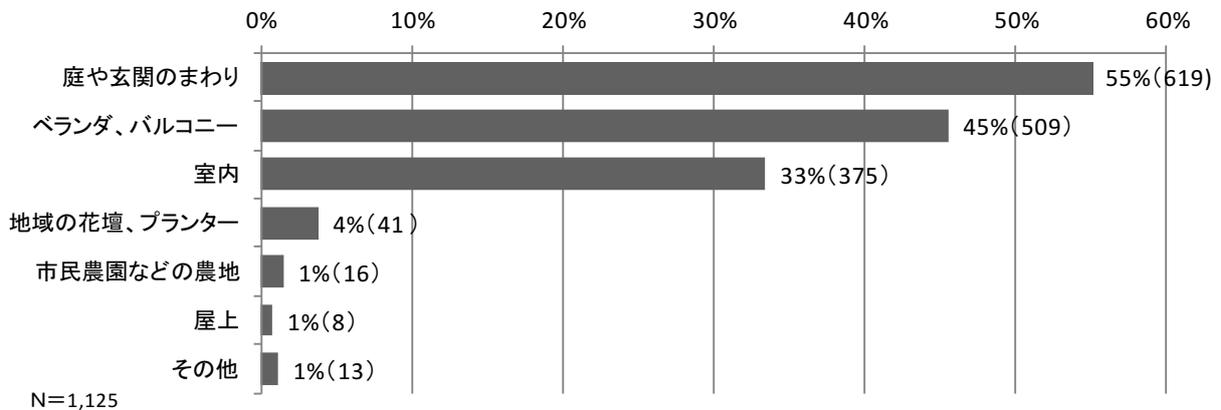
問6 【みどりの育成】

現在のお住まいなどでみどりを育てていますか？あてはまるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



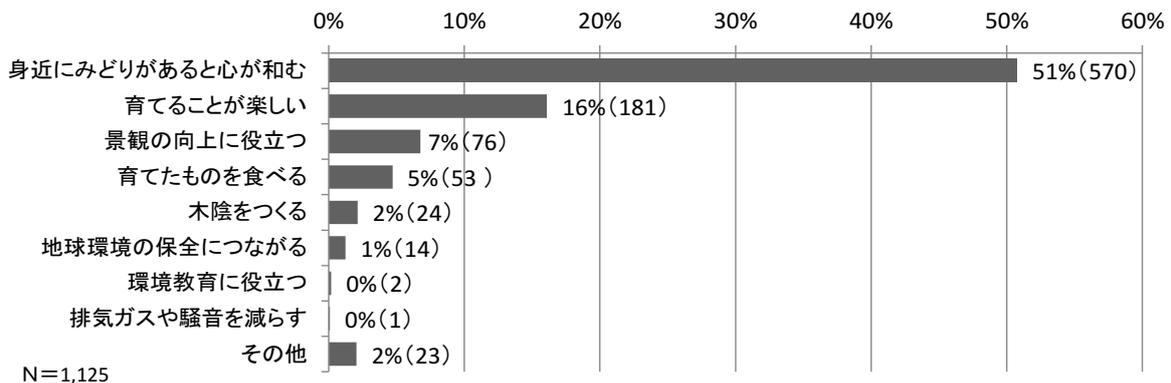
問6-1

「1. 育てている」と回答された方のみお答えください。みどりを育てているのは次のうちどこですか？あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。



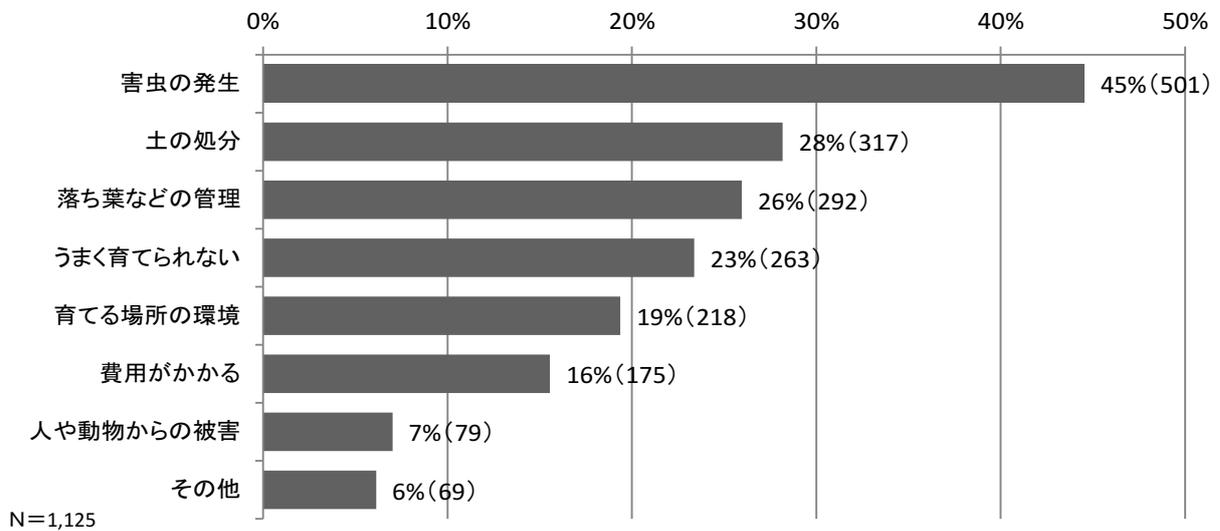
問6-2

「1. 育てている」と回答された方のみお答えください。みどりを育てている目的は何ですか？あてはまるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



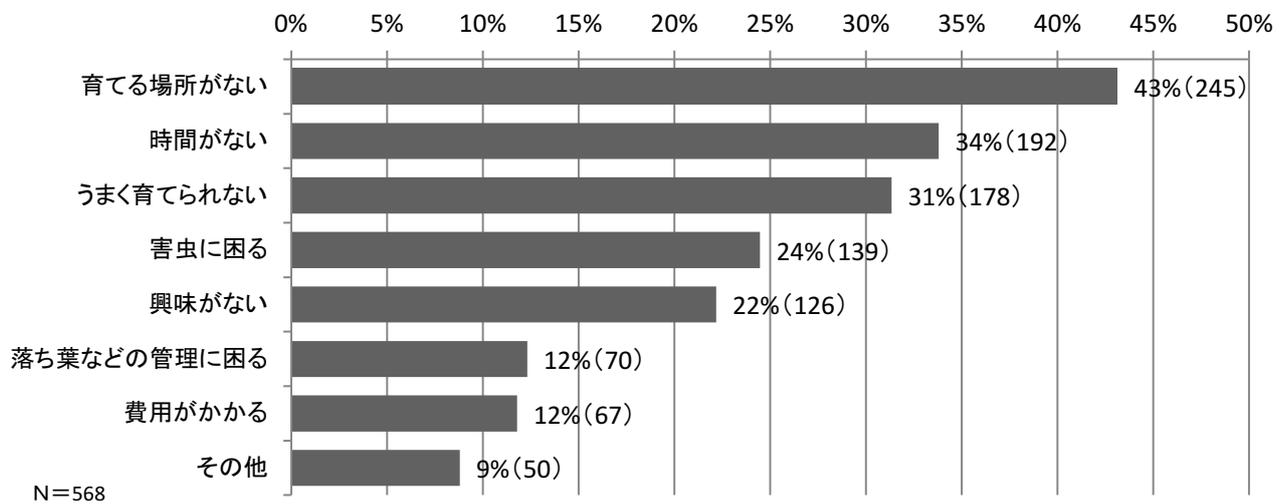
問 6-3

「1. 育てている」と回答された方のみお答えください。みどりを育てていて困ることは何ですか？あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。



問 6-4

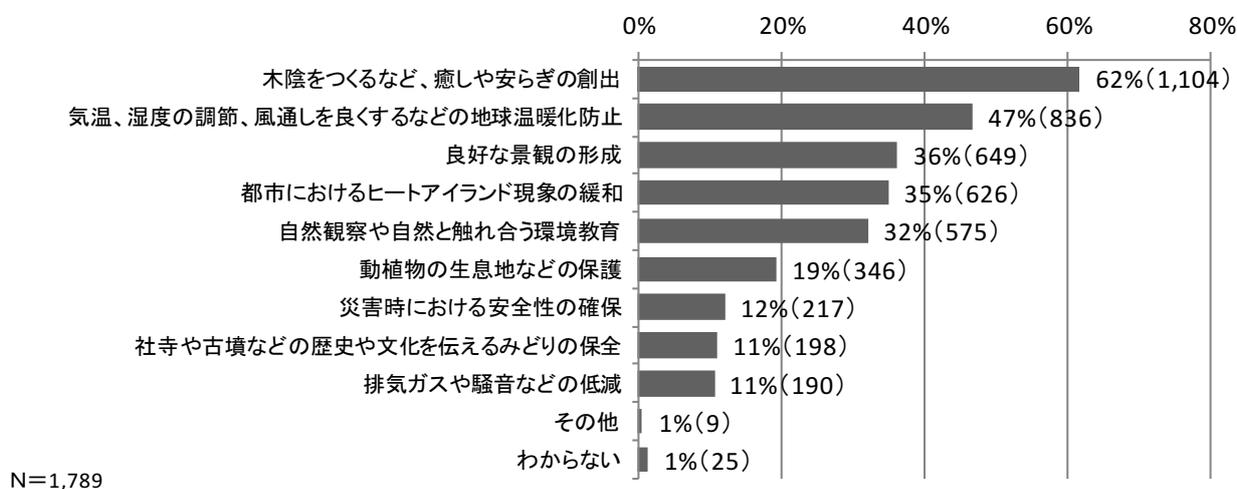
「2. 育てていない」「3. 以前は育てていたが現在は育てていない」と回答された方のみお答えください。みどりを育てていない理由は何ですか？あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。



④みどりの保全と創出について

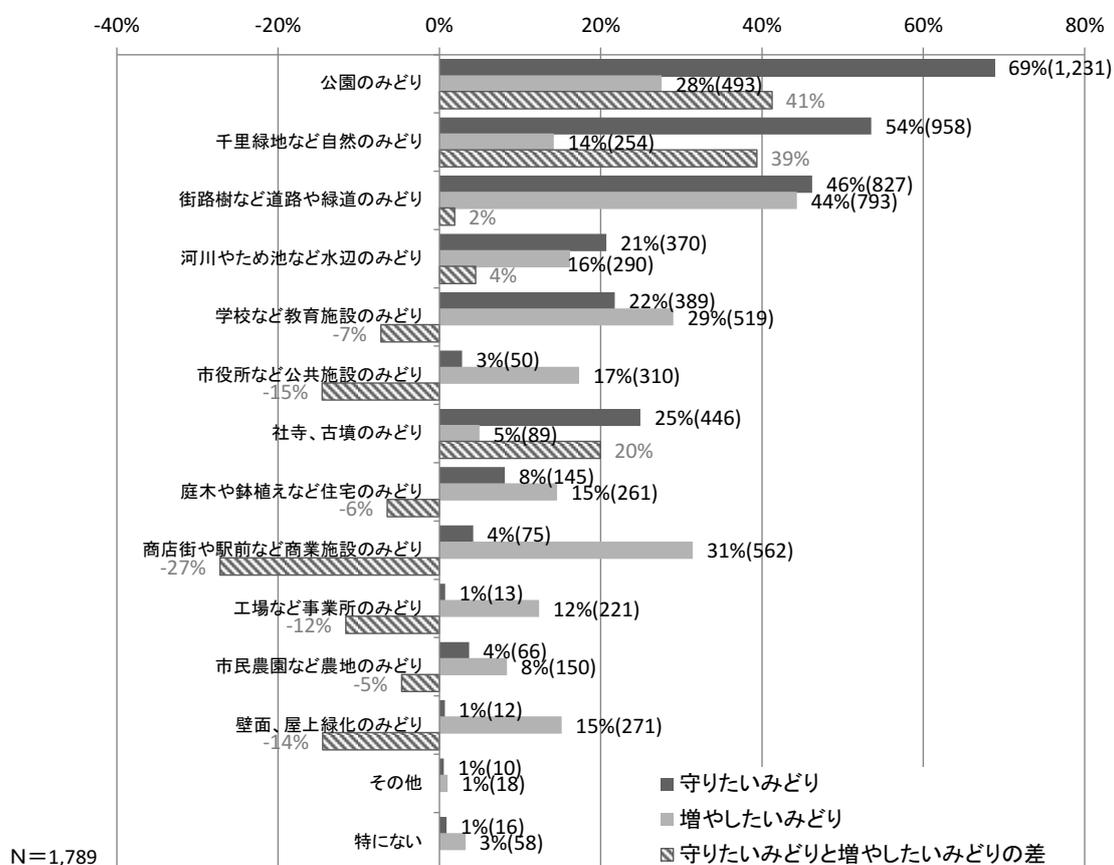
問7【みどりを守り、増やす目的】

みどりを守り、増やす目的として、どの点に重点を置くべきだと思いますか？最も適当と思われるものを3つまで選び、数字に○を付けてください。



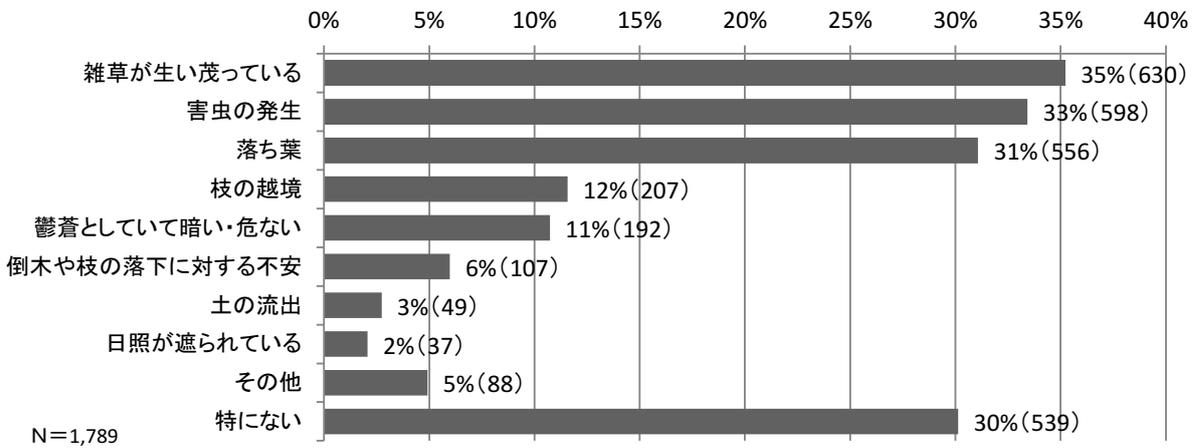
問8【守りたいみどり、増やしたいみどり】

全域が市街化区域の豊中市において、特に守り、増やしたいみどりは、どのようなみどりだと思いますか？「対象となるみどり」の中から、「守りたいみどり」と「増やしたいみどり」のそれぞれについてあてはまるものを3つまで選び、回答欄に数字をご記入ください。



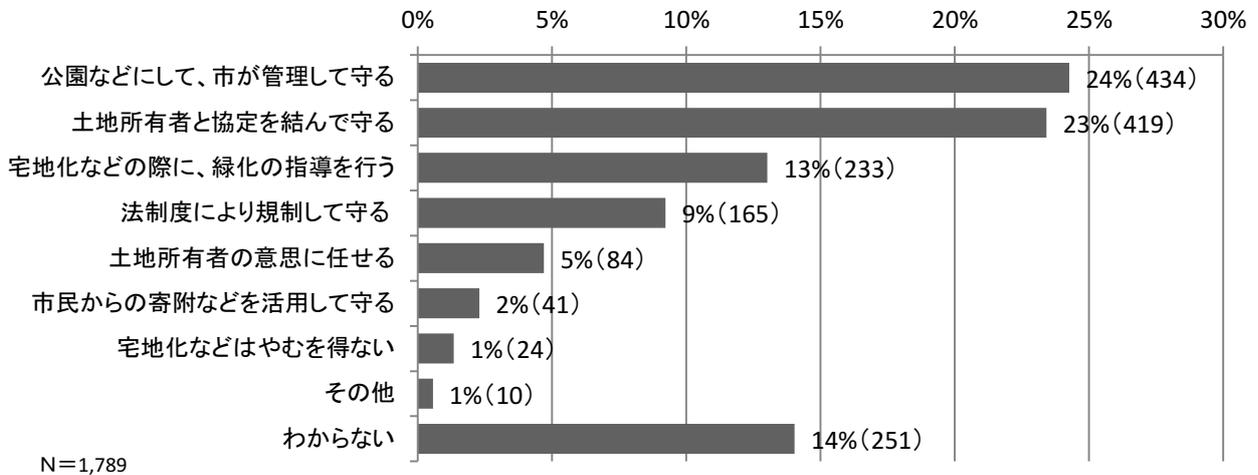
問9【みどりについての問題】

お住まいの地域において、現在、みどりについてお困りの問題がありますか？あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。



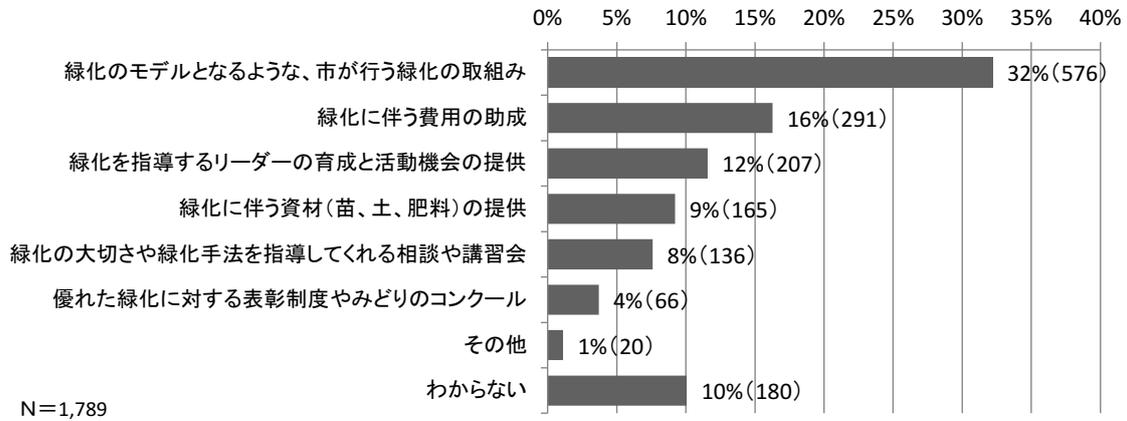
問10【個人や民間団体が所有するみどり】

ため池や樹林地などの個人や民間団体が所有するまとまったみどりについて、どのように思われますか？最も適当と思われるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



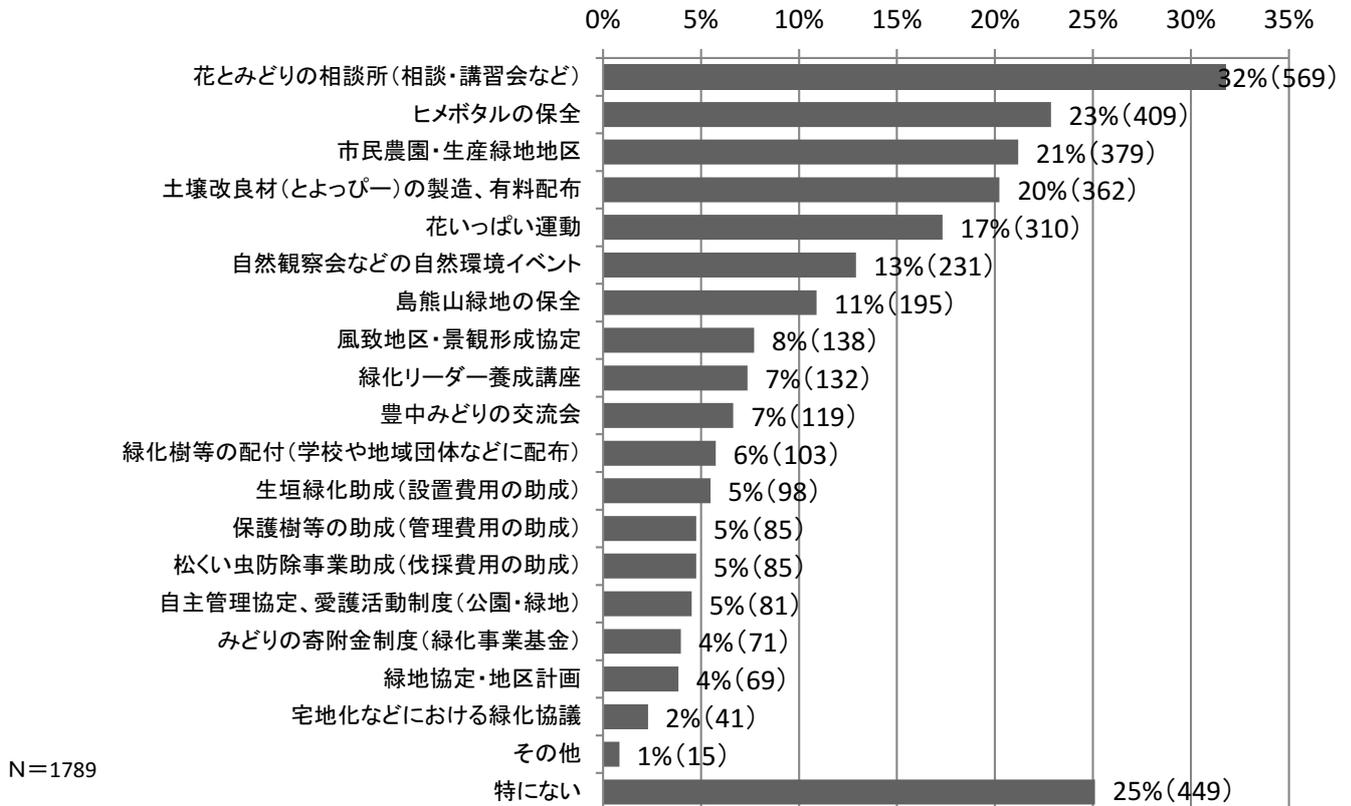
問 1 1 【個人や民間団体の土地の緑化の推進に必要な市の取組み】

個人や民間団体の土地において、緑化を推進するために必要な市の取組みは何だと思われますか？最も適当と思われるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



問 1 2 【みどりに関する市の取組みの認知度】

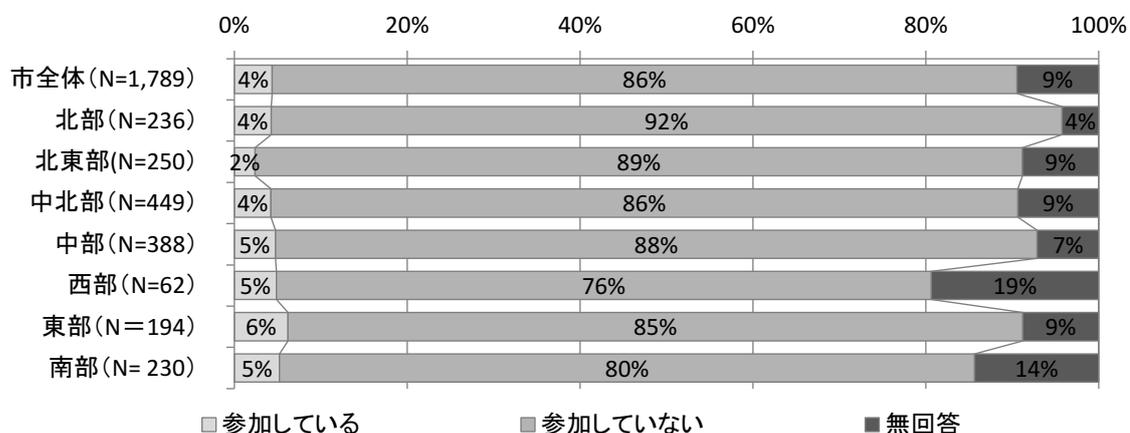
豊中市では、みどりに関する様々な取組みを行っています。「ご存知のもの」をいくつでも選び、数字に○を付けてください。



⑤みどりに関する市民活動などへの参加について

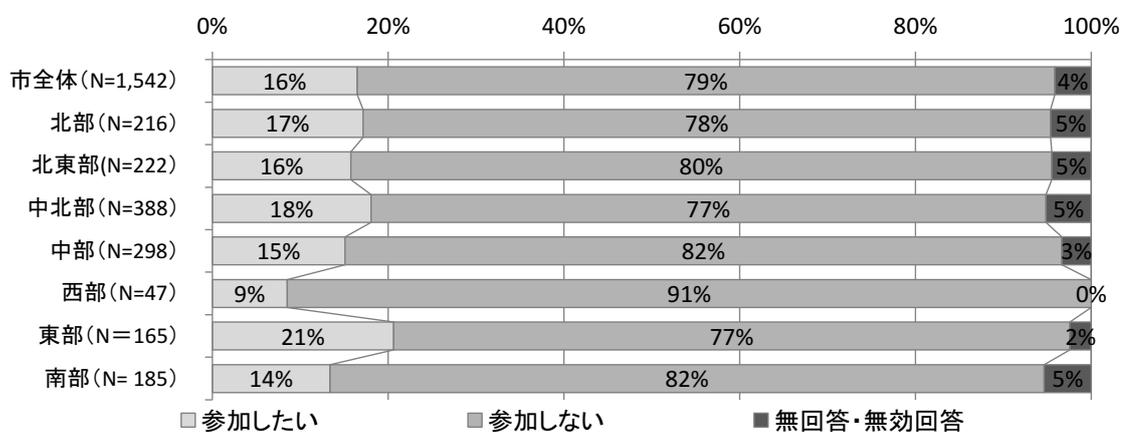
問 1 3 【市民活動などへの参加】

みどりに関する市民活動や学習会などに参加していますか？あてはまるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



問 1 3 - 1

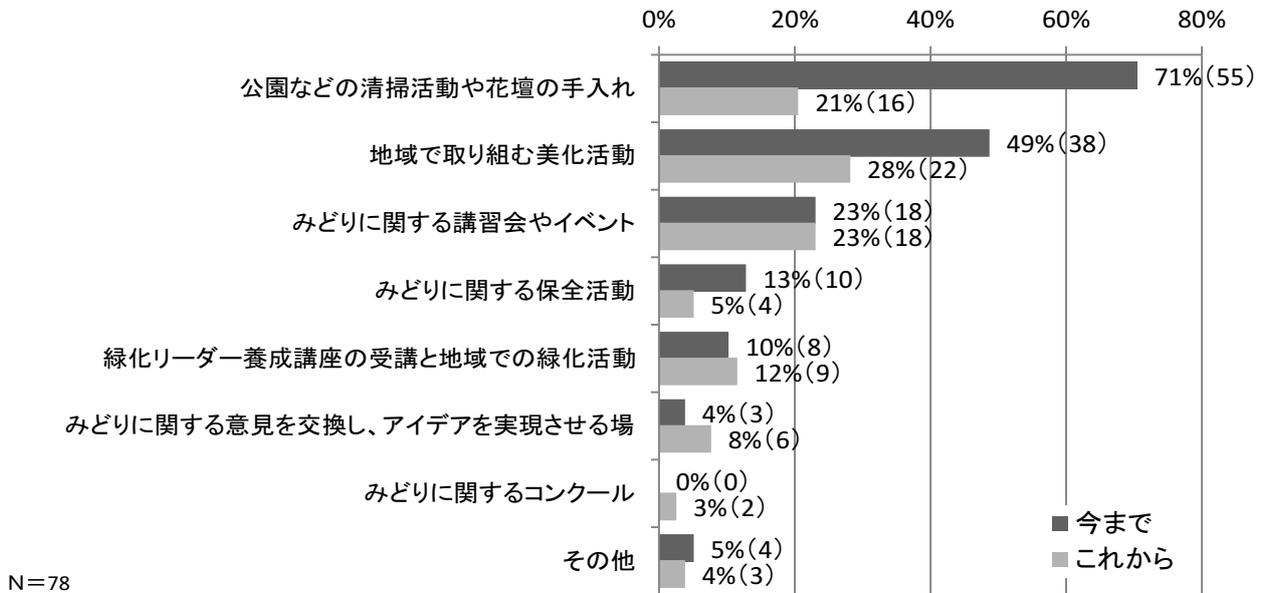
問 1 3 で「2. 参加していない」と回答された方は、今後、参加してみたいと思いますか？あてはまるものを1つ選び、数字に○を付けてください。



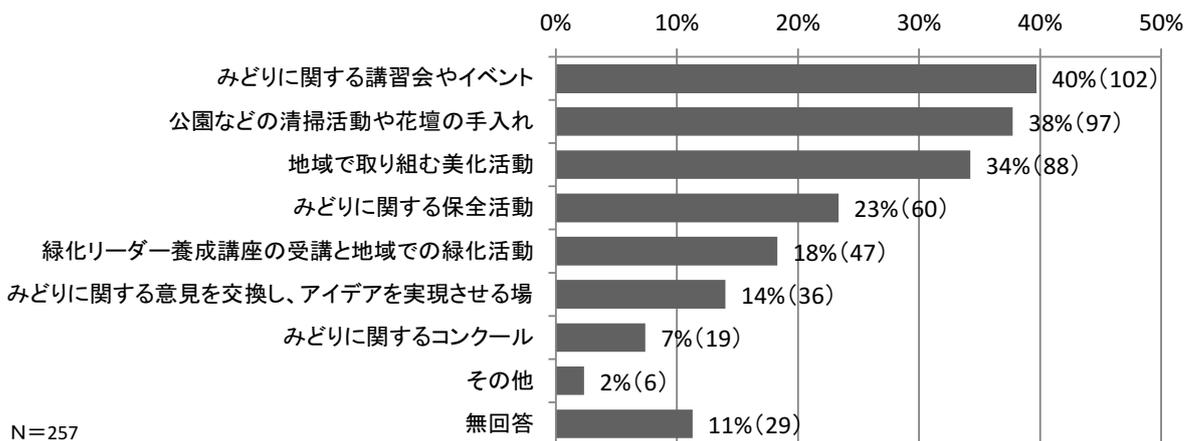
問13-2

問13で「1. 参加している」と回答された方は、「今まで」参加したものと「これから」参加したいもののそれぞれについて、あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。また、問13-1で「1. 参加したい」と回答された方は、「これから」参加したいものについて、あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。

【活動に「参加している」市民の「今まで」と「これから」の活動内容】(問13-2)

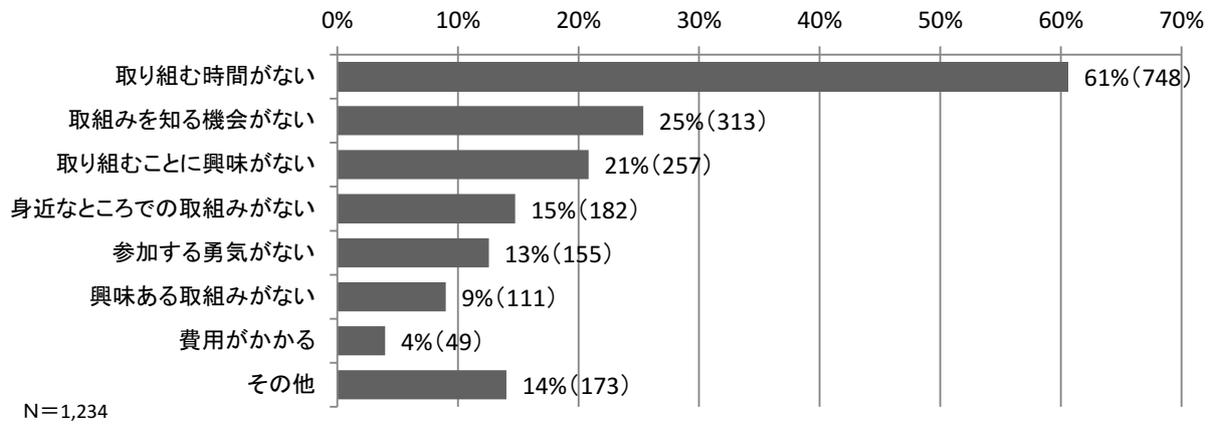


【活動に「参加していない」市民の「これから」「参加したい」活動内容】(問13-2)



問13-3

問13-1で「2. 参加しない」と回答した方のみお答えください。参加しない理由について、あてはまるものをいくつでも選び、数字に○を付けてください。



3. モニター指標の一例

基本方針1 受け継がれてきたみどりの保全や育成

基本施策	具体施策	モニター指標の一例
1. まとまりのあるみどりの保全や育成	1. 公園・緑地のみどりの保全や育成	公園・緑地の開設箇所数・面積 公園・緑地の整備箇所数・面積
	2. 歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成	保護樹指定件数・本数 保護樹林指定面積
	3. 風致保安林の保全や育成（森林整備計画に基づく森林の保全や育成）	風致保安林指定面積 森林整備計画対象森林面積
	4. 民有地の樹林・樹木の保全に対する支援	保護樹指定件数・本数 松くい虫防除助成件数・本数
2. 生物多様性の保全	5. エコロジカル・ネットワークの形成	身近な生き物調査における調査員数 特定外来生物措置件数 生物多様性に関する認知度
	6. ヒメボタルの生息地の保全	特別緑地保全地区指定面積 ヒメボタル発光数
	7. 島熊山緑地の保全	島熊山緑地管理活動参加者数
3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成	8. 街路樹の保全や育成	街路樹本数 豊中市アダプトシステム協定締結件数 大阪府アダプト・ロードプログラム協定締結件数 自主管理協定制度活動箇所数（緑道）
	9. 河川のみどりの保全	大阪府アダプト・リバープログラム協定締結件数
	10. 水路のみどりの保全や育成	親水水路樹木本数
	11. ため池のみどりの保全	公共系ため池箇所数
4. 農地の保全	12. 生産緑地地区制度の活用	生産緑地地区面積 農地面積
	13. 市民農園の活用	市民農園箇所数

基本方針2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出

基本施策	具体施策	モニター指標
5. 公有地の緑化	14. 駅前や道路における特色のある緑化	花壇設置面積 フラワーポット設置数
	15. 多様な手法による公共施設の緑化	環境配慮協議件数・緑化面積 公共施設屋上緑化面積 公立小学校みどりのカーテン実施箇所数
	16. 市民の交流拠点となるポケットパークの緑化	フラワーポット設置数 まちづくり団体のみどりの活動プロジェクト件数
	17. 教育施設や保育施設における緑化	緑化樹配付件数・本数 小・中学校及びこども園ピオトープ設置件数・面積 公立小学校農園実施校数
6. 民有地の緑化	18. 環境配慮指針に基づく緑化	環境影響評価計画書提出件数 環境配慮協議件数・緑化面積
	19. 住宅地における緑化	緑化樹配付件数・本数 生垣緑化助成件数・本数
	20. 商業地における緑化	緑化樹配付件数・本数 まちづくり団体のみどりの活動プロジェクト件数
	21. 工業地における緑化	緑化樹配付件数・本数 環境配慮奨励金交付制度利用件数
	22. 道路沿線における緑化	みどりの風の道形成（グリーンストリート支援）事業申請件数

7. 景観を形成するみどりづくり	23. 風致地区におけるみどりと調和した都市景観づくり	風致地区決定面積
	24. 良好なみどりの景観を形成する制度を活用した地域づくり	地区計画決定件数 緑地協定締結件数
	25. 花とみどりの名所づくり	バラ園育成管理本数 花しょうぶ園育成管理面積
	26. みどりを見渡す眺望点づくり	眺望点設置箇所数
	27. 草花による美しいまちなみづくり	花いっぱい運動団体数 花苗育苗数
	28. 屋上や壁面を活用したみどりづくり	環境配慮協議件数・緑化面積 公共施設等みどりのカーテン実施箇所数

基本方針3 みどりを活かした安全で快適なくらしの実現

基本施策	具体施策	モニター指標
8. 魅力的で利便性の高い公園づくり	29. 長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し	都市計画公園・緑地未整備面積
	30. 安全で特色のある公園づくり	公園施設再整備箇所数 公園・緑地の整備箇所数・面積 市民参画型公園整備箇所数
	31. 開発許可制度及び土地区画整理事業による身近な公園づくり	開発行為における公園・広場等の設置協議件数
	32. 地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり	自主管理協定制度活動箇所数（公園） 豊中市アダプトシステム協定締結件数
	9. 防災・減災に資するみどりづくり	33. 公園・緑地における防災機能の強化
	34. 庄内・豊南町地区における防災機能の強化	街路樹本数
	35. 地域防災計画に基づく市街地の緑化	街路樹本数 生垣緑化助成件数・本数
	36. 公共施設一体型公園づくり	公共施設一体型公園整備箇所数
	10. みどりの保全や緑化活動に対する支援	37. みどりに関する活動を広げる交流の場の活用
	38. 花とみどりの相談所の活用	花とみどりの相談件数 花とみどりに関する講習会開催件数
	39. 緑化リーダーの養成	緑化リーダー養成講座受講者数 緑化リーダー養成講座修了者数
	40. 生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用	とよびー配布・頒布量
	41. 緑化樹木見本園及び記念樹の森の活用	緑化樹木見本園樹木種類数 記念樹の森樹木本数
	42. みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用	各種表彰制度の受賞件数 花いっぱい運動写真展応募点数
	11. みどりの普及啓発	43. みどりに関するイベントの開催
	44. みどりに関する情報発信	情報誌の発行件数 ホームページによる情報発信件数
	45. 自然体験及び野外活動の場の活用	千里中央公園野外炊さん場利用者数・団体数 豊中市立青少年自然の家わっぱる利用者数
	46. 緑化事業基金の活用	緑化事業基金に対する寄附件数・金額 緑化事業基金活用金額

基本方針1～3

基本施策	具体施策	モニター指標
基本施策 1～11	具体施策 1～46	緑視率

※緑視率については、すべての基本方針に基づくすべての施策を評価する指標となります。

4. 環境審議会への諮問

平成 28 年（2016 年）6 月 14 日

豊中市環境審議会
会長 様

豊中市長 浅利 敬一郎

諮 問

下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 第 3 次豊中市環境基本計画の策定について
2. (仮称) 第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画の策定について
3. 第 2 次豊中市みどりの基本計画の策定について

諮問の趣旨

3. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について

豊中市では、平成11年（1999年）5月に、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、また、それらを実現するための施策等を定めた「豊中市みどりの基本計画」を策定し、計画に基づく様々な施策を推進してきました。

その後、平成17年度（2005年度）に、みどりの現状を把握・分析し、それまでの施策に対する中間総括を行い、以後の施策推進において、「選択と集中」の手法も取り入れながら取組みを進めてきました。

それから10年を迎えるにあたり、この間の社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更等に対応し、新しい視点によるみどりづくりを推進するため、平成27年度（2015年度）から平成29（2017年度）年度までの3年間で現行計画を見直し、新たな計画を策定することとしました。

現在、その作業を進めており、平成27年度（2015年度）においては、衛星画像による緑被量調査及びアンケートによる市民意識調査により、みどりの現況を把握・分析するとともに、施策の進捗状況等の評価、個別施策の方針や課題等の整理により、この10年間の施策の効果等の検証を行い、本市のみどりの総合的な課題等の整理を行いました。

つきましては、これらの調査結果や施策効果の検証結果等を踏まえて、より効果的かつ実効性のある計画とするため、「第2次豊中市みどりの基本計画」の策定に向けて、新たな本市のみどりの確保目標や将来のあるべき姿、施策等の展開について、貴審議会でのご審議をお願いするものです。

5. 環境審議会からの答申

用語解説

あ行

愛護活動制度

地域の財産である公園・緑地などにおいて、地域住民と豊中市が協働とパートナーシップにより連携を図り、地域住民が主体となって、美化清掃などによる公園・緑地などの良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図る制度。

IPCC 第5次評価報告書

国連の下部組織である気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change：IPCC）によって発行される地球温暖化に関する5番目の報告書。この報告書では、「世界の平均気温の上昇は人為起源の二酸化炭素の累積総排出量と比例関係にある」ことなどが報告された。

生垣緑化助成金交付制度

民有地緑化を推進するため、豊中市が生垣を設置する市民に技術的助言及び助成を行う制度。

一時避難場所

空地面積が概ね 1,500m²以上の公園・運動場など、地震・火災時などの場合における一時的な避難場所として、「豊中市地域防災計画」に位置付けている場所。

雨水貯留施設

大雨が降った際に、雨水が一気に下水道管や河川に流れ込み、水があふれてまちが浸水してしまうことを防ぐため、公園や学校のグラウンドなどの施設の地下貯留槽などに一時的に雨水を貯め、徐々に排水することによって、下水道管などの負担を軽減する施設。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然との触れ合いの場の提供、気候変動による環境変化への適応、都市環境・水環境の改善、国土の保全など多面的な機能の発揮が期待できる。

NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21

豊中市の「環境基本計画」と共通の理念・目標を持ち、市民・事業者・行政が協働で取り組む市民行動計画「豊中アジェンダ 21」を具体的に推進する組織。

延焼遮断帯

大地震などで発生した市街地大火を遮断する

機能を果たす道路や河川、鉄道、公園などの都市施設や耐火建築物群などにより構築される帯状の不燃空間。

沿道緑化

道路に面した沿道部分に生垣や植栽帯を設置する緑化。

応援受入拠点

「豊中市地域防災計画」において、災害時における応援部隊の受入れ、活動及び物資輸送など、種々の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するために位置付けた拠点。

大阪の生物多様性ホットスポット

大阪府レッドリスト 2014 において選定された日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育する種の多様性が高い地域。

大阪府アドプト・ロード及びアドプト・リバープログラム

地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃などのボランティア活動に対して、大阪府と市町村が協力して、清掃道具の貸出しやごみの処理などの支援を行い、地域に愛されるきれいな道路や河川をつくる仕組み。

大阪府市ヒートアイランド対策基本方針

平成 26 年 3 月、大阪府と大阪市がこれまでに以上を協力し、効率的にヒートアイランド対策を行うため、最新の知見も踏まえて、今後のヒートアイランド対策の方向性などを取りまとめた基本的な方針。

大阪の生物多様性ホットスポット

大阪府レッドリスト 2014 において選定された日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育する種の多様性が高い地域。

大阪府レッドリスト

レッドリストとは、絶滅の恐れのある野生動植物などについて、絶滅への危険度に応じてランク付けしたもの。大阪府では、大阪府におけるレッドリストとして、平成 12 年に、「大阪府における保護上重要な野生生物・大阪府レッドデータブック」を作成し、平成 26 年に「大阪府レッドリスト 2014」として改訂した。

カテゴリー	定義
絶滅 Extinct (EX)	大阪府内ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧 Threatened	
絶滅危惧 I 類 Critically Endangered + Endangered (CR+)	大阪府内において絶滅の危機に瀕している種

	EN)	
	絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	大阪府内において絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	大阪府内において存続基盤が脆弱な種
	情報不足 Data Deficient (DD)	評価するだけの情報が不足している種

大阪ランドスケープ賞

大阪府が、みどりのまちづくりに貢献する「まちが美しくなるみどりづくり」（建物や公共施設のみどりで、周辺の街並みと調和した美しい景観となっているもの）、「まちが笑顔になるみどりづくり」（駅前や企業の敷地、公共施設における地域住民・団体による緑化活動など）に取り組みされた方々を表彰する「みどりのまちづくり賞」の愛称。

オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など、舗装や建築物、みどりなどによって覆われていない土地の総称。

屋上緑化

建物の屋上やベランダなどに植物を植えて行う緑化。みどりを創出するだけでなく、省エネルギーや都市の気温低減などに効果がある。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスとされる。

か行

開発許可制度

都市計画で定められる市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の実効を確保するとともに、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とし、一定の土地の造成に対する制限を行うことにより、新たな開発行為に伴う市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた「都市計画法」上の制度。

環境配慮奨励金交付制度

「豊中市企業立地促進条例」に基づく奨励金の一つで、製造業、道路貨物運送業、卸売業などを業種とする事業者を対象とし、準工業又は工業地域において、「豊中市環境配慮指針」に基づく緑化基準を超える緑地を整備している場合に奨励金の交付を受けることができる制度。

クールスポット

十分な木陰が得られる公園・緑地や水のせせら

ぎが感じられる河川・水路沿いなど、主に屋外空間において人が涼しく感じられる場所。

景観形成協定

「豊中市都市景観条例」に基づき、一定の区域内における良好な景観形成を推進するため、その区域内の住民や土地所有者などの関係者同士で、建物の形態や規模、緑化などの協定を結び、景観形成に有効で、関係者の多数に支持された協定内容であると認められたものを市長が認定する制度。

景観重要樹木

「景観法」に基づき、地域の歴史、自然、文化などから見て、良好な景観の形成に重要な樹木であると市長が認めて指定する制度。

建築協定

「建築基準法」に基づき、一定の区域内の土地所有者、借地権を有する者が、良好なまちなみの形成を目的にその全員の合意により、敷地規模や建物の用途、構造、形態などのルールを定めた協定が結ばれる制度。

公園の誘致距離

当該公園を利用する人の範囲を表す距離。従来は公園の種別ごとに国がその標準値を示していたが、より柔軟な公園整備を促進する観点から数値表示は廃止されている。

広域緊急交通路

災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ確に実施するための道路で、大阪府が指定する広域緊急交通路と市町村が指定する地域緊急交通路がある。

広域避難場所

延焼火災に対して、有効な遮断ができる空地で、次のいずれかに該当するものとして、「豊中市地域防災計画」に位置付けている場所。

①面積が10ha以上のもの

②面積が10ha未満の公共空地で、該当公共空地に隣接し、または、近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設及びその他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの

③土地利用の状況及びその他の事情を勘案し、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①または②に該当するものを除く）

公園の誘致距離

当該公園を利用する人の範囲を表す距離。従来は公園の種別ごとに国がその標準値を示していたが、より柔軟な公園整備を促進する観点から数値表示は廃止されている。

高水敷

複断面の河川で、常に水が流れる低水敷より一段高い部分の敷地。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されるが、洪水時には冠水する平坦な土地。

後方支援活動拠点

大規模災害発生時に被災者の救出救助などにあたる自衛隊、消防、警察などの広域的支援部隊が、活動拠点として集結、駐屯する場所。「大阪府地域防災計画」において、市内では服部緑地がこの拠点に位置付けられている。

コミュニティ

日ごろの生活や活動を通じてつくられる地域の住民や団体間のつながりや顔見知りの関係。

さ行

里山

集落や人里近くにある生活に結び付いた山や森林。

市街化区域

「都市計画法」に基づき定められた、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

自主管理協定制度

地域住民が公園・緑地や緑道などの維持管理に参加し、良好な環境の保全とコミュニティの形成を図ることを目的として、地域住民と豊中市がその役割を明確にした協定を結ぶ制度。

自然環境の保全と回復に関する協定

森林をはじめ、田畑、草原、河川や湖沼などの自然環境に影響を及ぼすような開発行為が行われる場合に、自然環境の急激な変化を和らげるため、「大阪府自然環境保全条例」第 28 条の規定に基づき、行為者と大阪府知事の間で緑地の確保を基本とする協定が結ばれる制度。

自然植生

原生林などの本来その土地に生育する植物の集団。

実感できるみどりづくり事業

大阪府が、市街地中心部や駅前などの多くの目に触れる場所で、緑化施設の整備や地域における緑化促進活動に取り組む民間事業者を「実感できるみどりづくり事業者」として認定し、それらにかかる経費の一部を補助する制度。

児童遊園

「児童福祉法」第 40 条に定められた児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊び場を提供し、その健康の増進と情操を豊かにすることを目的とする屋外型の施設。

市民農園

市街地に残る貴重な農地を活用し、市民が土に親しみ収穫を喜びとする園芸の場として利用できる農地。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、市長の指定を受けて市民緑地の管理などを行う緑地保全・緑化推進法人が、緑化地域又は緑化重点地区内において、住

民の利用に供する 300 m²以上の市民緑地を設置し、管理することについて、市長の認定を受ける制度。敷地に対する緑化施設の面積の割合が 20%以上であること、管理期間が 5 年以上であることなども認定の基準となる。

蒸散作用

植物体内の水分が体表から水蒸気として排出される現象。水が水蒸気へと気化するとき周囲の熱を奪うため、熱環境の改善に効果がある。

植生

ある場所に生育している植物の集団。

人工排熱

空調など建物に起因して発生する建物排熱、自動車の走行に伴う自動車排熱、工場などの生産活動に伴うエネルギー消費によって生ずる工場排熱など、都市のエネルギー消費などに伴って人工的に排出される熱。

新・豊南町地区整備計画

豊南町地区の住環境の改善と災害に強いまちづくりをめざして定めた計画。市では、この計画に基づき、公共施設の整備や木造賃貸住宅などの建替え支援などの取組みを進めている。

森林病害虫

マツの枯死の原因となる線虫類を運ぶマツノマダラカミキリ、ミズナラやコナラなどの枯死の原因となるカシノナガクイムシなど、樹木または林業種苗に損害を与える虫。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地などで、都市環境の保全に役立つなど、一定の要件に該当する一団の区域を都市計画に定めた地区で、適正な管理が義務付けられ、農地以外での使用を制限されている一方で、税制上の優遇措置などが適用される。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、長い歴史の中で様々な環境に適応して変化し、多様な生き物が生まれたが、これらの生命は一つひとつに個性があり、直接又は間接的に支え合って生きている。様々な生き物がいる「種の多様性」、同じ種の中の「遺伝子の多様性」、動物、植物、微生物などがおりなす「生態系の多様性」の3つのレベルの多様性がある。

生物多様性国家戦略

「生物多様性条約」及び「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。日本及び関連アジア諸国の自然環境や生物多様性の現状を踏まえた国家レベルの施策が示されている。

生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」に基づき、都道府県及び市町村が、単独または共同で定めることができる、当該都道府県又は市町村の区域内における生物

多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性国家戦略を基本としつつ、地域の実情に合わせた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた施策が示されている。

た行

第3次庄内地域住環境整備計画

庄内地区の住環境の改善と災害に強いまちづくりをめざして定めた計画。市では、この計画に基づき、公共施設の整備や木造賃貸住宅などの建替え支援などの取組みを進めている。

代償植生

二次林などの人間活動の影響によって置き換えられた植物の集団。

耐震性貯水槽

耐震性能を保持する構造・素材で構成された水槽設備。大規模な災害や震災に見舞われた場合、地中に埋設されている水道管が寸断され消火活動などに支障をきたす可能性があり、このような非常事態に備えて設置する水槽。

地域緊急交通路

災害が発生した際に、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害協力病院及び避難所などを連絡する道路。

地域自治組織

教育や福祉、防犯など、地域で活動する様々な分野の団体で活動する住民を含めた多くの人々が、それぞれの知恵や力を持ち寄って、自分たちの地域に必要な取組みを話し合う場。

地球温暖化対策計画

COP21 で採択された「パリ協定」や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえて、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために閣議決定された計画。温室効果ガスの削減目標として、2013 年度比で 2030 年度に 26%、2050 年度に 80%を位置付けている。

地区計画

「都市計画法」に基づき、一定のまとまりを持った地区を対象に、地区の特性に応じて、道路・公園などの配置や建物の用途、形態、緑化率などのきめ細やかなルールを定めた計画。

中心市街地にぎわい事業助成制度

豊中市が、中心市街地の活性化に効果のある事業を募集し、公益性や実現可能性、自立発展性、地域貢献性などを評価したうえで助成金の交付決定を行う公募型の助成金制度。市内に事務所を有する団体又は市内で活動を行う団体などが対象。

堤内地

堤防によって洪水氾濫から守られている土地。

都市計画公園・都市計画緑地

都市計画では、都市の発展を計画的に誘導するため、「都市計画法」に基づき、土地利用や都市施設、市街地開発事業などの計画を定めており、都市計画公園や都市計画緑地は、この中の都市施設として定められた公園・緑地のこと。都市施設の区域内では、建築行為などに制限が生じる。

都市景観形成推進地区

地区の景観を守り、つくり、活かすため、地区の特性に応じて区域及び方針並びに行為の制限を豊中市が定めた地区。住民や事業者などの発意により案となるべき事項を市に申し出ることができる。

都市公園

国や地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地のうち、「都市公園法」に基づき管理されているもの。設置目的や規模などに応じて、下表の種別に区分される。

種類	種別
住区基幹公園	街区公園
	近隣公園
	地区公園
都市基幹公園	総合公園
	運動公園
大規模公園	広域公園
	レクリエーション都市
国営公園	
緩衝緑地など	特殊公園
	緩衝緑地
	都市緑地
	緑道

都市公園移動等円滑化基準

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障害者などの移動上又は施設の利用上の利便性、安全性の向上のために定められた公園施設の設置に関する基準。

土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づき、道路や公園などの公共施設が未整備な市街地、市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、公共施設を整備又は改善し、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る事業。

豊中アジェンダ 21

豊中市の「環境基本計画」と共通の理念・目標を持ち、車の両輪のように市民・事業者・行政が協働で取り組む「市民行動計画」。

とよなかエコ市民賞

豊中市民の環境活動の輪を広げる取組みの一環として、平成 19 年度に創設した顕彰。とよなか市民環境会議により、市内における環境負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造などの取組みの中から、継続した活動実績があり、特に顕著な功績が認められる団体の活動を表彰している。

豊中市アダプトシステム

清掃などの内容について、地域団体と豊中市の間で覚書を交わし、団体は定期的な清掃・美化活動、市は清掃後のごみ回収など、双方が取り決めて沿って活動を行う仕組み。このほか、市では、活動団体名を表示したサインボードの設置、活動に必要な清掃用具の貸出しも行っている。

豊中市環境基本計画

「豊中市環境基本条例」に基づく計画で、同条例に掲げる環境理念や基本政策に沿った持続可能な社会の実現に向けた目標、基本方針、施策などを示している。なお、同計画は、行政はもとより、市民や事業者の環境面に関わる指針ともなる。

豊中市環境審議会

「豊中市環境基本条例」に基づき設置する執行機関の附属機関。「環境基本計画」や環境の保全及び創造に関することについて調査審議を行う。

豊中市環境配慮指針

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」の規定に基づき、一定規模以上の開発行為や建設・事業活動などに際して、環境の保全のための措置を実施する制度。環境に配慮すべき事項として「配慮項目」と「環境の保全のための措置」を示している。

豊中市公園施設長寿命化計画

豊中市の都市公園及び児童遊園における遊具施設・健康器具について、今後の老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図るため、適切な点検や維持補修などの予防保全的管理を含めて、計画的に長寿命化対策及び改築・更新を行うための計画。

豊中市公共施設等総合管理計画

公共施設の老朽化や市民ニーズの変化に対応するため、豊中市の公共施設マネジメントの基本方針を明らかにし、施設によるサービスが将来にわたって安定して維持できる仕組みを構築するための計画。

豊中市森林整備計画

「森林法」に基づく豊中市の「森林整備計画」で、森林の整備や保護に関する事項などを定めている。豊中市では、春日神社裏山の風致保安林の区域約2haをその対象としている。

豊中市総合計画

豊中市の市政運営の根幹となる最上位に位置付けた計画で、市政運営の基本方針を示す「基本構想」と取り組むべき施策の方向性を示す「基本計画」、具体的な施策・事業の内容を示す「実施計画」で構成している。

豊中市地域防災計画

防災に関して、豊中市の処理すべき事務や業務、市民が果たすべき役割などを定めた総合的かつ基本的な計画。地震、風水害などによる自然災害の「予防計画」「応急対策計画」「復旧計画」で構

成している。

豊中市地球温暖化防止地域計画

地球温暖化防止を目的として、豊中市域の温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みなどを示した計画。中期、長期、超長期の削減目標を設定し、具体的な対策とそれらを牽引する重点的な取り組み、市民、事業者、NPO、市の協働により推進していく考え方などを示している。

豊中市都市計画マスタープラン

豊中市が定める都市計画の総合的な指針として、都市計画の目標となる市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的・体系的に示した計画。市が定める都市計画はこの計画に即して定めている。

豊中市都市景観形成マスタープラン

景観形成に関する考え方を幅広い視点から捉え、各主体の協働と連携の取り組みをさらに多角的に進めていくため、景観を主眼とした法令などを示すことにとどまることなく、関連法令や制度を総合的・体系的に示しながら、これからの豊中市の良好な都市景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的とした計画。

豊中市都市デザイン賞

豊中市内の良好な都市景観の形成に寄与するデザインの建築物などを表彰する制度。良好な景観形成を先導するデザイン性豊かな建物や活動などの顕彰を通じて、周辺のまちなみ形成への波及効果や景観意識の高まりにつなげている。

豊中市特別緑地保全地区における制限行為の許可等に関する要綱

豊中市特別緑地保全地区において、建築物その他の工作物の新築や宅地の造成、木竹の伐採などの行為を行う際の許可申請の手続きなどについて定めるもの。

豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、豊中市の人口などの現状分析を行い、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すことを目的とした計画。

豊中みどりの交流会

豊中市でみどりに関する活動を行う市民や団体などが自由に参加し、情報交換や仲間づくりなどを行う交流の場。「花苗プロジェクト」や「みどりのカーテンプロジェクト」など、みどりに関する活動を通じた交流が行われている。

な行

ナラ枯れ

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミスナラやコナラなどが枯損する現象。

二次林

原生林（一次林）の伐採後や焼失後に生じる樹

林。

農空間保全地域

農地やため池、水路などが広がる農空間の保全と活用を目的に制定された「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農業者だけでなく府民の幅広い参加で遊休農地の利用促進を図るために定められた地域。農空間保全地域は、生産緑地地区、農業振興地域の農用地区域、市街化調整区域の概ね 5ha 以上の集団農地などが対象。

は行

花いっぱい運動

豊中市内の公園や道路、家の周りなどで花を育て、うるおいのあるまちなみを広げる運動。市は、市民、事業者または民間団体が行う花いっぱい運動に関する活動に対して、必要な助言、指導などの支援を行う。

バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活に参加するうえで支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるようにする整備又はその状態。

ヒートアイランド現象

冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加により温度が上がる現象。都市部にできる局地的な高温域の等温線が島のような形になることからヒートアイランドと呼ぶ。

ヒートアイランド対策大綱

ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民などの取組みを適切に推進するための大綱で、基本方針を示すとともに、実施すべき具体的な対策を体系的に取りまとめたもの。平成 16 年 3 月に策定されたが、その後の対策・調査研究などの実績、その他知見の集積及び関係府省における新たな施策の展開を踏まえて、平成 25 年 5 月に見直された。

ビオトープ

生き物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存・共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共存・共生できる生物生息空間を保全、創出又は復元した場所として捉えられるようになっていく。

ヒメボタル

ゲンジボタルやヘイケボタルなどの幼虫期を川などで過ごすホタルとは異なり、幼虫期を含めた一生を陸の上で過ごすホタル。3 都道府県で絶滅危惧種、大阪府を含む 8 都道府県で準絶滅危惧種に指定されており、豊中市では春日町 2・3 丁目の一部に生息している。

風致地区

都市における自然的景観を維持するため、「都市計画法」に基づく地域地区の一つとして指定される。建物などの建設や樹木の伐採などの制限が生じる。

風致保安林

「森林法」に基づき、名所又は旧跡の風致の保存を目的として指定される森林。

プレイパーク

従来の公園のような既存のブランコやシーソー、鉄棒などがあるお仕着せの遊び場と違い、一見無秩序のように見えて、子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる場。

壁面緑化

建物などの壁面をつる植物などで覆う緑化。みどりを創出するだけでなく、省エネルギーや都市の気温低減などの効果がある。

防災街区整備地区計画（庄内・豊南町地区）

庄内・豊南町地区の市街地における火災の延焼拡大を抑制し、まちの不燃化を図るため、建物の構造に一定の基準を設けて、燃えにくい建物にするルールを定めた計画。

防災活動拠点

災害時に種々の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するための拠点。「豊中市地域防災計画」では、防災活動拠点として、防災中枢拠点、市域防災拠点、地区防災拠点、応援受入拠点を位置付けている。

防災緑地網

災害時における避難場所あるいは救援活動などの拠点として防災上重要な役割を持つ公園や緑地が形成するネットワーク。

ポケットパーク

本来は高密度な都心部の中高層ビル街の一角などにつくられた小さな公園のことを指す言葉。広くは都心部に限らず市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペース。

保護樹等助成金交付制度

「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、一定の基準を満たす樹林・樹木を所有者又は占有者の協力を得ながら保護樹・樹林に指定し、管理費の一部を助成する制度。

ま行

まちづくり協議会

「豊中市地区まちづくり条例」に基づき、地区住民が自らの土地、建物等の利用の改善、その他の地区環境の整備を推進することを目的とし、その活動が地区住民の多数の支持を得ているなどの一定の要件に該当するとし、市長の認定を受けた住民組織。

松くい虫防除事業助成金等交付制度

豊中市内において、伐採などの松くい虫防除事

業を実施しようとする者に対して、市が経費の一部を助成する制度。

マント・ソデ群落

マント群落とは、森林の周囲に発達するつる性植物や低木の植物のまとまりのことで、ソデ群落とは、森林の周囲に帯状に発達する草などの植物のまとまりのこと。森林内に日光や風が必要以上に侵入するのを防ぎ、森林を保護する役割をしている。

マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホール上に設置し、災害時に専用テントや便器を設置することで簡易トイレとして使用できる設備。

水循環システム

海や河川の水が蒸発し、大気中で蓄えられた水蒸気が雨として地表を流れ、再び海や河川へと流入する一連の循環。

みどりの大阪推進計画

市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもので、大阪府のみどりにおける総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示した計画。

みどりのカーテン

ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物でつくる自然のカーテン。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周囲の気温が下がり、空調機の使用抑制などの省エネ効果が期待される。

みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じて、大阪府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や官民一体によるみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現を図るため、大阪府が重点的に施策を推進する区域。

みどりの風の道形成事業

みどりの風促進区域において、大阪府が、地域住民や事業者などが行う緑化活動などに対して、知事が適当と認める場合に支援を行う事業。

みどりの別荘づくり

市民の生涯学習、子どもたちの情操教育の場として、豊中市立青少年自然の家のリニューアルに合わせて、自然触れ合い型の公園を市内外に整備することを検討する、「豊中市みどりの基本計画（平成11年策定）」において定めた施策。

みんなで育てる花いっぱいプロジェクト

子どもたちが育てた花の苗を通して、人々の結びつきや地域の結束力を固めることで地域力の向上を図るとともに、都市緑化を推進し、みどり豊かなまちづくりが進むことを目的とする仕組み。大阪府が3年間、小中学校などに土や種、苗などの資材の支給と技術支援などを行い、育てた花は、学校内の緑化や道路などの地域の緑化に

活用されている。

や行

ヤブツバキクラス域自然植生

常緑広葉樹林の主要な生育域内において発達した自然植生のことで、ヤブコウジ・スタジイ林などが含まれる。

ヤブツバキクラス域代償植生

常緑広葉樹林の主要な生育域内において発達した代償植生のことで、コナラ・クヌギ・アカマツ林などが含まれる。

ら行

ライフサイクルコスト

構造物などの計画、設計から建設、維持・管理、解体、撤去、廃棄に至るまでの生涯費用。初期費用のイニシャルコストと維持管理費用などのランニングコストから構成される。

ランドマーク

地域の目印となり、その地域を特徴づける重要な景観構成要素。

立体都市公園制度

適正かつ合理的な土地利用を図るうえで必要な場合に、都市公園の区域を立体的に定めることで、都市公園の下部空間に「都市公園法」の制限が及ばないことを可能とした制度。

緑陰

樹木の枝葉によって形成される木陰。

緑視率

日常生活の実感として捉えられるみどりの量について、特定の方法で撮影した写真の中に占めるみどりの割合。

緑地協定

「都市緑地法」に基づき、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて緑地保全又は緑化に関する協定が結ばれる制度。

緑化事業基金

豊中市のみどりの保全及び緑化の推進のために積み立てている基金。都市のみどりを守り、つくるための様々な事業や啓発に活用している。

緑化樹等配付制度

地域における緑化の推進に関する活動に対して、豊中市が緑化樹や緑化用パークの提供などの必要な支援を行う制度。緑化意識の高揚、緑化運動の推進及び循環型社会の形成を図り、市民などの参加によるみどりのまちづくりに寄与することを目的としている。

緑化地域

「都市緑地法」に基づき、良好な都市景観の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内におい

て緑化を推進する必要がある区域として定めた地域。一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられている。

緑化リーダー

豊中市が開催する「緑化リーダー養成講座」の初級、中級、上級のコースを受講し、修了した地域において緑化を推進する指導者のこと。3年間のすべてのコースを修了した者で豊中緑化リーダー会を組織し、地域や学校などの緑化活動や「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」の活動支援などに取り組んでいる。

